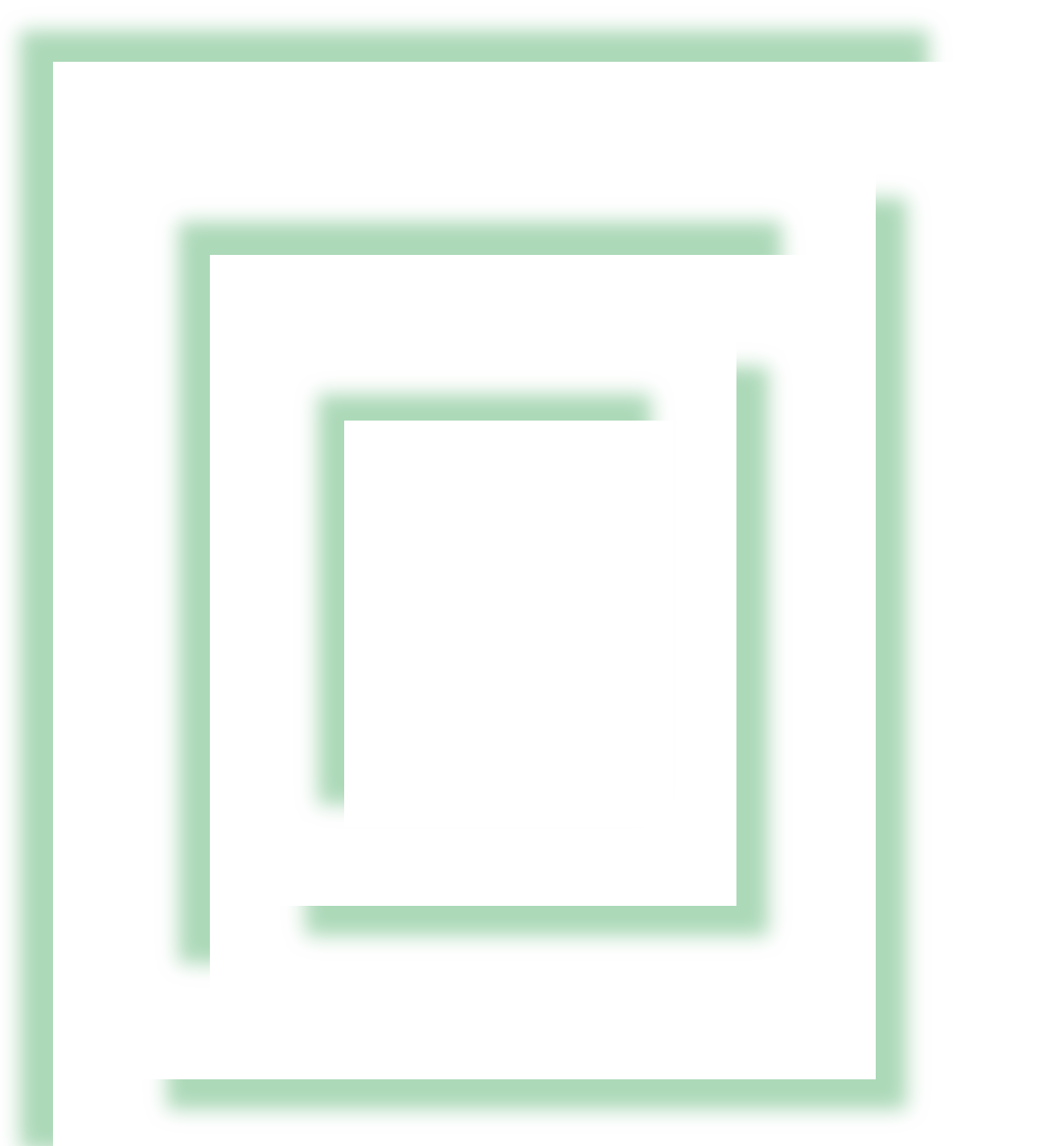


2020(令和2)年11月

日本私立短期大学協会創立70周年記念号

短期大学教育 76号

地域社会を支える短期大学



日本私立短期大学協会

2020(令和2)年11月

日本私立短期大学協会創立70周年記念号

短期大学教育 76号

地域社会を支える短期大学

日本私立短期大学協会

• contents •

■ 巻頭言 創設70周年目の感謝と願い

日本私立短期大学協会 会長 関口 修 4

■ 祝 辞

文部科学大臣 萩生田 光一 6

■ 日本私立短期大学協会創立70周年記念を迎えるにあたって

創立70周年記念事業企画委員会 委員長 麻生 隆史 8

■ 今後の短期大学の発展に向けて

秋草学園短期大学 学長 北野 大 12

■ 短大卒業生の活躍を Watch!

- 介護福祉士からのスタート 帯広大谷短期大学 卒業 東辻 俊平 18
- 公務員試験を突破して活かされた司書資格 聖和学園短期大学 卒業 内山 陽加 22
- ミシュランの星をめざして 国際学院埼玉短期大学 卒業 伊東 龍之介 26
- みんなから頼られる保育士になるために 貞静学園短期大学 卒業 太幡 英輝 30
- 栄養教諭として子どもたちに寄り添いたい
名古屋文理大学短期大学部・名古屋文理大学 卒業 安井 咲 34
- 戦闘機の美しさに魅せられて 滋賀短期大学 卒業 加藤 宏実 38
- 迷ったときには踏み出してみる！ 大阪成蹊短期大学 卒業 谷口 智子 42
- システムエンジニアの仕事は世の中の生活をさらに豊かにすること
山口短期大学 卒業 有田 直矢 46
- パタンナーとして肩の力は抜いても、手は抜かない
香蘭女子短期大学 卒業 山道 ちなみ 50

■ 日本私立短期大学協会 委員会報告

学生生活に関する調査からみる学生の変化と短期大学の特色について

学生生活委員会 54

短期大学卒業生の未来にむけての就職支援

就職問題委員会 66

短大クエスチョンの足跡

広報委員会 102

■ 短期大学の10年の歩み

私立短期大学を取り巻く文教施策の変遷

文部科学省高等教育局大学振興課 114

● 短期大学の現状

■ 短期大学教育功労者 被表彰者一覧

138

■ 60周年以降10年の歩み

年表 & 解説

142

● 地域貢献と教育の機会均等の実現 ～私立短期大学～

● 支部別会員校一覧

258

● 編集後記

269



創設70周年日の感謝と願い

日本私立短期大学協会 会長
郡山女子大学短期大学部 理事長・学長

関口 修

制度創設70周年を迎えられましたことは関係各位の御協力の賜物と深甚なる感謝と御礼を申し述べます。

就中、三笠宮家、高円宮家には殊の外、学生・教職員が多大な御薫陶を頂いており、誠に有り難い事であります。また、文部科学省には監督官庁として大臣各位をはじめ、高等教育局関係各位の御導きに深謝いたしているところでもあります。更には、多様な課題に適切な御支援を戴いております議員連盟各位による御助言にも感謝であります。

御承知の如く、短期大学制度は戦後間もない昭和24年、お茶の水女子大学の講堂で新制度の説明会が行われ、翌年には許認可の運びとなりました。この制度が設けられた必要性は戦後の学制改革による学校教育制度の改革に依拠していました。


抜本的改革を求めた連合国側は米国の制度を採り入れるべく、GHQにより米国の教育関係者数十人の使節を招聘いたしました。

変革の柱は、先ず中学校を義務教育化したことで、これによる教員数の不足が生じ、急遽、暫定的に2年制大学制度を創設、名称を短期大学として、それに教職員免許を付与することとしました。この免許制度は幼小中学校教員2級免許でした。

制度発足により日本私立短期大学協会が誕生し、歴代先達の御尽力により昭和39年に念願の恒久的制度へと移行いたしました。

御尽力を戴いた先達の会長は、初代・松本生太氏を始め、内藤敬氏、佐瀬恒氏、公江喜市郎氏、越原公明氏、酒向誠氏、小尾弐雄氏、佐久間彊氏、川並弘昭氏、佐藤弘毅氏がリードし、事務局長には初代・本間忠彦氏を始め、中原稔氏、富永嘉道氏、深瀬巖氏、鈴木武夫氏、杉田均氏、佐藤存氏があたられました。余多のご貢献に感謝いたしますと共に、副会長、常任理事、理事の各位には各種委員会など献身的に協会の繁栄に御尽力を賜りましたこと、時の流れを忍び、感謝の誠を捧げます。

近未来の短期高等教育の発展を思いますと、少子化による進学者の減少、デジタル化への対応、地域社会の変容や国際社会の変化に伴う経済の動き等々、課題山積の状況ではありますが、会員の皆様の協力と努力で大きな山を乗り越えて行かねばなりません。



今後、解決して行かなければならない第一の課題は、制度の本質に適した名称に変更しなければなりません。学修年月をもって制度名とする意図は世界中に例がないのではないのでしょうか。短期の大学と称する名称は暫定対応の意図です。国際化の現在、暫定的名称の高等機関があることは真理の探究とは懸け離れております。学校教育法には、短期大学は「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる」と定められています。本質に相応しい名称でなければなりません。従って学位についても同様に、短期大学士の名称は英訳が不可能です。これら名称の設定には国家の品格ばかりか学生の学習意欲にも影響するものではないのでしょうか。

学習や研究の質をもって地域社会の発展に貢献している短期大学は、教育と研究の質保証の観点から米国西部地区の高等教育評価機関と連携を図り、教育内容の評価研究に取り組んでいるところです。余多、不可解な教育機関名称が混在している現在、学校教育法に照らして適切な抜本的制度改定が不可欠です。

短期大学制度発足以来70年の歳月を振り返れば、卒業生の多くは地域社会の中核として不可欠な存在となり、健全な社会の維持に貢献しております。

多様な価値観に伴う評価基準は、貴重な思索をも育みますが、平和な社会の維持発展には真理探究の制度であるべきです。

日本私立短期大学協会は関係各位による一層の御協力を賜るべく、旧倍の努力を重ねて参る所信を記し、御挨拶と致します。



文部科学大臣祝辞

文部科学大臣

萩生田 光一

日本私立短期大学協会が創立70周年を迎えられますことを心からお喜び申し上げます。

短期大学制度は、昭和25年、戦後の学制改革に伴い新しい学校制度として発足しました。以来、短期大学は、身近な高等教育機関として、産業の発展と多様化に応じ職業教育を充実させ、特に女性の高等教育需要の高まりに応え女性の社会進出を推進するなど、我が国の高等教育機会の拡大に多大なる貢献をしてこられました。

これもひとえに、日本私立短期大学協会の皆様をはじめ、制度創設時から今日まで、短期大学教育の充実発展に御尽力いただいた関係の皆様方の並々ならぬ御努力の賜物であると深く敬意を表します。

日本私立短期大学協会は、私立短期大学の自主性と公共性を高め、その健全な発展に寄与することを目的として、短期大学制度の発足と同じ年に創立され、今年で70周年を迎えることとなりました。貴協会は、北海道から九州まで9つの支部を置き、各私立短期大学の活動を支援するなどの取組を行ってきており、我が国の高等教育の発展に大きく寄与されてきました。

我が国の短期大学教育の主な担い手である私立短期大学は、その多くが地方都市に設置され、地域における高等教育の機会均等の確保に大きく貢献されています。また、入学生のうち地元出身者の割合が比較的高く、卒業生の多くは地元で就職し地域の中核的人材として活躍していることから、地域に根差したアクセスしやすい身近な高等教育機関として、特に地元若年層を定着させる上で重要な役割を果たしてこられています。

現在我が国における社会構造や産業構造は、新型コロナウイルス感染症の影響も受け、より一層の急激な変化が見込まれており、高等教育の在り方においても大きな転換期を迎えております。そのような中で、短期大学が、引き続き社会に必要とされる人材を育成し、地域貢献を果たしていくためには、これまでの短期大学の実績や特長を踏まえつつ、自治体や産業界、他の高等教育機関等ともそれぞれの強みを活かして連携協力しながら、自らの個性・特色を明確にした上で、学生のニーズをくみ上げて、多様性と柔軟性を確保した教育研究体制や学修者本位の学修などを実現し、教育の質を高めていくことが重要です。

さらに、急激な変化への適応力がますます必要になる社会においては、生涯を通じて切れ目なく質の高い教育を用意し、いつでも有用なスキルや知識、必要な能力を身に付けられる学び直しの場が必要になります。また、結婚や育児等で仕事を一時的に離れていた方に対しての就労支援や高齢者の学習ニーズの高まりなどに応えるためにも、短期大学は、地域でアクセスしやすいという特長を活用した生涯学習機能を、これまで以上に積極的に提供することが期待されます。

私立短期大学では、これまでも、学校教育法の「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成する」という短期大学の目的と、私立学校としての建学の精神に基づく独自の校風の下、それぞれの地域において、特色豊かな教育実践により、多様な教育機会を提供してこられました。今後とも、高等教育機関の一翼を担う重要な存在として、一層の充実・発展をお願い申し上げます。

文部科学省といたしましても、短期大学がこれまで果たしてきた役割の重要性に鑑み、引き続き短期大学振興策の充実に取り組んでまいります。

結びに、日本私立短期大学協会が70周年を契機としてますます発展されることを期待するとともに、協会関係者の皆様のますますの御健勝、御活躍を心より祈念いたしまして、お祝いの言葉いたします。

(令和2年11月12日)

日本私立短期大学協会創立70周年記念を 迎えるにあたって

創立70周年記念事業企画委員会 委員長
日本私立短期大学協会 副会長
山口短期大学 理事長・学長

麻生 隆史

日本私立短期大学創立70周年記念にあたり、記念事業企画委員会の委員長として関口会長から命を受け、昨年から計画や諸準備を行ってきました。記念事業の年である令和2年（2020年）は、私たち短期大学関係者のみならず日本全体さらには世界全体で今まで経験したことのない大変な年になりました。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）という未知の疾病により私たちの生活は一変することとなりました。世界保健機関（WHO）も今回の事態を全世界型パンデミックと認定し、日本においてもこのウイルスの拡大が徐々に進み、政府は緊急事態宣言を発出するに至りました。現在まで多くの感染者や感染症により亡くなられた方もおられ、心理的にも全世界が恐怖にさいなまれています。私たちの通常の生活においても、手洗い、消毒、マスク着用、ソーシャル・ディスタンス保持、屋内の換気等による感染防止策をとることが定常化されました。現在、全世界において新型コロナウイルスに対するワクチン開発が急ピッチで進められていますが、残念ながら未だ有効なワクチンはありません。もちろん学校もその影響を受け、令和2年度入学者選抜の一部や、3月末の卒業式（学位記授与式）が例年のような形態での式典として実施できない短期大学も多くありました。新年度を迎え入学式・オリエンテーション等は、ほとんどの短期大学において見直した形での実施になりました。特に希望を抱いて入学してきたばかりの新入生は不安であったと思います。日本政府は、感染者・死亡者増にあたり、（改正）新型インフルエンザ等対策特別措置法により令和2年4月7日、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、及び福岡県に緊急事態宣言を発出しました。また、4月16日にはこの緊急事態宣言の対象区域が全国へと拡大しました。最終的には5月25日まで延長されることになりました。この間、強制力はないものの私たちの行動は大幅に制限され、学校もその規制対象となったため、短期大学もこの間通常の授業が実施できず、多くの短期大学ではオンライン授業・メール・レポート等で対応せざるを得ませんでした。今日に至っても、学内行事等の様々なイベント中止や変更を余儀なくされています。短期大学のみをのこを列挙しましたが、全ての業種で同様のことが起きました。この事態は、日本全体の消えた2ヶ月と言っても過言ではないでしょう。

また、本年は56年ぶりに東京の地で開催される世界的スポーツの祭典の年でしたが、令和2年3月24日新型コロナウイルスの感染が世界に拡大する中であるので、東京オリンピック・パラリンピックが延期されることとなり、令和2年3月30日には令和3年（2021年）夏に延期されることが決まりました。私たちにとっても、世界中のアスリートにとっても大変残念な事態となりました。

現時点でも新型コロナウイルス感染症は、無症状の感染者がある程度いることを考えれば、自分がかかり感染している場合を想定して他者には感染させない配慮と、自分が感染しない感染防止策を考えるべきです。これはウイズコロナと呼ばれ、新型コロナウイルス感染症が存在する社会において平常の社会生活や経済活動ができるシステムを構築していくことです。さらに、新型コロナウイルス感染症の収束もしくは有効なワクチンが行き渡った後に、どのような社会活動や経済活動が望ましいのかを考えることも重要です。これはアフターコロナと呼ばれています。ここで、アフターコロナにおいて短期大学に及ぼす影響を考えてみると、私たちが今回の新型コロナウイルス感染症の経験から、地方から大都市圏の大学に入学するよりも身近な地域の大学に進学したほうが良いと考える志願者や保護者が少なからず増えることです。大学の中でも短期大学は地域に密着した身近な高等教育機関として活性化していくこととなります。また、短期大学が養成してきた幼児教育・保育・栄養・看護・介護等の卒業生達が活躍していることは、今後新たな感染症等が出現した際にも、最も社会に貢献できる人材を養成している短期の高等教育機関として見直されるでしょう。短期大学は、医師等を支える医療・介護従事者や教育・保育従事者として誇りをもって先端で働くための免許・資格が取得できる質の高い人材を養成していることを強みとしなければなりません。

前回の私立短期大学協会創立60周年記念から10年の歳月が流れました。この十年間に私たちが忘れてはならない自然災害や気候変動がもたらす災害が多発しています。東日本大震災や熊本地震をはじめとする各地で頻発する地震、地球温暖化が起因であろうゲリラ豪雨、線状降水帯によって引き起こされた水害・土砂災害等様々な心が痛む事象です。ここに、2010年～2020年の10年間に発生した主な災害等をまとめてみました。

2030年に向けて、今後私たちにとって災いのない10年であることを願い、80周年記念事業が盛大に実施できることを望むばかりです。

2010年～2020年の主な自然災害・家畜伝染病・疫病・感染症等

2010	2月28日	チリ地震による津波
	3月～7月	家畜伝染病口蹄疫の流行
	6月11日～7月19日	梅雨前線による西日本から東日本にかけての大雨
	10月18日～21日	前線による奄美地方の大雨
2011	2月1日	霧島山（新燃岳）噴火
	3月11日	東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）
	7月27日～30日	平成23年7月新潟・福島豪雨
	8月30日～9月5日	台風第12号による大雨・暴風
	9月15日～22日	台風第15号による暴風・大雨
2012	1月～2月	高病原性鳥インフルエンザの流行
	4月3日～5日	低気圧による西日本から北日本にかけての暴風・高波
	5月6日	茨城県、栃木県竜巻被害
	7月11日～14日	平成24年7月九州北部豪雨
	8月13日～14日	前線による近畿中部の大雨
	9月15日～19日	台風第16号及び大気不安定による大雨・暴風・高波・高潮
2013	4月13日	淡路島地震（兵庫県淡路島付近を震源とする地震）
	7月22日～8月1日	梅雨前線及び大気不安定による西日本から北日本の広い範囲での大雨
	8月9日～10日	大気不安定による秋田県・岩手県の大雨
	8月23日～25日	島根県で記録的な大雨
	9月15日～16日	台風第18号による大雨
	10月14日～16日	台風第26号による暴風・大雨
2014	2月14日～19日	関東甲信・東北・北海道で大雪・暴風雪
	4月13日	熊本県にて鳥インフルエンザ発生
	7月6日～11日	台風第8号及び梅雨前線による大雨・暴風
	7月30日～8月26日	平成26年8月豪雨（台風第11号・第12号）
	9月27日	御嶽山噴火
	10月4日～6日	台風第18号による大雨・暴風
	11月22日	長野県北部地震

2015	5月29日	口永良部島の噴火
	6月2日～7月26日	梅雨前線及び台風第9号・第11号・第12号による大雨
	9月7日～11日	平成27年9月関東・東北豪雨（台風第18号）
2016	4月14日	熊本地震
	6月19日～30日	梅雨前線による西日本を中心とした大雨
	8月16日～31日	台風第7号・第9号・第10号・第11号及び前線による大雨・暴風
	10月8日	阿蘇山噴火
	10月21日	鳥取県中部を震源とする地震
2017	7月5日～6日	平成29年7月九州北部豪雨（台風第3号）
	9月13日～18日	台風第18号及び前線による大雨・暴風等
	10月21日～23日	台風第21号及び前線による大雨・暴風等
2018	1月23日	群馬県草津白根山噴火
	1月22日～27日	関東甲信地方・東北太平洋側大雪・日本海側暴風雪
	2月3日～8日	北陸地方平野部中心に日本海側で大雪
	4月9日	島根県西部地震
	6月18日	大阪府北部を震源とする地震
	6月28日～7月8日	平成30年7月豪雨（西日本豪雨、台風第7号）
	9月3日～5日	台風第21号による暴風・高潮等
	9月6日	北海道胆振東部地震
	9月28日～10月1日	台風第24号による暴風・高潮等
2019	2月21日	北海道胆振地方中東部を震源とする地震
	5月25日	千葉県南部を震源とする地震
	6月18日	山形県沖を震源とする地震
	8月4日	福島県沖を震源とする地震
	8月26日～29日	九州北部地方を中心に前線による大雨
	9月9日	令和元年房総半島台風（台風第15号）
	10月10日～13日	令和元年東日本台風（台風第19号）
	10月24日～26日	低気圧等による千葉県・福島県の大雨（台風第21号）
2020	1月～	新型コロナウイルス感染症の流行
	7月3日～31日	令和2年7月豪雨（熊本県を中心に九州や中部地方など日本各地で発生）
	9月4日～7日	台風第10号による暴風・大雨

今後の短期大学の発展に向けて

秋草学園短期大学 学長

北野 大

1. 初めに

日本私立短期大学協会の創立70周年、誠におめでとうございます。私が現在お世話になっております秋草学園は昨年創立70周年を迎えました。日本私立短期大学協会とほぼ同じ時期に発足し、同じ時代を過ごしてきたことに感慨を覚えます。



2. 短期大学とのかかわり

私自身の自己紹介を兼ねて短期大学とのかかわりをまず述べます。昭和47年（1972年）に大学院博士課程を修了し財団法人の研究所で研究生活を続けていました。昭和から平成に移るころだったと思いますが、たまたま知り合いの方が淑徳短期大学（現在は淑徳大学短期大学部）の教授をしており、その方の依頼で数年間、淑徳短期大学食物栄養学科で非常勤講師として、毎週土曜日に環境関係の授業を担当しておりました。

平成5年の秋でしょうか。大乘淑徳学園の理事長先生から平成6年から短期大学の専任の教授にならないかとのお誘いがありました。このお誘いは私自身に今後研究所で役員の道を選ぶか、それとも教育者の道を選ぶかの判断を迫るものでした。結果的には給与は減りましたが、私は一も二もなく教育者の道を選び、平成6年（1994年）に淑徳短期大学食物栄養学科に専任教授として赴任しました。それは後述する様に、今後も我が国の発展には教育が大きな役割を果たすと考えたからです。淑徳短期大学の教員を2年間勤務した後、淑徳大学および明治大学を経て平成29年（2017年）からご縁を得て秋草学園短期大学に学長として勤務しております。

23年ぶりの短期大学勤務です。その間、短期大学をめぐる大きな変化があったことは事実です。私が淑徳短期大学に専任教授として赴任した時の全国の短期大学数は593（最大は平成8年の598校）でしたが、4年制大学（6年制もありますが本稿では4年制大学と記述します）に改組転換、または学生募集停止などで令和元年には326校と半減しております。また学生数も平成5年はピークで約53万人でしたが、現在は11万3千人と最盛期の20%程度に大幅に減少しています。この原因として18歳人口の減少、女子の4年制大学志向などが考えられます。また、企業では合理化の名のもとに一般事務職の採用減があることも事実です。

確にかつては企業へ行きますと、受付には女子社員がおり、応接間にはたばこセットがありました。現在では受付には電話機のみ、応接間にはたばこなど置いてある企業は皆無といえます。まさに隔世の感です。

3. 我が国における教育の意味、教育により人的資源の養成

今後、短期大学が何を指すべきかは後で述べたいと思います。ここでは、我が国における教育の役割について考えます。江戸時代、約200年もの鎖国を経て開国した我が国は、開国間もない明治28年（1895年）に当時の眠れる獅子といわれた清を、また明治37年（1904年）には大国ロシアを相手に戦争をし、勝利しました。私自身は戦争を決して賛美する者ではありませんが、開国後このようなわずかな期間において、なぜ大国相手の戦争で勝つことが可能となったのでしょうか。それは人間を資源にする教育が全国にあったためです。

資源といえますと、鉱物資源やエネルギー資源を考えますが、現在では鉱物資源は自給できるのが石灰石ぐらいであり、鉄、銅、アルミニウムなどはほとんどが輸入です。エネルギー資源に至っては石炭を除き石油や天然ガスはほとんど産出しません。その石炭もエネルギーの流体化革命により、現在は商業的に経営されている炭鉱はありません。しかし、我が国には人材という素晴らしい資源があります。サウジアラビアに赴任した日本の役人がサウジアラビアの国王の前で、サウジの豊富な石油資源を羨んだところ、王様から「なにを言っているのだ、日本には人間という資源があるではないか、その人間という資源は石油と異なり再生産が可能な資源だ」と言われたという話があります。

一方、東南アジアやアフリカの多くの国が独立後もいまだに途上国として援助を受けているのは、決して彼らが優秀でないとか怠惰であるとかいうことではありません。コメも二期作、場合に

Profile

《略 歴》

1942年 東京都に生まれる
1972年 東京都立大学 大学院 工学研究科 工業化学専攻 博士課程 修了（工学博士）
（勸）化学物質評価研究機構 企画管理部長を経て
1994年 淑徳短期大学 食物栄養学科 教授
1996年 淑徳大学 国際コミュニケーション学部 経営環境学科 教授
2004年 同 人間環境学科 教授
2006年 明治大学 理工学部 応用化学科、同大学院 理工学研究科 応用化学専攻 教授
2008年 明治大学大学院 理工学研究科 新領域創造専攻 教授
2013年 淑徳大学 総合福祉学部 教授
2014年 淑徳大学 人文学部 表現学科 教授
2017年 秋草学園短期大学学長、淑徳大学名誉教授 現在に至る

《主要表彰》

2004年 日本分析化学会 技術功績賞
2006年 環境科学会 学会賞
2008年 環境大臣表彰
2019年 消防庁長官表彰

《著 書》

「人間・環境・安全」共立出版、「ごみ・リサイクル・ダイオキシン」研成社、「環境くらし学」研成社、「循環型社会への提言」研成社、「資源・エネルギーと循環型社会」三共出版、「難燃学入門」化学工業日報、「暮らしと環境科学」東京化学同人、「環境科学」東京化学同人、「安全学入門 I、II、III」研成社など多数

よっては三期作が可能であり、台風も来ません。気候も温暖であり短パンとTシャツがあれば1年中過ごせます。ひるがえって、日本は四季の豊かさはありますが、冬の北海道ではとても短パンとTシャツでは過ごせません。台風が年に何回も上陸し、また地震もあります。このような自然の厳しさが、国民を勤勉にしたに違いありません。

繰り返しますが、日本の資源は人間すなわち人材であり、人間を人材にするには教育が必須です。大分県日田市に咸宜園という私塾がありました。江戸時代後期、全国各地に藩校や私塾ができ、教育への関心が高まっていた文化2年(1805年)、豊後・日田の儒学者・廣瀬淡窓(ひろせ・たんそう)が、長福寺の学寮で開塾しました。その後、咸宜園は、淡窓没後も門下生に引き継がれ、明治30年(1897年)に閉塾するまで、およそ5,000人もの門下生が学んだ最大規模の私塾となりました。ちなみに現在の県知事は廣瀬淡窓先生の末裔と聞いています。門下生には大村益次郎や高野長英がおります。

日田駅へは久留米駅または大分駅から鉄道でそれぞれ1時間及び2時間、飛行機では福岡空港から博多駅経由、高速バスで約2時間もかかります。廣瀬知事には叱られますが、現在でも決して便利であるとは言えません。

咸宜園の教育方針は、

- (1) 三奪法 入門時に学歴、年齢、身分を問わず、すべての門下生を平等に扱う
- (2) 月旦評 月の初めに門下生の成績を公表することで学習意欲を起こさせる
- (3) 規約 規則正しい生活を実践させる
- (4) 職任 門下生に塾や寮を運営させる

であり、この方針は現在でも十分に意味がある教育方針です。

4. 環境と調和した我が国のライフスタイル

少し本題からは横道にそれますが、江戸時代以来いかに日本人が教育に基づく生活の知恵で自然と調和した生活を送っているかを紹介します。

私自身は環境安全学が専門です。大した資源もなく、狭い国土に多くの人を抱えて生きてきた生活の知恵は環境的に言えば世界に誇るものです。例えば江戸時代の完全ともいえる循環型社会、例えばし尿を肥料にするなどにその例を見ることができます。英国ではかつてし尿をテムズ川に流したため、悪臭に耐えられず英国議会議会が閉会したという記録もあるくらいです。また、お風呂にしても、一人はいるごとにすべてのお湯を入れ替える西洋式に比し、我が国では浴槽のお湯はその都度取り換えません。このようにして、西洋式では一回に250Lのお湯を使うのに対し、日本式では90Lですみます。これは必ずしも定常的でない降水に依存する水資源の有効な利用法です。また狭い部屋の有効利用として、ちゃぶ台を出すことで食堂に、ちゃぶ台で勉強することで勉強部屋に、ちゃぶ台をたたんで布団を敷けば寝室に早変わりです。寒い冬に部屋の中でなべ料理を楽しむことは部屋の加湿と暖房になります。また蒸し暑い夏を少しでも涼しくするために「打ち水」を行うこと、これは水の大きな蒸発潜熱をうまく利用していること、また家の西側に落葉樹を植え、夏は葉で西日を遮り、冬は直接西日を部屋に入れること、緑のカーテンとも言いますが、なども素晴らしい知恵です。

阪神・淡路大震災でも市民はきちんとルールを定め、それに従い、暴動、略奪など一切起こらなかったことは海外でも高く評されました。なぜ、このような知恵が発明され、国民がきちんとルールを守ってきたか、それは日本人の高い教育のおかげです。

5. 短期大学の現状

以下の事項は読者の皆様には自明のことですが、整理しておきたいと思います。短期大学制度ですが、昭和24年（1949年）の学校教育法の一部改正により、

- (1) 旧制の高等学校、専門学校のうち、新制大学に転換することが困難であるものの救済（新制高等学校卒業者の進路の確保）
- (2) 保護者及び学生の経済的負担の軽減
- (3) 短期間における実務者の養成、女子教育の要望

などを踏まえ、暫定的な制度として昭和25年（1950年）に発足し、その後、学校教育法一部改正で短期大学は恒久的制度とされました。また平成17年（2005年）には短期大学卒業生に対する「短期大学士」の学位授与制度が創設されております。

先にも述べたように短期大学の学校数及び学生数は、平成5年から平成8年までをピークとして、その後は減少し続け、令和元年（2019年）5月現在の学校数は、公立短期大学17校、私立短期大学309校の326校となっており、学生数は約11万3千人で、そのうち約90%を女子学生が占めています。

最も学生数の多い専門分野は教育系で、全体に占める学生比率で約37%で、短期大学の学生総数が減少している中でも教育系は微減に止まっています。

また先述の通り短期大学卒業生には、「短期大学士」の学位を授与する権限が付されており、その卒業生は4年制大学に編入学することができます。（学校教育法第104条第5項、同法第108条第9項）。また、短期大学専攻科を通じて「学士」の学位取得も可能となっております。このように短期大学には、次の段階の高等教育システムに接続する仕組みが法的に確立していることが特徴の一つとして挙げられます。

「今後の各高等教育機関の役割・機能の強化に関する論点整理（平成29年2月大学分科会まとめ）」における短期大学における役割・機能の強化の検討の方向性として、以下の点が挙げられています。

- (1) 短期大学は、幅広い教養を踏まえて職業又は實際生活に必要な能力を育成する教育を行っている。短期間で学位が取れる高等教育機関、専門職業人材の育成、中小都市を含めた幅広い分布、高い自県内入学率・就職率（各7割）、学生の約9割が女性、大学よりも高い割合の社会人学生といった特徴を持ち、女性の社会進出、地域の発展と教育の機会均等に貢献してきた。
- (2) 大学への進学率の増加に伴い、全体として学校数、学生数は大きく減少してきたが、近年では、幼稚園教諭、保育士、看護師、介護士、栄養士などの養成が強みとなっており、地方創生の観点からも地域に根差した教育を行う短期大学の役割は引き続き重要である。
- (3) 今後、大学とのより円滑な接続、就職や転職を目指す社会人の再教育や生涯学習ニーズへの対応の強化、グローバル化への対応などについても強化が求められる。

上記(1)及び(2)については短期大学の現状とこれまでの役割を述べたものですが、(3)については傾聴すべき提言と思います。私は特にこの中でも4年制大学との円滑な接続について今後短期大学側が力を注ぐ領域と思います。この件は7.の二十歳の選択の中で論じます。

6. 短期大学は4年制大学の下に位置する存在であろうか

ハイブリッドという言葉はもともと異種のを組み合わせたという意味ですが、私は組み合わせることで1タス1が3になるようなものをハイブリッドという理解をしています。自動車でハイブリッドが開発されましたが、この技術をガソリン車から電気自動車への過渡的存在とする意見もありますが、私自身はその様には思いません。ハイブリッドと電気自動車は上下の関係ではなく併存する存在と考えるべきです。ガソリンエンジンの良いところ、電気モーターの良いところを組み合わせ、1+1が2以上の効果を上げているのがハイブリッドです。

高等学校をガソリンエンジン、4年制大学を電気自動車とすれば短期大学はハイブリッド、すなわち両方の良いところを組み合わせた存在となるのが今後の道と思います。1短期大学あたりの平均学生数は令和元年には約350人であり、場合によっては4年制大学の1学科相当の学生数です。この小規模こそがまさに高等学校に見られる教師と生徒の近さを可能にするものです。もう一方、大学で行われる高度な教育を用意するのが短期大学ではないでしょうか。社会の発展により今後は女性も一生働く時代になっています。そのために出産休暇ばかりでなく育児休暇制度も用意されています。AIの発達で現在の職種の50%程度は消えて無くなると予想されていますが、人を相手にする仕事は無くなりません。先にも述べましたが、短期大学の卒業生の3分の1は教育系であり、大きく学生数が減少する中、教育系は微減にとどまっています。この分野は今後も社会から大きく期待をされている分野ではないでしょうか。



7. 二十歳の選択

文部科学省から平成26年に公表された我が国の4年制大学の中退者は、全国で約8万人、これは全学生の2.65%にもあたります。嫌なデータですが、偏差値の高い大学ほどこの値が小さくなっています。これはきちんとした目的意識をもって、かつ場合によっては浪人までして入学した大学であるので、簡単に入学できる大学に比べ中退することがもったいない、そこの大学生になったことへのありがたさを強く感じるのが一因だと思います。かつて私の友人が退学を考え、教師に相談した時に教師からこんなことを言われ退学を思いとどまったという経緯があります。

「君が合格したということは少なくとも一人の学生が落ちて、その人の人生を変えてしまった恐れもある。君はその責任も考えるべきだ」と。

4年制大学では中退になりますが、短期大学では2年我慢すれば短期大学士の資格を得て、4年制大学に3年次から編入できることが法律的にも認められています。令和元年の短期大学卒業生は約3,600人、全編入学生の約半数になります。もちろん18歳の選択を短期大学卒業後も続ける学生も多いのですが、短期大学卒業生は18歳と20歳の2回進路を選択できるわけです。すなわち高校卒業時の18歳の時に決定した将来の進路に向かって、短期大学卒業時の20歳、3年制の場合は21歳から進むのか、または新たな進路を目指し4年制大学の学部へ編入するのか、別の資格を求めて専門学校に行くかなど、2回選択の機会があるということです。4年制大学ですと全く編入できないわけではありませんが、進路を変えることは中途退学につながるケースが多いということです。4年制大学側から叱られるかもしれませんが、3年次編入は1年次から入学するよりも敷居が低く見えます。

また、一つの考え方として、短期大学を卒業して一度社会に出、短期大学で学んだことの社会での意味を知ることにより、大学3年時の編入後はより充実した学びに繋がります。私自身の経験でいえば学部を卒業して大手製薬会社の研究所に2年間勤務しました。その中で学部時代に学んだ種々の化学の授業内容が実際の企業でどのように生かされているかを学び、この経験が大学院進学後の研究と勉強に大きく役立ちました。

短期大学卒業生は4年制大学の3年次編入が可能であるという、この特典を今後の短期大学の最大の武器として活かしていくことを提案する次第です。これには4年制大学側の協力、例えば3年次編入を中退者の埋め合わせでなく、多様な学びを持った学生に入学の機会を与えることで高校から直接入学してきた学生に刺激を与えうることでもあり、編入学生には入学金を免除するなどの協力をお願いする次第です。短期大学にはこれまでも今後も社会にとって重要な役割を果たしてきており、その貢献をさらに強化するためにも4年制大学をはじめとした社会全体の協力が必要であると考えます。

初めに述べましたように、我が国は教育によりここまで発展を遂げてきたわけです。短期大学は4年制大学の下にあるのではなく、4年制大学と並ぶ存在でなければなりません。

私の大学人としての人生は短期大学に始まり短期大学に終わるだけに、4年制大学人に負けない教育力、学生指導力、研究能力で今後の短期大学が社会で存在感を持ち、社会から必要であるとの要請が大きくなるようすべての短期大学関係者に期待するものです。

8. 終わりに

後藤新平という人をご存知と思います。現在の岩手県奥州市に生まれた彼は、21歳のときに医師免許を取得し、医師として歩み始めましたが、27歳のころ（明治16年）内務省の衛生局照査係副長に任命され、その後政治家への転身を遂げています。「大風呂敷」という異名でも呼ばれたそうです。彼は台湾の近代化につくし、今でも「台湾近代化の父」といわれています。その後、帝都復興院総裁として、大震災後の東京復興計画を立案しました。その彼の残した言葉が、「金を残して死ぬのは下だ、事業を残して死ぬのは中だ。人を残して死ぬのが上だ。」です。

どんな職業にも貴賤上下の区別はありません。この拙稿の読者はまさに人を残す仕事に携わっておられる人がほとんどだと思います。我が国における教育の重要性についてはすでに述べました。関係者一同、この後藤新平の言葉をもう一度認識し、「人を残す仕事」についていることを自負し、責任を感じつつ、多くの皆様の協力のもとに短期大学リバイバルが図れますよう強くお願いする次第です。



勤務先：特別養護老人ホーム「コスモス苑」
職 種：介護福祉士

東辻 俊平 さん

勤務先紹介

特別養護老人ホーム「コスモス苑」は、人としての尊厳を保ち、明るく豊かで安心して有意義な生活をおくることを目指した老人介護福祉施設です。笑顔と思いやりを大切に、入居者に寄り添い、常に相手の立場を考えたサービスを提供するよう、職員が一丸となって運営に携わっています。ケア内容が異なる4つの「グループケア」を実践しているのも特色の一つです。

入所定員は特別養護老人ホーム50名、短期入所生活介護10名で、スタッフは、介護支援専門員含む介護係17名の他、看護係、栄養士、給食員の給食係など、臨時・パートの方を含め60名程度の職員が働いています。

介護福祉士からのスタート

介護職を目指して

子どもの頃から、身近にお年寄りの人たちがいてくれたこともあり、自然と接する機会が多かったように思います。学校帰りや出かけた先などで出会ったお年寄りの人たちと気兼ねなく話をするのが好きでした。いつも見守ってくれているという安心感がありました。そんな環境で育ったせいか、介護の仕事をしてみたいと思ったのも、自分にとってはごくあたり前のことのように思っています。人は誰でも歳をとるもので、その人の最後の人生に寄り添い、いい人生だったと思えるように支えてあげられる介護の仕事に興味があり、介護職に就くにはどのような資格が必要なのかなど、家族に相談したりしました。

調べてみると北海道広しといえど、福祉系の学科を開設している短期大学は、唯一、帯広大谷短期大学だけということがわかりました。また地元十勝の介護職には帯広大谷短期大学の卒業生が多く働いていると聞き、帯広市内に住んでいたこともあり、迷わず社会福祉科介護福祉専攻に進学し、介護福祉士の資格取得を目指すことにしました。

帯広大谷短期大学

開設年度：昭和35年度

所在地：北海道河東郡音更町

建学の精神：親鸞聖人の本願念仏の御教え、「いのち」に目覚め、人間として生きる喜びを見いだすことを願いとしている。

設置学科：社会福祉科 介護福祉専攻、子ども福祉専攻、地域教養学科、生活科学科
(2020年度)

介護の仕事

短期大学に入学したころは、介護についてそれほど深く考えたことはなく、単純にお年寄りの身のまわりの世話をするもので、誰にでもできそうなことだと思っていました。しかし、授業のなかで、ケアマネジメントのプロセスを学んだ時です。因みにケアマネジメントとは、介護サービスを利用する本人の要介護状態や生活状況を把握したうえで、本人が望む生活を送れるよう、様々な介護サービスを組み合わせてケアプランを作成し、そのプランに従ってサービスが提供できるよう事業者との調整を行い、実際にサービスが提供された結果を確認するという一連の業務をいいます。そのプロセスは、専門的にいえば、第1段階「インテーク」、第2段階「アセスメント」、第3段階「ケアプラン」、第4段階「ケアプランの実施」、第5段階「モニタリング」・「再アセスメント」、第6段階「終結」といった過程なのですが、その一つ一つの段階の背景には、根拠や考察、利用者理解が必要であり、介護の仕事は外側から見ているだけでは分からない専門性があるということ、その時強く感じました。自分が目指そうとしている福祉の世界で働くには、もっともっと専門性を身に付けるために勉強しなければならないと思ったことが強く印象に残っています。そのような気づきが今に活かされていると思っています。介護はケアの根拠や考察が大切であり、利用者の方たちがどのような生活を送りたいのか、どのような自分でありたいと考えているのかを知り、それを現場で実践できるように常に意識することが大切で、常にそうありたいと心にとめています。

特別養護老人ホーム「コスモス苑」に就職して

就職したコスモス苑は、北海道の東部、十勝の南に位置し、東は太平洋、西は日高山脈に接し、中央部は広大な十勝平野が広がる広尾郡大樹町に所在しているのですが、ここ大樹町は「宇宙のまちづくり」を目標に掲げ、航空や宇宙分野での実験や飛行試験を積極的に誘致しており、ホリエモンこと堀江貴文さんによる小型ロケットの打ち上げでも話題になっている町です。

コスモス苑で働き始めたころは、利用者の日々のケアで精一杯、毎日がアツという間に過ぎていきました。そのような日々のなか、ある時、学生時代から共に学んだ3人が同期として就職したのですが、この3人で次に入ってくる後輩のために大樹町の地図を手作りし、ここにはどのような施設があって、何ができるのか、ここでは何を売っているかなど、模造紙にまと



めて発表したことがありました。まったく打合せせずに始めたため、発表のぎりぎりまで何もできていない状況で、急いで町のあちこちに出かけて写真を撮りまくり、他の2人が地図に張り付けて紹介文を作るなど、てんてこ舞いのやっつけ仕事のような感じでしたが、何とか無事に完成し、発表にこぎつけたことを憶えています。同期3人が初めて一緒に取り組んだ共同作業で、今なら計画的に手際よく進めることができると思うのですが、当時はそんな考えも余裕もなく、お互いを信じて、短時間に一緒に何かを作りあげるといった思いだけで乗り切ったといういい思い出です。この経験を通して結束力が強まり、仕事仲間としての信頼関係も深まっていったように思っています。

今でも職場の雰囲気はアットホームな感じで、職員同士の仲の良さが利用者の方々にも伝わって、思いやりのある賑やかな職場です。

！上司に言われたことで印象に残っていること

就職して半年ほどたった時に、仕事でミスをしてしまったことがありました。たまたま同じ名前を利用者に対し、その人に合わせたケアをするところ、別の方の対応をしてしまったのです。介護支援者として、経験が浅いなどということは言い訳にはなりません。翌日、出勤するのが辛くなるほど落ち込みましたが、叱られることを覚悟して、正直にそのことを上司に報告した際、今でも忘れられない言葉を掛けてもらいました。「ミスをしたことはしょうがないこと。失敗や事故は起きるものだから。大切なのは、どのように対応したかだよ。だからその後の対応がしっかりとできて偉かったね。大事なのはミスしないことじゃなくて、ミスをした時にどう対応できたかということ。これからもミスを恐れないで頑張る！」と、怒ることもせず、その後の対応を評価してもらいました。ミスを隠さず、わからないことは周りに聞いて、事故の報告や引き継ぎを円滑に行うことができると教えてもらいました。この言葉のおかげで、今ではミスをして、誠意をもって速やかに対応しようと心がけるようになりました。そして何よりミスをしないうために、どのように取組み、進めていけば良いのかを十分に考えて、行動に移すことができるようになったと思っています。



！さらなる可能性を目指して

特別養護老人ホーム「コスモス苑」に就職して、今年で11年目になります。

短期大学で福祉について学ぶ過程で、その領域の広さと奥深さ、と同時に確実な専門的知識の修得が求められることを2年間の学びを通して痛感しました。そして介護福祉士の資格を取得して就職後、経験を積むにつれて、さらにお年寄りの方たちと接するうえで必要とされる知識を磨き、

自分のできる職域を広めるため、スキルアップを考えるようになりました。そのためには介護支援専門委員と社会福祉士の資格を取得することを目標に掲げ、始めに介護支援専門委員の資格を取得し、ケアマネージャーとしての業務も兼務するようになりました。今ではお年寄りの日々の生活の介助のほかに、入居されている方の介護認定の更新のための認定調査やケアプランの作成にも携わっています。

そして、社会福祉士の資格を取得するため、実務経験をもとに、通信教育課程で一年かけて勉強しました。働きながらの資格取得でしたので、レポート提出など、とても大変な日々を過ごしました。最後の3ヶ月は、平日は職場の会議室を借り2～5時間、休日は家族の協力も得ながら10～12時間程度勉強して何とか乗り切り、最終試験に合格することができました。これまでの現場や地域で学んだこと、またスキルアップすることで得られた知識を活かし、さらに経験や知識を増やしながら、高齢者福祉だけではなく、様々な福祉の現場で力を発揮することができるように活躍していきたいと思っています。

幸いにも地域のなかでこれまでに得ることができた専門性を活かせる募集があり、滝川市役所の職員として働けることになりました。滝川市に住んでいる方が、孤独を感じ寂しい気持ちにならないような町づくりやコミュニティを作り、この町に住んでいて良かったと思える人が増えるように、関わりや地域づくりにチャレンジしていきたいと思っています。

帯広大谷短期大学で学べてよかった！ 短期大学で学ぶ後輩へのアドバイス

母校である帯広大谷短期大学の先生方は、いつも学生に対しやさしく誠実に向き合ってくれます。例えば、文章作成が苦手で、実習報告や日誌作成の時には、いつも先生に聞きに行っていました。その時いつも、実習場面で私が感じたことを、文書にしやすいようにメモしてくれていたため、そのメモを見ながら実習の報告書を作成することができました。今では本当にいい思い出です。そして、卒業後は仲間のように助けてくれる存在になります。卒業し就職すると一人で頑張らなければいけないと思いがちですが、卒業後も支えてくれる場所だと思っています。この帯広大谷短期大学で様々なことを学び、就職後も安心して相談に行ってください。



恩師 正保里恵子先生から....

東辻さんは、とても明るく、周りの人に気を配ることができる学生でもあったため、クラスの雰囲気を盛り上げてくれていました。クラスメイトや教員、実習先の利用者の方や指導者の方など、多くの人との関わりの中で得たものを活かし、着実に介護福祉士の資質を高めて卒業していった学生であったと思います。卒業後も現場での経験を活かしながら、資格を積み上げ学び続けており、後輩への道しるべにもなる存在です。



勤務先：宮城県黒川高等学校
職 種：宮城県職員（学校事務）

内山 陽加 さん

勤務先紹介

現在の勤務先である宮城県黒川高等学校は、今年創立120年を迎えた宮城県内唯一の普通科と工業系の学科がある男女共学の高校で、校訓は「公正・友愛・開拓」、通称は「黒高」です。令和2年7月現在629名の生徒が在籍しています。

工業系の学科には機械科、電子工学科、環境技術科があり、「私たちは黒高の歴史と伝統を大切にし、地域とともに歩み成長していきます。」という黒高マイスクール宣言の下、生徒一人一人が進学や就職に向けて日々勉強に励んでいます。

学校の近くには宮城県を代表する工業団地である仙台北部中核工業団地があります。

公務員試験を突破して活かされた 司書資格

司書になりたい

中学三年生のときに、学校の図書館で職業紹介の本を見ていて、司書という仕事があることを知りました。小さい頃から本を読むことが好きで、よく図書館を利用していたので、本に携われる仕事ができたらいいなと思っていました。図書館で働くためには専門的な知識が必要であり、司書になるために国家資格が必要なことわかりました。

司書の資格を取得できる進路先を探してみると、宮城県内では聖和学園短期大学のキャリア開発総合学科で取得できることを知りました。この学科には、自分に合った授業を選んで学べる9つの系統・分野があり、その中の一つに「司書・公務員系」が開設されていたのです。実際にオープンキャンパスに参加し、先生や先輩の方たちから、学科の内容や自分が学びたい分野にはどのような授業科目があるのかなどについて丁寧に教えてもらいました。先生と学生の皆さんがとても仲が良く、大学全体の雰囲気もとても気に入ったので、ここで学びたいと思って進学を決めました。

聖和学園短期大学

開設年度：昭和26年度

所在地：宮城県仙台市

建学の精神：仏教の教えに基づく教育。自他を大切にし慈しむ「慈悲」の心、支えあい協力し合う「和」の心を身につけ、「智慧」を学ぶ人間教育を通して、地域社会に貢献する有能な人材を育てる。

設置学科：キャリア開発総合学科、保育学科
(2020年度)

司書になるために

昨今、司書の資格を取得しても、正規雇用による個別の求人はほとんどないと言われていました。宮城県で司書として働くためには、宮城県職員（学校事務）の採用試験を受けて、合格後、図書館に配属される必要がありました。私はどこで働くにしても正規採用であることを目標としていましたので、正規の司書として働くために宮城県職員を目指しました。また、短期大学で行われた企業説明会で、市役所の方から「公務員は企業とは異なり、利潤を追求するのではなく人のために働く仕事」という話を聞いたことも、公務員になりたいと思ったきっかけのひとつです。その言葉にとっても感銘を受け、公務員という仕事は自分の職業観にとっても合っていると感じました。

明確な目標に向かって、入学当初から公務員試験一本に絞り、先生に紹介してもらった問題集などを参考にして毎日コツコツと筆記試験対策に取り組みました。授業のない時間帯には図書館を利用し、常に小さな参考書を持ち歩き、通学の電車の中でも使える時間はフルに活かしました。面接対策についても、空き時間や一日の授業が終わってから先生に時間を割いてもらい、熱心に対応していただきました。

東日本大震災を経験して

短期大学に入学後、資格取得に向けた勉強と就職活動を並行した学生生活が始まりました。試験対策に明け暮れるなか、まもなく2年生という2011年3月に東日本大震災が発生しました。ライフラインが途絶え、交通機関が麻痺し、水道が復旧するまでの間、ほぼ毎日、給水の列に並びました。今まであたり前のように周りにあったものが突然無くなってしまったことで、普通に生活できることがいかに有難いことであったかを思い知らされました。幸いにも実家に大きな被害はなく、早めに通常の生活を送れるようになりましたが、今までの生活のリズムや周りの環境が大きく変化したことにより、勉強に集中できない日々が続きました。春休みが伸び、一ヶ月遅れて2年生がスタートしたものの、勉強へのモチベーションを維持することにとっても苦勞しながら、生活リズムの整った日常生活の大切さを感じていました。

充実した2年間

東日本大震災という大きな出来事に見舞われましたが、振り返ってみれば、短大生活はとても充実していたと思います。2年という在学期間は、中だるみすることなく、メリハリのある生活を送ることができたちょうどいい期間だったと感じています。入学したその日から卒業後のことを考

え、就職活動を意識した学生生活が始まりました。時間が限られていたからこそ、小さな目標から大きな目標まで、集中的に取り組むことができました。

公務員試験や資格試験で忙しく、学校行事の準備にまで手が回らなかった時に、手助けしてくれた友人たちの存在も大きかったです。みんなの協力がなければ、到底乗り越えることはできなかったのではないかと考えています。心強く支えてくださった先生方ややさしく見守ってくれた友人たちに感謝しています。

Ⅰ 念願かなって

“とにかくやるしかない！”という強い気持ちで勉強や対策を行っていましたが、公務員試験にすべてを賭けていましたので、もし落ちたらどうしよう…という不安な気持ちもありました。公務員試験は民間企業と比べて最終採用通知が遅いこともあり、友人や他のゼミの学生の進路がどんどん決まっていく中で、一人取り残されていくようなとても不安な日々を過ごしたことを記憶しています。

合格発表はインターネットで確認したのですが、苦楽を共にした一番仲が良かった友人も一緒にいてくれて、合格がわかった瞬間、彼女も自分のことのように喜んでくれ、一緒に泣いてしまったことを覚えています。そのときは、嬉しいという気持ちよりも、正直、ほっとしたという開放感の気持ちの方が大きかったです。

宮城県職員として採用後、三年目に念願がかなって仙台市に所在する宮城県立の図書館に配属されました。図書館は接客業であり、不特定多数の利用者が様々な要望を投げかけてきます。ただ単に本を貸出しするだけでなく、利用者のクレーム対応も少なくありません。勤務していた宮城県図書館は、正規の職員、嘱託職員、臨時職員、パート職員、ボランティアの方など様々な立場の方と一緒に働いていましたが、利用者にとっては全員が等しく宮城県図書館の職員です。聞かれたことや寄せられた要望などに対し、職員一人一人が利用者の方と向き合い、不満を抱かせずにきちんと対応することが求められます。それはとても難しいことですが、小さなことでもすぐに職員同士団結して、ハウレンソウ（報告、連絡、相談）を徹底し、利用者の方々の対応に臨めるようにしていました。その時、職員同士の連携の大切さを学びました。図書館で様々なお客様対応を経験したことで、接客の仕方や電話対応について自信を持てるようになりました。人に対する態度や物事の伝え方、話の聞き方など、はじめのうちは外部の方とのコミュニケーションがうまくいかず悩みましたが、経験を重ねることで少しずつ自信が持てるようになりました。



経験を積んで、自分の強みを見つけていく

公務員は、数年おきに異動があり、今までとは全く異なる職種に配属されることもしばしばあります。現在は、高校の事務職員として勤務して2年目になります。学校事務に異動したばかりの頃は、出来ない・知らない・分からない、が揃った仕事に直面し、これまでやってきた仕事の内容とはがらりと変わり、とても大変でした。

今は主に、県や学校の予算で必要物品を購入、非常勤講師の方の賃金や社会保険関係の業務を担当しています。お金を取り扱う業務が多いため、絶対に間違えられないというプレッシャーや辛さを感じることも多々あります。初めて挑戦することが多く緊張の毎日ですが、前向きに捉え、その中で自分の強みになるものを見つけていきたいと考えています。今後、配属先が変わっても、その強みを武器に自信を持って仕事に携われるよう努力していきたいです。そしていつかまた図書館司書の仕事がしたいと思っています。今まで一つの仕事に不慣れで、知識が途切れ途切れの状態でしたが、経験年数が増えるにつれて、業務と業務の繋がりが見えてきました。より広い視野を持って図書館に戻り、司書の業務にあたることができたらと思います。



短期大学で学ぶ後輩へ

短期大学在学中に東日本大震災を経験しました。このような経験から、今、短期大学で学ぶ皆さんに伝えたいことは、学生として様々な課題に向き合う皆さんをサポートしてくれる周囲の人々に感謝し、勉強も就職活動も、真面目に取り組んでほしいということです。今は大変だと思っても、学生時代に頑張った経験は、いつか必ず役に立ちます。学生生活を有効に活用して、自分の思い描く進路に繋げてください。



恩師 鳴海渉学長から....

内山さんは目標をしっかり持った学生でした。司書は狭き門で、公務員にならないければ図書館で働くことのできない職種です。宮城県職員に合格した時の顔が忘れられません。高校に赴任し、希望がかなって県図書館、今また高校にいますが、司書には経験が必要です。「安らぎ」も加えてレファレンス出来るよう頑張してほしいと思います。



勤務先：帝国ホテル東京
職 種：調理師

伊東 龍之介 さん

勤務先紹介

株式会社帝国ホテルの直営である帝国ホテル東京は、東京都千代田区所在 本館地上17階 地下3階、帝国ホテルタワー地上31階 地下4階。従業員は3,000名ほど、うち料理人は300~400名です。

帝国ホテルは、1890年に開業し、130周年を迎えます。日本で最初に、ランドリーサービス、ホテルでのウェディングサービス、バイキングスタイルの食事を始めたホテルとしても有名です。

料理に関しては、料理界ではとても偉大な初代帝国ホテルの総料理長村上信夫ムッシュの料理の伝統をベースに革新を続けています。シャリアピンステーキ、海老と舌平目のグラタンエリザベス女王風などが代表的な料理となっています。

ミシュランの星をめざして

料理人になりたい

僕は岩手県出身で、高校まで地元で過ごしていました。進路で悩んでいた高校3年生の頃、「天皇の料理番」というテレビドラマを見て、料理人という職業に触発されました。それまでほとんど料理をしたことがなく、料理業界のことも全くわからなかったのですが、日本が誇る帝国ホテルで料理をして、お客さんに食べてもらいたいという夢ができました。

経験ゼロからのスタート

料理人になるためにどんな学校があるのか調べると、働きたいと思っていた帝国ホテルに国際学院埼玉短期大学の卒業生が数多く就職していることを知り、オープンキャンパスに参加しました。体験授業で料理を作っていると、一人の先生から料理を本格的に学べば、料理人として期待できると言われ、授業が少人数制で一人一人丁寧に指導してくれることに魅力を感じ、この短期大学で

国際学院埼玉短期大学

開設年度：昭和58年度

所在地：埼玉県さいたま市

建学の精神：誠実・研鑽・慈愛・信頼・和睦

設置学科：健康栄養学科 調理製菓専攻、食物栄養専攻、幼児保育学科
(2020年度)

料理の勉強をしたいと思いました。

短期大学では、全く料理の経験がなかった僕を先生方がゼロから熱心に指導してくれました。一番印象に残っているのは、学修成果の発表の場である「五峯祭」^{いつみねさい}で初めてお客様からお金をもらって、普段の実習とは違う緊張感の中で料理を作るという体験をしたことです。西洋料理を担当して、グループの皆でオムライスを軸にメニューを考え、2日間で1600食売り上げたことは、とても達成感が得られました。

「料理が大好き」な気持ちにしてくれた短期大学での日々

短期大学に通いはじめ、ますます料理をすることが好きになりました。“料理が好きだ”という気持ちだけで、こんなにもできるのが増えるのだと自分でも驚くほどでした。

普段の生活、授業、調理実習、五峯祭等、短期大学での経験が今でも活かされていると思います。そこには本当にたくさんの思い出があり、料理人としてはもちろん、人としても成長できた部分が多く、何よりとても素敵な先生や友人と出会い、充実感のある短期大学生活を送ることができたことは、僕の財産になりました。

帝国ホテルのシェフとして働ける喜び

念願かなって、帝国ホテルに就職することができました。今年で3年目になります。今はホテルの17階にあるラウンジレストランで働いています。昼はアフタヌーンティー、アラカルトを、夜はバーに変わり、3つほどのプラン料理とアラカルトを提供しています。また、昼夜10食限定で、



1万円ほどの季節の食材を活かした三段弁当を作っています。

アフタヌーンということもあり、キッシュ、煮込み、サンドイッチなど、毎月メニューが変わり、多いときは200人前後の仕込みをすることがあります。さらにディナーの準備。週末は平日に比べてとても多くのお客様がいらっしゃいますので、膨大な注文が入り、てんてこ舞いするほどの忙しさですが、とても充実しています。

入社したばかりの頃はサイドと言った、サンドイッチやサラダなどの料理を担当していましたが、半年ほどたってからはストーブ（コンロ・オーブン台）の担当も少しずつ入るようになり、魚、肉の火入れや、パスタ、ソースなど温かい料理を提供するポジションもやらせてもらえるようになりました。

たまに裏方からお店の方に顔を出すのですが、とても幸せそうに食

事をされているお客様の姿や、美味しかったと言っておかわりしてくださる時にはとても嬉しく、この仕事をやっていて本当に良かったと思います。

大切な教え

毎日出勤した際には、布巾の数、置く位置、畳み方、包丁の置く位置、その他器具の配置、冷蔵庫の中など、全て自分の決めた位置に置くようにしています。必ずいつもの決めた位置に全てを配置してから、営業できるようにスタンバイする。それは先輩から「日頃の業務は綺麗に保ちながら仕事の方が身につく」とアドバイスされたからです。周りを常に綺麗に保つことを意識しながら仕事をすると業務がとてもスムーズに進むことを身をもって実践しています。

ちょうど1年たった頃、アフタヌーンティーを提供しているときに「お客様に料理を提供している私たちは、同じ料理を何百皿も作ってお出ししているけれど、お客様にしてみれば提供された一皿が全てだから、全部同じクオリティで作らないといけない。それがプロだ。」と上司から言われたことがありました。とても印象に残っています。この言葉を思い出すたびに、自分はまだまだだな、と感じますが、とても良いモチベーションとなっています。よく料理人は低賃金で重労働といわれ、あまり良くないイメージを持たれているようですが、僕はお客様を幸せにする事ができる自慢の仕事だと思っています。

苦しい時に周りの人達に支えられて

入社したばかりの頃、仕事が思うようにうまくいかず、思い詰めて大好きな料理をやめたいと思うようになり、仕事に行けなくなりました。辛い時期を過ごし、実家に帰省したこともありました。そこで、久々に料理をして、家族に食べてもらった時、“とても美味しいよ”と言ってくれたことが、素直にとっても嬉しく、これがきっかけとなり、改めて料理は楽しい、もっと頑張ろうと、再出発をすることができました。短期大学の先生や、友人、職場の人達も親身になって励ましてくれました。約1ヶ月休職をしましたが、その間僕を待っていてくれた会社の人たちには本当に感謝しています。

ある日、シェフに「コンクールに出場してみたら」と言われ、休職して会社に迷惑をかけたので、挽回したいという気持ちで、コンクールに出場することを決めました。職場の厨房が使えない日は、母校の実習室を借りて、練習に励みました。その甲斐もあり、予選を通過することができました。難しい課題でしたが、自信にも繋がりました。予選を通過したことで、職場の人



たちから僕を見る目がすごく変わったと実感することもできました。決勝に向けて先輩と日々練習しましたが、残念ながら入賞はできませんでした。しかし、入社1年目でコンクールに出場したことで、向上心をもつようになり、今もコンクールの出場の話があれば、迷わず参加するようにしています。

忙しい日々ですが、仕事終わりに食事や飲みに連れていってくれる職場の先輩にも支えられています。他の部署の先輩とも交流がありますが、10も歳の離れている国際学院の先輩がいつも僕のことを気にかけてくれています。料理人としてはもちろん、人としても尊敬できる先輩が職場にいてくれることはとても心強いです。

ミシュランの星をめざして

30歳前半には東京で自分の店を開いてミシュランの星を取りたいという大きな夢を持っています。そのために26歳頃にはフランスに行こうと考えています。以前からフランスへ行くことは考えていましたが、尊敬するシェフから「フランスに行って、頑張ってください」と言ってくれたことで、より意欲が高まりました。26歳になるまでにフランス語、料理技術、知識の向上、貯金をして、本場フランスで修行をし、東京で店をオープンさせたいと夢は膨らみます。僕の出身地岩手県には、海産物、ホロホロ鳥、野菜などの特産物が豊富にありますので、それらの食材を生かした美味しい料理を全国に発信したいです。

後輩たちへ

「好きこそ物の上手なれ」という言葉のように、とにかく自分の好きなものを見つけてそれを突き詰めてほしいです。もちろん休みもお金も大事ですが、それは後からついてくると思います。若いうちにたくさんの方に挑戦して、自分の好きなこと、本当に今、やりたいことを実行して欲しいです。それが料理だったら僕は嬉しいです。料理は絶対になくならないし、本当に人のことを幸せにできると思います。家族に作るにしても、恋人に作るにしても、お客様に作るにしても、それぞれに思いがあり、形があり、愛があると思います。そんな素晴らしい仕事をする人がもっと増えて行って欲しいです。



恩師 大 雅世先生から....

伊東さんは、在学中、様々な場面で存在感ある学生でいつも目を輝かせていました。学習面においては、「調理理論」で特に優秀な成績を修め、帝国ホテルにおける校外実習では、少しでも多くのことを学びたいとの熱意から実習期間延長を申し出ました。大学祭の模擬店では、伝統料理であるオムライスづくりに取り組み、毎年来場する方々からも特に美味しいと絶賛されていました。「奮励努力」の言葉が似合う伊東さんには、これからも夢の実現に向けて成長し続けてほしいと願います。



勤務先：東秩父村立城山保育園
職 種：保育士

太幡 英輝 さん

勤務先紹介

東秩父村立城山保育園は、埼玉県唯一の村である東秩父村に所在しています。その地域の中の唯一の保育園です。現在は、0～5歳までの園児32名が通っています。

豊かな自然に囲まれた保育園で子どもたちの健やかな成長を職員一同で見守っています。

保育園では地域の人々との繋がりを大切にしており、日常的に行っている散歩では近隣の方との挨拶は欠かさず、園児たちと地域の交流を深める様々な行事を企画し、開催しています。

みんなから頼られる保育士になるために

子どもたちの成長を見守りたい

高校3年生の秋ごろ、そろそろ本気で将来について考えなければと思いながらも、放課後は小学生の頃から通っている剣道の道場に足を運んでいました。道場では子どもたちに剣道を教える手伝いをしていました。自分も昔は、先生に親身になって指導してもらっていたので、同じように子どもたちに剣道を教えていました。何度、練習しても上手くできなかった子どもが上達していく姿を見ると、自分まで嬉しくなりました。「こんなふうに子どもの成長を見守る仕事ができたらどんなに幸せだろう。」と思い、保育士という職業を意識するようになりました。

早く現場に出たい！

少しでも早く現場に出て経験を積みたかったので、2年間で保育士資格と幼稚園教諭の免許を取得できる短期大学に進学したいと思っていました。高校の先輩が貞静学園短期大学に進学していたため、キャンパスでの様子を聞くうちに、自分も同じ短期大学で学びたいと思うようになりました。

貞静学園短期大学

開設年度：平成21年度

所在地：東京都文京区

建学の精神：「至誠（心から誠実に人と向き合う）」、「和敬（人を敬い人と協調していく）」、「慈愛（人やものを大切に慈しむ）」

設置学科：保育学科
(2020年度)

学園祭の企画・運営に携わって

短大生活で特に印象に残っているのは、学園祭の実行委員長を務めたことです。自分達の力だけで学園祭の企画から運営まで行うのは初めての経験だったので、無事に成し遂げられるか不安でした。限られた時間の中で仲間と協力し合うことの難しさを感じましたが、みんなで同じ目標に向かって取り組む時間はとても有意義なものでした。学生の主体性を尊重しつつサポートしてくれた先生や職員の方々の協力もあり、大きなトラブルもなく、無事に学園祭を開催することができました。このように大きなイベントである学園祭を企画・運営した経験は、保育の現場で行事を運営する際に活かされていると思います。

実習は苦労の連続

保育園実習では、初めて書く実習日誌やピアノの演奏にとっても苦労しました。特にピアノは苦手でしたので、必死で練習した記憶があります。実習期間中は、身体的にも精神的にも疲れ切っていましたが、園児たちの笑顔を見るとその瞬間だけは疲れが吹き飛びました。園児が「せんせー！」と駆け寄ってくる姿を見ると、その度に幸せな気持ちになりました。ただ、園児たちの期待に応えようと、調子に乗って遊びすぎてしまい、実習先の先生に怒られてしまうこともありました。慣れないことばかりで苦労も多かったのですが、子どもと関わる仕事の素晴らしさを感じることができた貴重な経験となりました。

保育士として働ける喜び ～すべては園児のために～

保育士として現在の勤務先で働くようになって、10年目になります。

今年度は担当のクラスを持っていないので、忙しいクラスがあれば補助に入るようにしています。それ以外では、主に3歳から5歳までの幼児クラスの保育運営の取りまとめや、園内の整備・掃除、壁面制作や事務作業等を担当しています。

園児たちと過ごす日常が何よりも楽しく、保育士として働く励みにもなっています。花や蝶々を見て「きれいだね。」と感動を共有したり、原っぱに寝転んで「気持ちいいね。」と喜びを分かち合う時など、保育士になって本当に良かったなと改めて感じます。

園児の中には様々な問題を抱えた子どもがいて、担当の保育士だけでは手に負えなくなることがあります。そんな時には、園全体で支援できるように職員会議を開き、その園児に対する保育方針について話し合いの場を設けるようにしています。時には職員の間で意見が食い違い、話し合いが

難航することもあります。それでも、園児たちが安心して保育園に通える環境を作ることを共通の目標として、日々、協力し合っています。

短期大学に在学中、「幼児期の運動認識」の研究に力を入れたことがありました。それは子どもが目で見えた動きをどのように捉えて表現できるかについての研究でしたが、その中で、子どもたち一人一人の認識の違い、表現できることの違いを知り、それがどのような原因から起きているのかを考える力を養うものでした。その時、物事を表面的に捉えるのではなく、本質をしっかりと理解していくことの大切さを学びました。保育現場ではその学びを活かし、運動だけではなく、生活の中でもこの考えに基づき、子どもたちの気持ちを理解して援助できるよう心がけています。



Ⅰ やりがいを感じる瞬間

保育士としてやりがいを感じられるのは、対応が難しかった子どもが自分を信頼してくれるようになったときです。今でも思い出すのは、担当クラスの女の子との思い出です。その女の子は母親の仕事が忙しくなり、なかなか構ってもらえない寂しさからか、わがままばかり言い、いつも以上に甘えるようになったことがありました。その状況が半年ほど続き、このままでいいのか悩むようになりました。

いつもお昼寝の前にトントンする行為があるのですが、ある時、それができなかったことがありました。様子を見に行くと、布団にくるまって、声を出さずに泣いていました。びっくりして声をかけましたが、「一人で寝るからあっちに行って！」と泣きながら言い、背中をさすってあげるとすぐに寝つきました。その姿を見て、彼女が今、どんな気持ちでいるのか、彼女にとって自分はどんな存在で、どう接したらよいのか、を改めて考え直してみました。それからは悩むのはやめ、素直に彼女の気持ちに向き合い、寄り添うよう努めました。そしていつの間にか甘えてくる行為はなくなっていました。

彼女と接するなかで、実践記録をつけながら成長を見守っていましたが、甘えるという行為は自分を信頼してくれているからこそで、その想いが受止められたときの彼女の満足気な笑顔を今でも忘れることができません。本当に嬉しかったです。

Ⅰ 男性保育士としてできること

以前、男性保育士の先輩から、「雑務をこなしてこそその男性保育士」と言われたことがあります。その言葉を胸に、男性保育士として力仕事や運動遊び、草刈りなどは率先して担当するように心がけています。行事等で、重いものを運んだり、高いところに飾り付けをする時には、女性保育士の

負担を減らすため、自ら進んで動くようにしています。

また、男性保育士として、保育園の中だけでも、頼りになる父親のような役割を果たしていけるのではないかと考えています。中には育児に悩むお父さんにとっては、女性保育士よりも同性である男性保育士の方が相談しやすい面もあるかもしれません。こちらからも積極的に話しかけるようにしていければと思っています。

地域全体で子どもたちを見守りたい

保育園が所在する東秩父村では、年々出生数が減少し、人口も減っています。このような地域で育つ子どもたちには、より多くの地域の人たちとの繋がりを持ってほしいと思っています。そのためにも、日頃から、近隣住民の方々への挨拶や、地域の老人ホームにお邪魔して園児による歌の発表を行うなどしています。また、地域の太鼓の会やお年寄りの方々に園に来てもらい、交流の場を作っています。

これからも、保育園の中だけでなく、地域全体で子どもたちを見守っていただけるような環境づくりに力を入れていきたいと考えています。

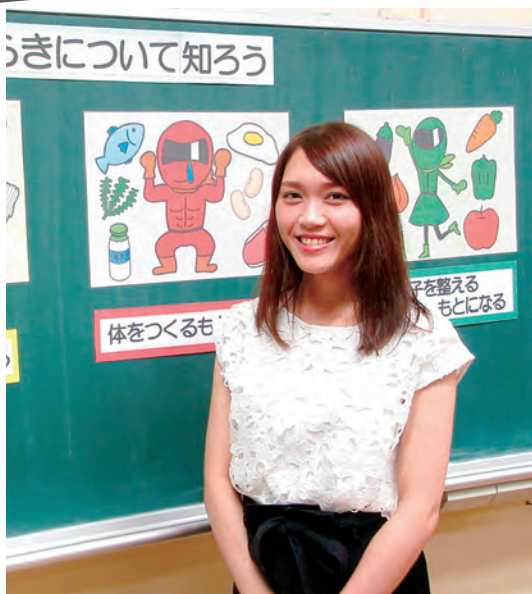
そのためにも将来的には、小さなカフェを開き、地域の様々な年代の人たちが集まって交流できる場を作りたいと思っています。保育士としての経験を活かして、子育て支援や地域支援にも取り組んでいきたいと考えています。



恩師 桑原章寧先生から....

太幡君は、秩父から都内まで2時間以上かけて、2年間通い勉強に励みました。彼がいると周りがパッと明るく、楽しい雰囲気になります。いつも多くの友だちに囲まれていました。学園祭では実行委員長として全体をまとめ、大いに盛り上げました。

結婚の報告を聞き、お兄さんのような存在からお父さんのような存在として、職場でさらに活躍されることを楽しみにしています。



勤務先：名古屋市立篠原小学校
職 種：栄養教諭

安井 咲 さん

栄養教諭として 子どもたちに寄り添いたい

偏食だった子どものころ

小学生の頃は、食べ物に対する好き、嫌いが激しく、食べられないもの、食べたくないものがありました。学校生活の中で、給食の時間は大好きで、食べ終わるのもクラスで最後でした。そんな時、転校した先に栄養士の先生がいました。給食の時間にたくさん声をかけてもらい、いろいろな話をしながら、やさしく接してもらったのがきっかけで、食べられるものがずいぶん増えました。そのことが心のどこかに残っていたのか、高校進学の際には食べ物に関わりのある学科に進みたいと思い、食物科に進学しました。高校で食に関わる仕事について考えるようになったときに、学校で働く栄養士になりたいと思いました。ただ、そのころはまだ公務員として学校で働くことは、将来的に安定しているという漠然とした印象が強かったです。

勤務先紹介

勤務校である名古屋市立篠原小学校は、名古屋市中川区丸米町に所在する公立小学校で、校訓は、強く、正しく、明るい子で、実践力のある子どもの育成を目指しています。児童数は545名、喫食者数は590食です。

また栄養教諭は、教育委員会より近隣の小学校を担当校として指定され、現在、名古屋市立昭和橋小学校（児童数520名、喫食者数570食）及び名古屋市立玉川小学校（児童数320名、喫食者数340食）を担当しています。

名古屋文理大学短期大学部

開設年度：昭和41年度

所在地：愛知県名古屋市

建学の精神：自由と責任を重んじ、学問を通して知識技術を磨き、健康を増進し、特に品性を高め、正しい歴史観と人生観をつちかい、世界から信頼される日本人を育成する場である。

設置学科：食物栄養学科 栄養士専攻、製菓専攻
(2020年度)

まずは栄養士と教員免許を

高校を卒業後、名古屋文理大学短期大学部の食物栄養学科栄養士専攻に進学しました。栄養士免許証を取得するための勉強に加え、栄養教諭の教職課程を履修したため、空きの時間などなく、時間割は6限目まで毎日ビッシリ！今思えばひたすら授業を受けていたという印象です。給食管理についてなど、必要なことをたくさん学びました。

それぞれの勉強を進めるなかで、栄養教諭にとっても魅力を感じるようになりました。給食や食に関する指導を通して子どもたちの食生活を見守り、未来の食生活を形成させていく、それはとても難しいことではありますが、反面やりがいのある仕事だとも感じました。

栄養教諭になりたい！

栄養教諭になりたいという想いが膨らんでいき、子どもたちへの接し方や授業の方法など、教職をとっている仲間たちと何度もシミュレーションを繰り返し、意見交換をしました。アクティブラーニングによる授業はとても効果的で、学ぶことが多かったです。

短期大学を卒業すれば、食育や学校給食の管理を行うことができる栄養教諭2種免許状を取得できますが、教育実習に行った際、栄養教諭の先生から、将来のことを考えるなら、1種免許状を持っていたほうが、仕事の幅も広がり、自分のやりたいと思う仕事ができるようになるから頑張ってみたらというアドバイスをいただきました。短期大学に入学した時から就職について考えていましたが、栄養士としての知識をもっと深めるために管理栄養士の資格をとり、子どもたちと深く係わる活動をするために栄養教諭1種の免許状を取りたいと強く思うようになりました。短期大学には大学が併設されていたため、四年制大学への編入学を決意しました。

専門性を高めるために四年制大学へ

名古屋文理大学には、短期大学から健康生活学部健康栄養学科の3年次に編入学できる制度があり、管理栄養士と栄養教諭1種免許状の取得を目指すことにしました。大学では、短期大学に比べはるかに多いカリキュラムが用意されていて、実力のある管理栄養士を育成するための教育が充実していると感じました。また栄養教諭を目指す人たちも短期大学に比べて多く、お互いに切磋琢磨しながら、教員として授業をすることを夢みていました。

また大学には多彩なゼミがあり、私は栄養教育に関するゼミに参加しました。実習とは別に、小学校に行き、実際に子どもたちと係わる活動をしたり、中学校で食育劇を制作して実演するなど、

子どもたちと直接触れ合う活動ができたことも、とても刺激を受け、よい勉強になりました。

大学4年生になった頃には、管理栄養士の試験勉強が本格的に始まると同時に、栄養教諭の採用試験にも取り組まなければならず、たいへんな日々を過ごしました。どちらも自分にとって大切なものだったので手が抜けず、授業が終わってからもゼミ室にこもり、ひたすら勉強しました。振り返ってみれば、この時が自分の人生の中で一番頑張っていたころだと思います。自分の夢のために努力を惜しまないことがとても大切なのだということを学んだ一年でした。

念願の栄養教諭になって

大学を卒業して念願の栄養教諭になり、今、小学校で子どもたちの食事や栄養についての教育や食育を行っています。栄養教諭の役割として、食に関する指導や学校給食の管理がありますが、栄養の知識を活かして、食事の必要性や栄養の大切さをわかりやすく伝えていきたいと思っています。肥満や偏食、食物アレルギーなど、個別指導を行うこともあり、子どもたちと仲良くコミュニケーションをとることが求められます。



現在は、自分が在籍している小学校のほかにも担当校として2校を受け持っています。基本的には、在籍校で給食管理の業務を行い、午後は事務作業などを行っています。給食時には各クラスを見て回り、子どもたちに声をかけながら、食事の様子に気を配っています。食生活を取り巻く環境が大きく変化するなか、朝ご飯を食べてこない子ども、偏食やアレルギーのある子どもなど、様々な事情を抱えた子どもたちがいます。担任の先生と連携をとりながら、食に関する指導を行っています。

なかなかすべてのクラスを回ることは難しいのですが、子どもたちが私の姿を見つけて、苦手な食べ物を頑張って食べたよ！と言ってくれることがとても嬉しいです。食に関する指導のなかで、牛乳の大切さを話した時に、牛乳が苦手な子どもが、その子なりに一生懸命飲もうと努力している姿を見たとき、また野菜がどうしても食べられない子どもが何とか頑張って食べようとしている姿を見たときは、とても愛おしく、やりがいを感じさせてくれます。苦手なものを食べたりするのは、子どもたちにとって、とても勇気のいることです。子どもの立場に立って声をかけ、指導することの大切さをいつも心にとめて接するようにしています。

担当校には食に関する指導やアレルギー対応のため、月に2回程度出かけています。時間としては3時間程度ですが、担当校の子どもたちと関わるととても大切な時間です。

上司に言われたことで心に残っていること

職場は若手の先生が多く、活気があり、ベテランの先生方も若手の先生の意見をよく聞いてくれますし、親身になってアドバイスもしてくれます。以前、「食は生きることにつながる大切なこと。だから栄養教諭への期待も高くなっている。子どもたちの未来のために、しっかり学び、丁寧に教えてあげてくださいね。」と言われたことが印象的でした。栄養教諭は全校に配置されているわけではないので、出会うことのできた子どもたちとは、親身に関わっていきたいと思っています。



将来にむけて

今の小学校に勤務して4年目になります。まだまだ働き始めて間もないので、今の職場の環境や子どもたちに甘えてしまっているところがあります。栄養教諭として、子どもたちに少しでも食の興味・関心を高めてもらえるよう、これからもしっかりと学び続け、子どもたちと日々成長し続けたいと思っています。

そして、私が偏食だった子どものときに、やさしく接してくれた栄養士の先生のように、いつか子どもたちが大人になっても、私のことを憶えていてくれるような存在になれたらと思っています。

短期大学で学ぶ後輩へ一言

短大生だったころ、文化祭のどんぶりコンテストで、自分が起案したどんぶりを販売したところ、見事、優勝することができたこと、自分のグループが考えた給食献立を保護者の方が集まる場で提供させていただいたことなど、忙しい2年間のなかでも、目標をもって学ぶことで、たくさんの知識や経験を積むことができ、確実に自分の力となりました。後輩の皆さんも、何気なく2年間を過ごすのではなく、自分の目標をしっかり持って学んでほしいと思います。



恩師 日比野久美子先生から....

安井さんが短期大学を選択した理由は、調理や給食をしっかり学べるからということでした。調理コンテストでリーダーシップを発揮していた姿が印象に残っています。ガリ勉タイプではありませんでしたが、目標の栄養教諭免許取得に向けて、一生懸命に取り組んでいました。

短期大学というファーストステージから目標に向かって頑張っている姿は、後輩たちの目標になります。倦まず、弛まず、諦めず、歩みを進めていくことを願っています。



勤務先：航空自衛隊 小松基地
第6航空団飛行群第306飛行隊
職 種：航空機整備員

加藤 宏実 さん

勤務先紹介

航空自衛隊は平時から有事まで一貫してわが国の空の平和と安全を担う唯一の組織です。小松基地は日本海側唯一の戦闘機部隊が所在する基地であり、対領空侵犯措置の任務を与えられ、主に日本海正面における国籍不明機の警戒に当たっています。第六航空団は全国にある航空団の一つで、第306飛行隊は、F-15戦闘機の中でも近代改修された最新の機体を運用する部隊です。全国から選りすぐりのパイロットを集めて戦技教育を行う戦技課程を有しており、日本における「トップガン」の部隊です。隊のマークである「ゴールデンイーグル」は石川県の県鳥である「犬鷲」をモチーフにしており、「犬鷲魂」の精神を胸に、日々精進しています。

戦闘機の美しさに魅せられて

夢の始まり

高校1年の9月、偶然訪れた小松基地での航空祭で自衛隊が保有する航空機を初めて見た時、とても綺麗で、「こんなカッコいいものがあるのか！」と衝撃を受け、一瞬にして心を奪われました。その時、航空機に携わる仕事をしてみたい！と憧れを抱いて以来、その思いが心の片隅に芽生え始めました。

夢の実現に向けての学び

滋賀短期大学に進学したのは、実家からも近く、2年の間に様々な資格が取得できるところに惹かれたからです。私が入学したビジネスコミュニケーション学科には、当時5つのコースがあり、その中の一つ、ロジスティクスビジネスコースを選びました。このコースは、原材料や部品の調達・製造・販売から顧客への商品の配送に至るまでのモノの流れをデザインし、マネジメントできる人

滋賀短期大学

開設年度：昭和45年度

所在地：滋賀県大津市

建学の精神：心技一如（しんぎいちによ）

設置学科：ビジネスコミュニケーション学科、生活学科、幼児教育保育学科
(2020年度)

材を育てるというコースでした。(現在は、ビジネス実務コース、地域ビジネスゼミに名称変更)

このコースには取得できる資格が多く用意されていて、積極的に車両などの免許を取得しました。フォークリフトや小型移動式クレーン、玉掛けの免許を取得しましたが、その際、同級生たちと共に教えあい、切磋琢磨しながらチャレンジできたことは、今でもいい思い出になっています。今の仕事に航空機を牽引することが業務の一つにあります。これは普通免許を取得していなければできません。入隊前に免許を取得できていたのは本当に良かったと思っています。

また在学中、一般教養を身につけるための共通科目として、「統計学」を履修しました。日頃メディアなどで見るアンケート結果の算出がどのように行われているのかが想像できるようになりました。これは学ばなかったら全く知らずにいたことです。身の周りにあるものは見えていないもので作り出されている、あれは恐らくこうしてできているのだろう、あるいは別の方法かもしれないなどと考えをめぐらせることが自然に習慣となりました。この学びは純粋に楽しいという印象と同時に、自分にとって知る事の大切さを実感させてくれました。今でも業務に臨む際に自分の支えになっています。

留学生との出会い

同じコースに中国からの留学生が在籍していましたが、出会ったころは言葉がうまく通じず、コミュニケーションをとるのがとても難しかったです。お互い日本語を介して話をしましたが、なかなか思ったことが相手に伝わらず、最初はとても苦労しました。彼女とは卒業までの2年間とても仲良く過ごしましたが、その間、辛抱強く言葉を重ねたり、表現の仕方を変えたりするなど、試行錯誤を繰り返しながらコミュニケーションをとろうと努力したことを覚えています。意思疎通が苦手な自分にとって、彼女との交流が今でも印象に残っています。

夢、ふたたび

短大1年生の11月、たまたま基地見学の企画として岐阜基地のイベントに参加する機会があり、基地内の施設見学や、実際に航空機をみせてもらいました。そこに勤務されている方から、入隊しようと思った動機、現在の仕事の内容、やりがい、辛いことなど、いろいろな話を伺い、刺激を受けました。その時に航空機の整備に大きな魅力を感じ、高校生の頃から航空機に憧れ続けていた気持ちがふたたび湧き上がってきました。

実際の就職先として視野に入れたのは2年生になった春頃です。

自衛隊へのアプローチ

短期大学に募集があったのかもしれませんが、私は自ら地方協力本部の事務所に行きました。その過程でイベントがあり、それを通して受験をすることになりました。入隊時の職種等は決まっておらず、初めは一般曹候補生、または自衛官候補生という制度を選んで受験をすることになっていました。私は一般曹候補生として、主に筆記試験と面接の勉強をしていましたが、身体検査もあったので、普段以上に自分の体調に気を遣い、規則正しい生活を送ることに努めていました。

合格の通知を受けた後は、知人と一緒にランニングなどをして、体力作りに励んでいたことを憶えています。



憧れの自衛隊に入隊して

入隊して5年、現在は航空自衛隊で航空機（戦闘機）の整備をしています。具体的には国籍不明機に対応するための航空機の発進支援や飛行訓練前後の航空機の点検、燃料等の補給、整備記録の作成等を行っています。当時、整備職として小松基地に配属になったのは、私を含め8人、私以外は全員男子でした。

入隊当初は心身どちらの面についても不安がありました。男性と比べて体力が劣っていること、うまく人付き合いができるかどうか、精神的に辛いことが多いと予想され、それに耐えられるかどうかとも正直自信がありませんでした。

実際、今日まで働いてきましたが、初めの頃と比べればかなり慣れてきたと思っています。職場の多くの先輩方が優しく接して下さったこともありましたが、慣れるまでお互いにしっかり意思疎通を重ねるように努めた結果だと思っています。自衛隊は男社会だと思いますが、結局のところお互い人間なので自分のペースで関わりあうことを続ければ仕事を続けることはできると思っています。

仕事の内容は国防に携わるという点において特殊ですが、ここまで挫折せず、諦めずに続けてこられたことを誇りに思っています。実際に戦闘機の整備をするにあたり、色々な苦労もありましたが、この職種につけてよかったと思っています。出来る業務の範囲が広がったり、その業務につい

て信頼してもらえることは何よりも嬉しいです。

これからもっと研鑽を積み、業務のことはもちろん、その他のことも多く学んでいき、今よりもっと貢献できるように励んでいきたいです。

一番辛かったこと

業務の関係上、どうしても勤務時間が長くなってしまうこともあるので、その状況に慣れるまでがとても大変でした。毎日が必死で、また覚えなければいけないことも多く、同時に力仕事も多かったのも、入隊してから間もない頃は作業に手こずったり、先輩方が簡単にやっている作業でもなかなか上手にできなかったのも辛かったです。それでも真摯に向き合い続けたいと思っています。

上司に言われたことで印象に残っていること

「規則は読め」という言葉はいつも肝に銘じています。民間の会社でもそうかもしれませんが、この職場では特に法や規則に則って動くことが責務です。何かをするに際しては、必ず関連する規則を読むように心がけています。

仕事を離れたら

現在、親元を離れ、基地内で生活をしています。しかし、職務を離れたら、しっかり休息をとることとストレス解消も兼ねての体力練成に努めています。また手芸が趣味なので、休日はアクセサリーを作ったり、映画鑑賞などをしてゆっくり過ごすことが多いです。たまにドライブに出かけて一日中運転していることもあります。

短期大学に学ぶ後輩への一言

一日一日を、時々思い出しては懐かしむ程度に大切にしてください。また学生は社会人よりも自由な時間が多いので、今のうちに色々なところに出かけたり、触れたりすることを勧めたいです。自分の将来の目標になったり、息抜きや楽しみになったりと、思いもよらない発見があります。これから大変な時期を向かえる人も多いと思いますが、何となく過ごした日々であれ、新たに発見したことであれ、それらは将来の自分への投資になります。自分のペースで頑張ってください。



恩師 江見和明先生から....

加藤さんは、飾り気のない素朴な女性という印象でした。基礎的な学力はしっかり持っており、自分で物事を考える力があるな、と思っていました。授業の取り組み姿勢もとても熱心でした。

当時は、予めコースを決めて入学しました。ロジスティックビジネスコースは、男性が多いコースでしたので、選択には勇気が必要だったのではないかと思います。



現職：フリーアナウンサー、専門学校講師

谷口 智子 さん

出演番組等

【テレビ】

- ・四国放送「朝6・30」キャスター
- ・JNNニュースバード キャスター
- ・TBSラジオ ニュースアナウンサー
- ・テレビ埼玉 契約アナウンサー
- ・南日本放送 契約アナウンサー

【ラジオ】

- ・MBCニュースアナウンサー
- ・谷口智子の「週末の一冊」 パーソナリティ

【CM】

- ・アリコ「やさしくそなえる医療保険」プレゼンター

【その他】

- ・司会（式典、記者会見、セミナー、パーティー、展示会、イベントMC）等多数

迷ったときには踏み出してみる！

併設高校から短期大学へ ～ミュージカルへの思い～

私が通っていた大阪成蹊女子高校は、「徳があり、人に慕われ、信頼される人を育てること」を教育の目標とした、学校行事や部活などがとても盛んな高校でした。伝統ともいえる文化祭でミュージカルを経験したことは、その後の進路を決めるうえでも大きなステップとなり、併設の大阪成蹊短期大学に進学し、夢をつなぎたいと思いました。当時、短期大学には、全国でも珍しい観光学科があり、将来、空港やホテルなどのサービス業に就きたいと思っていましたので、迷うことはありませんでした。

短期大学に進学するとすぐにミュージカル同好会を結成し、「学園祭の舞台に立とう！」とクラスメイトの賛同を得て、大きな舞台でミュージカルを演じることができました。このことが大きな自信となり、自分のセールスポイントにもなりました。アッという間の凝縮した2年間、就職にむけての準備も自然とできたように思います。

大阪成蹊短期大学

開設年度：昭和26年度

所在地：大阪府大阪市

建学の精神：桃李不言下自成蹊、桃李もの言わざれども下おのずから蹊を成す

設置学科：観光学科、幼児教育学科、栄養学科、調理・製菓学科、生活デザイン学科、
(2020年度) 経営会計学科、グローバルコミュニケーション学科

将来の自分を導いてくれた観光学科

観光学科には、旅行業界やホテル業、航空関係の仕事に興味のある人が多く、将来への目標を持った人が多かったように思います。授業にあたる先生方は、それぞれの業界で経験を重ねた個性的なプロの方たちが多く、授業内容は非常に興味深く、ユニークで笑いが起きることもたびたびあり、とても楽しく学ぶことができました。私自身、サービス業に憧れていましたので、将来の自分を身近にイメージすることができました。

卒業後、関西空港でグランドスタッフの仕事に就きましたが、そこで新人研修のインストラクターを任されたことがきっかけで、アナウンス業務について深く学びたいと思うようになりました。仕事を続ける傍ら、アナウンスの専門学校に通い、発音、発声の仕方について基礎から学び、アナウンサーとしてのスキルも磨いていきました。と同時に、将来、司会などの話す仕事にチャレンジしてみたいと考えるようになりました。

空港での仕事を5年ほど経験したのち、思い切って転職を決意しました。

アナウンサーとしてのデビューは四国放送

通っていた専門学校に自由応募によるオーディションの案内があり、四国放送に応募しました。書類選考ののち、徳島の放送局にて原稿読みと面接後、映像を見て話すカメラテストを行い、結果、念願のアナウンサーとして、「朝6・30」という番組のキャスターを務めることになりました。

正直、アナウンサーの仕事についてよくわからずにこの世界に飛び込んでしまったため、最初のころは「気がいたら本番が終わっていた」という状態で、後からもっとこうすれば良かったという課題が多く見付き、アナウンサーの責任の重さを実感したと同時にプロとしての自覚を持つよう厳しく仕事を教え込まれました。仕事ができないと肩身が狭いような雰囲気がありましたが、自分がどのような姿勢で仕事に取り組むかを示していけば、厳しいと感じた職場も自分の意見が言いやすいような雰囲気に変わっていきました。働きやすい職場になるかどうかは、自分次第でもあると感じています。

アナウンサーの仕事をこなしていく上で、体調管理は何より大切なことですが、早朝の番組を担当して、冬は朝起きが非常につらかったことを憶えています。



四国放送「朝6・30」キャスター

アナウンサーの醍醐味

アナウンサーは緊張の連続、だからこそ味わえる達成感！生放送の場合、やり直しがきかないため、本番に向けてスタッフ、出演者ともに膨大な準備をします。番組を作ったスタッフの想いを心に刻み、情報を正確に伝え、視聴者の皆さまと真摯に向き合い伝えるアナウンサーの責任は、今の流行りでいう“半端ない”ものです。

ある年、台風がやってきたとき、ドタバタしながら番組の進行をしたことがありました。刻々と状況が変わり、新たな情報が次々と飛び込んでくる中、スタッフをはじめみんなで協力して乗り切ったときの達成感は今でも忘れることができません。このような緊張感と達成感がアナウンサーとしての醍醐味だと思っています。

時に予期せぬことが起こりますが、常にテレビの向こう側にいる人に対して、会場の一人一人に話しかけるようなイメージで話すよう心がけています。また、司会をする際、番組の内容によって話すトーンや言葉の選び方などに注意し、相手の求めるイメージに近い進行をしたいと思っています。そのために、言葉を伝える職業として常に発声などの基礎の訓練や日々の情報収集などの努力を怠らないこと、取材先では、初対面の人と接する機会が多いことから、相手に心を開いてもらえるよう笑顔で接しながら、しっかりとコミュニケーションを取ることが大切だと思っています。

臨機応変は大切だけど、うっかりは許されない！

限られた時間を最大限に活かして番組の魅力を伝えていくことは大切なことですが、ある時、選挙番組で司会を担当した際に、スタッフから伝えられた番組終了時間が2分ほど違っていたことがありました。2分という時間は短いようですが、秒きざみの仕事をしている私たちにとってはとても長い時間です。しかも生放送!!一旦コメントを締め括ってしまったのですが、臨機応変、伸びた2分間を何事もなかったようにつなぐことができ、無事に番組を終えることができました。その時は心の中でガッツポーズをしました。

反面、経験を重ねると緊張感が薄れ、慎重さが欠けてしまうことの恐ろしさを身をもって学んだ出来事がありました。地方局（鹿児島勤務時代）に勤務していたころ、1日の中でラジオのニュース、ナレーション、テレビのニュース、番組収録等々、いくつかの仕事を抱えていました。内容は様々で日替わりです。

ある日、テレビの仕事で3分ほどの天気予報を伝える番組を担当していました。ところがそのことをすっかり忘れてしまい、天気予報の原稿を読まないまま、結局、BGMと映像だけが流れて終わってしまったのです。これは放送事故という重大なミスです。当時、アナウンサー経験は5年ほどでしたが、新人でもしないようなミスをしてしまい、上司やスポンサー企業に多大なご迷惑をかけてしまいました。その大失敗



テレビ埼玉 スポーツ情報番組

を教訓に簡単に思える仕事でも、自分に任された仕事は準備を怠らないよう肝に銘じて取り組んでいます。以前、「人に慣れても仕事に慣れるな」と上司に言われたことがあり、この言葉は今でも忘れることができません。

現在はフリーアナウンサーとして

四国放送では契約社員で1年ごとの更新でした。そのため、次のステップアップについては常に考えていました。東京のプロダクションがキャスターを募集しており、そちらで採用が決まったため、2年で退職することになりました。東京のアナウンサープロダクションに所属し、埼玉、鹿児島地方局アナウンサー、東京でフリーアナウンサーとして、研鑽を積んできました。毎回違う仕事内容ということが多いため、そのたびに違うスタッフと仕事をすることもあり、新鮮な気持ちで仕事に臨むことができます。挨拶やコミュニケーションを大切に、気配りを欠かさないようにしています。様々な現場で仕事を経験できるため、臨機応変にも磨きがかかり、自分自身を大きく成長させてくれたと思います。

アナウンサーとしての経験を活かして

2019年4月から、東京にある専門学校でサービス業への就職を目指す留学生や日本人学生を対象として、ビジネスマナーを教えています。特に留学生には、ビジネス日本語やビジネスマナーを、日本人学生にはサービス接客検定を行っています。自分の学生時代のことを思い出しながら、夢を叶えるサポートができればと思っています。

短期大学で学ぶ後輩へ「チャレンジしてみる方が楽しい！」

学生時代は、なんでも夢中になってやらないと気が済みませんでした。これまでを振り返ると、ちょっと無理かな？と思うくらいの仕事に挑戦するほうが、刺激があって楽しい！と思います。迷ったときには踏み出してみる。そんな気持ちで挑戦してください。2年という短い期間だからこそ、時間を大切に、目標に向かって努力する。短期大学は大学に比べ先生方との距離も近く、おしゃべり感覚で色々な相談ができるというメリットを最大限に活かして、夢を叶えるために頑張っしてほしいと思います。



恩師 岡田保造先生から....

谷口さんといえば舞台のことが頭に浮かぶ。文化祭でミュージカルの大作（一回生で『サウンド・オブ・ミュージック』、二回生で『レ・ミゼラブル』）を自分なりに巧みにまとめ、サンケイホールの桜舞台を見事に飾った。

また、私が顧問であった歴史研究部の合宿にも参加するなど、いろいろなものに興味を示し、すべてに努力家だった。

その静かな笑顔と細やかな心遣いで誰にでも好かれる人物だ。



勤務先：株式会社K G情報
職 種：システムエンジニア

有田 直矢 さん

勤務先紹介

株式会社K G情報は、1980年に創業し、経営理念に「人々の平和・幸福・安らぎ」「企業の存続・発展・永続」「三方善の実現」を掲げ、刻一刻と変わるニーズにあわせ、情報を加工・発信し続ける会社です。

地域ごとの仕事や住宅、レジャーなど生活に関わるさまざまな情報を集め、価値ある商品・サービスに変えて届けることで、人々の暮らしや人生を豊かにするお手伝いをしています。

2020年6月20日現在の従業員数は、241名（アルバイト・パート含む）。

システムエンジニアの仕事は 世の中の生活をさらに豊かにすること

将来にむけての進路選択

高校卒業後の進路を考える際、将来に役立つ資格を取得できる大学への進学を希望していました。その頃、教育関係や情報関係に興味を持っていましたので、教員免許状や情報処理に関する資格に興味がありました。また、早く社会に出て働きたいと思っていましたので、四年制ではなく、二年制の大学への進学を視野に地元山口県内で学べる学校を探しました。そこでWEBや事務処理システム開発など幅広い分野で活躍するスペシャリストの育成を目指している山口短期大学と出会い、当時、教員免許状も取得可能であった情報メディア学科に進学を決めました。

短期大学での2年間

短期大学に入学し、取得できる資格は全て取得しようと、毎日朝の8時から夕方6時までみっちり講義を受けました。2年間という限られた期間に、将来のために今何を学ぶべきなのか、その

山口短期大学

開設年度：昭和42年度

所在地：山口県防府市

建学の精神：至心

設置学科：情報メディア学科、児童教育学科 初等教育学専攻、幼児教育学専攻
(2020年度)

ためにはどの講義を受講するのがよいのかを意識することで、時間の大切さを体感しながら学ぶことができました。また、中学校教員免許状の取得を目指したため、必要な単位数が多く、とても大変でしたが、ビジネス実務士、上級情報処理士、ウェブデザイン実務士の資格も取得することができ、多種多様な分野の基礎知識を一通り学べ、就職したときにはその知識がとても役立ちました。

短期大学では勉強に追われる傍ら、バイトや友人との交流も大切にしていたので、朝から夜まで過密なスケジュールをこなしていたと記憶しています。そのおかげで毎日充実した学生生活を送ることができました。

職業選択

2年生の6月に、教員免許状取得のため、中学校に教育実習に行き、理科の授業を担当しました。その時、短期大学で学んだ情報処理の技術を活かし、生徒に分かりやすく興味を持ってもらえるよう、3DCGを用いた授業にトライしました。ところが指導教員からそのような授業を行う必要はないと評価されてしまい、教育現場で自分のスキルを活かすのは難しいことだと判断しました。

その一方で情報処理系はちょうど一般家庭でもネットワークに接続できる環境が整い始めていたため、今後はネットワークを用いたシステムが必要不可欠になると判断し、情報処理に関する知識が活かせる企業への就職を意識しました。

進むべき道にむかって

教育実習を経験し、教職への道を断念したのち、7月に入ってから就職活動を開始したため、急いで何社かを選んで応募しました。幸い2社目の会社から内定を得ました。その会社は金融業、製造業を中心に多種多様なシステムを構築している会社で、その会社の教育担当者の人から、この仕事を続けるなら、経済産業省が情報処理技術者としての知識・技能が一定以上の水準であることを認定している情報処理技術者試験を受けておくべきだとのアドバイスをしてくれたので、翌年の春に実施される試験にむけて取り組み、無事に卒業年の5月に合格しました。

システムエンジニアとして

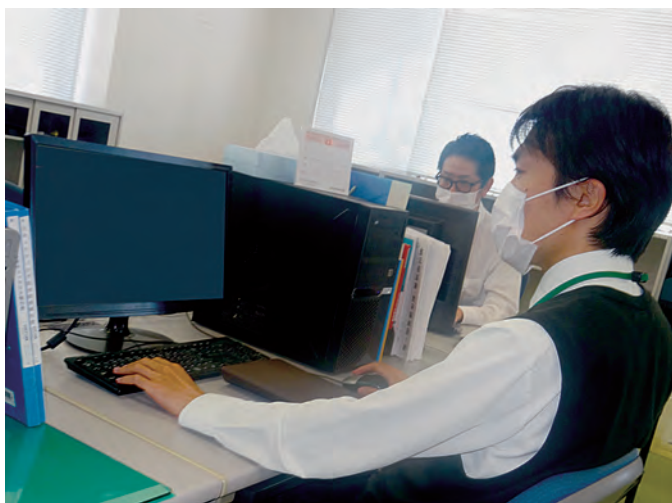
短期大学卒業後に入社した会社は、リーマンショックの影響により1年3ヶ月で退職を余儀なくされましたが、翌月には、企業の人材・採用・宣伝の業務に対応するために多様なサービスを展開している会社に就職し、10年5ヶ月勤務しました。そして、昨年12月から、その関連会社でもある株式会社K G情報に移って仕事をしています。

就職したての頃は、短期大学で学んだ基礎知識が新しい技術や知識を学習する際にとても役立ちました。この基礎知識のおかげで、今後もシステムエンジニアとして活躍できるという自信に繋がりが、なんとか仕事をこなしていました。しかし、だんだん任される仕事が増えて、難易度も上がり、専門的な知識がさらに必要になってきたため、働きながら勉強をしました。この時期が一番辛かったです。学生時代にさらに自主勉強で補ってあげれば良かったと感じました。知識不足で全然対応できなかったことが悔しかったので、それ以降は積極的に新しい技術や知識を自主学習するよう努力して、今では仕事をしていく上で大きな困難にぶつかる様なことは少なくなりました。

また、新人のころ、「システムエンジニアの仕事はシステムを構築することではなく、プロジェクトを成功させることであり、要件定義や機能見積もりを正確にできるようになって、初めて一人前のシステムエンジニアになれる」と言われたことがありました。それまでは要求されたシステムを構築することしか考えていなかったため、上司の話を聞いて、お客様の課題や目的等を意識して構築できるようになりました。

現在、WEBサービスのシステム開発と子会社の社内インフラを構築・運用に従事しながら、エンジニアチームのリーダーであるテックリードとして、開発メンバーのスキルアップや技術面での相談等にも対応しています。その開発や改修において、成果に貢献できた時が一番嬉しいです。特にWEBサービスの成果はデータとして現れますので、ある意味ゲーム感覚で業務に取り組み、重要業績評価指数を表すKPI達成を目指しています。

職場は、雰囲気良く仕事しやすい環境です。KPI達成に向けて、部下から上司に対しても進言しやすく、また上司もすぐに対応してくれるので、とてもやりがいがあります。同僚とはお互いに忌憚なく意見が言い合える関係で、技術や知識を高めることができます。



システムエンジニアの魅力

技術の進歩により、どのような業種、業務でも必ずシステムを利用するようになっています。例えば、小売店ではPOSシステムで商品管理し、医療機関では患者のカルテ情報等をシステムで管理しており、仕事や生活の利便性向上にシステムは必要不可欠なものになっています。さらにネットワークを介することで広い範囲で貢献することもできます。しかし、それらのシステムを構築するためにはシステムエンジニアの力が必要であり、今後もその重要性は高まると考えています。

システムエンジニアの仕事はシステムを作るのではなく、世の中の生活をさらに豊かにすることができる唯一の仕事だと考えます。

将来にむけて

将来、機械学習言語を用いた WEB サービスを構築したいと思っています。基本的にシステム開発はクライアントからの要求に沿って構築しますが、運用すると新しい要求内容ができ、常に改修が求められます。特に WEB サービスはユーザからの要求の変化が多いので、機械学習を用いてユーザ行動を学習させ、日々変化する要求に対応できるシステムを構築できれば、ユーザの要求にいち早く対応でき、かつ改修コストを減らせるのではないかと考えています。

日本でも機械学習を用いたサービスが増えていますので、近い将来には実現したいです。



後輩へのアドバイス

2年間はアツという間です。興味がある講義はどんどん受講し、もっと深く学びたいことがあれば積極的に学習しましょう。友人との交流や適度に遊ぶことも重要です。学習と遊びを両立して学生生活を楽んでください。

プログラミングは難しそうと考えている学生は多いと思います。しかし、プログラミングに必要な物はパソコンのみです。逆に言うとパソコンだけでモノづくりができる仕事とも言えます。プログラミングは手軽に始められるので、興味がある方はまず自分の生活に役立つシステムを作ってみてください。それが楽しいと感じた時に将来の選択肢にシステムエンジニアを検討してもらえると嬉しいです。



恩師 柴田道信先生から....

有田さんは、明るく朗らかな性格で、誰とでも仲良くできる学生でした。学園祭では仲間とともにゲームコーナーを企画・運営するなど、学校行事にも積極的に関わりました。卒業研究では他の卒業研究メンバーと協力して、実際にシューティングゲームの開発に取り組みました。開発段階において計画通りに進まないことも多々ありましたが、他のメンバーとともに解決策を探り、最終的にゲームを完成させています。みんなと協力し、目標に向かって粘り強く取り組む姿が特に印象に残っています。



勤務先：株式会社ルネ
職 種：企画職（パタンナー）

山道 ちなみ さん

勤務先紹介

株式会社ルネは、ルネブランド製品（高級婦人服・小物）の企画、製造および販売（小売・卸売・ECサイト）を行っている総合アパレルメーカーです。

1979年に会社が設立されてから今日に至るまで、最高の商品とおもてなしをお届けしています。普遍的なエレガンスを追求し、女性の美しさを最大限に引き出すデザイン、心までも豊かにする上質で洗練された商品を提案し、選び抜いた最高の素材を最大限に引き出す商品の企画、デザイン、パターン製作、縫製を全て自社内のアトリエにて行っています。

パタンナーとして 肩の力は抜いても、手は抜かない

ファッションに目覚めたきっかけ

ファッションに興味を持ち始めたのは、小学生の頃でした。当時、ファッションデザイナーを目指す女子高校生の青春を描いた『ご近所物語』という少女漫画がとても流行っていて、主人公が作り出す洋服の華やかさがとても魅力的でした。自分のブランドの店を持つために日々努力し念願が叶うという、いわゆるサクセスストーリーもので、幼い私は「いつか自分もこの主人公のように輝きたい！」と憧れを抱くようになりました。

将来にむけての学びの選択

その憧れは褪せることなく高校進学を迎え、少しでもファッションに関する勉強のできる環境下にいたいと思い、家政科のある高校を選びました。その高校では裁縫を学び、そこで初めて自分で裁断した服を完成させることができました。この頃から頻繁に服を縫い、それを着て出かけること

香蘭女子短期大学

開設年度：昭和33年度

所在地：福岡県福岡市

建学の精神：創意・自立・敬愛

設置学科：ファッション総合学科、食物栄養学科、保育学科、ライフプランニング総合学科
(2020年度)

が楽しみとなりました。

そして高校卒業後の進路を決める際、将来、ファッション関係の仕事がしたいという明確な夢が育っていましたので、専門的な知識が学べる進学先を探すことにしました。4年制大学も選択肢の1つとして考えましたが、ファッションの世界に進むのであれば、少しでも早く社会に出て経験を積んだ方がいいのではないかと思い、短期大学を念頭に置いて選び始めました。そんな時、同じ高校の先輩が香蘭女子短期大学に多く進学していることを知ったのです。

香蘭女子短期大学のファッション総合学科は、それまでの被服学科から新たに名称を変更し、カリキュラムをみると自分の進みたい道や学びたい分野に合わせて授業を細かく組み合わせて選択できるようになっていました。当時は、ファッション業界で技術職として働きたいとは考えていたものの、具体的な職種については決めかねていましたので、ファッションについて総合的に学ぶことができるファッション総合学科にとっても魅力を感じました。

Ⅰ パタンナーを目指して

香蘭女子短期大学に進学して、ファッションの基礎についてはもちろんのこと、人の体のつくりやファッションの歴史、素材の種類やその扱い方など、ファッションに関する様々な分野について幅広く学ぶことができました。なかでも、縫製やパターン（洋服の型紙）作成などの技術を身につける授業を多く受講できたことは、現在の仕事に活かされています。

入学した当初は、パターンを製図することが苦手だったこともあり、自らの手で製品を作り上げたいという思いから縫製職を志望していました。しかし、授業でアパレルCADというパソコンソフトを使ってパターンを作成する方法を学んでからは、パターンに対する意識が変わりました。CADは作りたいデザインのパターンをパソコン上で自由に描き、自分の独自性や創造性を活かして手軽に洋服を作ることができます。それまでの手作業での製図に比べ修正もとても簡単で、その魅力にはまってしまいました。このCADをマスターしてからは、夢中でパターンを引くようになり、次第に縫製職からパタンナー職を目指すようになりました。

Ⅰ 博多織との出会い ～卒業制作のファッションショー～

2年生になって、1年次にドレーピングの授業を担当されていた教授のゼミを選びました。その教授のゼミのテーマが「博多織」であったため、博多織について学びたいというよりは、その教授についていきたいという思いが強く、博多織について何の知識もないまま、ゼロからのスタートでした。

伝統工芸品でもある博多織は、福岡市近郊で特産とされる絹織物で、生地に厚みや張りがあるため、反物ではなく帯として使われることに適していると言われています。生地特性、取扱い方が

普段の授業で使用しているものとは異なり、縫製がとても難しかったです。何度も縫ってはほどきを繰り返した記憶があります。

卒業制作では、その博多織の洋服地を使い、働く女性のためにジャケットとスカートやワンピースのシンプルなスーツスタイルを基本に、一手間加えることでパーティー着へと変化させることのできる一着を制作することになり、私はロングオーバースカートを提案しました。当時は、制作者本人がモデルとなり卒業ショーを行うことが通常でしたが、私たちのゼミではデザインから洋服の制作、そしてショーにいたるまで、国際ソロプチミストの方々にモデルとさせていただきました。デザインを考えて、モデルに合わせたパターンを引き、自らの手で縫い上げたその1着はまさしく短期大学2年間で学んだことの集大成となりました。ショーを終えた時、やりきったという満足感はずたもたなかったです。

！ 一目惚れした洋服を作っている会社に入りたい！

就職活動に向けて、自分がどういうタイプの洋服を作りたいのかを知るために、様々なブランド店に足を運ぶなどして研究を重ねました。そんな時に、福岡のお店のショーウィンドウに飾られた洋服を偶然見つけ、「こういう服を着たい！ 作りたい！」と気持ちが高ぶった一着がありました。まさに一目惚れでした。その制作・販売会社について調べてみたところ、「ルネ」という会社で、香蘭女子短期大学の卒業生も多く就職していることがわかりました。幸運にもパタンナーの求人を行っていましたので、試験を受けることにしました。

採用試験では、一般教養の筆記試験や集団面接、パターン実技試験がありました。特に実技試験の平面パターンは苦手意識が強く、学校の授業だけでは練習量が足りないので、空き時間や寮に帰ってからの時間を使って、パターンを何度も何度も引き、線の正確さやスピードを重視して練習しました。内定の通知を受け取った時には、大好きなブランドで働ける喜びで胸がいっぱいになったことを憶えています。

！ 念願のパタンナーとして ～お客様に喜ばれる洋服を形にしたい～

現在はパタンナーとして、デザイナーが作成したデザイン画をもとに、アパレルCADを使用し洋服のパターンを作成しています。1年間に4回開催される新作展示会に向けての商品や追加企画商品など合わせると1人で月20～30型ほど手掛けています。

この仕事には、正解がありません。今日正解だったことが、明日には不正解になることも大いにある世界です。流行もあります。トレンドの中でどのようにして自社ブランドらしさを加えるか、デザイナーとも話し合いを重ねながら常に勉強の毎日です。正解がない、それが苦勞する点でもあります。大きな



やりがいでもあります。

そんな日々の努力が報われるのは、街中で自分が携わった服を着ている人を見かけた時です。自然と笑みがこぼれ、走り寄って行って直接「着ていただいてありがとうございます！」とお礼を言いたくなるくらい嬉しくなります。また、商品が雑誌に掲載されたり、ヒット商品となって増産に結び付いたりすることもやりがいを感じることの1つです。

入社11年目を迎えて

今年で入社11年目を迎えました。入社4年目を迎えた頃、一日の大半を仕事に費やし、寝る間も惜しんで働いているのに、自分が携わる商品になかなかOKが出ないことが続き、この仕事が自分には合っていないのではないかと悩むようにもなりました。そこで思い切って一度休みを取り、自分と向き合うことにしました。幸いにも調子を取り戻すことが出来ましたが、この辛い時期を経験したからこそ、力の入れ方や抜き方を覚えることができました。部下を持つようになった今は、昔の自分のように無理をしている人はいないかと気に掛け、コミュニケーションを密にし、特に新入社員、若手社員へのバックアップ、フォローは大切にしています。



そして、10年を一区切りとして考えると、今の私は1年目の新人です。これまで身に着けた知識や技術に甘んじることなく、新たな気持ちで仕事に取り組んでいく一年となります。パタンナーにとってデザイナーの意図、お客様の求めるものを深く理解し、それをしっかり形にすることのできるパターン力が商品の良し悪しを決める重要なカギです。今後も現状に満足することなく、そして一つの考えに固執することなく、常に新しい感覚を大事にして仕事に取り組み、いずれはフリーでも働ける確かな腕を持ち、あなたに任せたいと選ばれるパタンナーになること、そして自分の携わった商品を一人でも多くのお客様に選んでいただけるよう、これからも励んでいきたいと思っています。



恩師 坂元美貴子先生から....

山道さんは、私のゼミ生でした。いつも笑顔で明るく素直な学生でした。

卒業制作で博多織を使ったフォーマルドレスを制作した際、博多織は洋服には向かない生地であるにもかかわらず、持ち前のセンスと技術力で素晴らしい作品を制作しました。最後まで妥協せず、リボンの色を白にするか黒にするかで、悩んでいたことが懐かしく思い出されます。こだわりを持って取り組む精神が、今のパタンナーとしての仕事に活かされていると思います。

学生生活に関する調査からみる 学生の変化と短期大学の特色について

日本私立短期大学協会
学生生活委員会

1. はじめに

学生生活委員会では、全国の短期大学生がどのような意識を持って学生生活を送っているのかについて把握するため、「学生生活に関する調査」をA4版両面刷りの調査票（後掲参照）にまとめ無記名により実施している。

本調査は、1短期大学あたり100名（1学年50名、2学年50名）の本科学生を対象とし、共学の短期大学には、なるべく男女比が同じになるようお願いをし、これまで4回の調査を行ってきた。毎回、90%を超える回答が得られ、ご協力いただいた会員短期大学の教職員および学生の皆様に、厚く御礼を申し上げたい。

調査内容は、学生が感じている学生生活に関する率直な思いや考えを確認するために、現代学生の気質を考慮に入れて、設問および選択肢を組み立てている。第1回が平成19年度に行われ、平成30年度には4回目の調査を実施した。

なお、調査時期・調査校・回答校・有効回答者数は、以下の通りである。

調査時期	調査校	回答校	回答校率	有効回答者数
H19.11～12	361	334	92.5%	32,371人
H22.11～12	340	315	92.6%	31,341人
H26.11～12	303	274	90.4%	26,379人
H30.11～12	296	282	95.3%	27,943人

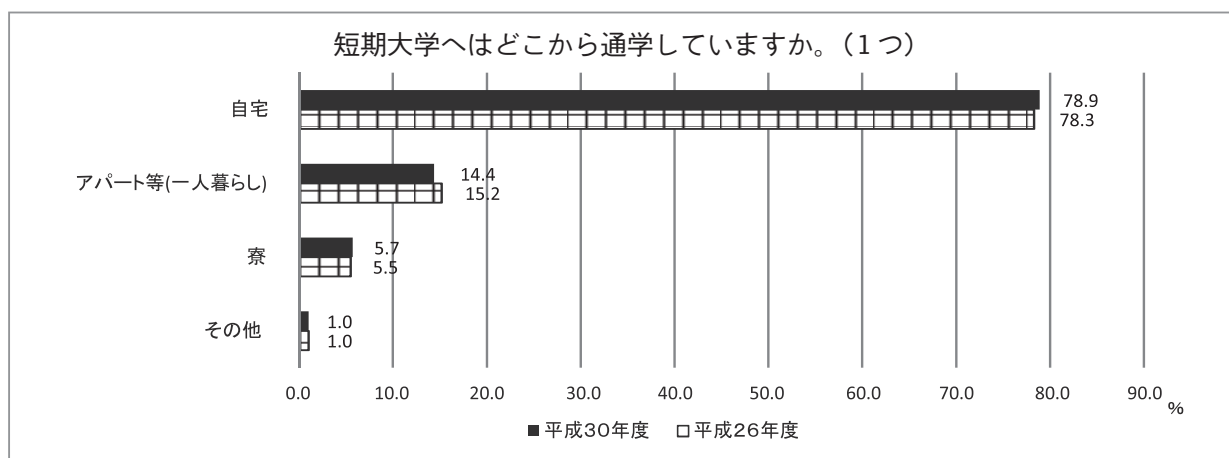
ここでは、学生生活に関する調査の結果を基に、過去12年間の学生気質はどう変わってきたのかを示していきたいと思う。

2. 短期大学生の基礎データ

短期大学にどこから通っているかを尋ねたところ、学生の約8割が自宅からと回答している。その手段としては、電車やバス・自転車等を利用しており、約3割の学生は徒歩で通学している。このことから、自宅から通える距離に所在する短期大学に進学している学生が多いことが窺える。

設問：大学までの主たる通学手段は何ですか。(2つまで) (%)

	徒歩	電車	バス	自転車	バイク・自動車	その他
平成30年度	26.2	54.1	21.8	21.8	20.9	0.5
平成26年度	28.1	54.0	22.9	23.4	21.2	1.4

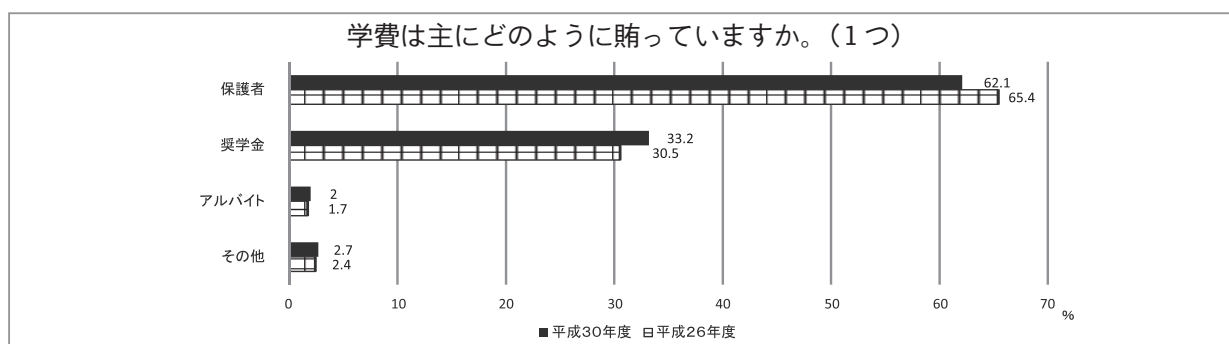


※本設問は平成26年度から設定

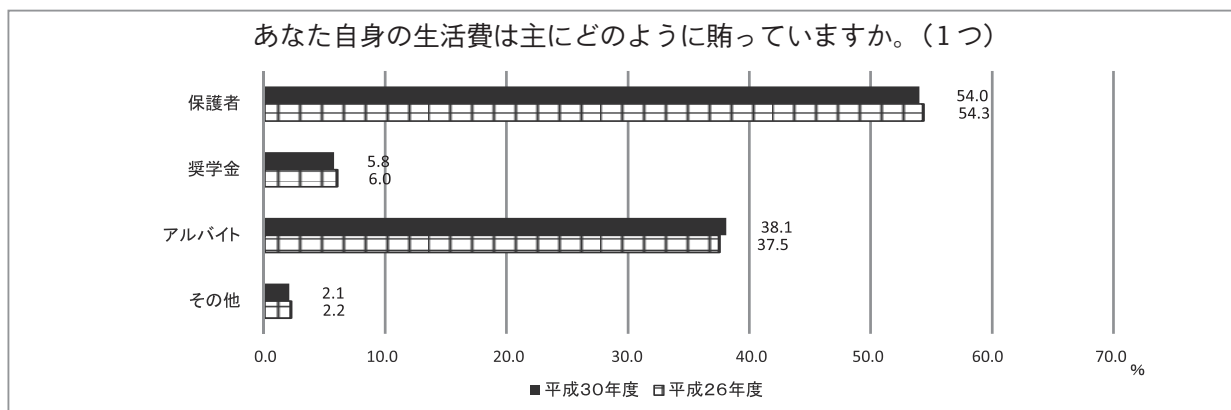
3. 経済状況

学費について、6割を超える学生が主に保護者からの援助で賄っているが、3割超の学生が奨学金に頼っているのが現状である。また、学生自身の生活費についても、5割が保護者からの援助で賄っているが、約4割の学生がアルバイトで賄っている状況であった。

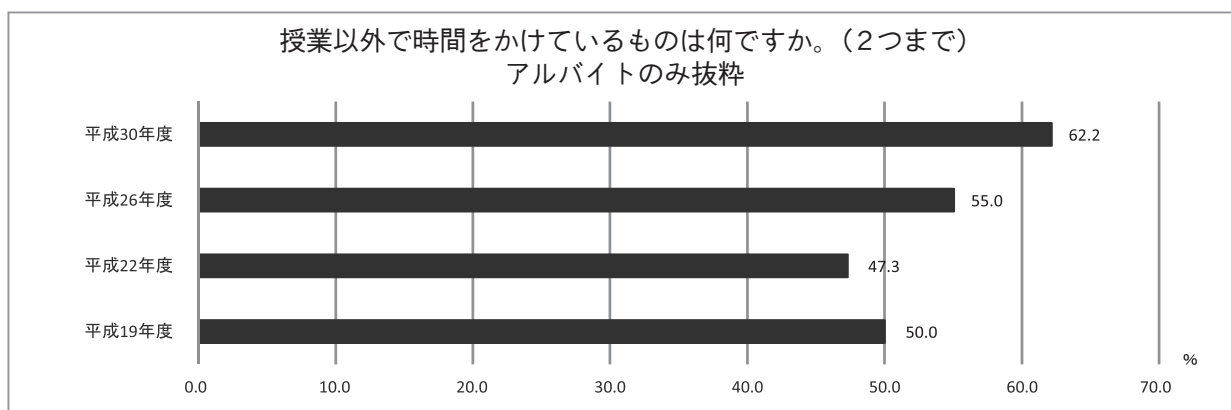
また、「授業以外で時間をかけているものは何ですか。(2つまで)」の問いに対し、これまでの4回すべての調査において1位回答はアルバイトであった。平成30年度は62.2%、平成26年度は55.0%、平成22年度は47.3%、平成19年度は50.0%であり、当初から年々その割合は増加し、12年間でアルバイトをしている学生は12.2%増えている。



※本設問は平成26年度から設定

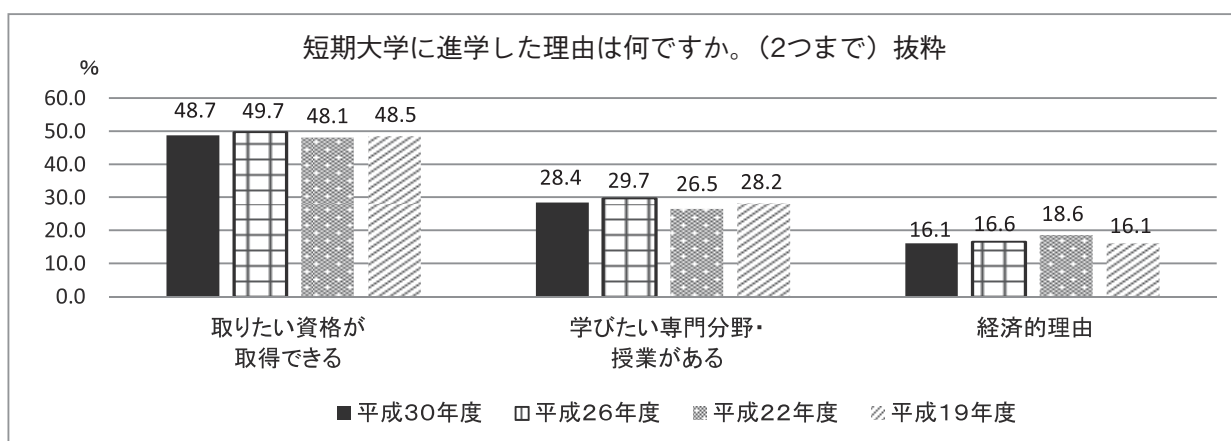


※本設問は平成26年度から設定



4. 短期大学に進学した理由

短期大学に進学した理由として、4回の調査において回答の割合が高いのは「取りたい資格が取得できる」で約半数を占めている。次いで「学びたい専門分野・授業がある」が平均して約28%、「経済的理由」は約17%であり、それぞれの経年の割合にあまり変化はみられない。

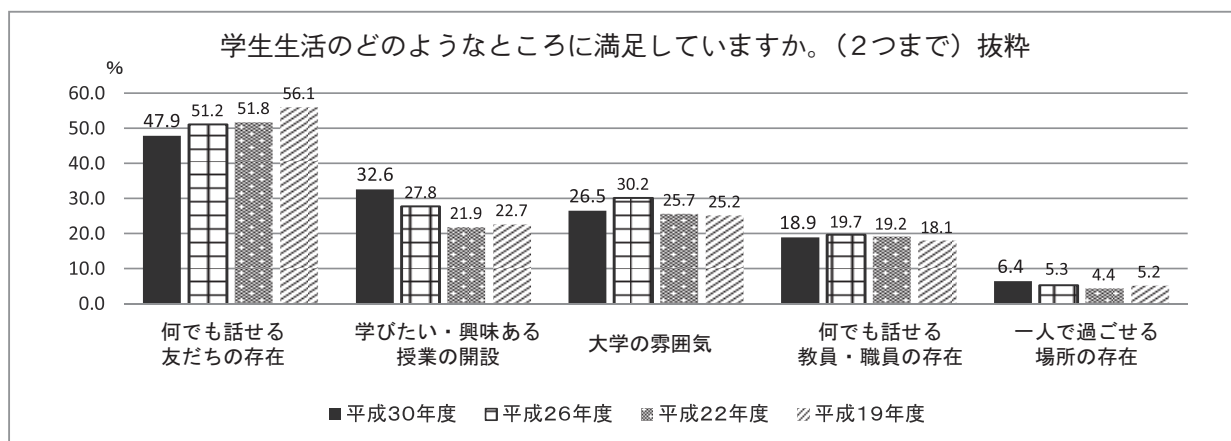


5. 学生生活について

①学生生活の満足度

学生生活の満足度については、全調査において「何でも話せる友達の存在」が1位であった。

ただし、平成19年度から「何でも話せる友達の存在」の割合が徐々に減り、2位の「学びたい・興味ある授業の開設」が徐々に増加していた。3位は「大学の雰囲気」、4位は「何でも話せる教員・職員の存在」であった。



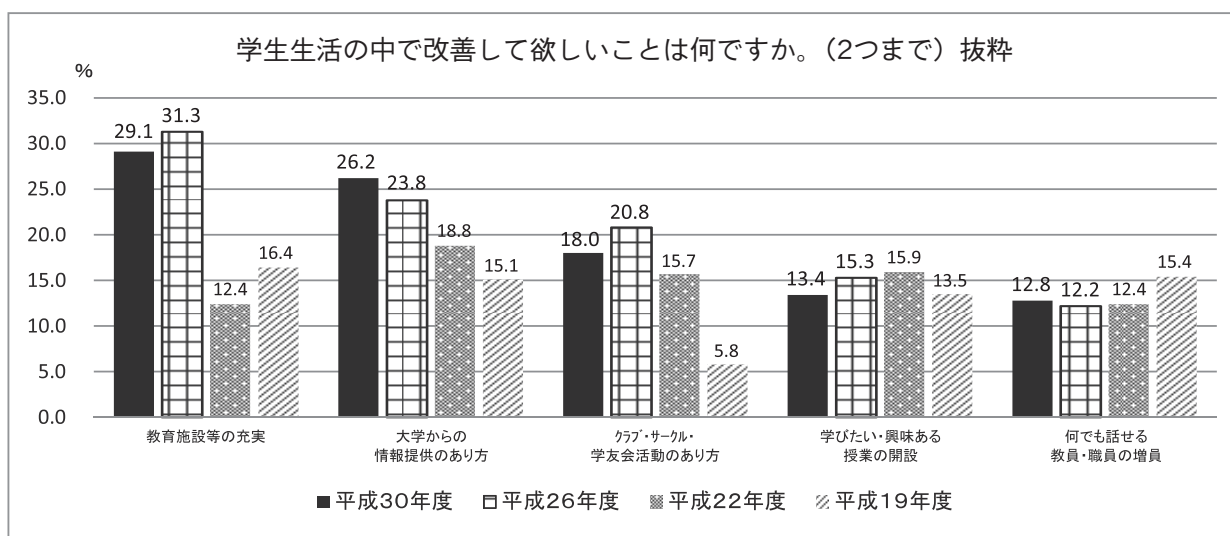
また、文部科学省による学校基本調査における高等教育機関への進学率をみると、平成19年度は76.3%であったが平成30年度は81.5%へ上昇し、平成28年に障害者差別解消法の合理的配慮規定等が施行される等により、多様な学生の入学が増えてきている。これらのことから、「一人で過ごせる場所の存在」は、学生生活の満足度の1つとして挙げられ、各短期大学が「一人で過ごせる場所づくり」にも努めていた。本委員会委員校の取組事例を以下に紹介する。

- 学食・学生ホール・自習室に一人席を増やす。
- 一人用リクライニングチェアのあるリラクゼーションルームを設けるほか、図書館内に個室閲覧室を48室設けている。また、キャンパス内に5つの食堂があり、寛げる環境となっている。
- 研究棟増設に伴う空き教室を活用し、1～5名程度で作業ができる場所を増設した。ラーニングcommonsについても、複数人数でディスカッション可能な部屋と「サイレントcommons」と称し、静かに自習できる部屋を使い分けている。
- 食堂に一人でも過ごしやすいスペースの確保や、図書館にカフェがある。キャリアセンターにはセルフのコーヒー（100円）を提供できるカフェを設置。建物のコーナーにテーブルや椅子を設置する等、一人でも友達同士でも過ごせる場所を増やしている。
- 食堂などで「ぼっち席」の設置や、廊下・エレベーターホールに机を設置し、一人で集中して勉強ができる環境や、学生相談室の隣に「相談控え室」を設置し、他人から声をかけられない環境を提供している。
- 狭い大学構内では、なかなかゆったりと静かにひとりで過ごせる場所を確保するのは難しいが、各階（2～4階）に学生が一人又はグループで過ごせるコーナーを設置している。
- 特に対応していないが、4年前に学生の休憩・昼食スペース確保の為、3教室を学生ラウンジとして改修し、一部に弁当や菓子類の自販機を設置した。

○特に対応していないが、図書館などは、1名ずつの個々のスペースを設けている。また、音楽短大のため、ピアノ練習室、楽器練習室等は基本1名で貸し出しているため、その場所も1人で過ごせる空間になっている。

②学生生活の改善に関する要望

「学生生活の中で改善してほしいことは何ですか。(2つまで)」についての回答は、「教育施設の充実」が1位、「大学から情報提供のあり方」が2位、「クラブ・サークル・学友会活動のあり方」が3位、「学びたい・興味ある授業の開設」が4位、「何でも話せる教員・職員の増員」は5位の順であった。



年度別でみると、学生が求めている内容に変化のあることが分かるが、より学生生活が充実したものになるよう、各短期大学では様々な取組を行っている。本委員会委員校での取組を参考までに紹介する。

【教育施設等の充実】

- 全教室にプロジェクター及びスクリーンを配置した。
- 例えば、ラーニングcommons、情報教育施設、学科専門施設などを設置した。
- 平成21年に図書館を新設し、メディアパーク、閲覧ラウンジ、個人閲覧室を設け、博物館、こども図書館を併設するなど教育・研究の利便性を高めた。
- 学生食堂にWi-Fiを設置した。
- 古い校舎の小規模教室やトイレの改装。AP採択事業（全学生へのタブレット配付）に伴いWi-Fi環境を強化させた。
- トイレをすべてウォシュレットにし、洋式化へと改修した。
- トイレ・図書館を改修（ラーニングcommonsを設置）した。
- 建物の増築や新築に関するものは、どの短大でも中期・長期計画があるが、学校予算のできる範囲で、現存の施設のなか、インテリアの部分（照明・机・弁当の販売等）が少し充実すれば、多少雰囲気を変えることができる。
- 学科、FD委員会などの提案で充実に取り組む。

- Wi-Fi の充実、図書館の閲覧場所の増加や開館時間の延長、学食の開設（現状は売店での軽食販売）を行う。
- 各学科からの学生の代表（幹事）と学科の教員とで「幹事懇談会」という話し合いが年2回開催される。そこで学生の要望を聞いて、大学側の考えを回答している。すぐには実施できないことも多いが、必要と判断したものは計画していく。
- 1年前期に実施する「新入生入試IR調査」（本学入学までの経緯を尋ねるもの）の一問に、「改善してほしいこと」を加えている。さすがにエスカレーターはまだ設置されていないものの、学生の意見は学長・学科長・事務局長を含む会議（将来構想・情報戦略委員会）では、共有されている。
- 授業間移動をスムーズにするため、休み時間を10分→15分に拡大した。

【大学からの情報提供のあり方】

- 掲示板を活用する。
- 掲示や講義時間内での教員からのアナウンスなど、アナログ伝達を主とする。
- 正式な連絡手段は「掲示」としているが、学外からでも見ることができる学生ポータルサイトからの情報提供（休講情報、新着情報）も行なっている。
- 基本的には連絡は提示にしているが、今後、緊急連絡網として、WEBメールで学校向け連絡網を利用する予定としている。
- 学内掲示板、ポータルサイトによる情報発信を行っているが、今年度より、LMSを導入し、ポータルサイト、学内掲示板と3つの手段を同時併用している。
- 教職員から学生へのピンポイント情報提供を行う。
- 情報はWEB（アクティブポータル）にて個別または一斉配信している。
- メールやSNS（LINE、Instagram、Twitter）を活用している。
- WEBポータルシステムを導入し、休講情報や履修確認、各種連絡を行っている。
- 大学のポータルサイトからの情報提供を行う。
- 学生が入学すると同時に、全員にGメールアドレスをもたせ、科目担当教員・大学事務局の情報がすべてGメールを通して、学生に知らせる。クラスやゼミ内の連絡等は、ライングループを組んでいることが多い。
- WEB掲示板機能があり、休講情報など学生は各自確認する。
- AP採択事業の推進に伴い、学生に貸与されたタブレット端末からアクセス可能な教育支援ソフト（WebClass）による伝達が、主に授業科目単位で徐々に浸透している。休講・補講のオンラインでの通知は、自然災害時の休講を除き行っていない。
- 教育研究用クラウドサービスにて、作成したデータをドライブ（クラウド）に保存できる。個人用ドライブやグループで共有できるドライブもあり、そのドライブに作成した資料を保存しておける。教員は教材をドライブに保存し、学生は作成したレポートを提出できる。情報を共有する仕組みがある。また、このサービスやパソコン関係の学生の疑問点には「ICTヘルプデスク」という部署があり、メールでも来室でも問わず対応している。

【クラブ・サークル・学友会活動のあり方】

- 新年度のガイダンス日程内で、学友会主催のクラブ・サークル紹介を2時間程度行っている。

月に1回程度、クラブの部長会議において、予算申請や決算、学園祭関連の話し合いがあり、また、年に1回程度（クラブ予算申請の時期）、クラブ顧問の会議が行われている。

- 15回授業の実施や実習科目の多い学科に在籍する学生にとっては、課外活動を行う時間的な余裕が少ない。文化祭や年2回のドレスコードデーや浴衣ウィーク・勝手に着物の日等、現状に応じて、本学では9月と2月に各1週間ずつコラボレーション科目授業（実習や校外授業が多い）を開講し、学年・学科・国籍を超えた授業を行なっている。

【学びたい・興味ある授業の開設】

- 開講する全ての科目で、毎回授業評価アンケートを行う。昨年度は、授業改善を目的とした教員のFD研修へ学生代表に参加してもらい、授業を受ける立場からの有益な（忌憚ない）意見をもらった。
- 毎年実施している学生アンケートにより授業評価を考え、FD委員会等で検討している。しかしながら、ほぼ現状のままである。
- 学生が学びたい・興味ある授業を開設するため、また教員同士が学び合える環境作りのため、FD委員会の活動として年2回（7月・11月）、1週間ずつ授業公開（常勤・非常勤）を行なっている。
- 各学科からの学生の代表（幹事）と学科の教員とで「幹事懇談会」という話し合いが年2回開催される。その「幹事懇談会」で学生に「カリキュラムポリシー」や「ディプロマポリシー」について教員が説明したりする等、学生の意見を聴く機会を設けている。
- あまり対応できているとはいえないが、学生FD委員会を組織し、学生の視点からの提案をさせている。
- 特に対応していないが、教員組織において社会のニーズに応じてカリキュラムを作成している。（民法や消費者教育など）

【何でも話せる教員・職員の増員】

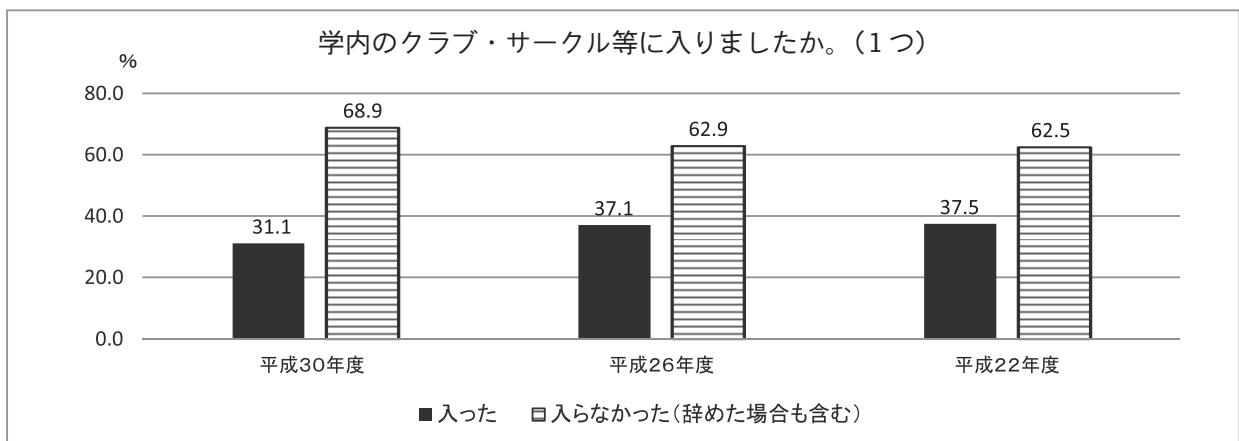
- 職員については、課内ミーティングや職員との個別談話を通して、自分の担当業務のモチベーションを上げ、学生教育に関わっている自覚をもつよう努めている。奨学金業務を通して、学生の相談しやすい窓口作りを行う。
- 少人数の短大のため、教員、職員、学生は常に話しやすい雰囲気がある。授業は、多くても50人程であり、授業自体がゼミのように少人数で実施している科目もある等、常に目が行き届いた環境である。
- これまでも、教員研究室については学生が入りやすいように開放しているが、オフィスアワーも併用している。その他のプライバシーに関わる相談は、学生相談室や保健室がその機能を果たしている。

6. 課外活動について

中央教育審議会・大学教育の改善について（第19回答申）により「学生の厚生補導の中心的機能は、人間形成を目的として行われる課程外の教育活動および大学教育に対する適応を図り修学効果を高めるための活動にある（昭和38年1月28日）」とされた。

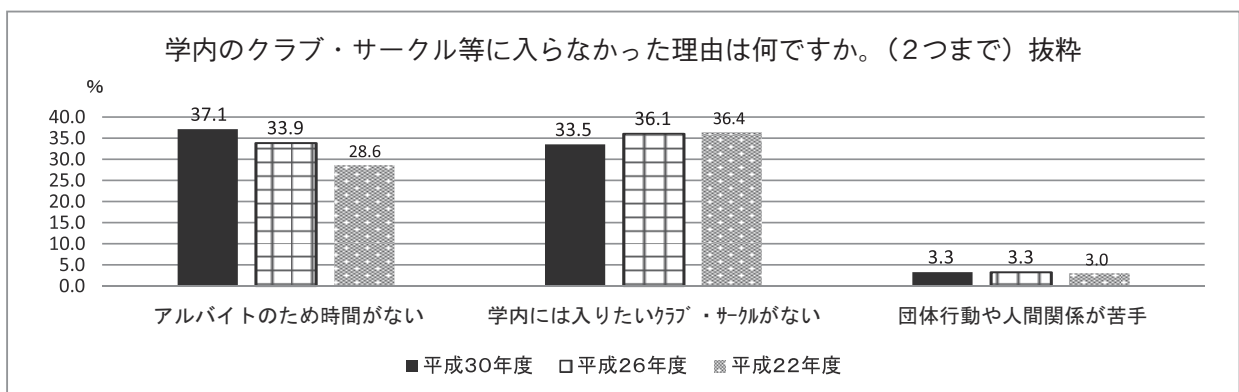
その後、大学における学生生活の充実に関する調査研究会「大学における学生生活の充実方策について（報告）—学生の立場に立った大学づくりを目指して—」により『正課教育や正課外教育の中で、学生が社会との接点を持つ機会を多く与えたり、また、学生の自主的な活動を支援するなど、各大学がそれぞれの理念や教育目標を踏まえ、個性化や多様化を進める中で適切に取り組んでいくことが期待される。その際、従来、正課教育を補完するものとして考えられてきた正課外教育の意義を捉え直し、そのあり方について積極的に見直す必要がある。』（平成12年6月）」とされた。また、中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて（答申）」により『学士課程教育を通じて到達すべき学習成果は、（中略）、課外活動を含め、あらゆる教育活動の中で、修業年限全体を通じて培うものである。』（平成20年12月24日）としている。

これらのことから、正課外活動（学内クラブ・サークル等）に参加することが、豊かな人間形成の土台をつくる上で重要な役割を果たしていることは言うまでもないが、過去3回の調査の中で「学内クラブ・サークル等にはいりましたか。（1つ）」との問いに「入った」との回答は、平成22年度の37.5%から平成30年度の31.1%へと減ってきていることが分かった。



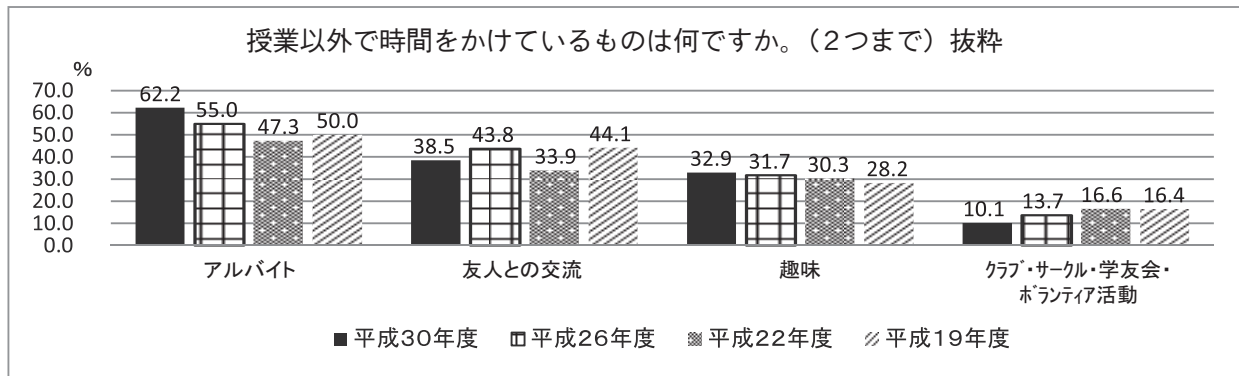
※本調査は平成22年度から実施

減少の要因として、「クラブ・サークルに「入らなかった」理由は何ですか。（2つまで）」との調査項目に対して、その回答の1位が「アルバイトのため時間がない」37.1%（平成30年度）であり、平成22年度から調査ごとに割合が増加している。2位は「学内には入りたいクラブ・サークルがない」であり、3回の結果を平均すると35%を超えている。「団体行動や人間関係が苦手」との回答は3%程度であったが、この学生たちの学内での居場所づくりと学生支援について前述した「一人で過ごせる場所づくり」の取組から各短期大学が工夫していることが分かる。



※本調査は平成22年度から実施

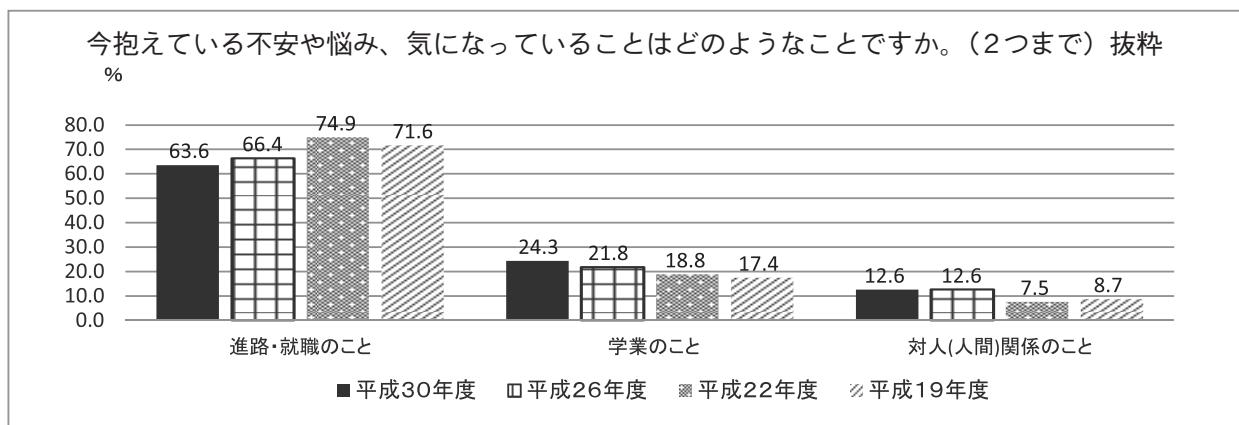
また、「授業以外で時間をかけているものは何ですか。(2つまで)」の問いについては、「アルバイト」が1位、「友人との交流」が2位、「趣味」が3位、「クラブ・サークル・学友会・ボランティア活動」が4位となっていた。



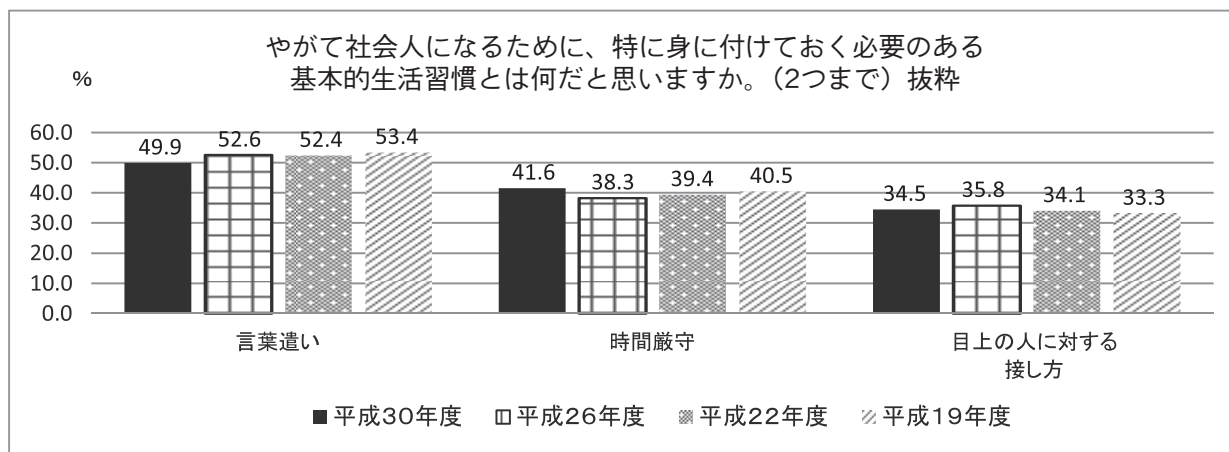
このことから、アルバイトは課外活動への不参加に対して大きな影響を及ぼしていることが推察される。2020年度よりスタートする高等教育の修学支援新制度が実施されることで、少しでも多くの学生が課外活動を通して学生生活を謳歌できることを願う。

7. 進路・就職について

「今抱えている不安や悩み、気になっていることはどのようなことですか。(2つまで)」という設問に対して、約7割の学生が「進路・就職のこと」と答え、回を追うごとに減少傾向にあるが、反面2位の「学業のこと」は増加傾向にあり、平成30年度調査では24.3%となっている。また、「対人(人間)関係のこと」は、平成30年度には平成19年度の調査に比べ4%増で12.6%であった。



「やがて社会人になるために、特に身に付けておく必要のある基本的な生活習慣とは何だと思えますか。(2つまで)」の設問に対して、「言葉遣い」、「時間厳守」、「目上の人に対する接し方」の回答が上位に挙げられた。



2年間という短い短期大学生活の中で、学生の卒業後の社会生活を見据え、各短期大学では工夫している取組が多々あるが、以下に本委員会委員校での事例を紹介し、各校の取組の参考にしていただきたい。

- 本学では、建学の精神のもと、「幼児教育・保育の特殊性・専門性を兼ね備えた柔軟性のある保育者養成」という本学の教育目的達成のため、「これからの社会に貢献できる心豊かな人材の育成」という教育理念を全ての学生が獲得することをめざし、従前より、基本的生活習慣の習得に全学をあげて力をいれている。社会人として基本的生活習慣を習得しておくことは、挨拶、書面や電話での言葉遣い、立ち居振る舞い、相手への心遣い等、人と接する際に重要な要素です。しかし、学生の気質の移り変わりから、従前の方法ではまだ不十分であると考え、基本的生活習慣の習得と社会人としての資質の育成をめざして、2019年度より1年次に大学独自の必修科目として「キャリア教育」を開講している。「キャリア教育」では、学長講話をはじめ、本学独自に締結を結んだ官産学連携事業も取り入れ、基本的生活習慣の習得のための様々なマナー講座・マナー研修、危機管理教育、心の教育、社会人・職業人としての責任感育成教育、プレゼンテーション教育を含む幅広い教養を身に付けることをめざしている。「キャリア教育」での学びが、幼稚園・保育所・施設実習、さらに「ボランティア活動」で地域貢献を行うこと等を通して、実践として身につくよう指導を行っている。
- 社会人基礎力の強化として、生活文化学科生活キャリアコースでは、全員がインターンシップに取り組み、その過程で事前に社会人に必要なマナーや常識を学び、学外で実践をしている。事後には報告会を行い、経験を共有することで社会人基礎力の強化につなげている。その他のコースにもインターンシップの機会を提供している。幼児教育学科では、保育園・幼稚園での実習において、事前事後を含め社会人マナーや常識についての指導を濃密に行っている。
- 本学の学科は、医療系、ビジネス系が混在しており、元々ビジネス系で励行してきた「社会人のための素養（挨拶、時間厳守等）」については、学内全体の取り組みとして浸透している。具体的には、全学科で最終学年にインターンシップ（臨時実習）があり、それに向けた取り組み及びインターンシップにて厳しく指導されている現状がある。
- 必修の導入科目の授業において、外部講師や卒業生（OB/OG）等を講師に迎え、読み書きやマナー講座、年金講座等は年間を通して行う。
- 小笠原流礼法基礎講座を必修として、日本人としての美しい振る舞いを身につけている。

- 学年ごとの卒業必修科目「社会人基礎力育成講座Ⅰ・Ⅱ」において、社会人としてのマナーやキャリア形成、地域理解等をテーマに各界より講師を招いた講演のほか、半年に1回「日常作法講座」として茶道を通じた立ち居振る舞いから茶事の礼法までを体験的に学んでいる。また、各実習指導において、実習先とのやりとりや実習現場での振舞いについて具体的な指導が行われている。
- 言葉遣いについては、先輩や先生に対しても敬語を使わずに、いわゆるタメ口で話してしまうことがある。普段でる言葉は保育園などの実習先でも出てしまうため、全教職員が学生と関わる時に、折を見て指導するようにしている。時間厳守については、最近、その時間に間に合えばよいと考える学生が増えてきている。例えば、実習先で8時30分から勤務の場合、8時30分に玄関を通る、敷地内にいけばよいと考えている学生がいることから、その時間から仕事ができるように準備することまで考えがいたっていないため、大学で指導する必要がある。
- 特に機会を設定していないが、基本的な生活習慣については普段の学生生活の中で都度注意等をしている。意外と就活中あるいは就職後は生活習慣がしっかりできているようである。また、授業の中で業界別のマナー教育を行っている。

7. 終わりに

本稿では、本委員会が平成19年度から平成30年度までの12年間、計4回（H19, H22, H26, H30実施）にわたり「学生生活に関する調査」を行い、そのデータに基づいて、学生の気質や学生生活において変わらないものと変わりつつあるものの動向を明確にお伝えできるようにした。併せて、「学生生活の中で改善してほしいこと」等について本委員会委員校の取組を紹介させていただいた。

年々、短期大学をめぐる状況が変わり、入学生の気質も変わっていく中で、いかに各々の短期大学が自学の特色を生かし社会に発信していくか、難しい課題を抱え学生募集に取り組んでいる。本調査結果を通して感じたのは、授業以外に一番時間をかけているのが「アルバイト」ということで、生活費の足しにしていることであったが、経済的に苦しいが免許・資格を取得したいという目的で短期大学に入学してくる学生が多いことも明確に現れているということであった。

また、各委員の短期大学で取り組んでいる内容も多種多様で非常に学ぶことが多いと思われた。

【教育施設の充実】では、時流に合うようにラーニングコモンズや情報教育施設の設置、学内の至るところにWi-Fiを設置、学内ポータルサイトから情報提供を行い、ICT技術・設備を有効に使い、学生とのコミュニケーション構築に力を注いでいることも感じられた。さらに、授業改善を目的とした教員のFD研修へ学生代表が参加し、授業を受ける立場からの有益な意見を得るようしたり、学生FD委員会組織を立ち上げたりすることも、今後取り組みへ向けて検討をしていく必要があると思われた。

クラブ・サークルに入らなかった学生の約70%がアルバイトのため時間がないという理由は、やむを得ないかもしれないが、もう少し学生生活をエンjoyしても良いのではないかと思った。「やがて社会人になるために、身につけておく必要のある基本的な生活習慣」について、各委員の短期大学の取組は、非常に重みのある内容で、再度皆さんに読み返していただきたい部分と思われた。

本協会のホームページに、該当年度の調査結果と合わせて、第1回～第4回の経年変化を掲載している。学生が期待する短期大学生生活の在り方や短期大学教育を知る手がかりとして、今後の各短期大学における学生支援の一助になればと願っている。

平成30年度 1・2年生共通

学生生活に関する調査

(日本私立短期大学協会実施)

学校番号
同封の学校番号一覧をご参照ください

NO.

↑1年 1～ 通し番号を付記
2年 2～

この調査は、皆さんの日頃の学生生活の実態を知り、これからの学生生活を豊かに充実したものにすることを目的としています。あなたの考えや現在行っていることについて、ありのままに答えてください。なお、この調査は無記名であり、記入結果はすべてコンピュータで処理し、他の目的に使用することはありません。

<記入上のお断り>

1. それぞれの質問にあてはまる回答を、() 内の数に就いて番号に○印をつけてください。
2. 各質問項目の選択肢が自分の気持ちに必ずしもびつたりしない場合は、比較的近いと思われる選択肢に○印をつけてください。

あなたの所属学科:

学年: 1年 2年 3年 性別: 男 女

※学年、性別は該当するところを○で囲んでください。
※3年制課程の学科の学生は1,2学年が対象になります。

問1. 短期大学へはどのくらい通学していますか。(1つ)

- 1 自宅
- 2 アパート等 (一人暮らし)
- 3 寮 (学生施設等)
- 4 その他 ()

問2. 大学までの主な通学手段は何ですか。(2つまで)

- 1 徒歩
- 2 電車 (JR, 地下鉄等)
- 3 バス (マルゲイト等)
- 4 自転車
- 5 バイク, 車
- 6 その他 ()

問3. 片道の通学にかかる時間はどのくらいですか。(1つ)

- 1 30分未満
- 2 1時間未満
- 3 2時間未満
- 4 2時間以上

問4. 学費は主にどのように賄っていますか。(1つ)

- 1 保護者
- 2 奨学金
- 3 アルバイト
- 4 その他 ()

問5. あなた自身の生活費は主にどのように賄っていますか。(1つ)

- 1 保護者
- 2 奨学金
- 3 アルバイト
- 4 その他 ()

問6. 短期大学に進学した理由は何ですか。(2つまで)

- 1 大学生活は2年ぐらいが適当
- 2 短大は就職に有利
- 3 経済的理由
- 4 この短大の学生になることが目標 (夢) だった
- 5 行きたい大学が不合格だった
- 6 取りたい資格が取得できる
- 7 学びたい専門分野・授業科目がある
- 8 家族・先輩・高校の先生に勧められた
- 9 オープンキャンパスに参加して楽しそうだった
- 10 通いやすい
- 11 その他 ()

問9. キャンパスは居心地がよいですか。(1つ)

- 1 よい
- 2 悪い

裏面に続く

問10. キャンパスの中で、あなたのお気に入りの場所はどこですか。(2つまで)

- 1 教室
- 2 図書館
- 3 クラブ室
- 4 学食
- 5 学生ホール・学生会館
- 6 コンピュータ室
- 7 実習室・演習室・自習室 (ピア屋, レッスン室, 視聴覚室)
- 8 校庭
- 9 保健室・学生相談室
- 10 その他 ()

問11. 図書館を主にどのように利用していますか。(2つまで)

- 1 授業に関係する本の閲覧・借出
- 2 授業以外の(趣味や興味のある)本の閲覧・借出
- 3 レポート提出やテスト前, 予習復習の勉強場所
- 4 雑誌・新聞の閲覧
- 5 ビデオ・DVD等の閲覧
- 6 パソコンの利用
- 7 利用したことがない
- 8 その他 ()

問12. あなたが勉強をすすめる中で、より充実しているものは何ですか。(2つまで)

- 1 学科の専門教育
- 2 教養教育
- 3 資格教育
- 4 キャリア教育 (職業教育)
- 5 その他 ()
- 5 語学教育
- 6 スポーツ教育
- 7 マナー教育
- 8 基礎学力教育

問13. 授業以外で時間をかけているものは何ですか。(2つまで)

- 1 クラブ・サークル・学生会・ボランティア活動
- 2 友人との交流
- 3 資格取得の勉強
- 4 アルバイト
- 5 授業のための準備
- 6 スポーツ
- 7 教職・進学の準備
- 8 趣味
- 9 その他 ()

問14-1. 学内のクラブ・サークル等に入りましたか。(1つ)

- 1 入った
- 2 入らなかった (入ったけれど辞めた場合も含む)

→ 問 14-3へ

問14-2. 入った理由は何ですか。(2つまで)

- 1 友人づくり
- 2 思い出づくり
- 3 先輩・友人に誘われた
- 4 就職に有利
- 5 興味があつた
- 6 以前から続けていた
- 7 技術を磨きたい
- 8 その他 ()

問14-3. 入らなかった理由は何ですか。(2つまで)

- 1 活動にお金がかかり
- 2 学業・実習などが忙しい
- 3 時間を束縛されたくない
- 4 通学に時間がかかる
- 5 アルバイトのため時間が少ない
- 6 学内には入りたいけれどクラブ・サークルがない
- 7 入るチャンスが逃れた
- 8 団体行動や人間関係が苦手
- 9 その他 ()

問15. 今抱えている不安や悩み、気になっていることなどのようなことですか。(2つまで)

- 1 学業のこと
- 2 進路・就職のこと
- 3 心身の健康のこと
- 4 対人(人間)関係のこと
- 5 家族関係のこと
- 6 恋愛問題
- 7 学費・生活費等の経済問題
- 8 性格のこと
- 9 アルバイトのこと
- 10 その他 ()

問16-1. 学生生活でトラブルに遭ったことはありますか。

- 1 ない
- 2 ある → 問 16-2へ

問16-2. どのようなトラブルでしたか。(2つまで)

- 1 盗難(ひったくり等)
- 2 質質簡法被害
- 3 宗教勧誘
- 4 SNSでの中傷行為
- 5 ネット詐欺
- 6 違法薬物を勧められた
- 7 いじめ
- 8 DV(家族, 恋人)行為
- 9 病漢およびストーカー行為
- 10 その他 ()

問17. やがて社会人になるために、特に身に付けておく必要がある基本的な生活習慣とは何だと思いますか。(2つまで)

- 1 時間厳守
- 2 目上の人に対する接し方
- 3 金銭感覚
- 4 公共マナー
- 5 身だしなみ
- 6 言葉遣い
- 7 挨拶の励行
- 8 その他 ()

問18. 「働くこと」についてどのように考えていますか。(1つ)

- 1 必要なスキルを身につけて、社会に貢献したい
- 2 適性を見極めて、一つの職場で長く働きたい
- 3 転職を重ねても自分にあった仕事をつづけたい
- 4 フリーターでも良いと思ってる
- 5 我慢してまで働くことはないと思ってる
- 6 働くつもりはない
- 7 その他 ()

ご協力いただき、ありがとうございました。

短期大学卒業生の 未来にむけての就職支援

日本私立短期大学協会
就職問題委員会

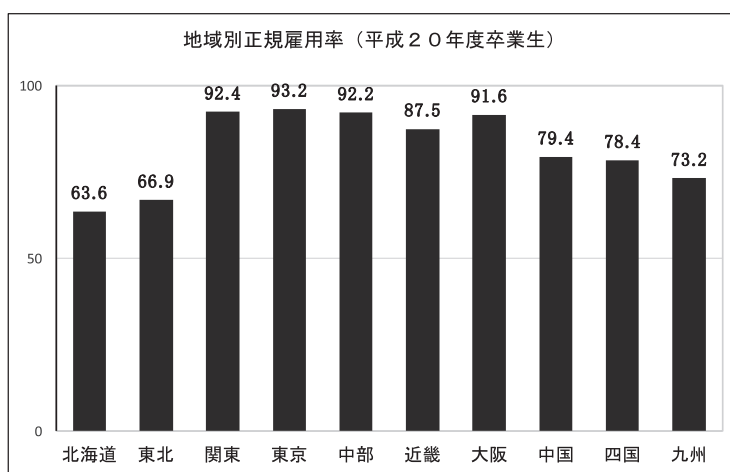
■「私立短大卒業生の卒業後の状況調査」にみる就職環境の変化

短期大学の就職支援は、四年制大学と共通する部分はあるものの、短期大学の独自性を尊重した支援のあり方が求められており、会員校からの情報提供を得ながら、絶えず短期大学の特色を活かした支援方策を模索している。

本委員会では毎年、会員校を対象とした「私立短大生の卒業後の状況調査」を実施しているが、その都度、社会の状況を見極めて調査項目を精査し、短期大学卒業生の採用選考活動の現状を確認できる調査結果を積み上げてきた。短期大学卒業生の就職状況にも様々な変化がみられる。

ここ十数年の状況を振り返ると、特に平成12年ころから雇用形態が大きく変化し、正社員のほかに契約社員や派遣社員での採用が顕在化し、問題視されるようになった。この変化は社会情勢の変化とともに急速に雇用の現場に影響をもたらした。そのため、平成21年度実施の状況調査から「就職決定者数」の内訳として「正規雇用」と「非正規雇用」の欄を設け、実態把握を行うこととした。当初は、正社員での採用が当たり前であったため、正規雇用なのか非正規雇用なのか把握していない、あるいは非正規雇用者は就職決定者には含めないと判断するなら、把握していても調査票には記入しないとといった案件も見られたが、その後、「非正規」採用が拡大し、社会問題化したこともあり、就職支援の現場でも正確な雇用形態を認識せざるを得ない状況となった。

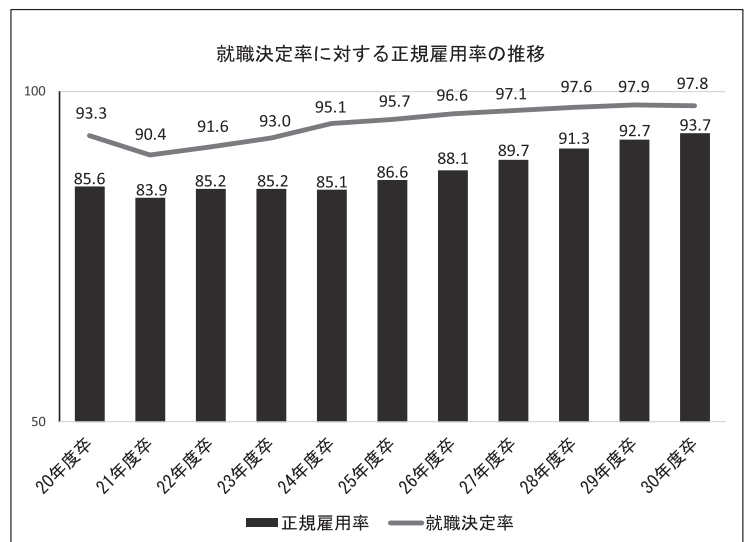
さらに平成20年（2008年）にリーマン・ショックによる世界的金融危機に見舞われ、秋以降の経済情勢の悪化は、企業における採用意欲を大きく削ぐこととなった。文部科学省・厚生労働省が共同で実施している大学等卒業生の就職状況調査では、20年度調査に至るそれまでの4年間は90%台を維持し、短期大学卒業生の就職決定率も、平成20年度には94.5%と好調に推移していたが、平成21年度には88.4%と6.1ポイントも低下した。



しかもその減少幅は他の学校種に比して最も大きいものであった。「売り手市場」が一転し、急激な「買い手市場」となり、短期大学に対する求人件数、求人数は激減し、四年制大学女子と競合するケースが増え、全国的に契約社員、臨時社員、準社員等の非正規雇用の求人・採用が増加した。状況調査の結果から、「正規雇用」の割合は、地域によって大きな差があることも明らかになった。

平成22年3月の新規学卒者は、非常に厳しい雇用情勢の中で就職活動を進め、就職未内定のまま卒業を迎える、あるいは内定取り消しの事態が多く報告された。政府においてもこの事態を憂慮し、平成22年10月23日には「緊急雇用対策」を、続く12月8日には「明日の安心と成長のための緊急経済対策」をとりまとめ、12月22日には経済団体等に対して、新期学校卒業者の採用に関して要請を行うなど、短期間に様々な対応策を講じた。しかし、この厳しい状況は翌年も続き、平成23年3月に卒業した短期大学生の就職決定率は、文部科学省・厚生労働省調べの調査によると、84.1%まで落ち込んでいる。本委員会の状況調査においても、この厳しい状況下において、平成20年度から27年度までの正規雇用率は9割を下回っている。しかも平成21年度の卒業生から徐々に就職決定率は増加したが、正規雇用率はほぼ横ばいの状況が数年に亘り続いた。

文部科学省では、毎年、学校基本調査を実施しているが、平成24年度の「卒業後の状況調査票」より、「就職者」の内訳として「正規の職員・従業員、自営業主等」と「正規の職員等でない者（雇用契約が1年以上かつフルタイム勤務相当の者）」に分けることとなった。それだけ「非正規」による雇用が拡大し、非正規雇用者の存在が見逃ごせない状況にまで膨らんできたことを示しているのではないだろうか。



■文部科学省・厚生労働省による「大学等卒業者の就職状況調査」と就職問題委員会実施による「私立短大卒業生の卒業後の状況調査」

前項にてすでに文部科学省・厚生労働省調べによる大学等卒業者の就職状況調査の数字を引用しているが、この調査は両省の共同により年4回（10月、12月、2月、4月）にわたり大学等卒業者の就職状況を調査し、第1回～第3回は内定率、第4回は就職率として公表している。調査依頼は、設置者・地域等を考慮し、国公立大学、短期大学、高等専門学校、専修学校の併せて112校を抽出し、6,250人（うち560人は専修学校生）を対象として実施している。対象校のうち短期大学は20校、すべてが女子学生としているが、公立・私立の内訳や地域、対象学科及び学科別学生数等の詳細は非公開とされている。

当該年度の正式内定日は企業側との申合せにより10月1日以降とされているため、第1回調査は10月1日現在の内定状況を調べ、大よそ1ヵ月後に公表されている。

平成20年度（平成21年3月卒）から平成30年度（平成31年3月卒）の10月1日現在の内定率は以下の通りとなっている。先にも述べたが、厳しい状況に直面していた平成23年および24年の3月

に卒業した短期大学生の10月1日現在の内定率は、22%台にまで落ち込んでいる。

経済状況に左右されて企業の採用意欲は毎年変化しているため、10月1日現在の内定率は、景気動向の指標としてマスコミにも大きく取り上げられることが多い。短期大学生の内定率は、大学女子と比べて明らかに低く、しかも大学入試を目前に控えた11月に公表されるため、高校生やその保護者からは、短期大学に進学しても思うように就職できないのではないかと、というマイナスのイメージが刷り込まれ、短期大学にとっては大きな痛手となっている。

10月1日現在の内定率

(%)

	20年度卒	21年度卒	22年度卒	23年度卒	24年度卒	25年度卒	26年度卒	27年度卒	28年度卒	29年度卒	30年度卒
短期大学	39.4	29.0	22.5	22.7	27.4	23.6	26.7	33.2	41.6	39.4	42.8
大学女子	70.1	61.6	55.3	57.7	63.2	64.0	69.4	67.2	73.6	76.0	77.0

この一つの要因は、短期大学の学科構成にも起因している。学校基本調査から年度ごとに短期大学に開設されている学科を分野ごとにみると、平成元年度は、人文系学科と家政系学科に学ぶ学生を合わせると約半数を占め、次いで教育系の学科となっていた。しかし、時代の流れとともに、人文系学科と家政系学科が次第に減少していき、代わって教育系学科が年々増加している。平成14年には家政系学科と教育系学科が同率となつてのち、平成26年度には教育系学科に学ぶ学生が家政系学科の約2倍となり、全体の4割近くを占めるまでに増加し、教育分野に属する保育系および幼児教育系学科が大きなウェイトを占めるようになった。人気の理由の1つには、卒業時に幼稚園教諭の免許と保育士の国家資格が取得でき、時代の要請を受け、就職率はほぼ100%という好環境を維持していることによるといえよう。

関係学科別学生数の比率の推移

(%)

	人文	社会	教養	工業	農業	保健	家政	教育	その他
平成元年度	25.4	12.2	2.7	5.1	0.8	5.6	25.1	17.2	5.8
平成14年度	16.0	13.7	2.2	4.2	1.0	10.0	23.5	23.5	5.9
平成20年度	12.4	12.0	1.4	3.5	0.8	7.6	20.8	29.8	11.7
平成21年度	12.4	11.9	1.4	3.1	0.9	8.0	20.5	29.6	12.2
平成22年度	11.8	11.9	1.4	3.0	0.9	8.3	20.1	30.4	12.1
平成23年度	10.9	11.0	1.4	2.9	0.9	9.0	19.5	33.1	11.4
平成24年度	10.1	10.0	1.5	2.7	1.0	9.5	18.9	35.6	10.6
平成25年度	9.2	9.8	1.9	2.7	1.0	9.7	18.9	36.2	10.6
平成26年度	9.3	9.1	1.9	2.6	1.0	9.7	18.6	37.4	10.3
平成27年度	9.3	8.7	2.0	2.6	1.0	9.8	18.5	37.8	10.4
平成28年度	9.4	8.9	2.1	2.5	0.9	9.7	18.5	37.6	10.4
平成29年度	9.8	9.0	2.0	2.4	0.7	9.4	18.4	37.4	10.9
平成30年度	9.9	9.6	2.1	2.3	0.5	9.1	18.0	37.1	11.4

ところが、10月1日までに内定を得られるよう活動を行う企業への就職とは異なり、幼児・保育系学科に学ぶ学生は、幼稚園教諭の免許と保育士資格の両方を得るための過密なカリキュラムにより、9月末、場合によっては10月上旬まで、幼稚園や保育所における実習が組まれている。そのた

め実質的な就職活動は10月に入ってからとなる。しかも幼稚園や保育所などから各短期大学に届く求人票は、10月1日以降に各園で実施される園児募集の状況を見てから判断されることが多く、採用選考の結果がでるのは早くても10月末から11月上旬となる。したがって、10月1日現在の内定率の公表時には、幼児・保育系学科に学ぶ多くの学生の状況は、当然反映されていない。しかし、このことはあまり認知されていないため、数字が一人歩きし、短期大学への進学を躊躇する要因となっていると短期大学関係者は危惧していた。

そこで平成14年4月に短期大学振興議員連盟より、短期大学の振興に関する要望の一つとして、短期大学卒業予定者の就職内定状況の公表について、『短期大学卒業予定者の就職内定状況の公表にあたっては、幼稚園教諭・保育士などの資格業種を希望する学生が多いという特性を踏まえ、それらの学生が、まだ就職内定が決まらない時期の10月や12月における発表を取り止めて、出来れば、就職最終決定後の4月に入ってから公表するようにしていただきたい。』旨の申入れを文部科学省高等教育局長あてに行った。これに対し、当時本調査を管轄していた文部科学省高等教育局学生課より、10月1日現在の調査結果を公表するにあたっては、前年度卒業生の就職率を参考として併記することをご理解いただきたいとの意向が示され、以来、下記の表記となっている。

**令和元年度大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の
就職内定状況調査（10月1日現在）について**

令和元年10月1日現在 文部科学省・厚生労働省調査
調査校は、大学62校、短大20校、高専10校、専修学校20校の計112校である。なお、就職内定率とは、就職希望者に対する現時点での就職内定者の割合である。また、()内は前年度同期調査からの増減値 (▲は減少) である。

[全体]

区 分	就職希望率	就職内定率	<参 考> 前年度卒業学生の就職率 (H31.4.1現在)
大 学	80.0% (0.4)	76.8% (▲0.2)	97.6%
うち	国 公 立	58.2% (1.2)	79.4% (4.4)
	私 立	90.8% (0.0)	75.9% (▲1.7)
短 期 大 学	87.1% (0.8)	40.6% (▲2.2)	98.6%
高等専門学校	58.8% (▲5.0)	96.2% (2.5)	99.6%
計	79.2% (0.1)	74.2% (▲0.3)	97.8%
専修学校（専門課程）	92.9% (0.0)	60.4% (▲0.9)	96.6%
専修学校（専門課程） を含めた総計	80.4% (0.1)	72.7% (▲0.5)	97.7%

もう一つ、この文部科学省・厚生労働省調べの調査について、懸念されていることがある。それは調査対象校数、すなわち現在、短期大学は20校とされているが、この対象校数ではあまりに少なく、実態を表す結果が得られるのかとの意見が多く聞かれた。このような形式での調査は平成6年度に始まり、当初は10月、12月、3月の3回、短期大学の対象校数は18校であったが、翌平成7年度には、10月、12月、3月、4月の4回実施となり、短期大学の対象校数は20校となった。その当時（平成6年度）の本協会会員校数は実に491校であったことから、文部科学省・厚生労働省調べの調査では、全国の短期大学のわずか4%の状況把握でしかないことになる。

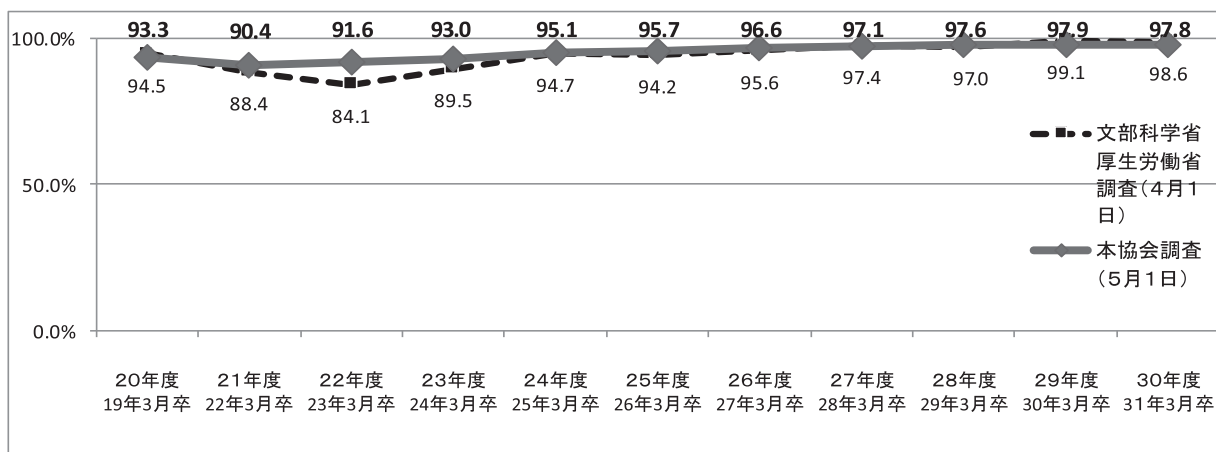
本委員会では、以前より卒業後の5月1日現在の就職率について、全会員校を対象とした就職状況調査を実施しており、あらためて短期大学20校を対象とした文部科学省・厚生労働省調べの調査結果と比較してみたが、下記の通り、就職決定率にそれ程大きな差はみられない。短期大学における設置学科の特徴に鑑みれば、おそらく本委員会において、10月、12月、2月の内定状況を調べても、文部科学省・厚生労働省調べの調査と同様の結果が得られるのではないかと推測される。

したがって、調査対象校数があまりに少ないという理由で調査自体の信憑性を問うことよりも、先に述べたように、10月1日現在の内定率は、他の学校種に比べて低いものであっても、その後、11月、12月、1月、2月と月を追うごとに幼児・保育系学科に学ぶ学生の採用が順調に決まり、最終の5月1日現在の就職率は、四年制大学と比べても遜色のない、高い状況となっていることを就職担当者や広報担当者が各種説明会や高校訪問など、あらゆる機会を捉えて丁寧に伝え、理解してもらうことが肝要ではないかと考えている。

短期大学卒業生の就職率の推移

※就職率＝就職希望者に対する就職者の割合（％）

	20年度 19年3月卒	21年度 22年3月卒	22年度 23年3月卒	23年度 24年3月卒	24年度 25年3月卒	25年度 26年3月卒	26年度 27年3月卒	27年度 28年3月卒	28年度 29年3月卒	29年度 30年3月卒	30年度 31年3月卒	
本協会調査 (5月1日)	93.3	90.4	91.6	93.0	95.1	95.7	96.6	97.1	97.6	97.9	97.8	
集計校数	326	333	327	331	323	319	313	309	305	298	296	
文部科学省 厚生労働省 調査(4月1日)	94.5	88.4	84.1	89.5	94.7	94.2	95.6	97.4	97.0	99.1	98.6	
調査校数	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	
内 定 率	2月1日	75.8	67.3	63.1	66.9	78.8	77.6	78.1	86.3	88.5	89.9	91.0
	12月1日	56.9	47.4	45.3	47.9	59.3	58.6	60.9	68	72.6	75.4	75.6
	10月1日	39.4	29	22.5	22.7	27.4	23.6	26.7	33.2	41.6	39.4	42.8



(付) 文部科学省における大学等卒業生の「就職率」の取扱いについて (通知) 一抄一

平成25年12月16日

○文部科学省における「就職率」の取扱いについて

1.「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものとする。2.「就職率」における「就職者」とは、正規の職員（1年以上の非正規の職員として就職した者を含む）として最終的に就職した者（企業等から採用通知などが出された者）をいう。3.「就職率」における「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者は含まない。4.「就職率」の調査時点は、「4月1日現在」とする。
※「学校基本調査」において、「就職率」という表現は、平成26年度以降、「卒業者に占める就職者の割合」と称する。

■短期大学の特色を表す状況調査の実施にむけて

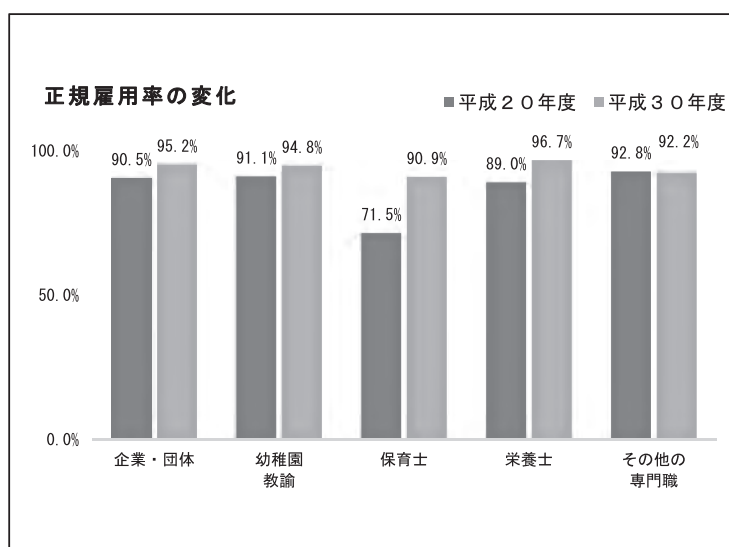
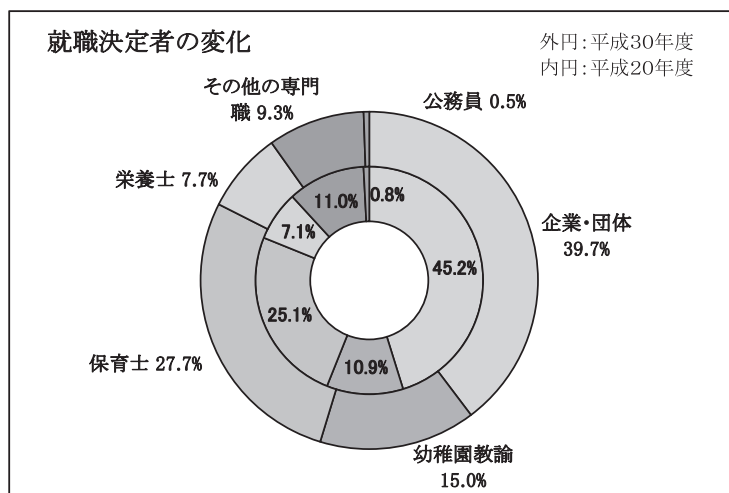
本委員会が実施している「私立短大卒業生の卒業後の状況調査」は、会員校における本科第1部（昼間）の学科を対象として、調査票1と調査票2に分けて実施している。調査票1では、設置学科を分野ごとに集約し、当該年度に卒業した学生の就職希望者数、就職決定者数、自県内就職者数、就職以外の進路者数、その他の項目に分けている。また、就職決定者数の内訳として、企業・団体、公務員、国家資格・免許を必要とする専門職について、正規雇用、非正規雇用の別を設け調査している。

かつては、文部科学省が実施している学校基本調査に倣って、卒業生がどの業種に就職したかを調べていたが、平成20年度卒業生より、短期大学の特色の一つである、短期大学で取得できる国家資格や免許に焦点をあて、資格や免許を活かして就職した学生の割合を調べることにした。そこで、一般企業への就職者や公務員のほかに、幼稚園教諭、保育士、栄養士、介護福祉士、その他の専門職について、正規雇用、非正規雇用の別に、状況を確認することとした。切り口は異なっているが、最終的に示される就職決定率に差異はないものとする。

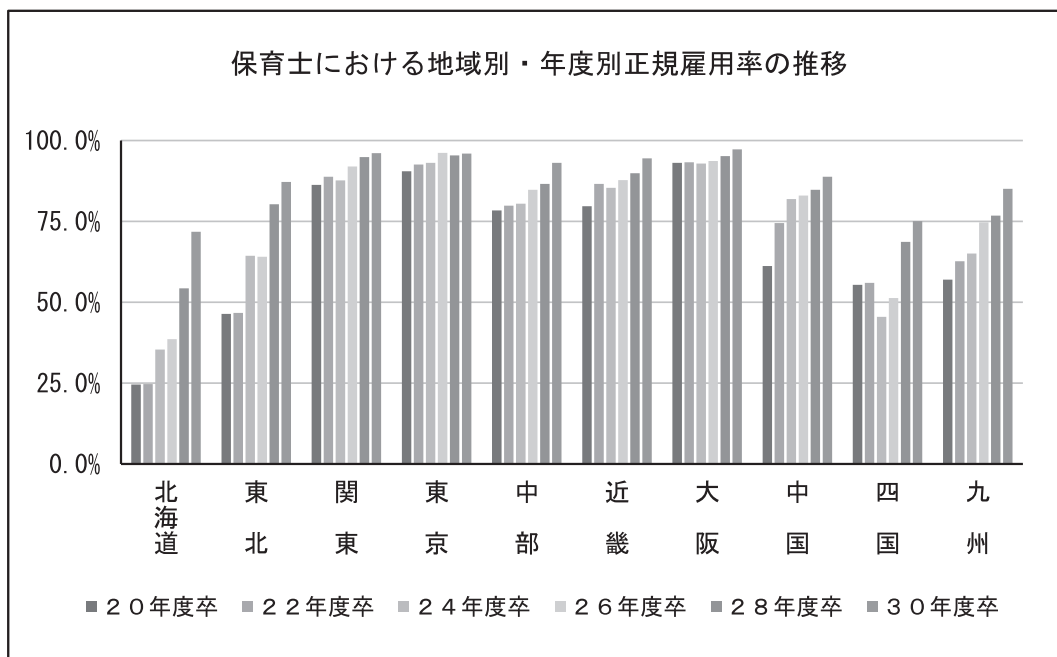
初めてこの形式により調査を実施した平成20年度卒業生と10年後の平成30年度卒業生の就職決定者の割合と正規雇用率の状況を比較すると右のグラフのようになる。（介護福祉士については、卒業生数が減少したため、平成29年度調査より、その他の専門職に含めることとした。）

企業・団体への就職者は、平成20年度には45.2%であったが、平成30年には39.7%に減少している。一方、幼稚園教諭・保育士として就職した者は、合わせて36.0%から42.7%に増加し、半数に迫る割合となった。全国の短期大学生が卒業後に幼児教育者として、地域の保育現場を支えているといえるのではないだろうか。

しかし、それぞれの正規雇用率を調べたところ、平成20年度の調査結果によれば、企業・団体への就職者および保育士を除く専門職においては、概ね90%を超える正規雇用率であるが、保育士の正規雇用率は71.5%と他の職種に比べ低い。当時の報告書によれば、首都圏を除く大方の地域において、保育士の雇用形態は契約、準職員、非常



勤・臨時など様々で、日給、時間給での雇用も増加し、さらに契約や臨時保育士を一年または数年経てから正規として雇用されるケースが増えていると報告されている。しかも国家資格を有する専門職でありながら、保育所により待遇や処遇に大きな格差があり、自立して生活を営むには、給与面で相当困難であることに加え、職場環境の影響により、保育士としての誇りを維持するのが非常に厳しい状況も見受けられた。



(%)

	20年度卒	22年度卒	24年度卒	26年度卒	28年度卒	30年度卒
北海道	24.6	24.7	35.4	38.6	54.3	71.8
東北	46.4	46.7	64.4	64.1	80.3	87.2
関東	86.3	88.8	87.7	92.0	94.9	96.1
東京	90.5	92.6	93.1	96.2	95.4	96.0
中部	78.4	79.9	80.5	84.8	86.6	93.1
近畿	79.7	86.6	85.4	87.8	89.9	94.5
大阪	93.1	93.3	92.9	93.7	95.2	97.3
中国	61.2	74.5	81.9	83.0	84.8	88.3
四国	55.4	56.0	45.5	51.3	68.7	75.1
九州	57.0	62.7	65.1	74.7	76.8	85.1
全国	71.5	76.4	78.0	81.7	86.2	90.9

上記のグラフ・表は保育士における地域別・年度別の正規雇用率の推移であるが、大都市圏である東京と大阪は、他の地域に比して平成20年度には90%を超え、この10年、継続して90%台を維持し、年々増加傾向にある。一方、平成20年度の正規雇用率が最も低い北海道の割合は24.6%であ

り、全国的にみても厳しすぎる状況を表している。最も高い大阪（93.1%）との差は、実に68.5ポイントもあり、地域間の格差があまりに大きい。

保育士の地位向上、待遇・処遇の改善などは地域における保育所、養成校、行政・自治体が一体となって取り組むべき課題である。そのしわ寄せを短期大学卒業生が引き受けるようなことがないよう、緊密な連携が望まれる。

このことはマスコミなどでも大きく取り上げられ、ここ10年の間に改善の兆しが見え、北海道の正規雇用率は、平成30年度には71.8%まで増加したが、決して十分なものとはいえず、結果的に離職につながるケースが多い。各自治体の待機児童解消にむけての施策に押され、高い求人数により、養成学科に学ぶ殆どの学生が保育士資格や幼稚園教諭の免許を活かして保育者の道へと進むが、離職率が高い職種であることも否めない。

■調査結果等を踏まえ、就職支援に関する就職問題委員会の取り組み

短期大学卒業生の特色の一つに自県内就職率が高いことが挙げられ、地域に密着した短期大学の役割は大きい。高校卒業後に自宅から通える短期大学に進学し、自分の能力を発揮し、短期大学で学んだ専門性を活かして、地域社会に貢献したいと願っている短期大学卒業生は多い。卒業生を活躍の場へと導くためにも、その学生の将来設計に寄り添った適切な就職支援が求められている。

前述の通り、私立短期大学の就職支援は、概ね企業に対する支援と幼稚園教諭、保育士を始めとする専門職の支援を両輪として実施されている。本委員会では毎年実施している状況調査から得られた就職状況を確認しながら、短期大学生の就職支援の在り方を模索している。全国の私立短期大学の就職支援の現場では、それぞれの業種においてどのようなことが問題となっているのか、採用者側の問題、学生の就職に対する意識、送り出す側の就職支援の在り方について、就職担当者から寄せられた忌憚のない意見等から、それぞれにおける課題を精査し、解決への取り組みを行っている。毎年、一般財団法人私学研修福祉社会主催により本委員会が企画・運営を行っている「私立短期大学就職担当者研修会」においても、分科会研修として、企業グループと幼保グループに分け、状況調査の結果を参考にしながら、各担当者が現場で抱えている悩みや取り組みなどの事例を率直に意見交換する場を設けている。

そのような場で交わされた意見等を踏まえ、平成22年4月に本委員会から「短期大学卒業生の就職環境改善のための提案」として、短期大学卒業生の就職の場を確保するために、本協会が企業・業界団体や幼稚園・保育所のそれぞれの団体と話し合いの場を設け、課題解決にむけての働きかけを行うことの重要性を提案した。大切なことは、採用者側との相互理解を深めることにより、短期大学生が卒業後も充実した人生を送ることができるよう最大限の手助けをすることが重要であると考えている。

平成30年度以降、本就職問題委員会の活動テーマとして、Ⅰ 就職活動をめぐる環境への対応、Ⅱ 学生のキャリア設計への助言と促進、Ⅲ 就職支援の強化と教職員の連携、の3つを掲げて活動を行うこととし、企業および専門職のそれぞれの立場から、これらのテーマに沿って課題解決にむけての議論を進めるため、調査内容を組み立てた。そして各短期大学から得られた状況に基づき、あらためて企業と専門職の就職支援の現状と課題を整理し、効果的な対応策の構築につなげていくこととした。

□短期大学における【企業】を対象とした就職支援の現状と課題

遡れば1996年（平成8年）に就職協定が廃止され、その後就職・採用活動日程については、企業側と学校側が独自の基準を策定して行動することとなり、日本経済団体連合会（経団連）が定めた「新規学卒者の採用選考に関する企業の倫理憲章」や「採用選考に関する指針」を軸に、大学等関係団体で組織された就職問題懇談会（就問懇）による「申合せ」、関係省庁（内閣官房、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省）による経済団体・業界団体等に対する遵守等の要請、というプロセスによって、毎年度決定されてきた。景気の拡大に伴い、企業の採用意欲が高まり、就職協定が廃止された要因ともなった就職活動の早期化に歯止めがかからず、「青田買い」が問題視され続けた。当初、「倫理憲章」においても具体的な就職活動のスケジュールが示されなかったため、たびたび就問懇において、学生の学業専念が時間が阻害されるとの懸念が示された。

2013年度卒以降は、広報活動開始日と選考活動開始日が示されるようになったものの、短い周期で日程が変更されるなど、就活生にとっては、戸惑うことが多かった。

2017年度からは広報活動開始は卒業年度に入る直前の3月1日以降、採用選考活動開始は卒業・修了年度の6月1日以降、正式内定日は卒業・修了年度の10月1日以降とそれぞれの日程が示されるようになったが、その後、2018年に経団連による「指針」の策定が廃止されることが決まり、政府による「就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議」にて、その都度日程が検討されることになった。現在は、継続してそれぞれの開始日程が維持されている。

短期大学の場合、専門職養成学科に学ぶ学生は、比較的卒業後の進路に明確な目的意識をもって入学してくるが、一般企業等に就職する学生の多くは、入学直後から卒業後に就きたい業種・職種を見極め、短期大学で身に付けた能力を活かして、自己実現を目指すことになる。入学年次と卒業年次の2年間しかない短期大学生にとっては、なりたい自分をイメージし、目的意識をはっきりと持って学生生活を送ることが肝要となるが、短期間に企業研究を進め、就職後にミスマッチを起こさないよう準備するには、自助努力だけでは難しく、キャリア教育の充実や就職担当者の手厚い支援が必要とされる。

就職活動時期については、前述の通り、四年制大学等と同一に、卒業年度に入る直前の3月から広報活動が、そして卒業年度の6月から採用選考活動が開始されている。短期大学生は入学後、学生生活を謳歌する間もなく、1年生を修了する前に就職戦線に向かうことになる。

本委員会の活動テーマとして先に述べた3つのテーマに沿って、主に企業に就職する学生に対する就職支援に係る課題を精査したところ、以下の4事項に関連した課題が浮き彫りとなった。

I. 就職活動をめぐる環境の変化への対応

①採用活動早期化に関すること

II. 学生のキャリア設計への助言と促進

②短期大学生のインターンシップのあり方

③就業意識・職業観の醸成、自身のキャリアを描けない学生への支援

III. 就職支援の強化と教職員の連携

④就職支援に対する教職員の関わり方

本委員会における議論をふまえ、これら4つの事項についての現状と課題を述べるとともに、各校から寄せられた対策事例や取り組み事例を紹介したい。

①採用活動早期化に関すること

採用活動早期化の影響により、就職への意識が高く意欲的に活動できる学生とそうでない学生の二極化が一層進み、対応に苦慮している。また、自己分析や企業研究の時間が十分に確保できず、ミスマッチの増加へとつながりやすい問題もある。

対策事例として、キャリア系科目と連動させた就職に対する早期からの意識付けと自己分析・企業研究の徹底、学生の二極化に対応したガイダンスや個別のフォローアップの実施等の取り組みが報告されている。

I. 就職活動をめぐる環境の変化への対応	
①採用活動早期化に関すること	
現 状	<ul style="list-style-type: none"> 企業の採用選考活動は概ね3月前後から開始しており、広報活動3月・採用選考活動6月という採用スケジュールは守られていない。早いところでは3月中の内々定も見受けられる。学校を介さない形、とりわけ説明会やインターンシップ経由による採用選考活動の早期化が顕著である。 大学側も就職支援スケジュールの前倒し等で対策を行うが短大生の意識が追いつきにくく、早期に活動できる学生とそうでない学生の二極化が一層進む結果となっている。また、自己分析や企業研究の時間が十分に確保できず、ミスマッチの増加につながりやすい。 早期内定による学習意欲の低下、活動長期化による授業欠席増加などの学業への影響も懸念される。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 就職に対する早期からの意識付けと自己分析・企業研究の徹底 学生の二極化への対応 学業への影響
取 組 事 例	<p>○就職に対する早期からの意識付け、自己分析・企業研究の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> キャリア系科目と連動させ、業界研究セミナー5回以上、履歴書添削会、面接練習会、就活実践講座、合同企業セミナーの全てのプログラムへの参加を義務付けている。 1年生4月より毎週就職支援プログラムを年約24回実施。併設する4大生と合同でのイベントを行い、意識を高め行動を促す。 (正課で開講する) キャリア形成科目の実施により学生の意識付けを行う。 1年生の授業でキャリア教育科目を設置し、職業意識を明確にするよう促す。 インターンシップ参加、就職活動合宿の実施などによる意識の醸成。 初回面談の早期化(また、全員面談の早期実施)。 学科限定の就職ガイダンスの開催(学科の特性に合わせた内容とする)。 就職への意識が高い低学年学生向けに、少人数ワークショップを開催、ゲストに企業担当者を招きディスカッションなどの機会を設け、学生のニーズに応える。 <p>○学生の二極化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 就職(全体)ガイダンス日程等は大幅に早めず、標準的な就活スケジュールに沿って動く大多数の学生に合わせたタイミングで実施する。全体ガイダンスに加え、早期に活動する学生に対しては、希望する業界・職種・スキル別のミドルクラスの講座開設と個別のフォローアップを行う。就職活動のスタートが遅れた学生には教員とも連携し個別支援を行う。 キャリアカウンセラーの担当学科制を採用、学生とキャリアカウンセラーが相互に連絡を取りやすい環境を作る。特に活動が遅い学生に対してはキャリアカウンセラーから個別に働きかけを行うことで、就職への意識付けを行う。 <p>○学業への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業との面談において、授業を複数回休むと学期末試験を受験できないなど学業に影響が出るので、同じ曜日の同じ時間に選考を行わないよう依頼する。

②短期大学生のインターンシップのあり方

本来の職業体験型インターンシップは、職業意識の醸成や学習意欲の向上等の高い教育的効果が期待できるが、参加する短期大学生は多くはない。その背景として、学生の意識不足に加え、入学からインターンシップまでの絶対的な時間不足（事前指導の時間確保が困難）や短期大学生を対象としたインターンシップが少ないことなどが挙げられる。

その一方で、早期からのインターンシップ説明会の実施、キャリア系科目による事前・事後指導の徹底、行政・自治体との連携などにより、多くの短期大学生が職業体験型のインターンシップに参加している成功事例も報告されており、早期からの意識付け及びインターンシップ実施環境の整備が参加促進と教育的効果担保の鍵となっている。

II. 学生のキャリア設計への助言と促進	
②短期大学生のインターンシップのあり方	
現 状	<p>本来の就業体験型のインターンシップは働くことへの意識を高め、職業人として必要な適性の気づきを与えるなど教育的な効果が期待できるが、参加する短大生は少ない。その主な要因としては次の3つが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学間もない学生に対してインターンシップの意義を理解させ、参加意識を高めさせることが難しい。主体的に行動できる短大生は少なく、インターンシップ情報を単に案内するだけではほとんど参加には結びつかない。 ・就業体験のできる5日以上インターンシップは夏季開催が主であり、1年次の夏季となると指導を行う時間的な余裕がない。 ・短大生対象のインターンシップを実施する企業が少ない。また、採用ありきの1 day インターンシップへとシフトしている。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップに参加する意義の理解促進と参加意識の向上 ・1年次夏季インターンシップ参加のための環境整備 ・受け入れ先企業の開拓
取 組 事 例	<p>○インターンシップに参加する意義の理解促進と参加意識の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学時の全員面談時にインターンシップについて説明し、関心度合いを図る。さらに1年生春学期には、「キャリアデザイン」の授業においてインターンシップの効用や意義を説明し、2年生の先輩の体験談を実施している。そのため毎年、就職希望者の約半数が就業体験型のインターンシップに参加している。 ・科目としてインターンシップを設け、事前から事後の徹底した指導を行う。 <p>○1年次夏季インターンシップ参加のための環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学後のオリエンテーションで、インターンシップ申込みに必要な就活サイトの登録やインターンシップの説明を行う。県と連携して学内で全員対象のインターンシップ合同説明会の実施、企業の方からのインターンシップ事例の説明など、具体的にどのようなことを行うのか理解を深めている。 ・昼休みの時間を利用したインターンシップ説明会を開催し、インターンシップの意味やメリット、注意点を説明し、まずはインターンシップ合同説明会への参加を促す。 <p>○受け入れ先企業の開拓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・枠をもらえる企業を招きマッチングフェアを学内で開催する。 ・地元企業や就職実績のある企業、求人を頂いた企業に、インターンシップの依頼を行う。 ・経済学科のカリキュラム内に企業実習を設置。教員との情報交換から、開拓したい業界や具体的な会社名を聞き、採用活動における企業との面談時に企業実習の依頼を行う。

③就業意識・職業観の醸成、自身のキャリアを描けない学生への支援

短期大学特有の問題点として、四年制大学に比べ、入学から就職活動開始までの時間が短く、就職についての学生の意識を高めるのが難しい点がある。また、最近（2020年3月卒生まで）の傾向から、売り手市場を背景として就職に対して安易な考えを持つ学生や社会に無関心な学生が増加傾向にある。

就職活動支援はもちろんのこと、早期からの就業意識・職業観の醸成、当事者意識の涵養、社会への理解促進等、学生のキャリア発達を促進する総合的なキャリア教育の実施が重要となっている。また、自身のキャリアを描けない学生に対しては、面談による自己理解・職業理解の促進、教職員や保護者との連携、行動手順の具体的なアドバイスなどが効果的である。

II. 学生のキャリア設計への助言と促進	
③就業意識・職業観の醸成、自身のキャリアを描けない学生への支援	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・入学直後から就職活動までの時間が非常に短く、就職についての意識を高めることが難しい。また、就職に対して安易な考えを持つ学生が増えつつある。キャリアガイダンスや就活行事の参加率の低下にも表れている。 ・大きい意味でのキャリアの授業は、学生にとって現実味がないため、真剣に取り組まない傾向にある。社会に無関心な学生も増えている。また、学校によってはキャリア教育の内容が就職活動支援に偏重し、キャリア発達を促進する内容になっていない。 ・就業意識や職業観が持てず、自身のキャリアを描けない学生の対応に苦慮する。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・早期からの就業意識・職業観の醸成、当事者意識や興味を持たせる取組み ・キャリア発達の促進につながる総合的なキャリア教育 ・自身のキャリアを描けない学生への支援
取組事例	<p>○早期からの就業意識・職業観の醸成、当事者意識や興味を持たせる取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育科目を正課・必修とし、1年次から就業意識・職業観を高める。 ・内定者による就職活動報告会を1年生対象に実施。就職への意識付けに繋がる。 ・キャリア系授業や学内イベントにおいて、社会で活躍する卒業生、企業の採用担当者等による講話を行う。ロールモデルの提示、業種・職種理解につながる。 ・キャリア系授業や説明会では具体的かつ視覚的な題材を使用する。学生は抽象的なことの理解が難しい。当事者意識だけでなく学生の理解度・納得度もあがる。 ・職員授業による学生への説明や教員・就職情報会社等からの指導を取り入れる。 ・1年生の4月は就職に対する意識が高いため、希望する1年生には2年生対象の公務員対策講座を体験受講してもらう。また、航空業界志望者とは面談を行い、応募条件に関するアドバイスを行う（TOEICのスコアが大切等）。 <p>○キャリア発達の促進につながる総合的なキャリア教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年生春学期にキャリア教育科目を開講し、PBL形式のプログラムを通して、主体性・チームワーク・課題解決力を養成する。併せて様々な業界から現場で働く社員をゲストスピーカーとして招聘し、仕事の大変さややりがいを伝え職業観の涵養を図る。 <p>○自身のキャリアを描けない学生への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別対応を基本とし、面談を通して自己理解や職業理解を促す。また、学生の状況に応じて、教職員との連携や保護者との連携、ハローワークや外部就職支援団体と連携した支援などを行う。 ・具体的な手順をアドバイスし行動に移すことを促す（企業の紹介、カウンセラーの予約等）。また、この時期までにこれができなければならぬ等、具体的な達成度合いを示す。

④就職支援に対する教職員の関わり方

教職員間において就職支援に対する意識や知識・指導力に大きな差があり、学生が受ける就職支援に格差が生じる点が課題となっている。対策事例として、FDや勉強会の実施、各種委員会における情報や支援方針の共有、キャリア系科目における教員の就職支援関与による意識改革などが報告されている。また、近年の就職支援は学生一人一人の事情に合わせた個別対応が基本となっており、教職員間・組織間の連携が必要となってくる。この際、情報の共有と学生に対する支援方針の一貫性が課題となるが、会議や学内ネットワーク等を活用して学生の現況や支援状況を共有する取り組みや教職員・学生との三者面談による一体となった支援等が報告されている。

Ⅲ. 就職支援の強化と教職員の連携	
④就職支援に対する教職員の関わり方	
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員が連携して学生の就職支援を行っている学校は多いが、就職支援に対する意識には温度差があるのが実情である。また、担当教員によって就職に関する知識や指導力に差があり、学生に対して均一的な支援が行われないことがある。 ・就業意識が希薄な学生や発達障がいを持つ学生への支援など、近年の就職支援は学生一人一人の事情に合わせた対応が必要になっており、教職員間や組織間の連携が急務となっているため、個別対応が求められる。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者間にある意識や指導力の差の解消 ・就職支援における教職員間・組織間の有機的な連携 ・教職員の就職に対する意識の相違をなくし、学生ファーストの取り組みが必要
取 組 事 例	<p>○担当者間にある意識や指導力の差の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FD・勉強会の実施、委員会などにおける情報や支援方針の共有、学科への就職支援の申し合わせを行う。 ・カリキュラム内にキャリア教育科目を設置、就職関連イベントの企画・実施を学科に依頼し、教員が就職支援に関わる機会を設けることで、就職支援への意識を高める。 ・模擬面接の解説事例を配布する一定水準の面接指導ができるようにする。 ・職員から積極的に情報発信を行う。 ・教授会等において学長（または理事長）から、進路選択をする上でキャリア支援は重要な要素であることを伝えてもらい、意識をあげる。 ・クラス担任による初年次演習科目において、学生のキャリア意識や社会人基礎力を醸成する授業を行う。キャリア教育の専門家に委託せず、全学共通の教材を用いて担任自身が授業を進行することにより、学生のみならず教員の意識を高めることにも繋げる。 ・教員への事前アンケートをもとに教職員対象の就職学習会を行い、意見交換を通して情報の共有、意識の向上を行う。 ・教員採用時は就職委員長、就職課長と三者で面談を行い、本学の就職支援体制やゼミ担当教員への役割について説明する。この際、1年間は就職ガイダンスに参加いただくよう依頼する。 ・就職ガイダンス等のイベント開催1週間前にグループウェアソフトにて案内する。 ・就職ガイダンスにおける配付資料は終了後全教員のレターボックスへ配付する。 <p>○就職支援における有機的な連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員間で学生の情報共有を行い、協働した個別支援へとつなげる。 （共有内容）学生の就職状況、就職関連講座の出席状況、個人面談内容など。 （共有方法）各種会議、紙ベース、学内ネットワークの利用。 ・その他の連携項目としては、就職課への学生の誘導、求人情報の提供、履歴書作成・面接指導、キャリア系科目及び就職関連講座での相互協力。 <p>○教職員・学生との三者面談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面接に同席依頼し学生との面談を通して、現状、希望、方向性をヒアリングし教職員の目線を合わせ支援する。

□短期大学における【専門職】を対象とした就職支援の現状と課題

私立短期大学を卒業後、約60%（2018年度卒）の卒業生が専門職として就職している。これまで述べてきたように、短期大学で取得した国家資格や免許を活かして専門職に就いても、決して優遇された環境で仕事にまい進できるとは限らない。人手不足により就職先には困らない職種がある一方で、ほぼ正規雇用の求人がない職種もある。労働条件や給与面などにも課題は山積している。少しでも短期大学卒業生の意欲と努力が報われるよう、就職支援の現場では改善にむけての模索が続いている。

ここでは就職決定者数が多い〔幼稚園教諭・保育士〕、〔栄養士〕と近年、養成校への入学者が激減する一方で、求人数が増加し、人手不足に伴う課題の多さが顕著な〔介護福祉士〕の就職支援における現状・課題・取組事例と対応策についてまとめた。

【幼稚園教諭・保育士】

「平成」の時代に入り、日本における少子化が問題視され、政府によって様々な法整備や施策が実施されてきた。仕事と子育ての両立支援など、子どもを産み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討が始められ、エンゼルプラン、新エンゼルプラン、少子化対策基本法、次世代育成支援対策新進法、子ども・子育て応援プランなどが次々と打ち出され、合わせて都市部を中心に深刻な問題となっていた待機児童問題を解消させるため、2017年（平成29年）までに50万人規模の保育の受け皿を確保する取り組みが実施された。

2013年（平成25年）度より始まった子ども・子育て支援新制度により、新たに幼保連携型認定こども園が創設され、幼稚園教諭の免許と保育士の資格の両方を有する保育教諭が必置となったことから、幼保連携型認定こども園に移行する幼稚園、保育所のそれぞれの施設からの需要もさらに増大し、卒業時に幼稚園教諭・保育士の両方の免許・資格を取得できる短期大学卒業生を採用したいというニーズは一層高まった。

これらの施策を着実に実施するには、保育者の養成は必定であり、短期大学における幼児・保育系学科に学ぶ学生数の比率をみると、平成5・6年ごろから年々増加している。平成30年度に昼間部・本科のみを調査対象とした本協会会員校296短期大学のうち、207短期大学にて保育者の養成を行っており、養成率はおよそ7割にのぼっている。「子ども（こども）」を学科名称に付する短期大学も増加した。

しかし、0歳児から小学校に上がる前までの乳児・幼児の受け皿が増え、少子化対策、子育て支援、待機児童解消にむけての政府、地方自治体などによる法整備やそれぞれの取り組みが進められる中、そこで働く保育者の労働環境は決して恵まれているとは言えない。保育者の仕事は、子どもの命を預かる職業であり、保育者としての責任の重さに見合った有資格者としての処遇が然るべきと考えるが、保育現場では、古い体質が根強く、なかなか処遇改善にむけた改革が進まないとも言われている。

保育者養成学科の卒業生の就職率は、ほとんどの短期大学においても、毎年、ほぼ100%に近い状況になっているが、保育施設が増加傾向にあるとはいえ、毎年それだけの人数の卒業生が採用されるということは、それに等しい人数の保育者が離職しているとも言えるのではないだろうか。潜在保育士等に頼ることなく、学生と採用者側との間で円滑なマッチングが行われ、キャリアアップを図れる労働環境の中で、保育者としての資質を磨きながら、短期大学卒業生が子育て支援に長く

従事できるよう、就職支援担当者として適切な支援を行っていきたいと考えている。

※幼保連携型認定こども園に勤務する“保育教諭”は本調査では幼稚園教諭に分類

1) 雇用形態、処遇（給与状況）等

一時期、「求人票には明記がなく、採用後、非正規雇用だとわかった」、「最初は一定期間非正規雇用で、その後、適性を見極めて正規雇用に切り替えと言われた」、「非正規雇用であっても、正規雇用者と同じ仕事の内容で残業も強いられる」、「正規雇用を希望しながら非正規雇用の募集しかないと言われた」など、毎年、対応に苦慮する事例が寄せられていたが、少しずつ正規雇用率は上がってきている。

調査では幼稚園教諭・保育士の共通した現状として、「正規雇用が増えた」、「給与改善がされている」、「家賃補助（住宅手当支給）がされるようになった」という内容の報告が多い。

一方で、相変わらず「人手不足といいながら、基本給が低く、労働時間が長い」「地域による給与格差がある」、「保育士の処遇、待遇が手厚いため、幼稚園離れが進んでいる」という報告もあり、課題となっている。

1) 雇用形態、処遇（給与状況）等		
	幼稚園教諭	保育士
現状	<ul style="list-style-type: none"> • 正規雇用が増えた • 給与が上がった（特に東京、大阪など） • 家賃補助制度導入 • 残業、持ち帰り仕事（軽減した・変わらない、の両方の意見あり） 	<ul style="list-style-type: none"> • 正規雇用が増えた • 給与改善されている • 自治体の住宅手当補助 • 処遇改善手当支給 • 早出、遅出の退勤時間が守られてきている • 奨学金返還補助
課題	<ul style="list-style-type: none"> • 試用期間が長い • 地域による給与格差（地方は据え置き） • 保育士との処遇格差による幼稚園教諭離れ • 人員削減が原因で業務量過大や保護者との関係性が担当任せとなり責任が重い 	<ul style="list-style-type: none"> • 県内でも地域による給与格差がある（園児が集まる地域か否か） • 大都市と地方との給与格差 • 試用期間の長さ（1年間またはそれ以上の場合もある） • 地域によっては時給、日給月給の給与形態
	<ul style="list-style-type: none"> • 給与の地域格差（同じ県内でも） • 試用期間（が長い） 	
取組事例・対応策	<ul style="list-style-type: none"> • 人材を確保したい園は、養成校の就職担当者から情報を集め、処遇改善等の努力をしているところも見受けられる • 業務改善（残業等を減らすなど）の工夫 	

2) 学生の就労意識、意欲

現状では、幼稚園勤務希望者も保育園等希望者も専門職としての就労意識は高い傾向にある。前述での『幼稚園離れ』の要因として、保育士との待遇格差のほか、ひとり担任の重圧や入職前の長期研修があること等が調査では挙げられた。また、5年程前から、小規模保育園や病院・企業内保育所の保育士として勤務を希望する学生が増加し、小規模(園児が少ない)園は大きな行事もあまりないというイメージや、クラス担任を避けられ“アットホームで仕事が楽”という印象を学生が持つてしまうことが理由と考えられる。保育士不足により簡単に就職できることで、業界の理解、保育所の情報収集が足りず、入職後のギャップが早期離職の要因となっている。各短期大学では就職先へ訪問し、状況確認するなどの対応策をとっている。

2) 学生の就労意識、意欲		
	幼稚園教諭	保育士
現状	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園勤務希望者は就労意識が高い 休日が保育園より多いのは幼稚園を希望する理由にもなっている 幼稚園教諭の希望者離れと要因 <ol style="list-style-type: none"> ①ピアノが苦手 ②責任が重い ③ひとり担任が敬遠する ④保育士の処遇改善の影響 ⑤実習での印象 ⑥実習での威圧的指導や職場の印象 ⑦幼稚園教諭採用選考試験や統一適性試験(一部の地域) 	<ul style="list-style-type: none"> 専門職としての就労意識は高い傾向 人手不足で簡単に内定するので、就活を甘くみているのではない 小規模、病院や企業内保育所・乳児院や放課後デイサービスなど資格を活かした多様な施設への希望者が増加 勤務時間や待遇面、園内の雰囲気など『働きやすさ』を求める傾向 園見学に積極的⇔園の特徴を知らないまま受験、受験先を決められない 業界理解、情報収集が足りない
課題	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園勤務の希望者が減少 1年目でひとり担任→不安→離職 	<ul style="list-style-type: none"> 小規模、病院や企業内保育所希望者が増加→行事やクラス担任を避けたい→休みが多く、残業がない等の理由 小規模はアットホームで楽なイメージ ますます実習先等への就職希望者が減少
	<ul style="list-style-type: none"> 業界へのマイナスイメージ ひとりで決められない 打たれ弱さ 早期離職の要因 <ol style="list-style-type: none"> ①入職後大学で学んだことと実践(仕事)との考え方のズレや実習・見学時の印象とのギャップがある ②採用を含めた管理マネジメントを担う経営者側と日々の仕事に追われ新人教育に時間を割けない現場職員との間に意識の温度差がある 	
取組事例・対応策	<ul style="list-style-type: none"> 卒業生の活躍や悩みを聞く「母校へ帰る日」、「ホームカミング Day」の開催 教員、職員が園を訪問し、仕事内容などの状況確認を行っている 視野を広げ、多くの情報を得るために、実習園以外の複数園を見学させ、自分で納得したうえで受験するよう指導している 	

3) 雇用者側の対応で改善された（よくなった）と感じた事例

人材を確保するために幼稚園、保育園ともに園見学等には丁寧にかつ個別に対応し、採用試験の日程も学生の都合に合わせ、柔軟に対応している。保育士不足が顕著な都市部の保育園では地方からの見学者には交通費を支給するなど、採用活動に時間とお金をかけ、採用後も自治体からの家賃補助が手厚い。また、離職防止のために新人サポートの強化、業務改善を図るなど、改善事例は数多く報告された。

首都圏をはじめとする大都市において保育士の処遇が手厚くなることは、地方からの人材流出を招いている要因となっていることが課題であるが、周辺の市と協力し、幼稚園、保育園の説明会を開催することで地域が一体となって採用活動に取り組んでいるという事例が報告されている。

3) 雇用者側の対応で改善された（よくなった）と感じた事例		
	幼稚園教諭	保育士
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・実習や園見学に対し歓迎する姿勢 且つ丁寧な対応 ・求人票の早期提示 ・見学会や説明会等、積極的なイベント開催 ・新卒者の負担軽減に向けた業務の見直しや労働時間の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・見学会での丁寧で柔軟な対応（いつでも、土・日でも歓迎） ・地方からの見学者には交通費を支給 ・見学ツアー(交通費支給)を自治体で実施 ・内定後研修の日程配慮（学生の都合優先）や報酬の支給
	<ul style="list-style-type: none"> ・採用試験（日時や回数）の柔軟な対応 ・新人サポート体制強化（育成への意識変化） 	
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTの活用・推進による業務の効率化 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体（特に関東）の家賃補助等の制度は地方の学生の選択肢は広がるが、地方からの人材流出を少なからず招いている
取 組 事 例 策	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の市と連携、協力し、就職説明会を開催するなど地域が一体となって採用活動に取り組んでいる。北九州市は市、近隣の養成校、幼稚園連盟、保育園連盟が連携し就職説明会を開催した。高校生にも参加を呼びかけ、職業の魅力や園の魅力を伝え、養成校の紹介をするなど地域活性化に繋げている 	

4) 雇用者側の対応で苦慮した事例

幼稚園では求人票、労働条件の不提示で募集活動を行う、授業期間中に内定者研修を行う等の事例、保育園では採用担当者の度重なる訪問と、数多くの個別学内説明会の対応に苦慮している等の事例が多い。

共通した事例として、内定後の長期間研修（無報酬）、応募者がいないことに対する実習園からの苦情への対応に苦慮していること等が報告されている。しかし、ただ苦慮しているだけでなく、求人票の内容が不明瞭、労働条件が提示されない場合は就職担当者から問い合わせなどの対応事例も多い。

4) 雇用者側の対応で苦慮した事例		
	幼稚園教諭	保育士
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・内定後の早期で長期的な研修（報酬の未払い含む →全国に多くの事例あり） ・実習園への応募者がいないことへの苦情（実習拒否のような発言） ・求人が遅い（年度末近くの求人） ・卒園者とそうではない学生との対応の差 ・強引な受験勧誘 ・授業期間の内定者研修実施 ・求人票、労働条件の不提示 	<ul style="list-style-type: none"> ・求人票と実際との相違 →就業時間内で終了できない業務（量・内容の多さ） ・採用担当者の度重なる訪問と個別学内説明会への対応→就職先、卒業生からの学内説明会開催の要望は無下に断ることができない ・実習園から、応募者がいないことの苦情 ・合同説明会の会場での強引な勧誘 ・面接時での不適切（公正ではない）な質問
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・数十年前と一向に変わらない待遇や採用の仕方、研修（無給）のあり方を変えない ・人材確保を実習受け入れと引き換え条件としたことが窺える 	<ul style="list-style-type: none"> ・囲い込み（保育士や学生に募集の手伝いのようなことをさせる） ・「誰でもいいから採用したい」が露骨 →手段を選ばない勧誘 ・入職前の研修が長期でかつ無給（の事例が多い）
	<ul style="list-style-type: none"> ・実習園からの応募者がいないことの苦情への対応 ・入職前の研修期間（長期で無給など）のルールが曖昧 ・（特に地方における）男子の就職先 ・保護者の署名入りの内定承諾書や両親同席の説明会など、囲い込み方の異常さ 	
取組事例・対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・求人票や労働条件が不提示の園には提出を粘り強く要求する ・長期間の研修（無給）は事実を学生に確認し、次年度の募集の際にさりげなく「どのくらいの期間で手当てはいくらくらいか」を確認。その後、その園では研修中の手当が支払われている。 ・求人票は園が伝えたい情報だけではなく、学生が知りたい雇用条件を明確にするために出来るだけ学校指定のフォーマットで提出して頂くように依頼している 	

5) 実習園による実習中（実習後）の強引とも受けとれる採用事例

人材確保の方法として、直接実習学生に対して勧誘することは稀ではない。近年、問題となっているのは「実習中」の学生への度重なる勧誘である。実習評価を受ける立場の学生は困惑し、不安となり、実習に集中できないという相談事例が多く報告されている。実習に送り出す際、予め実習先から勧誘がある可能性があることを学生に注意喚起し、その場では回答せずに就職課等へ報告、相談をするよう指導している。実習は学生の出身地や短期大学所在地域の園で行っているため、信頼関係を損ないかねない強引な勧誘は差し控えていただくよう、また求人票を短期大学に送付いただくことを園にお願いするなどの対応をしている。

5) 実習園による実習中（実習後）の強引とも受けとれる採用事例	
	【幼稚園教諭、保育士共通】
現 状	<p>—実習園による囲い込み—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習後に学生への度重なる勧誘 ・実習終了時に園内で「就職説明会」 ・実習中に半強制的に面接試験 ・(実習後に) 誓約書を渡された ・採用試験を受験すると確約しないと実習中の対応が冷たくなる <p>—無試験採用（実習園含む）—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用試験を受けずに実習園から<内定通知>が届く ・園見学だけで採用 ・園見学時に履歴書持参を要求 ・見学時の会話を面接試験扱い
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・実習中に勧誘されると評価に影響するのではないかと学生が不安になり、実習に集中できないことや度重なる勧誘の電話に辟易し、学修に影響している ・「採用活動」における然るべき行為を省いて<内定>を出す（園もヒトを育てる場所なのに…） ・実習と採用は別ものであることを理解していない、理解していても交換条件のようなことを要求してくる ・実習中の度重なる勧誘や見学だけで内定を出すなど、手段を選ばない採用活動 ・実習は地元で行っているため、地域園との信頼関係を損なう恐れがある
取 組 事 例 策	<ul style="list-style-type: none"> ・「実習先から勧誘がある可能性」については学生へ注意喚起を行い、園へは（口頭での個人勧誘ではなく）求人票を大学へ提出していただくよう依頼 ・実習先からの勧誘で困ったらキャリアセンターへ報告するよう指導 ・実習と就職は別であると園へお願いしている ・学内で事例検討会を実施 ・実習中の不本意な面接試験実施について大学側から抗議 ・実習は地元や大学地域で行っているため、地域園との信頼関係を損ないかねない強引な勧誘は、今後、差し控えてもらうように要望し、「求人票を短大へ」というような対応をしていく

6) 学生個人の就活において、園側の不適切と思われる採用方法

大学関係者以外の伝手や縁故などで就職活動をしている学生が、園側から求人票が提示されず、労働条件も不明なまま内定を受けてしまうケースの多さが近年課題となっている。学生は就職活動をしなくても簡単に内定が得られることに疑問を持たず、入職後、早期離職につながる場合がある。求人票を提示しないことが常態化している園もある。学生は今さら「求人票と労働条件」を園側に要求できず、就職担当者が対処している場合も多い。

6) 学生個人の就活において、園側の不適切と思われる採用方法	
【幼稚園教諭、保育士共通】	
現 状	<ul style="list-style-type: none"> • 求人票の不提示 • アルバイト面接＝（イコール）正職員の採用試験 • 求人に応募したが「採用がない」と言われた→園児の入園数が少なく、急に採用しないこととなった事情を知らされなかった • 保育の実技試験が無期限 • ネットの求人は労働条件が曖昧（のことが多い） • 雇用条件、内定がすべて口頭 • 面接時に親の同席を求める、家族構成や宗教等の個人情報を読む • 求人票と採用後の条件が異なる。正職員採用の求人に応募したが、実際は臨時で採用一度不採用にしたものの急遽辞退者が出たということで、園が直接学生に繰り上げ採用の連絡をし、学生が困惑するケース
課 題	<ul style="list-style-type: none"> • 求人票を提示せずに採用活動をすることが不自然ではないと思うこと（園側） • 学生が＜求人票不提示＞＜労働条件不明＞＜内定は口頭で＞に疑問を抱かないこと。簡単に採用されることは楽に就職が決まる、必死に就活をしなくてもいいと受止め、良いことのように思っている。結果、早期離職につながることもある • 不適切な採用活動の後処理（学生が自身で対処できない等）で就職担当部署の業務が多くなっている
取 組 事 例 策	<ul style="list-style-type: none"> • 実習園以外のボランティア・園見学の推進、就職活動に対するスケジュール指導

7) 幼稚園や保育所の併願受験にまつわるトラブル

幼稚園や保育所の併願受験について、全国的に慣例として<原則併願禁止><先決優先><辞退不可>のルールであるが、公立園との併願、園側が容認すれば併願可能など独自ルールを加えている短期大学はある。併願に関するトラブル事例は極少数である。

幼・保の業界ではご法度とされている併願受験については、「養成校と実習園の信頼関係上仕方がない」としつつも、就職担当者からは「学生にとって不利」、「一般企業と同様に複数受験できれば、幼稚園、保育園の教育・保育の質や環境も向上するのではないか」という意見も出ている。

7) 幼稚園や保育所の併願受験にまつわるトラブル	
【幼稚園教諭、保育士共通】	
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・原則併願禁止 ・先決優先 ・辞退不可 } 慣例として全国的にはほぼこのルールが定着 <ul style="list-style-type: none"> ・公立との併願は可→公立合格後は辞退する人が多い ・園側が容認すれば併願可 ・株式会社立の保育園は併願可としていることが多い。本命（公立園）が不合格後は社会福祉法人の運営する園を受験せずに、併願受験し内定していた株式会社立園に就職する ・公務員試験の結果がでるまで長期間を要する（年末から年明けの場合もある）ため、併願受験ができないとその間の就職活動がしにくい ・受託保育事業や企業主導型保育事業等のネット求人増加それにより、複数受験、内定辞退をする学生もでてくる
	現状に対する短大就職担当部署の意見 <ul style="list-style-type: none"> ・養成校と実習園の信頼関係上、仕方がない ・従来の慣例で併願受験ができないのは学生にとって不利な制度である ・一般企業同様に複数、併願受験ができれば幼稚園、保育園の教育・保育の質や環境も向上するのではないか ・内定後に希望園からの求人に応募できないのは早期離職の原因となるのではないか
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・単願ありきの従来からの慣習が学生から敬遠され、人員確保をより困難にしている。この問題は地域格差が大きく、各々の地域に合った対応が不可欠である
取 組 事 例 策	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の変化しつつある状況を園へ伝えていくことが重要 ・公立園試験の結果が遅く、次の活動がしにくいという問題に「市に直接交渉し、結果を早めてもらった」との事例もある

8) 学生に対するキャリア教育の状況

就職担当者研修会において、短期大学生のキャリア教育は最も情報交換したい内容となっており、関心が高い。過密なカリキュラムの中で、どのようなキャリア教育を行っているのか事例を参考にしたいという意見が数年にわたり多かったため、各短期大学の状況を調査した。

「キャリア教育の必修化」は現状では多くの短期大学で行っている。十分に時間を取り、外部講師や卒業生を招聘し、「（キャリア教育は）充実している、実施できている」という報告は多い。ただ、充実していても“学生の到達度の低さ”や“活動のタイミングにならないと学生は「関係ない」、「必要ない」と感じている”という課題はあるようである。「キャリア教育が不足している」という短期大学からは“社会人としての教育が不足している”、“時間がない”、“学生の意識が低い”ということが課題となっていると報告された。今後も継続して情報交換をしたい。

8) 学生に対するキャリア教育の状況	
【幼稚園教諭、保育士共通】	
現 状	<p><充実している></p> <ul style="list-style-type: none"> 外部講師や卒業生による講座は受講率が高い キャリア教育は必修科目 教職協働による支援体制ができている 社会人に必要なスキルをアクティブラーニング形式で実施（併設校の協力を得ている）
	<p><不足している></p> <ul style="list-style-type: none"> （専門職としてだけでなく）社会人としての教育（文書作成や言葉遣い含む）が不足している 内定後の指導（社会人になるという自覚） 日常のあらゆる場での教育→入学してから卒業まで学内で関わる多数の教職員による総合的な支援や助言 自己理解
	<p><学生自身のキャリアデザイン></p> <ul style="list-style-type: none"> 業界の情報理解が乏しい 自分の保育士像を明確にできない、将来の姿をイメージできない 受験先（自分に合う園）を自分で決められない
課 題	<p><キャリア教育は十分にしているが…></p> <ul style="list-style-type: none"> 学生の到達度が低い 学生の活動のタイミングにならないと聞く気にならない（1年次から開講しても、まだ関係ない、必要ないと感じている）→意識改善が必要 売り手市場の保育業界に就職する学生は熱心にキャリア教育を受けなくても就職できてしまう現状 内定に向けた教育は充実しているが、内定後の指導に時間が取れない 学科主導のプログラムとキャリア支援センター主導のプログラムを学生指導に繋げることの難しさ
	<p><キャリア教育を充分に行なうことができない要因></p> <ul style="list-style-type: none"> 正規授業のカリキュラムが過密で時間がとれない 学生の意識が低く、積極的に参加しない
取 組 事 例 対 応 策	<ul style="list-style-type: none"> 必修化 学生が興味を示すようなプログラムを工夫し、実施している 保育現場で働く卒業生や園長による職業感醸成の講座、マナー講座、ライフデザイン講座など、外部講師を多く招聘している

【栄養士】

1) 雇用形態、処遇（給与状況）等

若年層の人材不足の影響もあり、雇用形態、処遇ともに、近年著しい改善がみられる。特に雇用形態については、全国の正規雇用率の推移をみても毎年数ポイントずつ上昇しており、令和元年度の就職決定者に対する正規雇用率は97.7%と高い値を示している。若干の地域差はあるものの、どの地域においても前年度比で正規雇用率は上昇しており、全国的に雇用形態に関する改善が見て取れる。

また、給食委託会社を敬遠する要因となっていた「希望勤務地」についても、地域限定社員等の制度を設けるなどの配慮がなされるようになった。ただ、経年、基本給・初任給引き上げ等の改善にむけた報告が多くみられるようになった一方で、他の免許・資格職と比較すると給与が低く、早朝出勤、交代勤務、通勤が不便という、栄養士の労働条件に見合った待遇の実現については、“未だ改善途上”という意見がみられ、さらに地域間の格差が労働力の流出を招いているという指摘もある。

これに対して“企業に給与改善がされていない現状を伝える”あるいは“短期大学が学生に実施した『就職先を決める際に重視したいこと』というアンケート結果を企業に伝える”など、養成校から企業に対し現状を適切に伝えて理解を促し、改善に繋げてもらえるよう根気強く対応しているという事例の報告もあった。

1) 雇用形態、処遇（給与状況）等	
現 状	<ul style="list-style-type: none"> 給与面が改善 ⇔ 他の免許、資格職と比較して給与が低い 早朝出勤等の労働条件に見合った処遇の実現について改善途上である 待遇の地域差 → 地方からの人材流出 希望勤務地が細かく選択できない委託給食会社において、「地域限定社員」等の制度により、勤務地への配慮がみられる 期限付き契約社員の採用が、正規採用へ一気に切り替わっている→委託会社への不人気弱まっている
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 給与・処遇面は改善傾向にあるものの、改善途上にある 地域の待遇格差が労働力の流出を招いている 入社後早期より責任を負う業務についていることも多くあり、学生の心身の負担が大きい 委託会社の採用で自宅通勤予定が遠隔地勤務となり、辞退せざるを得なくなった（100%勤務地の保証ができない場合もあるが、近年は配慮がされているほうが多い）
取 組 対 事 例 策	<ul style="list-style-type: none"> 数年にわたり、資格があっても給与等の改善がなされていない現状を企業側に伝えている 卒業時に実施するアンケート調査の結果を基に、学生が就職先を決める際に重視した内容について企業側に伝える

2) 学生の就労意識、意欲

栄養士不足により求人が多いこと、また栄養士の処遇改善がみられることなどの理由により、全体的に栄養士職を希望する学生が増えている現状にある。栄養士職を希望する学生の多くは、就労意識も高く明確な目標をもって就職活動に取り組む姿勢が報告されている。

ただ、これらの学生の中にも、残業・早朝出勤、土曜・日曜出勤を敬遠し、学校給食や保育園、企業の食堂勤務を希望するなど、処遇・待遇面での条件を重視して就職先を選択する学生の存在は否めない。地方勤務の栄養士は早朝出勤等により、自家用車による通勤を求められることもあるが、学生時代に車を運転しない学生が増える傾向にあり、交通の利便性を重視し、地元を含む地方勤務に抵抗を示す事例報告もある。

近年では“働き方”を重視する傾向がさらに強くなり、養成学科に学びながら、栄養士職を希望せずに一般企業を受験する学生への対応も課題となっている。これらの学生は、栄養士職を希望する学生に比べると、学修意欲や就労意識が低く、土曜・日曜休みといった勤務形態にこだわる傾向がより強いとの報告もある。

栄養士に限らず、資格・免許を取得できる環境に学びながら、その資格・免許を活かすことに消極的な学生に対して、学科の教員と就職担当部署が連携を取り、適切に支援していくことが重要といえる。

2) 学生の就職意識、意欲	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士職を希望する学生が増えている → 栄養士の就職率向上 ・人手が不足し、求人も多いという理由で栄養士希望が増加 ・学科と就職支援部署の連携でサポートし、早く目的意識持つようにしている ・専門職としての就労意識は高いが、“残業”“早朝出勤”“土曜・日曜勤務”はNG →学校給食や保育園、事業所の食堂勤務希望 ・委託は辞退してもいいと思っている ・友人同士で同じ委託会社を受験する（自分で決められず、流されている） ・学生時代に車を運転しない学生が増え、早番、遅番勤務のため、マイカー通勤が当たり前の地方の栄養士になることに抵抗がある <p>—栄養士を希望しない、一般企業勤務の理由—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土曜、日曜日は休みたい ・規則的な勤務形態を希望→免許を活かすよりも働き方重視
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・進路選択を先送りしている学生への支援 ・複数の内定が同時期に出た際、最終決定できない ・専門職に就きたいものの、具体的な就労イメージが持てない ・一部、職業理解が不足している学生がいる
取組事例・対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア支援委員による面談やジョブカフェ・ハローワークとの職業相談を実施 ・学科とキャリア支援部門（就職指導課）が連携し面談等を通して支援 ・栄養士職への就職を支援するため、栄養士職に限定した合同企業説明会を実施 ・「就職した先輩の話から職種・業種の理解を深める」授業を実施

3) 雇用者側の対応で改善された（よくなった）と感じた事例

栄養士職に対する雇用者側の改善に関する事例は、過去3年間で毎年増加している。最も多く報告されている内容は、企業説明会や選考試験に関する対応で、説明会等では、短期大学生の過密な授業や学事日程等に配慮した柔軟な日程の設定、職務理解を促すための丁寧な説明、学生の不安や疑問を解消するための取り組みなどに加え、学内において説明会や選考試験を行う企業が増えたことで、移動に係る時間や交通費の負担が軽減されるなど、学生への便宜が図られているという事例が挙げられている。この他、配属先や勤務時間、勤務形態などについての具体的な取り組み策についても複数報告されている。

また入職後も新入社員研修会や悩みを解消するための相談会の機会を増やすとともに、より専門性を高めるための教育を実施し人材育成に努めるなどの報告により、雇用者側の早期離職防止や定着率向上のための取り組みを知ることができる。

その反面、これらの取り組みが現場で働く栄養士の働き方にまで反映されず、企業の人事管理部署の一方的な対応策になってしまっているとの報告もあり、合わせて人間関係を含む働きやすい一体的な職場環境の改善を望む意見も聞かれる。離職理由が「会社」そのものがイヤなのではなく、「現場の体制／指導者」にあることも課題といえよう。

3) 雇用者側の対応で改善されたと感じたこと	
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会での丁寧な対応 ・選考試験日程の増加と学校行事への配慮・学内で説明会&選考試験実施 ・ミスマッチ防止、内定辞退、早期離職防止対策（個人面談、先輩社員への質問会、職場見学会・体験会等）の実施 ・配属先の配慮（できるだけ希望を聴く）、おおよその勤務地域を説明会時に公開してくれる ・勤務時間や勤務形態の改善 ・入社後の研修制度（アレルギー対策、管理栄養士取得支援）が充実してきた
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・会社毎では様々な対策をしているが、実際、勤務する個々の現場では浸透されていない。新人は「会社が」ではなく、「現場が（現場のヒトが）」理由で離職するケースが多い
取 組 事 例 策	<p><雇用者側></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新入社員に対する研修会（悩み等の相談会） ・仮配属先の早期発表や見学 ・実習期間への配慮・複数受験への配慮（保育園） ・職場見学、体験の場を設定 ・授業が終わった時間帯や土曜日に説明会や採用試験を実施 ・地域限定採用（事業所一覧から事前に配属可能地域の確認を行い応募） <p><短期大学側></p> <ul style="list-style-type: none"> ・数年にわたり、資格があっても給与等の改善がなされていない現状を企業側に伝えている ・会社の離職防止の取り組み等は現場で指導するヒトに伝わらないと意味がない、ということ伝えていく

4) 雇用者側の対応で苦慮した事例

採用選考時における雇用者側の対応で苦慮した事例報告は減少してきているものの、実習期間と選考日程が重複した際に日程変更に応じてもらえなかった事例、日程の配慮はあっても説明会をはじめとする会社の行事が全て平日に予定されているため、結果として授業の欠席が多くなってしまったといった事例、稀有なケースではあるが、採用試験から合否結果の発表までに2ヶ月かかった事例、学生の家庭環境を合否の判定材料にされたなどの事例は毎年挙げられている。

また採用後、人手不足により人材を確保したいという割には不誠実な対応が依然として見受けられる。受け入れ態勢が整わない現場において過重な業務責任を負わせ、体調不良により離職を余儀なくされるケースもある。職務内容に合わせた労働環境の整備は当然のことであり、雇用者側の早期離職防止や定着率向上のためのより効果的な取り組みを望みたい。併せて、何より前項でも述べたように、働きやすい職場環境の一層の充実に期待を寄せている。

栄養士を含め免許や資格を活かし、専門職として将来の活躍を願う関係学科の教員および就職担当者は、これらの事例について、企業側に粘り強く改善を求めるなどの対応を行っている。

4) 雇用者側の対応で苦慮したこと	
現状	<ul style="list-style-type: none"> 採用試験から合否まで2ヶ月…結果不合格 口頭で内々定を匂わせ、家庭環境を聴いて手のひら返しで不採用 受け入れ態勢が整わないまま採用→大きな業務を任せられたことで体調不良→離職 委託会社の採用活動が早まり、大学からの証明書発行が間に合わない 日程の配慮をしてもらえるようになったものの、説明会、選考試験、内定式、内定者研修の日程がすべて平日（授業の欠席が多くなる） 80km以内は自宅通勤という委託会社の規定に驚かされる。実際、自宅から55km先のマイカー通勤が必要な事業所へ配属
課題	<ul style="list-style-type: none"> 「人手不足」という割に不誠実な採用活動 早期離職の要因が多い 保育園等入社直後に一人で現場を任せられることへの学生の不安感 6月採用試験&内定→内定承諾書の早期提出要求などの困り込み 研修期間の賃金未払いや最低賃金以下の事例
取組事例・対応策	<ul style="list-style-type: none"> 保育園等の就職について不安を抱く学生については、求人受理・応募の際に、人数・シフト等を事前確認し、相談対応している 数年にわたり、免許があっても給与等の改善がなされていない現状を企業側に伝えている 会社の離職防止の取り組み等は現場で指導するヒトに伝わらないと意味がない、ということを伝えている 内定辞退や離職の要因改善を企業側に求めた 選考時期が早すぎて、求人票に掲載している提出書類（卒業見込証明書）が選考時に間に合わず、使用しないのなら提出を求めないでほしい旨企業側に伝えた 説明会等の採用活動、内定後の活動について平日ではなく、土曜、日曜に実施してくれるようお願いしている（短大生は授業が過密なことへの理解を求める）

【介護福祉士】

1) 慢性的な人手不足による青田買い等で生じたトラブル

介護福祉士は国家資格であり、高齢化の進む時代において介護業界にはなくてはならない職種となっている。しかし専門職でありながら、課題は多い。

遡って、平成17年度卒業生を対象とした状況調査において寄せられた意見を大別すると、①求人数が増加している、②雇用条件が良くない、③養成課程に学びながら福祉専門職に就職しない学生が目立ち始めている、の3つが指摘されていた。それから2年後の状況調査では、①求人件数の増加に加え、②求人時期の早期化（長期化）、③雇用条件の改善があまりなされていない、④介護福祉士の人気の下落（専門職に就かない学生の増加）および入学者確保が難しくなっている、との現状が報告され、以来、養成校においては、これらの課題との闘いが続いている。

正規雇用率をみると、平成20年度以降、経年において全国平均では90%を大きく超えており、令和元年度は97.8%となっているが、地域によって差が大きい。求人数は他の職種に比べて多いが、仕事がキツイうえ、給与水準が低く、施設によって格差があるという印象が強く、改善の兆しはあっても、福祉系学科で学ぶ学生が就職先として福祉の現場を敬遠する傾向は増加している。

介護福祉士養成校への入学者は激減する一方で、深刻な人手不足が続く福祉施設の採用活動が激化し、様々な問題が生じている。幼稚園教諭・保育士の現状でも報告があったが、実習や見学時の過剰な勧誘、見学時に「内定」と言われ、内定通知を渡されるなど、人材確保のためには手段を選ばない事例が多い。また採用しても人手が不足しているためか、若年層の働き方が改善されずに（若いから…と夜勤の連続など）、離職を繰り返す現状が課題となっている。学生には実習や見学時の勧誘には安易に返答しないことや個人的な連絡先は交換しないよう指導しているという対応が報告されている。

1) 慢性的な人手不足による青田買い等で生じたトラブル	
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・実習や施設等の見学時に過剰な勧誘が行われ、見学終了後に内定通知を手渡される ・見学の際、試験無しでも「内定」を出すとされた ・一日おきに学生に直接勧誘の電話があり、学修が妨害されている ・『介護福祉士』取得予定というだけで『内定』がでる ・介護系の求人があまりにも多いため、学生の進路選択が困難になっている ・介護福祉士が国家資格試験受験化されたが、不合格でも内定の取り消しは無い ・実習＝就職と結びつける事業所が多い ・実習生を実習期間中に執拗な勧誘や食事に誘うなどの行為が見られる ・人手不足が顕著である（就労者の年齢に偏りが目立ち、若年層が定着しにくい） ・働き方の改善がなされておらず離職者が多い ・内部体制が脆弱な施設及び事業所等が多く、人間関係や労働条件を理由に他施設への転職が目立つ ・説明会における各施設の呼び込みの激しさに学生が戸惑う ・内定後直ちにアルバイトを勧めてくる
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員間での情報共有手段を模索 ・求人過多によるアルバイト感覚での退職及び転職 ・入学定員を満たすため外国人留学生の増加を検討するが語学力に壁があり苦慮している ・事業所側の規範意識が薄い
取 組 事 例 策	<ul style="list-style-type: none"> ・実習及び見学時に安易な返事をしないよう指導している ・事業所側（実習先等）との個人的な連絡先（LINE等）の交換を避けるよう指導している ・受験先を慎重に検討させる ・説明会等の主催者（媒体等）に実施方法の改善を依頼している

2) 留学生の就職についての雇用者側との連携（含・苦慮したこと）

深刻な介護人材不足を補うため、養成校には多くの留学生が入学するようになり、学費の納付や日本語の能力などに対する諸々の事例が報告されている。

生活費を稼ぐために夜間のアルバイトで疲弊し、学業に支障をきたしている事例や経済的な事情の変化で学納金の支払いが困難になるなど、早期の解決が難しい事情も多く、課題となっている。

これに対し、県内の社会福祉法人と包括協定を締結し、留学生の学費を負担してもらい、卒業後にはその法人の施設に就職するケースなども報告されている。また、自治体によっては、留学生と介護施設や介護福祉士養成施設等とのマッチングを行っていたり、介護福祉士資格の取得を目指す意欲のある外国人留学生の修学期間中の支援を図り、将来当該留学生を介護の専門職として雇用しようとする介護サービス事業者の負担を軽減するために、奨学金等の支給にかかる経費について補助するところもある。

中には日本での就職を希望しながら国家試験に合格できない留学生がやむを得ず帰国する事例などもあり、留学生を受け入れている短期大学では、母国語のテキストを教員が独自に作成したり、個別に丁寧にテキストを説明して理解させるなど、時間をかけ手厚い対応をとっているところもある。また生活環境の違いから、宗教的な部屋を別途用意するなど、きめ細やかな対応をしている事例も報告されている。

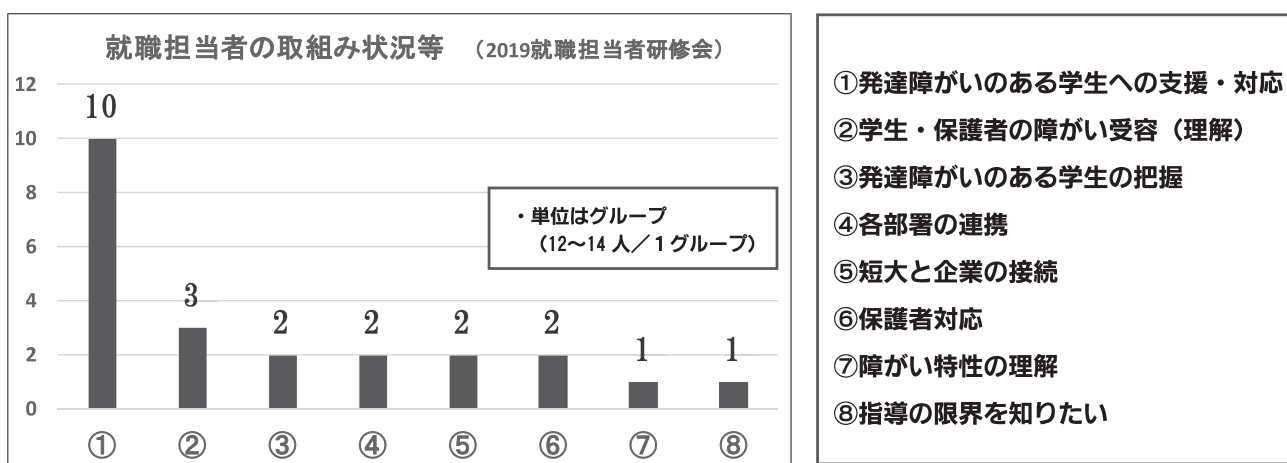
今後とも金銭面の問題や言葉の壁など、行政・自治体と事業所側との連携を含め、養成校の継続した取り組みが求められる。

2) 留学生の就職についての雇用者側との連携（含・苦慮したこと）	
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・2年分の学費が納付できない ・日本語能力試験のN2も取得していないため、会話の内容が伝わりづらい ・会話は何とかできるが、テキスト及び国家試験の問題等が理解できない ・言葉の壁がある
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・言葉の壁がある ・留学生は週28時間以上のアルバイトをしてはいけない等の制限があり、時給の高い夜間のアルバイトになりがちのため、睡眠不足で授業に影響が出る ・母国の経済的な変動により学費納入計画が入学当初の予定とは異なってしまい、学費納入が困難になる ・大学、短期大学における受入体制が組織化されていない
取 組 事 例 ・ 対 応 策	<ul style="list-style-type: none"> ・就職内定先（介護職）との交渉で、学納金の肩代わりを了承していただいた ・教員及び留学生支援センター職員が対応し、テキスト及び問題等を噛み砕いて口頭説明している ・母国語を使用したテキストを教員が独自で作成している ・短期大学入学前に施設事業所と連携（アルバイトも同施設で行うことが条件）し、学費等について便宜を図っていただいている

■発達障がいのある学生への就職支援 ～現状の理解と今後の指導・支援に向けて～

ここ数年、就職担当者研修会におけるグループ協議の場で、企業系、幼・保系のグループを問わず、発達障がいのある学生への就職支援のあり方を議論する時間が増えている。発達障がいのある学生が短期大学に在籍するのはここ数年のことではないので、就職担当者の意識の高まりとともに、喫緊の課題として認識されてきたことになる。

ここでは昨年の就職担当者研修会での参加者の声から見えてくるものを中心に記述することとする。昨年度は、小田浩伸教授（大阪大谷大学）による「発達障がいのある学生の理解と支援について」をテーマにした講演・ワークショップを設けたが、より実効性のある時間とするために、講演の前日に16グループ（総数107人）による、発達障がいのある学生への支援についての取り組み状況と小田教授に質問したい項目を中心にディスカッションを行った。その結果をまとめたものが下記のグラフである。



16グループの内10グループが、①の「発達障がいのある学生に対する支援・対応」そのものについて苦慮していることがわかる。具体的には、就職活動のフォローの方法がわからない、就職意欲のない学生への対応の仕方がわからない等である。特筆すべきは、10グループの多くが、手帳の所持や学生本人から要配慮の要望がある発達障がいのある学生への支援よりも、発達障がいがあると思われる（手帳の不所持や障がいを受容しない等）学生に対する支援の方法を模索していることがディスカッションを通じてわかってきた。

専門職を希望しているが資格取得ができない学生への指導をどうするのか、家族の協力が得られないがどのような対応が適切か、学校（組織）としてではなく就職担当者が個別に対応していることの是非を問うものなど、緊張感ある現場の空気が伝わってくるものばかりである。

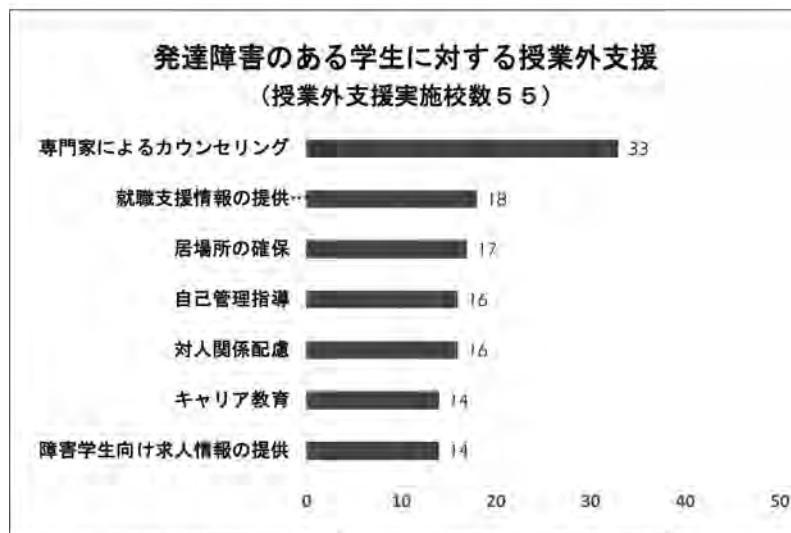
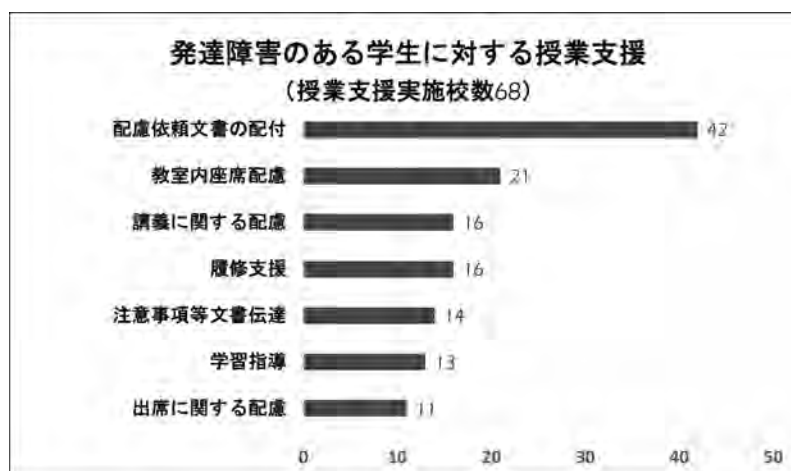
また、これらの取り組みから明らかなのは、3グループが②の「学生・保護者の障がい受容（理解）」をあげているように、学生や保護者自身が障がいを受容していない或いは障がいの特性を理解していないことが、就職担当者の支援を一層難しくしていることである。就職担当者としては、学生や保護者が発達障がいがあることを受容していることで、障がい者雇用も含めた学生に寄り添った具体的な支援が出来るとの思いがある。発達障がいがあると思われる学生との面談を繰り返し、受験企業を絞ったり、外部支援機関との連携を促したりするものの、障がい受容ができてい

ない（障がいの特性を理解していない）保護者により反対されるケースも報告されており、障がいの受容やその特性の理解に関わって、⑥の「保護者対応」や保護者との連携のあり方にも難しさがあることがうかがえる。

③の「発達障がいのある学生の把握」については、グループディスカッションの場では2グループが取り上げたが、小田教授の講演時に、入学前から発達障がいのある学生を適切に把握するための「学生生活支援カード」*1の紹介があり、入学前相談の重要性や学生・保護者側からの合理的配慮の申し出が行いやすい環境を整備する必要があるとの指摘があった。「学生生活支援カード」の提供や入学前相談を丁寧に行うことが、⑦の「障がい特性の理解」につながり、就職担当者自身の障がい（者）理解が深まり、①の「発達障がいのある学生への支援・対応」の幅が広がっていくものと考えることができる。

全国の短期大学の状況については、日本学生支援機構が毎年実施している調査より考察できる。右記のグラフ（発達障がいのある学生に対する授業支援／授業外支援）は、同調査から作成したものである。詳述すると、回答した325短期大学の内、「障害学生」*2が在籍していると回答した短期大学は203、「支援障害学生」*3が在籍していると回答した短期大学は165となっている。さらに、「支援発達障害学生」が一人以上在籍する短期大学は83であり、右記のグラフは83短期大学中の数字となる。

授業支援は68短期大学が行っており82%の実施率、一方授業外支援は55短期大学で、実施率は66%まで減少する。このグラフは、支援の多い順に7項目を取り上げたものだが、就職担当者に求められる支援の中身は、まさに授業外支援の中に多くある。就職支援情報の提供やキャリア教育、障害学生向け求人情報の提供等は就職担当者が日々向き合う業務であろう。



※出典：「JASSO 障害のある学生の修学支援に関する実態調査報告書 2019」より作成

(単位：校、83短期大学中)

- ※1 学生生活のサポートを目的として、学生・保護者に提出を求めるもので、入学手続き要項の中の一つの書類となっている
- ※2 身体障害者手帳、保健福祉手帳、療育手帳を有している学生または健康診断等において障害があることが分かった学生
- ※3 学校に支援の申し出があり、それに対して学校が何らかの支援を行っている学生
(※2、3は障害のある学生の修学支援に関する実態調査報告書の説明より抜粋)

とりわけキャリア教育は、「学生が自身の障害についての理解を深め、必要な支援や職業適性を把握できるように指導すること」と定義されているが、このような指導と支援の難しさは、就職担当者研修会の参加者の声から拾うことができた。一人の就職担当者ではなく、キャリアセンターがイニシアティブを取り、他部署と連携し、教員を巻き込みながらの組織としての取り組みが重要となる。実際に、就職担当者研修会での報告の中で、教員とともに、保護者と学生に発達障がいへの理解を深めてもらう支援を行った好事例もあった。



まとめとして、全国の障害学生支援の活動・取組状況を、日本学生支援機構の調査報告書から概観したい。上記のグラフは、短期大学のみならず、大学と高等専門学校も含んでの数字であり、報告書の16ある項目から10項目を抜き出し作成したものである。

実施率は、全学校（大学・短大・高等専門学校の1174校）に対して、どれだけが学校が取り組んでいるかを示したものである。障がいのある学生の在籍の有無を問わないので、全ての大学等における障がいのある学生に対する支援のあり方が見えてくる。

2016年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、不当な差別的取り扱いを防止する取り組みや合理的配慮の提供の取り組みが一定程度行われていることがわかる。ただし、ここで取り上げてきた「発達障がいのある学生に対する支援・対応」に関しての直接的・間接的な答えやヒントとなる取り組みは極めて少ないようだ。支援事例を協議題としてのFD・SD研修はもっと開催されてもよい。学外機関や他大学との連携も進んでいるとは言えない。これでは、現場の第一線で学生のキャリア教育を担い、進路実現へと導くために日々奮闘している就職担当者のサポートには程遠い印象である。

他方で、就職担当者研修会において、組織としてではなく個人が対応している例が報告されたが、今や教育の世界は、「個業化」から「チーム化」への移行が重要な視点となる。就職担当者自身が、学生を抱え込まず、チームで学生の支援をするという意識改革も必要だ。一人ひとりの就職担当者の知識やスキルを向上させる研修の充実も学内部署間や外部機関との連携の推進も、「チーム短大」としての力量が問われている。

■令和2年度実施「令和元年度私立短期大学卒業生の卒業後の状況調査」からみる短期大学の現状

◇調査の目的

毎年度、日本私立短期大学協会に加盟の全会員短大を対象に卒業後の状況調査を実施することにより、地域別および分野別の卒業生数・就職希望者数・就職決定者数・就職以外の進路者数等について把握し、今後の私立短期大学におけるよりよい就職支援を模索するための基礎資料とする。

なお、短期大学卒業生の雇用形態の状況を把握するため、就職決定者の正規雇用、非正規雇用の具体的人数を調査し、その結果から、近年特に問題視されている労働条件、処遇等に対する喫緊の課題に取組む資料とする。

また、自県内就職者数を調査することにより、地域に密着した短期大学の状況をより正確に把握するための資料としたい。

◇調査対象

日本私立短期大学協会加盟の297短大のうち、第2部（夜間部）のみ設置の4短大および通信教育課程のみ設置短大1校、平成30年度新設（3年制）1校を除く291短大における第1部（昼間部）学科。

◇調査時期

令和2年5月11日～5月29日

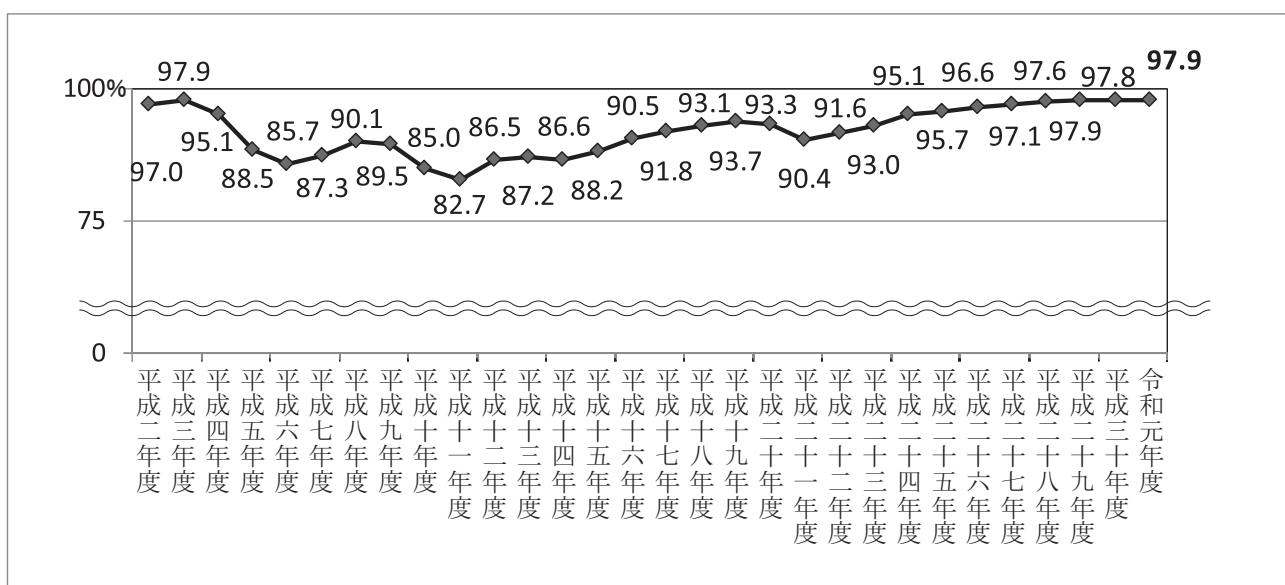
◇集計回答校数

集計回答校数は、291短期大学中、291短期大学。（回答率100%）

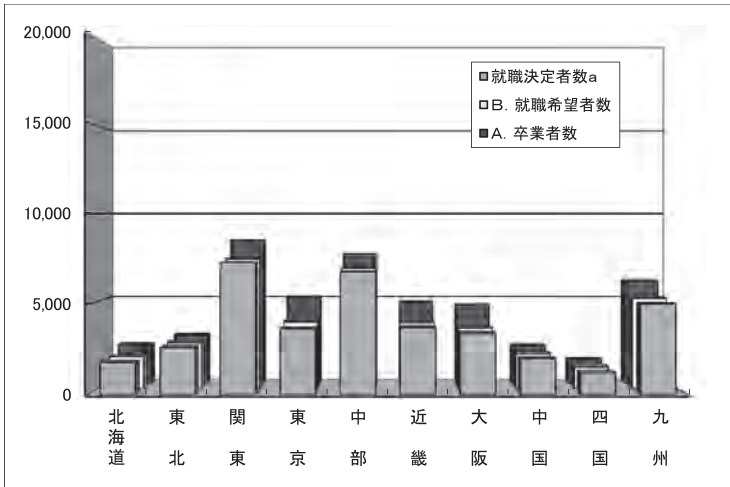
◇就職決定率

令和元年度私立短期大学卒業生の就職決定率は97.9ポイント。（前年度調査比0.1ポイント増）

平成2年度～令和元年度卒業生における就職決定率の推移



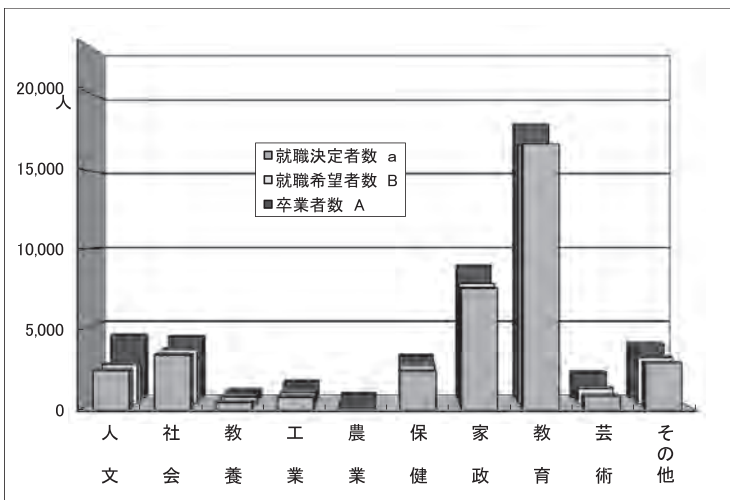
令和元年度卒業生の地域別の
卒業生数・就職希望者数・就職決定者数



本調査における令和元年度の全国の卒業生数（本科昼間部のみ、専攻科を除く）は、45,407名で、就職希望者数は38,285名、就職決定者数は37,467名であった。

なお、就職希望者に対する就職決定者の割合は、すべての地域において90%を超えている。最も高いのは「中国」の98.9%、最も低くても「東京」の95.6%となっている。

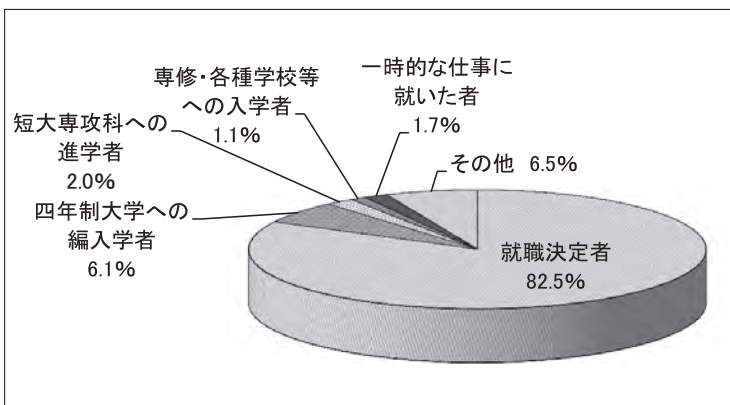
令和元年度卒業生の分野別の
卒業生数・就職希望者数・就職決定者数



令和元年度卒業生の分野別から見た、卒業生数で最も多いのは「教育」分野であり、次いで「家政」分野となっている。

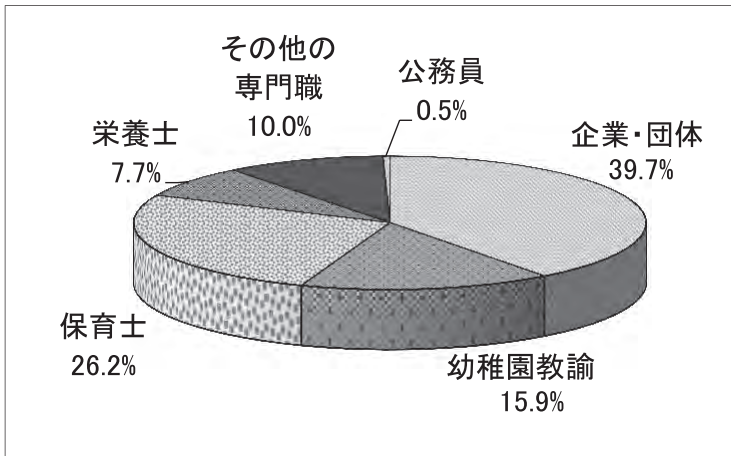
なお、就職決定者率が最も高いのは「農業」分野の100%、次いで「教育」・「工業」分野の99.2%、以下、「その他」98.2%、「家政」97.9%、「社会」97.2%、「人文」96.0%、「教養」95.9%、「保健」95.4%、「芸術」86.0%となっている。

令和元年度卒業生の進路状況



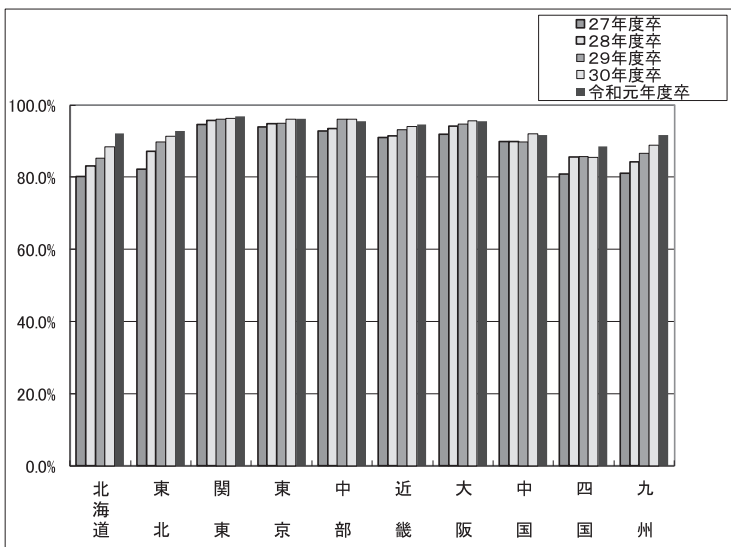
令和元年度卒業生の進路は、「就職決定者」が82.5%であり、3年連続して82%台となっている。その他では、昨年と比べ「四年制大学への編入学者」が5.6%から6.1%に増加した以外は大きな変化はみられない。

令和元年度卒業生における就職決定者の内訳



令和元年度卒業生における就職決定者の内訳は、「企業・団体」への就職者が39.7%で昨年と同率である。「幼稚園教諭」は15.9%、「保育士」は26.2%で、合わせると42.1%となり、企業・団体よりも割合が高い。「栄養士」は7.7%、「その他の専門職」は10.0%、「公務員」は0.5%となっている。

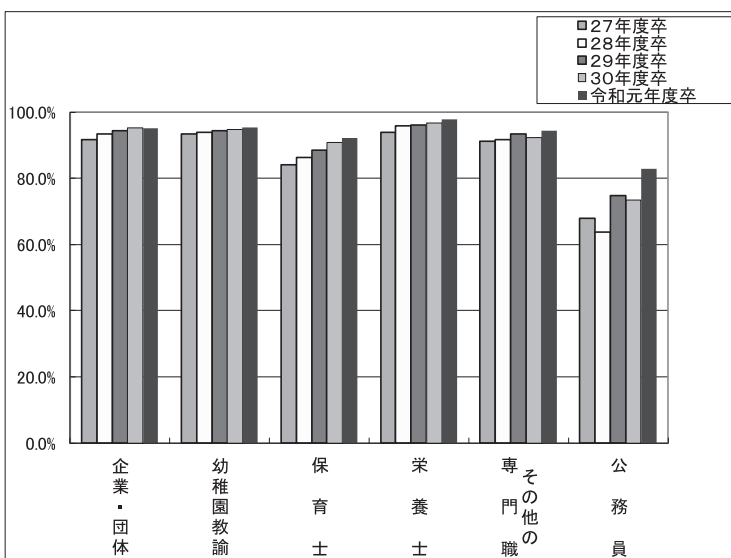
地域別正規雇用率の5年間の推移



令和元年度卒業生の地域別正規雇用率は、全国平均94.4%で「四国」以外の地域では90%を超えている。

5年の推移をみると、概ね増加傾向にあり、令和元年度に最も高い地域は「関東」の96.8%で、次いで「東京」96.2%、「中部」と「大阪」が同率95.5%で続いている。

職種別正規雇用率の5年間の推移

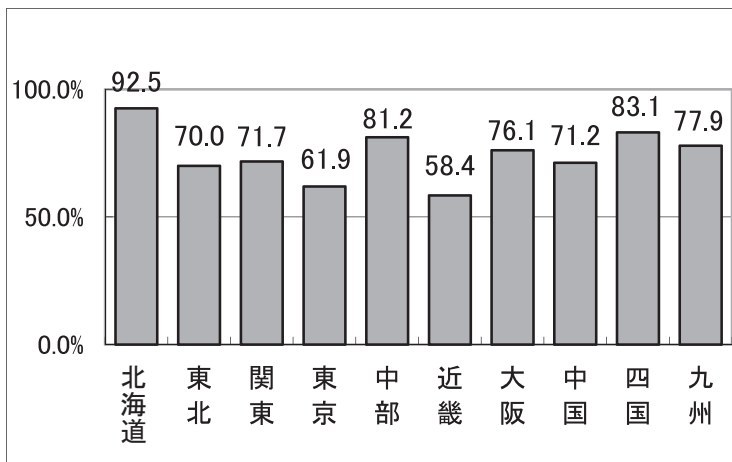


令和元年度卒業生の職種別正規雇用率は、公務員以外は90%を超えている。中でも「栄養士」は97.7%と最も高く、この5年間安定して90%を超えている。

公務員の次に割合が低い「保育士」については、平成27年度の84.0%から年々上昇し、平成30年度には90%を超え、令和元年度は92.2%であった。

その他の職種では、「企業・団体」が95.0%、「幼稚園教諭」が95.3%であった。

令和元年度卒業生の地域別自県内就職率



令和元年度卒業生の地域別自県内就職率は「北海道」が92.5%で最も高く、唯一90%を超えている。次いで「四国」83.1%、「中部」81.2%であり、最も低いのは「近畿」の58.4%であった。全国平均は、73.6%で、昨年（平成30年）度の71.8%を上回っており、短期大学生の自県内就職率の高さが窺える。

■おわりに／短期大学卒業生の未来にむけての就職支援

短期大学卒業生の就職状況の10年余を振り返ると、経済不況下での学生の就職戦線は、「非正規雇用」「内定取り消し」「未内定のまま卒業」など、厳しい雇用情勢が数年に及び、さらにリーマン・ショック後の経済状況の悪化により、求人が激減した。

また平成23年に発生した東日本大震災や毎年のように大規模な自然災害が各地で発生していることから、自県内就職率が高い短期大学生にとって、地域の状況が雇用環境に大きな影響を及ぼすことも危惧された。

それでも「平成」の時代が終わろうとする頃には、徐々に専門職を中心に「売り手市場」となり、正規雇用が拡大するなど、処遇、待遇改善の兆しも見えてきた。

国内外の社会・経済情勢が不安定さを増し、雇用環境がどのように変化しようとも、我々は常に現状を見極め、逆風に向かう学生に寄り添い、内定獲得のために、きめ細やかな短期大学らしい支援を続けなければならない。

本委員会において毎年度、全国の会員短期大学卒業生の進路状況を調査し、数字による推移と前年との比較の事例をまとめ上げ、状況把握と問題提起を行っている。調査を通して、短期大学生が直面している課題が数多く表面化したことは報告の通りである。一般職、専門職に限らず、短期大学就活生が抱えている課題を共有化し、それぞれの地域や職種において課題解決にむけての支援に活かされることを期待したい。

また、全国の就職担当者が一堂に会する研修会においては、毎年、各短期大学における就職支援、キャリア形成支援の取組み事例や抱える悩みについて忌憚のない意見交換ができる機会を設けているが、ここ数年にわたり、グループ討議において、発達障がいのある学生への就職支援のあり方が喫緊の課題として議論されている。先に報告したように、令和初めの研修会では、特に発達障がいがあると思われる学生に対する支援の難しさという大きな課題に対し、担当者が個別対応しているという事例の問題点も明らかになった。就職担当部署が他部署と連携し、教員とともに組織としての取組みが重要であり、障がいを理解する機会をそれぞれの短期大学において積極的に設け、学内外の機関とも連携し、チームとして学生を支援していく意識改革が必要であるとの結論は、就職担当者にとって今後の支援に大いに役立つものと考えている。

そして、元号が「令和」に改まって最初の卒業生に対する「卒業後の状況調査」の実施にむけて準備を進めていたさ中、新型コロナウイルスの感染拡大が始まり、今までに経験したことがない事態に陥った。幸い令和元年度卒業生の採用活動は大方終わっており、文部科学省・厚生労働省から公表された就職状況調査においても、短期大学卒業生の令和2年4月1日現在の就職率は97.0%、本協会の状況調査（5月1日現在）においても、97.9%となっている。

しかし、3月には令和2年度に卒業する学生に対しての広報活動が開始され、年度を跨ぐ状況の中で、国難ともいえる非常事態に見舞われ、在学生の就職支援に大きな混乱が生じた。合同企業説明会・就職フェア等は中止や延期を余儀なくされ、学生が学内への出入りができず、進路相談や就職支援も不十分な状況が続いている。WEBによる説明会、面接だけで内々定を得た学生はどのくらいいるのだろうか。受験する企業や施設に将来を託す学生にとって、時間と費用をかけて、実際に職場の雰囲気などを確認することなく入職することは、学生にとっても、就職を支援している我々にとっても取り組むべき課題は多い。

緊急事態宣言、外出自粛による飲食業や旅行・宿泊業、イベント業、アパレル業等の廃業や倒産の報道は学生の未来に大きな影を落としているのではないだろうか。短期大学に入学した目的を失ってしまった学生にどのように支援していくべきか、大きな課題に直面している。

今後、短期大学卒業生を取り巻く環境は、業種、職種に関係なく、ますます厳しい状況になることが予想され、今まで通り一律での就職支援方法ではなく、学生一人ひとりへの個別支援・指導が一層重要となってくる。教員と職員が密接な連携をとり、短期大学から巣立っていくすべての学生の未来にむけて可能な限りの支援をしていきたい。

短大クエスチョンの足跡

日本私立短期大学協会
広報委員会



<https://tandai.jp/>

短大で成長だ!

2018（平成30）年

- 5. 2 WEBサイト『短大クエスチョン』公開
- 5. 16 『短大クエスチョン』パンフレット、ポスターを会員校へ送付

2019（平成31・令和元）年

- 1. 15 『短大クエスチョン』にて情報発信システム「TANDAI NEWS」稼働
- 4. 10 『短大クエスチョン』のバナー広告をYahoo!、Googleにて配信（～6.10）
- 7. 19 『短大クエスチョン』のバナー広告をYahoo!、Googleにて配信（～9.18）
- 9. 2 「TANDAI NEWS」リニューアル、「オープンキャンパス情報」公開

2020（令和2）年

- 3. 22 マンガ『私たちが短大に決めた理由』の第0話を公開
Yahoo!にてバナー広告を配信（～4.21）
- 6. 9 マンガ『私たちが短大に決めた理由』の第1話を公開
Yahoo!にてバナー広告を配信（～7.5）
- 7. 6 マンガ『私たちが短大に決めた理由』の第2話を公開
Yahoo!にてバナー広告を配信（～7.31）



新サイト
誕生!

短大で T A N D A I 成長だ! Q U E S T I O N

短大 クエスチョン

知りたい!私立短大!!

<https://tandai.jp/>

日本私立短期大学協会

検索



サイトはこちらから

私立短期大学で夢を叶えよう!



▲サイトでもCHECK!



1 きめ細かな教育!

少人数制教育により一人ひとりの個性と進路に合わせた指導が行われています。教職員と学生の距離が近く、様々なことを相談できる体制が整っています。

2 コスパが良い!

学費は2年間で約199万円。4年制大学の半分以下です。生活費なども節約でき、トータルコストに優れています。経済的に短期間で学びたい学生に最適です。



3 夢がかなう資格・免許を取得!

保育士、幼稚園教諭、栄養士、看護師、歯科衛生士、介護福祉士など様々な国家資格・免許や民間資格を取得できます。

短期大学の特徴



サイトでもCHECK!

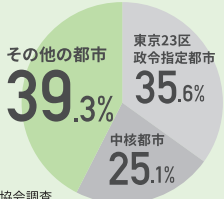
短期大学とは?

修業年限が2年または3年(看護・医療系)の大学です。学問・知識・教養教育だけでなく、実践的で専門的な技能も学ぶことができます。質の高い教育と充実した施設・設備がそろっています。



全国各地に立地。

全国に300校以上あり、首都圏をはじめ全国の地方都市にも数多く設置されている地域に根差した大学です。自県内の短期大学に通う学生は7割近くで、そのほとんどが自宅から通学しています。



ほとんどが男女共学。

学生の約9割が女子で、女子にとっては伝統的に学びやすく、相談や学習支援を受けやすい環境です。しかしながら、男女共学がほとんどで、全国では12,000名を超える男子学生も在籍しています。女子だけでなく男子もしっかり学べる環境が整っています。



先生・保護者
ガイドは
こちら ▶



4

早く社会に出て 夢を実現!

将来を見すえたキャリア教育と就職支援により、正社員での就職率や地元企業への就職率が高いのが特徴です。短期間の充実した学びで社会に出て活躍できます。



5

大学への 編入学も可能!

卒業後、更に専門的に学びたい場合は4年制大学に編入学することもできます。卒業後の進路選択の幅が広いのも、短期大学の魅力の一つです。

編入者の半数は
短大から!

大学編入者のうち、
短大卒が占める割合

50%以上

※令和元年度 文部科学省調査

6

地元でも海外でも活躍!

「短期大学士」の学位は国際的に認められており、海外の大学への進学や留学、海外企業への就職などでも役立ちます。地元だけでなく、海外でも活躍するチャンスがあります。

短大から
世界へ!



先輩が短期大学を選んだ理由



サイトでもCHECK!

短期大学を選んだ先輩たちは、どのようなところを重視して選んだのかをチェックしてみよう!!
きっとあなたが目指す短期大学の姿が見えてきます。

理由1

資格取得や就職に強く、 自分の夢を叶えられる

短期大学は資格取得率や就職率が高く、専門性の高い人材を輩出しています。あなたの夢を叶えるのに最適な学校として短期大学を選ぶ学生が多いことを示しています。

理由2

自宅から通学でき、 学費も安く抑えられる

短期大学は全国に300校以上あり、自宅から通えます。また、4年制大学と比較して、学費や生活費を抑えて学ぶことができることも重視されています。

理由3

しっかり学んで 早く社会に出られる

短期大学は学生一人ひとりの個性を大切に、親身になって相談・サポートを行っています。また、4年制大学より2年早く卒業できるため、社会経験をより多く積むことができます。



人間性を高め、知識・技能を身につけよう!



▲サイトでも
CHECK!



幼児・保育系

子どもの成長を育む人材に!

幼稚園や保育所、認定こども園などで子どもを保育し、その個性・感性を育てるスペシャリストを目指す学科です。人気が高く、多くの短期大学で学ぶことができます。

- 主な学科 こども学科、保育科
- 目指す職業 幼稚園教諭、保育士、養護教諭など

家政・生活・栄養系

暮らしに密着した人材に!

服飾、調理、栄養、住環境、インテリアなど「衣・食・住」のスペシャリストになれる学科です。授業では、私たちの暮らしに関するデザインや技術、コーディネートなど、様々なことを学べます。

- 主な学科 家政科、生活科、食物栄養科、服飾学科
- 目指す職業 栄養士、調理師、パティシエ、ファッションデザイナー、建築士、美容師、ネイリスト、アシスタントブライダルコーディネーター、インテリアプランナーなど



ビジネス・情報(事務)・社会系

社会で活躍できる実務能力、 教養を備えた人材に!

一般企業や公共団体など、様々なビジネス・組織で活躍できる社会人を育てる学科です。経営、会計、簿記、事務などの実務スキルだけでなく、教養やマナー、コンピュータの仕組みや情報処理についても学べます。

- 主な学科 ビジネス学科、ビジネス情報学科、経営学科、商学科
- 目指す職業 公務員、秘書、金融、ホテル、事務など

教養・文化・語学系

豊かな教養とコミュニケーション力 を備えた人材に!

歴史、国際関係、社会学など社会人として欠かすことのできない教養や、文学、文化、語学などを学び、人間力とコミュニケーション力を磨きます。

- 主な学科 教養学科、文化学科、英語科、国文科、コミュニケーション学科
- 目指す職業 図書館司書、教員、情報、観光など



先生・保護者
ガイドは
こちら ▶



看護・医療・福祉系 人に寄り添い、 大切な命を守る人材に！

看護師や医療技師、高齢者や障害者などの介護を担う介護福祉士を育てる学科です。高齢化社会や健康志向の高まり、予防医学への注目などによって、今後ますます社会的に求められる分野となっています。

- 主な学科 看護科、歯科衛生科、保健科、介護科、福祉科
- 目指す職業 看護師、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、臨床検査技師、介護福祉士など

美術・デザイン・音楽系 豊かな感性と表現技術を 活かせる人材に！

芸術家や音楽家などのアーティストだけでなく、印刷物、映像、商品、インテリアなど、様々な商業デザインを手掛けるデザイナー・イラストレーターになれる学科です。

- 主な学科 芸術科、美術科、アート・デザイン科、音楽科
- 目指す職業 デザイナー、イラストレーター、アーティスト、音楽家など



情報(技術)・工学系 「やってみたい」「作ってみたい」を形に！

コンピュータや情報処理、自動車やロボット、精密機械など、人の生活や社会をより豊かに、快適にしていこうと欠かさない、ものづくりに関わる知識や技術、教養を学べる学科です。

- 主な学科 情報処理科、自動車工学科、機械工学科、建築科
- 目指す職業 プログラマー、システムエンジニア、自動車整備士、建築士、電気工事士など

地域総合科学科ほか なりたい自分になる！

自分の興味や個性に合わせて「なりたい自分」を目指すことができる学科です。将来の進路を決めている人はもちろん、はっきりと進路が決まっていない人でも、学びの中から「なりたい自分」を見つけ出すことができます。

- 主な学科 キャリアデザイン学科
- 目指す職業 金融、情報、ファッション、医療事務、製菓、観光、パティシエ、保育、介護福祉など



夢を叶える様々な資格・免許を取得!

国家資格・免許やさまざまな民間資格を取得できます!

保育士、幼稚園教諭、栄養士、看護師、歯科衛生士、介護福祉士などの国家資格・免許だけでなく、上級情報処理士、MOS検定、秘書検定、簿記などの民間の資格も取得できます。これらのスキルは、これからの人生において大きな財産となります。

短期大学で取得できるさまざまな資格・免許

希望の職業に必要な資格や免許を取得することで、将来への夢が広がります。



▲サイトでも
CHECK!

幼児・保育系学科

保育などの学科では、幼稚園教諭二種免許状と保育士資格を同時に取得できます。また、小学校教諭二種免許状や養護教諭の免許状を取得できる短期大学もあります。

看護・医療・福祉系学科

看護師、臨床検査技師、歯科衛生士、歯科技工士、救急救命士、理学療法士、作業療法士などの国家試験受験資格が得られます。介護・福祉系では介護福祉士の資格を取得できます。

家政・生活・栄養系学科

栄養士や調理師、製菓衛生師などの食品に関わる資格や、二級衣料管理士、ネイリスト、ブライダルコーディネーター、美容師、インテリアプランナーなどの資格・受験資格が得られます。

美術・デザイン・音楽系学科

アート系の民間資格や、中学教諭二種免許状の美術を取得することが可能です。履修したコースによっては、二級建築士の受験資格や、情報処理士などの資格も取得できます。

ビジネス・情報(事務)・社会系学科

簿記、証券外務員、MOS検定、秘書検定、ビジネス実務士の民間の資格を取得可能です。短期大学によっては、秘書士、医療事務の資格や社会系学科で中学校教諭二種免許状(社会)を取得可能です。

情報(技術)・工学系学科

コンピュータや情報処理などに関わる情報処理士、自動車整備士、電気工事士などの資格が取得できます。また、中学校教諭二種免許状の理科が取得できるところもあります。

教養・文化・語学系学科

図書館司書、ビジネス実務士、ウェブデザイン実務士、情報処理士といった資格や英語検定、TOEFL、TOEICなどの受験を受けられます。また、中学校教諭二種免許状の国語や英語などの資格が取得できます。

地域総合科学科 ほか

ビジネス実務士の資格、製菓衛生師、介護福祉士の受験資格や調理、ファッション、観光、医療、福祉などで多彩な資格が取得でき、適性や好みに応じたキャリア形成が可能となっています。

高い就職率のもと、地元などで活躍！

先生・保護者
ガイドは
こちら ▶



就職希望者の ほぼ全員が就職しています！

短期大学は地域に密着した学校として、地元企業などへの就職を見すえたキャリア教育や進路指導に積極的に取り組んでいます。そのため、希望する卒業生のほとんどが就職できています。また、その中の6割以上が専門知識や資格が必要な分野で働いています。

※令和元年度
日本私立短期
大学協会調査



▲サイトでも
CHECK!

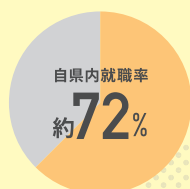
就職決定率
97.8%



短期大学から社会に出るメリット

1 地元で就職しやすい！

地域に根差し、地域経済と深いつながりがある短期大学は、地元にも強いのが特徴。短大生の自県内就職率は大学より圧倒的に高く、就職者の約72%が自県内の企業などに就職しています。



※令和元年度 日本私立短期大学協会調査

2 資格・免許を活かした職業に！

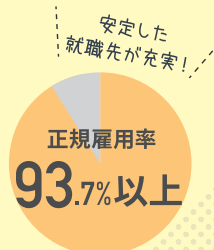
卒業生の6割以上が、保育士、幼稚園教諭、看護師、栄養士、介護福祉士などの、専門的国家資格・免許が必要な職業に就職します。もちろん、公務員や一般企業など、様々な就職先を目指せます。



※令和元年度 文部科学省調査

3 高い正規雇用率！

正規雇用率も高く、9割以上が正社員として働いています。教職員が一体となった学生一人ひとりに合わせた積極的なマッチングや試験対策を実施。進路開拓や企業説明会開催などに取り組んでいます。



※令和元年度 日本私立短期大学協会調査

4 早く社会に出て活躍できます！

4年制大学より早く社会に出て、経験を積み活躍できるのも特徴。特に国家資格・免許が必要となる専門的な職業では、早く社会に出て働くことで経験年数を積めるため、その差はとて大きいものとなります。



国際的に通用する「短期大学士」とは



▲サイトでも
CHECK!

短期大学から国内外の大学への編入学・留学も

短期大学では、卒業時に「短期大学士」の学位が授与されます。この学位により、4年制大学への編入学ができるほか、アメリカなどの海外の大学に進学、編入学する場合などに、2年制カレッジの卒業生としての正当な評価を得られるようになっていきます。

高等教育機関	日本の学位	アメリカの学位
短期大学	短期大学士	Associate Degree
大学	学士	Bachelor's Degree
大学院(博士前期課程)	修士	Master's Degree
大学院(博士後期課程)	博士	Doctor's Degree

学位と称号の違いについて

短期大学の卒業生に「短期大学士」の学位が与えられるように、専門学校や各種学校の中には卒業生に「専門士」などの称号が与えられる学校もあります。ただ、似たように見える「学位」と「称号」とではまったく異なります。学位である「短期大学士」は、海外でも通用しますが、称号は国内でしか通用しないものとなっています。

短大で待ってます!



お問い合わせ

Blank area for contact information or inquiries.

私立短期大学についてもっと知りたい方は...

短大 クエスチョン

知りたい!私立短大!!

URL <https://tandai.jp/>

進路指導の先生・保護者の方は



▲スマホサイト

▲PCサイト

SPECIAL CONTENTS



自分は何タイプ?ゲームでチェックしよう!
たんだい★クエスチョン



日本私立短期大学協会

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-25(私学会館別館6階)
TEL:03(3261)9055 FAX:03(3263) 6950

2019.11

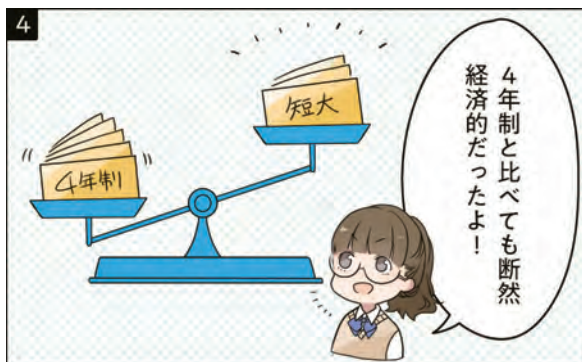
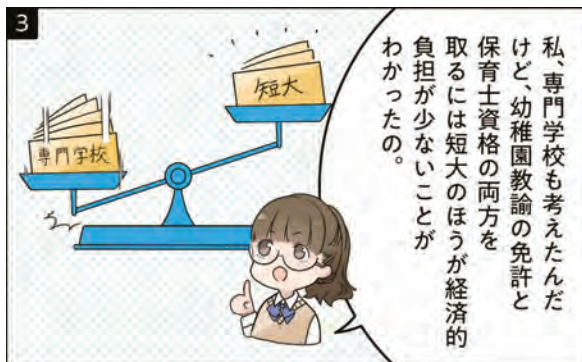
第0話



第1話



第2話



私立短期大学を取り巻く文教施策の変遷

(平成22年4月～令和2年3月)

文部科学省高等教育局大学振興課

本年は、昭和25年の短期大学制度創設から70周年目を迎える。この節目に当たり、前回60周年から70周年まで（平成22年から令和2年まで）の10年間の私立短期大学を取り巻く文教施策（学校教育法等の法令改正、答申等）の変遷について時系列で記録することとする。なお、法令改正については、施行年ではなく改正年で記載している。

平成22年

- 大学設置基準及び短期大学設置基準の一部改正（22年2月改正、23年4月施行）
 - ・学生が社会的・職業的自立を図るために必要な能力を教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学における適切な体制の整備を規定
- 学校教育法施行規則等の一部改正（22年6月改正、23年4月施行）
 - ・大学が公表すべき教育情報の具体化・明確化

平成23年

- 中央教育審議会答申
「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（23年1月）
 - ・短期大学における教育は、資格等取得に必要な知識・技能の習得のみならず、教養教育の上に立ち、理論的背景を持った分析的・批判的見地を備えた専門的知識・技能の習得を目指すことが求められる。
 - ・職業横断的な実務能力の育成の役割が期待される。
 - ・高等教育のファーストステージとしての役割、現代的ニーズにこたえる短期大学独自の職業教育の提供、地域・社会の人材需要に対応した職業教育の展開等、大学とは異なる視点で充実策を検討していくことが必要。

平成24年

○大学設置基準及び短期大学設置基準の一部改正（24年5月改正、25年1月施行）

- ・空地・運動場に関する特区制度の全国展開

●中央教育審議会答申

「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」(平成24年8月)

- ・社会経済構造の変化の中でその重要性が増し、高等教育の機会均等、教養教育や職業教育、地域の生涯学習の拠点といった役割を果たしている短期大学士課程について、知識基盤社会、成熟社会の中でその機能をどのように再構築すべきかなど、その在り方を検討することとされ、第7期中央教育審議会において、現状・課題を踏まえた短期大学の機能の充実・再構築について議論を行うこととなった。【資料1】

平成25年

○大学設置基準及び短期大学設置基準の一部改正（25年3月改正、25年4月施行）

- ・多様な授業期間の設定を可能にし、アカデミックカレンダーを柔軟化

平成26年

●中央教育審議会大学分科会審議まとめ

「大学のガバナンス改革の推進について」(平成26年2月)

- ・各大学が、国内・国外の大学間で競い合いながら人材育成・イノベーションの拠点として、教育研究機能を最大限に発揮していくためには、学長のリーダーシップの下で、戦略的にマネジメントできるガバナンス体制の構築が不可欠。【資料2】

○私立学校法施行規則の一部改正（26年2月改正、26年10月施行）

- ・大学等の設置に係る寄附行為申請について、審査期間の延長及び書類提出時期を改正

○私立学校法の一部改正（26年3月改正、26年4月施行）

- ・理事の忠実義務の明確化
- ・所轄庁による学校法人に対する必要な措置命令等の規定及び、業務・財産の状況に関する報告及び検査の規定を整備

○学校教育法等の一部改正（26年6月改正、27年4月施行）

- ・副学長の職務内容について校務を分担できるよう見直し
- ・教授会の審議事項を教育研究に関する事項に明確化するとともに、決定権を持つ学長等に対して意見を述べる立場にあることを明確化 等

新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて ～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～(答申)の概要

1. 大学の役割と今回の答申の趣旨

<p>将来の予測が困難な時代</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆グローバル化や情報化の進展、少子高齢化等、社会の急激な変化は、我が国社会のあらゆる側面に影響。 	<p>大学改革に対する期待の高まり</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆産業界や地域社会は予測困難な次代を切り拓く人材や学術研究に期待。 ◆大学進学率が5割を越え、我が国の高等教育は新段階。 ◆国立大学法人化や認証評価制度の導入から10年。
<p>今最も求められているのは、我が国が目指すべき社会像を描く知的な構想力。知の創造と蓄積を担う自律的な存在である大学は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい知識やアイデアに基づいた新しい時代の見通しと大学の役割を描き、 ・次代を切り拓く人材の育成や学術研究の推進 <p>により、未来を形づくり、社会をリードすることが求められている。</p>	

2. 検討の基本的な視点

<p>多くの関係者との双方向の意見交換や客観的データの重視の視点</p>	<p>初等中等教育から高等教育にかけて能力をいかに育むかという視点</p>	<p>迅速な改革の必要性</p>
--------------------------------------	---------------------------------------	------------------

3. これからの目指すべき社会像と求められる能力

<p>我が国の目指すべき社会像</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆優れた知識やアイデアの積極的活用によって発展するとともに、人が人を支える安定的な成長を持続的に果たす成熟社会 ⇒「知識を基盤とした自立、協働、創造モデル」 	<p>成熟社会において求められる能力</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆答えのない問題に解を見出していくための批判的、合理的な思考力等の認知的能力 ◆チームワークやリーダーシップを発揮して社会的責任を担う、倫理的、社会的能力 ◆総合的かつ持続的な学修経験に基づく創造力と構想力 ◆想定外の困難に際して的確な判断ができるための基盤となる教養、知識、経験など、予測困難な時代において高等教育段階で培うことが求められる「学士力」。
--	--

4. 求められる学士課程教育の質的転換

◆上記のような「学士力」を育むためには、ディスカッションやディベートといった双方向の授業やインターンシップ等の教室外学修プログラムによる主体的な学修を促す学士課程教育の質的転換が必要。

◆学生は主体的な学修の体験を重ねてこそ、生涯学び続け、主体的に考える力を修得。そのためには質を伴った学修時間が必要。

5. 学士課程教育の現状と学修時間

◆学生の学修時間が短い(学期中1日当たり4.6時間)。

◆国民、産業界、学生は、学士課程教育改善の到達点に不満足。

◆学長、学部長は、学生の汎用的能力や授業外の学修時間について不満足。

◆高校生も学力中間層の勉強時間が最近15年間で約半分減少。

6. 学士課程教育の質的転換への方策

◆質的転換の好循環を作り出す始点としての学修時間の増加・確保が、以下の諸方策と連なって進められることが必要。

・教育課程の体系化(授業科目の整理・統合を含む) ・組織的な教育の実施 ・授業計画(シラバス)の充実 ・全学的な教学マネジメントの確立

◆教員中心の授業科目の編成から学位プログラムとして、組織的・体系的な教育課程への転換が必要。

7. 質的転換に向けた更なる課題

- | | |
|------------------------------|-------------------------------------|
| ① 「プログラムとしての学士課程教育」という概念の未定着 | ② 学修支援環境の更なる整備の必要性 |
| ③ 高等学校教育と大学教育の接続や連携の改善の必要性 | ④ 社会と大学の接続の改善の必要性(就職活動の早期化・長期化は是正等) |

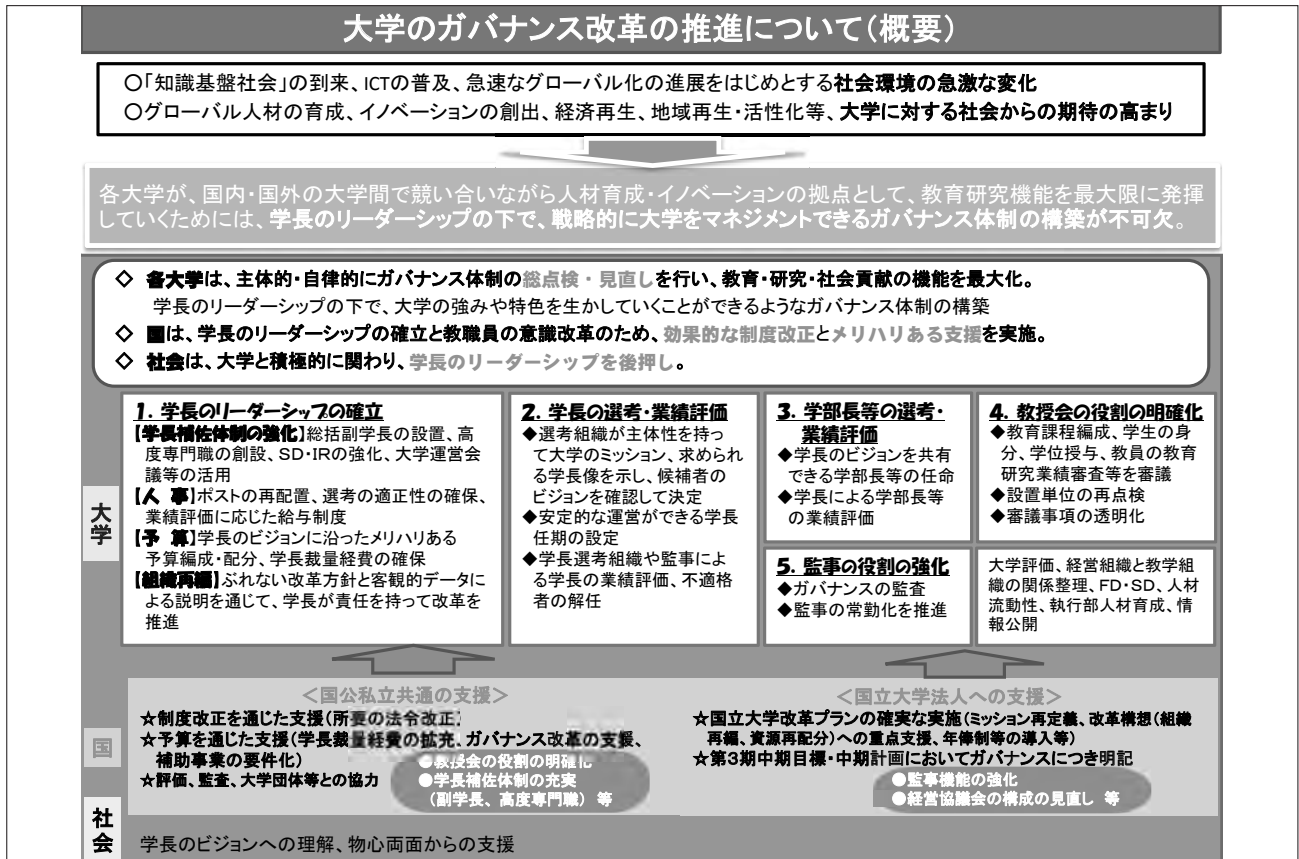
これらの課題を乗り越え学士課程教育の質的転換のために

8. 今後の具体的な改革方策

<p>速やかに取り組む事項</p> <p style="text-align: center;">大学</p> <p>○大学の学位授与方針(育成する能力の明示)の下、学長・副学長・学部長・専門スタッフ等がチームとなって、体系的な教育課程(C) ⇒ 教員同士の役割分担と連携による組織的な教育(D) ⇒ アセスメント・テストや学修行動調査(学修時間等)等の活用による、学生の学修成果、教員の教育活動、教育課程にわたる評価(E) ⇒ 教育課程や教育方法等の更なる改善(A) という改革サイクルを確立。</p> <p>○学部長の選任に当たっては、改革サイクルを担うチームの構成員としての適任性も重視。</p>	<p style="text-align: center;">大学支援組織 (大学団体、評価機関、日本学術会議等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆アカデミック・レビュー(教員の研修、FD)や教育課程の専門家の養成。 ◆「大学ポートレート(仮称)」による大学情報の積極的発信の促進。 ◆アセスメント・テストや学修行動調査等、学修成果の把握の具体的方策の研究・開発。 ◆教育課程の参照基準(日本学術会議、経営学、言語・文学、法学が先行)等の積極的な活用。 ◆大学評価の改善(学修成果の重視、客観的評価指標の開発、多様なステークホルダーの意見の活用、評価業務の効率化等)。 	<p style="text-align: center;">地域社会・企業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆インターンシップ、社会体験活動等、学士課程教育への参画や学生に対する経済的支援の充実などの新たな連携・協力。 ◆地域社会の核である大学との連携や積極的活用。 ◆就職活動の早期化・長期化の是正。
<p>文部科学省等</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆基盤的経費や補助金等の配分を通じて、改革サイクル確立を支援。 ◆体系的なFDの受講と大学設置基準の教員の教育能力との関係の明確化。 ◆FDや教育課程の専門家養成に関する調査研究。 ◆学生に対する経済的支援の充実や大学の財政基盤の確立など公財政措置の充実や税制改正。 ◆学生との直接的な議論や熟議の継続。 		
<p>速やかに審議を開始する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆高等学校教育、大学入学者選抜、大学教育の三局面の改善を連携しながら同時に進めるため、高等学校教育と大学教育の接続に関し、中教審に新たに特別な審議の場を設置し審議。 ◆「プログラムとしての学士課程教育」を定着させるための大学制度の在り方について、ガバナンスの在り方や財政基盤の確立も含め審議。 ◆短期大学士課程の在り方について検討。 <p>◇それぞれ1年を目途に大きな方向性を整理。</p>		

大学改革実行プランも踏まえ迅速・着実に実施

■ 資料2



●中央教育審議会大学分科会大学教育部会短期大学ワーキンググループ審議まとめ

「短期大学の今後の在り方について」(平成26年8月)

- ・平成24年8月の中教審答申により、大学分科会大学教育部会において短期大学の機能の充実・再構築について議論を行う必要性を踏まえ、平成25年12月に大学教育部会の下に、短期大学ワーキンググループが設置され、平成26年8月に「短期大学の今後の在り方について(審議まとめ)」をとりまとめ。
- ・短期大学の機能を、①専門職業人材の養成、②地域コミュニティの基盤となる人材養成、③知識基盤社会に対応した教養的素養を有する人材養成、④多様な生涯学習機会の提供の4つに整理した上で、短期大学の教育機能をより伸長させ、我が国の高等教育機関としての位置付けを再構築するため、短期大学自らが改革に取り組むとともに、国はそれぞれの短期大学の特色に応じた機能別分化を推進し、自ら機能を選択し、先導的な取組を行う短期大学に対して支援を行うことを、当面の振興方策として提言。【資料3】

○大学設置基準及び短期大学設置基準の一部改正(26年11月改正、26年11月施行)

- ・我が国の大学等が外国の大学等と連携して教育研究を実施するための学科を設けることができる制度(国際連携教育課程(JD)制度)を創設

■ 資料3

「短期大学の今後の在り方について」(審議まとめ)の概要

中央教育審議会短期大学ワーキンググループ(平成26年8月6日)

【我が国の短期大学の特長】

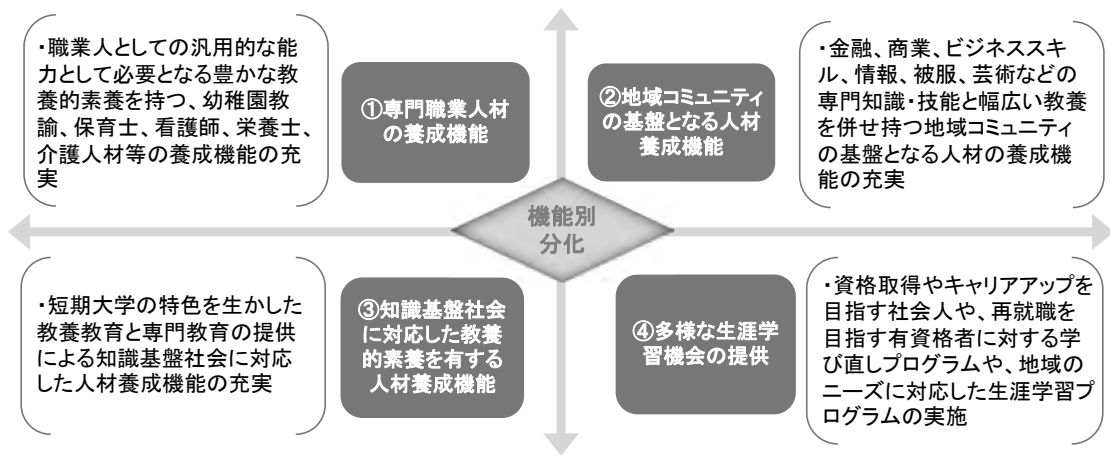
- ・学位が取得できる短期高等教育機関
→「短期大学士」の取得と次の段階の高等教育に接続が可能な制度であること
- ・教養教育と専門教育のバランスの取れた高等教育機関
→教養科目と専門科目を体系的に編成した教育課程を展開していること
- ・職業能力を育成する高等教育機関
→職業資格の取得と教養に裏打ちされた汎用的職業能力を育成していること
- ・小規模できめ細かい教育を行う高等教育機関
→少人数教育、担任制度など特色ある学生指導を実施していること
- ・アクセスしやすい身近な高等教育機関
→地域コミュニティに密着し、地元との関連性が強い教育研究活動等を行っていること
- ・教育の質が保証された高等教育機関
→国の設置認可と認証評価制度が導入されていること

【課題】

- ・学生・社会のニーズを踏まえた検討の必要性
- ・短期大学の位置付けの明確化
- ・産業界・自治体と連携した地域コミュニティの中核機能の確立
- ・学生に対する支援の充実
- ・短期大学の教職員の資質と能力の向上

【短期大学における当面の機能別振興方策】

○ 短期大学の特長な教育機能をより伸長させ、我が国の高等教育機関としての位置付けを再構築するため、短期大学自らが改革に取り組むとともに、国はそれぞれの短期大学の特色に応じた機能別分化を推進。



必要な基盤経費を確保しつつ、自ら機能を選択し、社会的要請に応える
先導的な取組を行う短期大学について国による支援

- ① 産業界・自治体等と連携して専門職業人材を地域に輩出する短期大学の支援
→人材養成ニーズに的確に対応した人材養成機能の整備を支援
- ② 地方創生のリード役となる短期大学の支援
→地方創生・地域活性化に直結する教育研究や地域貢献活動、専攻科等の非学位課程も積極的に活用した生涯学習事業の立ち上げを支援
- ③ 大学に進学することを前提としたファーストステージ教育を行う短期大学の支援
→短期大学の特色を生かした高等教育の「ファーストステージ」としてのモデルとなる機能を構築する取組を支援

↓
地方の創生
女性の活躍
高等教育の機会均等の確保

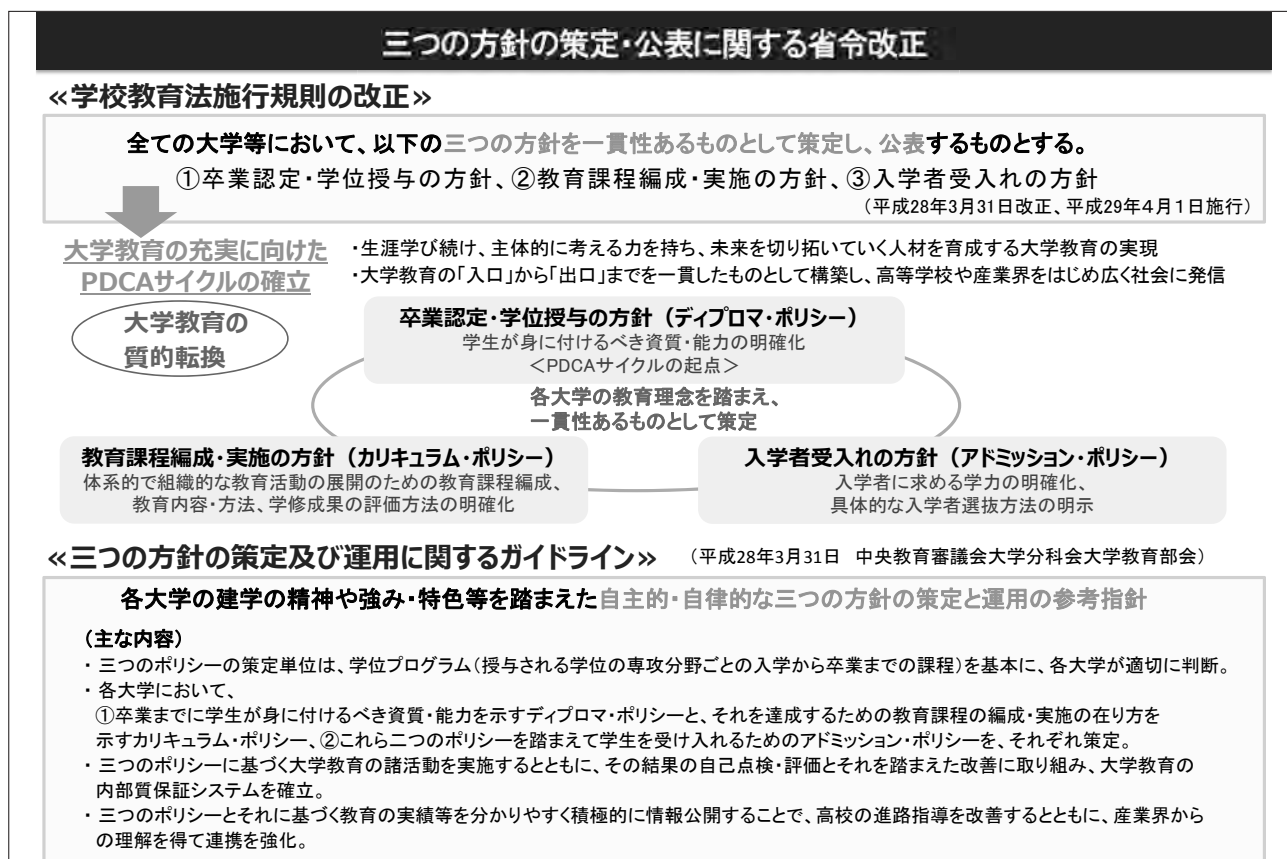
平成27年

- 学校教育法等の一部改正（27年6月改正、28年4月施行）
 - ・修業年限2年以上その他の文部科学大臣が定める基準を満たす高等学校等の専攻科を修了した者が大学に編入学できる規定を整備

平成28年

- 学校教育法施行規則の一部改正（28年3月改正、29年4月施行）
 - ・各大学における三つの方針（卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針）の策定・公表を義務化【資料4】
- 大学設置基準等の一部改正（28年3月改正、29年4月施行）
 - ・各大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門職大学院に対して、スタッフ・ディベロップメント（SD）の機会を設けること等を義務化

■ 資料4



平成29年

- 大学設置基準及び短期大学設置基準の一部改正（29年3月改正、29年4月施行）
 - ・大学における教職協働の取組が進むよう、教員と事務職員等との適切な役割分担の下、両者の連携体制を確保することを規定
- 学校教育法等の一部改正（29年5月改正、31年4月施行）
 - ・専門職大学・専門職短期大学の創設
 - ・大学における専門職学部・短期大学における専門職学科の創設【資料5-1】
 - ・短期大学の機能強化（入学前の既修得単位として実務経験を通じた能力習得について単位認定、小規模の学科を想定した基準を追加）【資料5-2】
- 私立学校法施行規則の一部改正（29年9月改正、29年9月施行）
 - ・専門職大学の創設に係る寄附行為に関する規定を整備

■ 資料5-1

学校教育法の一部を改正する法律の概要

平成29年5月31日公布（平成29年法律第41号）

趣旨・背景

「第四次産業革命」の進展と国際競争の激化に伴い、産業構造が急速に転換する中、優れた専門技能等をもって、新たな価値を創造することができる専門職業人材の養成が急務。

今後の成長分野を見据え、新たに養成すべき専門職業人材

高度な実能力
+ 豊かな創造力

理論にも裏付けられた高度な実践力を強みとして、専門業務を牽引できる人材
かつ 変化に対応しつつ、新たなモノやサービスを創り出すことができる人材

【例】【観光分野】: 適確な接客サービスに加えて、サービスの向上や旅行プランの開発を企画し、実行できる人材
【農業分野】: 質の高い農産物の生産に加えて、直売、加工品開発等も手掛け、高付加価値化、販路拡大等を先導できる人材
【情報分野】: プログラマーやデザイナーとしての実能力に加えて、他の職業分野と連携し、新たな企画構想を商品化できる人材 など

高等専門職業教育の新たな枠組みにより、社会の変化に対応しつつ、人材養成の強化を図る。

概要

大学制度の中に位置付けられ、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、「**専門職大学**」及び「**専門職短期大学**」の制度を設ける。

《法制度の概要》 → 設置基準(省令)等により具体的な制度を設計【*印】

1. 目的等

①**機関の目的** 深く専門の学芸を教授研究し、**専門職を担うための実践的かつ応用的な能力を育成・展開することを目的とする。**
 → * 実習等の強化(卒業単位の概ね3~4割以上、長期の企業内実習等) * 実務家教員の積極的任用(必要専任教員数の概ね4割以上)

②**学位の授与** 課程修了者には、**文部科学大臣が定める学位**を授与する。
 → * 「学士(専門職)」又は「短期大学士(専門職)」を授与

2. 社会のニーズへの即応

①**産業界等との連携** 専門職大学等は、文部科学大臣の定めるところにより、**専門性が求められる職業に関連する事業を行う者等の協力を得て、教育課程を編成・実施し、及び教員の資質向上を図る。**
 → * 産業界等と連携した教育課程の開発・編成・実施のための体制整備(「教育課程連携協議会」)

②**認証評価における分野別評価** 専門職大学等の認証評価においては、**専門分野の特性に応じた評価**を受ける。
 → * 産業界等と連携した認証評価の体制整備

3. 社会人が学びやすい仕組み

①**前期・後期の課程区分** 専門職大学(4年制)の課程は、**前期(2年又は3年)及び後期(2年又は1年)**に区分できる。

②**修業年限の通算** 実務の経験を有する者が入学する場合には、文部科学大臣の定めにより、当該**実務経験を通じた能力の修得を勘案して、一定期間を修業年限に通算**できる。

施行期日 平成31年4月1日

大学等の専門職学科の制度化【大学設置基準・短期大学設置基準の一部改正】

- 大学等は、専門職を担うための実践的かつ応用的な能力を育成・展開させるよう特別の教育課程を編成して教育を行う学科（専門職学科）を置くことができるとし、専門職学科に係る基準の特例を定める。【平成31年4月1日施行】

※ 大学の学部のうち、専門職学科のみ組織するものは、「専門職学部」とする。
 ※ 学科に代えて課程（大学設置基準第5条）を設ける場合等にも、同様の措置を可能とする。

◀設置基準の特例▶ 【◎：大学及び短大における特例 / ○：大学における特例（短大については、専門職学科に限らず短大全体に導入）】

<p>教育課程の編成</p> <p>【教育課程の編成方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 産業界等と連携しつつ、教育課程を自ら開発・開設、不断に見直し。 ◎ 「専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力」の育成・展開及び「職業倫理の涵養」に配慮。 <p>【教育課程連携協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 産業界及び地域社会との連携による教育課程の編成・実施のための「教育課程連携協議会」の設置を義務付け。 	<p>教員</p> <p>【専任教員数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 専任教員数については、小規模の学部・学科を想定した基準を新設。 <p>【実務家教員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 必要専任教員数のおおむね4割以上は「専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」（実務家教員）とする。 ◎ 必要専任実務家教員数の二分の一以上は、研究能力を併せ有する実務家教員とする。 <small>※ 大学等の教員歴、修士以上の学位、又は企業等での研究上の職務の経験を求める。</small> ◎ 必要専任実務家教員数の二分の一以内は、「みなし専任教員」（専任教員以外の者であっても、1年につき6単位の以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部・学科の運営について責任を有する者）で足りるものとする。
<p>授業科目</p> <p>【開設授業科目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 開設すべき授業科目として、4つの授業科目を規定。 ① 一般・基礎科目【4年制で20単位以上／2年制で10単位以上】 ② 職業専門科目【4年制で60単位以上／2年制で30単位以上】 ③ 展開科目【4年制で20単位以上／2年制で10単位以上】 ④ 総合科目【4年制で4単位以上／2年制で2単位以上】 	<p>学生</p> <p>【入学者選抜】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うことを努力義務として規定。 <p>【同時に授業を行う学生数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 同時に授業を行う学生数については、原則として40人以下。 <small>※ 教育上必要があり、かつ十分な教育効果をあられる場合にはこの限りでない。</small>
<p>卒業要件等</p> <p>【実習等の重視】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 卒業要件として、実習等による授業科目で一定単位数の修得を求める。 <small>〔4年制で40単位以上／2年制で20単位以上〕</small> ◎ 上記の実習等による授業科目には、企業等での「臨地実務実習」を一定単位数含む。 <small>〔4年制で20単位以上／2年制で10単位以上〕</small> <small>※ やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にみられる場合は、企業等と連携した「連携実務実習等」による一部代替も可能とする。〔4年制で5単位まで／2年制で2単位まで〕</small> <p>【入学前の既修得単位の認定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入学前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力を修得している場合に、当該実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなし単位認定できる仕組みを整備。 <small>〔4年制で30単位まで／2年制で15単位まで〕</small> 	<p>施設設備</p> <p>【校舎面積】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 専門職学部の校舎面積について、小規模の学部・学科を想定した基準を新設。 ◎ 臨地実務実習が必修である等の特性を考慮し、卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用により確保する場合等、一定の要件の下に、必要校舎面積を減ずることを可能とする。

■ 資料5-2

短期大学設置基準の改正について

<改正の趣旨>

（大学等における実践的・創造的な専門職業人養成の推進）

- 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化を提言した平成27年5月の中央教育審議会答申では、新たな機関の設置形態について、
 - ① 既存の大学・短期大学と並ぶ独立の組織として設置されるとともに、
 - ② 「既存の大学・短期大学が、実践的な職業教育の専攻を新たに開設し、アカデミックな教育とより実践的な教育とを共に提供していけるよう…一部の学部や学科を転換させる等により、新たな機関を併設できるように…することが適当である」としている。

- 機関全体を専門職業人養成に特化させた大学・短期大学の枠組みとしては、今般、専門職大学及び専門職短期大学の制度化が図られたが（学校教育法の一部改正。平成31年4月施行）、専門職大学等の趣旨を既存の大学等の中にも活かし、既存の大学等の一部の組織において実践的かつ創造的な専門職業人養成の取組を推進するよう、大学設置基準・短期大学設置基準等を改正して、「専門職学科」の制度を新たに創設。

（地域における短期大学の役割・機能の強化）

- さらに、短期大学については、中央教育審議会大学分科会が平成29年2月にとりまとめた「今後の各高等教育機関の役割・機能の強化に関する論点整理」において、「地域における高等教育機会を確保するための仕組みの強化」、「社会人学生のニーズに応じた教育の提供方法の充実」について、早急に検討を進める必要があるとされている。
- これらを踏まえ、短期大学に関し、地域における高等教育機会確保の観点から、小規模な学科においても適切な運営が可能となるよう、また、地域の産業を支える社会人のための職業教育機能・再教育機能を強化するため、短期大学設置基準の所要の規定を整備。

短期大学設置基準の改正について

<改正の概要>

I. 短期大学の機能強化

1. 入学前の実務経験を通じて修得した職業に必要な能力についての単位認定単位認定 >> 社会人のための職業教育機能・再教育機能の強化

○ 以下の場合には当該短期大学における授業科目の履修とみなし単位認定。
〔2年制で15単位まで／3年制で23単位まで〕

- ・ 入学前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業に必要な能力を修得している場合。
- ・ 修得した当該職業に必要な能力が教育上有益と認められる場合。

2. 小規模学科のための基準の整備 >> 地域における高等教育機会の確保

○ 専任教員数については、入学定員が設置基準に定める数に満たない場合、二割の範囲内で兼任の教員をもって代えることができるものとする。

○ 校舎面積については、収容定員「100人まで」の場合に加え「50人まで」の場合の基準を新たに追加。

短期大学設置基準の改正について

II. 専門職学科の制度化

>> 専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力の育成・展開

1. 専門職学科の設置

- 短期大学の学科のうち、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成する教育課程を編成するものは、専門職学科とする。
- 短期大学は、専門職学科のみを置くことはできない。

2. 専門職学科に係る入学者選抜

- 実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うことを努力義務化。

3. 教育課程

i) 教育課程の編成方針

- ・ 「専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力」の育成及び「職業倫理の涵養」に配慮。
- ・ 職業を取り巻く状況を踏まえた授業科目の開発・教育課程の編成を行うとともに、内容・構成等の不断に見直しを行う。

ii) 教育課程連携協議会

- ・ 産業界及び地域社会との連携による教育課程の編成・円滑及び効果的な実施のため「教育課程連携協議会」の設置を義務付け。

iii) 授業科目

- ・ 次の4種類の授業科目を開設。
①一般・基礎科目 ②職業専門科目 ③展開科目 ④総合科目

iv) 同時に授業を行う学生数

- ・ 原則として40人以下とする。
(教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。)

短期大学設置基準の改正について

4. 卒業の要件

- 短期大学の学科を卒業に必要な修得単位は、2年制で62単位以上、3年制で93単位。
専門職学科では、これに加え以下の単位が必要。
 - ①一般・基礎科目 [2年制で20単位以上／3年制で15単位以上]
 - ②職業専門科目 [2年制で30単位以上／3年制で45単位以上]
 - ③展開科目 [2年制で20単位以上／3年制で15単位以上]
 - ④総合科目 [2年制・3年制で2単位以上]
- 専門職学科における卒業に必要な取得単位数のうち、実習等による授業科目で一定単位数以上の修得を求める。
[2年制で20単位以上、3年制で30単位以上]
- 実習等による授業科目には、企業等での「隣地実務実習」に係る単位が一定単位数以上含まれること。
[2年制で10単位以上、3年制で15単位以上]
- 「隣地実務実習」については、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果が十分にあげられると認められる場合には一定単位数を超えない範囲で「連携実務演習等」をもって代えることができる。
[2年制で2単位まで、3年制で3単位まで]

短期大学設置基準の改正について (専門職学科の制度化、小規模学科のための基準の整備等)

5. 実務の経験等を有する専任教員

- 専門職学科に係る必要専任教員数のおおむね4割以上は実務家教員(※)とする。
※専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者。
- 必要専任実務家教員数の二分の一以上は、研究能力を併せ有する(※)実務家教員とする。
※大学等での教員歴、修士以上の学位、又は企業等での研究上の業績のいずれかを求める。
- 必要専任実務家教員数の二分の一以内は、みなし専任教員(※)で足りるものとする。
※専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部・学科の運営について責任を有する者

6. 実務実習に必要な施設

- 臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保するものとする。

平成30年

●中央教育審議会答申

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」(30年11月答申)

<短大部分抜粋>

・短期大学は、全国に幅広く分布しているが、4割以上が中核市よりも人口規模が小さい地方都市に設置され、自県内入学率・就職率共に約7割に上るなど地方の進学機会の確保に重要な役割を果たしている。女子学生の教育にも大きな役割を果たすとともに、幅広い教養を踏まえて職業又は实际生活に必要な能力を育成する教育を行っており、幼稚園教諭、保育士、看護師、栄養士、介護人材等の多様な人材を養成してきた。今後は、短期であることや地域でのアクセスの容易さといった強みを活かし、高齢者も含めた社会人へのリカレント教育を通じた地域貢献などの役割も期待されるところであり、地域に必要な高等教育機関として教育の質を高めていくことが重要である。また、2040年に向けては、短期高等教育機関として、大学制度における短期大学の位置付けの再構築について検討することも必要である。【資料6】

■資料6

平成30年11月26日
中央教育審議会

2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)(概要)

I. 2040年の展望と高等教育が目指すべき姿 … 学修者本位の教育への転換 …

必要とされる人材像と高等教育の目指すべき姿

予測不可能な時代を生きる人材像

- 普遍的な知識・理解と汎用的技能を文理横断的に身に付けていく
- 時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材

学修者本位の教育への転換

- 「何を学び、身に付けることができたのか」+個々人の学修成果の可視化(個々の教員の教育手法や研究を中心にシステムを構築する教育からの脱却)
- 学修者が生涯学び続けられるための多様で柔軟な仕組みと流動性

高等教育と社会の関係

「知識の共通基盤」

- 教育と研究を通じて、新たな社会・経済システムを提案、成果を還元

研究力の強化

- 多様で卓越した「知」はイノベーションの創出や科学技術の発展にも寄与

産業界との協力・連携

- 雇用の在り方や働き方改革と高等教育が提供する学びのマッチング

地域への貢献

- 「個人の価値観を尊重する生活環境を提供できる社会」に貢献

2040年頃の社会変化
国連・SDGs「全ての人が平和と豊かさを享受できる社会」
Society5.0 第4次産業革命 人生100年時代 グローバル化 地方創生

II. 教育研究体制 … 多様性と柔軟性の確保 …

多様な学生

- 18歳で入学する日本人を主な対象として想定する従来のモデルから脱却し、社会人や留学生を積極的に受け入れる体質転換
- リカレント教育、留学生交流の推進、高等教育の国際展開

多様な教員

- 実務家、若手、女性、外国籍などの様々な人材を登用できる仕組みの在り方の検討
- 教員が不断に多様な教育研究活動を行うための仕組みや環境整備(研修、業績評価等)

多様で柔軟な教育プログラム

- 文理横断・学修の幅を広げる教育、時代の変化に応じた迅速かつ柔軟なプログラム編成
- 学位プログラムを中心とした大学制度、複数の大学等の人的・物的資源の共有、ICTを活用した教育の促進

多様性を受け止める柔軟なガバナンス等

- 各大学のマネジメント機能や経営力を強化し、大学等の連携・統合を円滑に進められる仕組みの検討
- 国立大学の一法人複数大学制の導入、経営改善に向けた指導強化・撤退を含む早期の経営判断を促す指導、国公立の枠組みを越えて、各大学の「強み」を活かした連携を可能とする「大学等連携推進法人(仮称)」制度の導入、学外理事の登用

大学の多様な「強み」の強化

- 人材養成の観点から各機関の「強み」や「特色」をより明確化し、更に伸長

III. 教育の質の保証と情報公表 … 「学び」の質保証の再構築 …

全学的な教学マネジメントの確立

- 各大学の教学面での改善・改革に関する取組に係る指針の作成

学修成果の可視化と情報公表の促進

- 単位や学位の取得状況、学生の成長実感・満足度、学修に対する意欲等の情報
- 教育成果や大学教育の質に関する情報の把握・公表の義務付け
- 全国的な学生調査や大学調査により整理・比較・一元化

設置基準の見直し

- (定員管理、教育手法、施設設備等について、時代の変化や情報技術、教育研究の進展等を踏まえた抜本的な見直し)

認証評価制度の充実

- (法令違反等に対する厳格な対応)
- 教育の質保証システムの確立

IV. 18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置 … あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」 …

高等教育機関への進学者数とそれを踏まえた規模

- 将来の社会変化を見据えて、社会人、留学生を含めた「多様な価値観が集まるキャンパス」の実現
- 学生の可能性を伸ばす教育改革のための適正な規模を検討し、教育の質を保証できない機関へ厳しい評価

【参考】2040年の推計

- 18歳人口: 120万人(2017) → 88万人(現在の74%の規模)
- 大学進学者数: 63万人(2017) → 51万人(現在の80%の規模)

地域における高等教育

- 複数の高等教育機関と地方公共団体、産業界が各地域における将来像の議論や具体的な連携・交流等の方策について議論する体制として「地域連携プラットフォーム(仮称)」を構築

国公私の役割

- 歴史的経緯と、再整理された役割を踏まえ、地域における高等教育の在り方を再構築し、高等教育の発展に国公立全体で取り組む
- 国立大学の果たすべき役割と必要な分野・規模に関する一定の方向性を検討

V. 各高等教育機関の役割等 … 多様な機関による多様な教育の提供 …

- 各学校種(大学、専門職大学・専門職短期大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、大学院)における特有の課題の検討
- 転入学や編入など各高等教育機関の間の接続を含めた流動性を高め、より多様なキャリアパスを実現

- 教育・研究コストの可視化
- 高等教育全体の社会的・経済的効果を社会へ提示

VI. 高等教育を支える投資 … コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充 …

- 国力の源である高等教育には、引き続き、公的支援の充実が必要
- 社会のあらゆるセクターが経済的効果を含めた効果享受することを踏まえた民間からの投資や社会からの寄附等の支援も重要(財源の多様化)

- 公的支援も含めた社会の負担への理解を促進
- 必要な投資を得られる機運の醸成

平成31年・令和元年

- 学校教育法施行規則の一部改正（31年1月改正、31年4月施行）
 - ・履修証明制度の総時間数を、120時間以上から60時間以上に短縮
- 大学入学資格関係告示の一部改正（31年1月改正・施行）
 - ・大学入学資格における年齢要件の一部撤廃、11年制教育課程の追加指定
- 私立学校法施行規則等改正（31年3月改正、31年5月施行）
 - ・学部単位等での事業譲渡を可能とするとともに、既存の学部を活用した組織再編に係る審査手続を簡素化
- 学校教育法施行規則及び大学設置基準等の一部改正（R1年8月改正・施行）
 - ・大学における学部等連係課程実施基本組織・短期大学における学科連係課程実施学科の設置、実務家教員の参画促進、履修証明制度への単位付与、学修証明書の交付などを可能とする仕組みの創設【資料7】
- 私立学校法等の一部改正（令和元年5月、令和2年4月施行）
 - ・役員の職務及び責任の明確化、特別の利益供与の禁止、役員の損害賠償等に関する規定を整備
 - ・学校法人の情報公開の充実、中期的な計画の作成、破綻処理手続きの円滑化等に係る規定を新設
 - ・このほか、関連する私立学校法施行令や私立学校法施行規則を整備【資料8】

■ 資料7

「学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム」の制度化

学位プログラムの現状と課題

【定義】

- ✓ 「学位プログラム」とは、大学等において、学生に学位を取得させるに当たり、当該学位のレベルと分野に応じて達成すべき能力が明示され、それを修得させるように体系的に設計された教育プログラム。

【現状】

- ✓ 学生の所属する組織 = 教員が所属する組織 = 提供される学位プログラムの一対一の関係が原則。

【課題】

- ✓ 急速な学術研究の推進や大学教育に対する社会的ニーズ等の変遷や、研究上の要請や教育上の要請に必ずしも柔軟に対応できていない。
- ✓ 組織間の協力や資源の結集が困難となり、境界領域や学際領域の教育に機動的に対応できない。

○ 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（抜粋）

大学には、教員と学生が所属する学部等の組織を置くこととされているが、**大学が自らの判断で機動性を発揮し、学内の資源を活用して学部横断的な教育に積極的に取り組むことができるよう「学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム」を新たな類型として設置可能とする。**

既存の学部・研究科等の教育資源を活用して分野横断的な教育課程を編成し、その修了者に学位を授与することが可能な「学部等連係課程実施基本組織※」を設置可能とするため、大学設置基準、大学院設置基準及び短期大学設置基準等の一部を改正する。

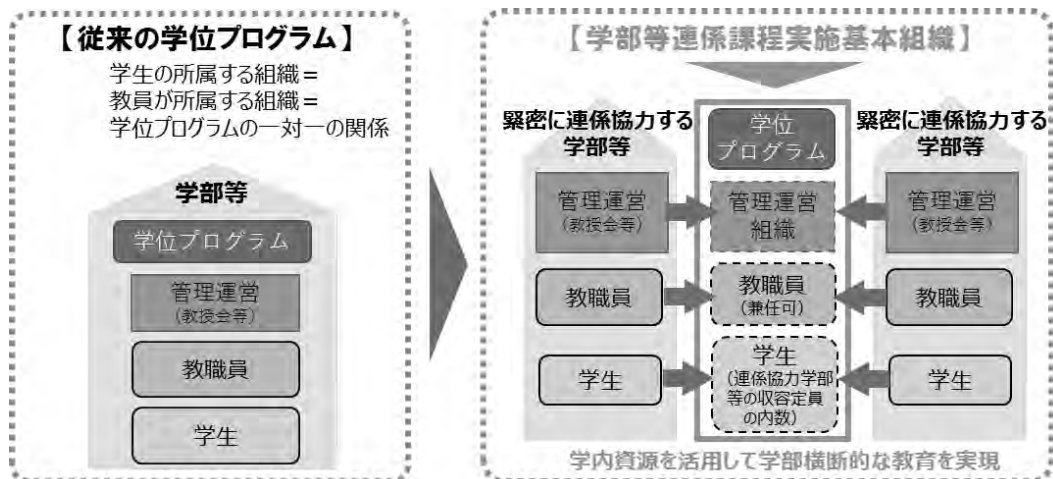
※ 4年制大学の場合。大学院の場合は研究科等連係課程実施基本組織、短期大学の場合は学科連係課程実施学科。以下同じ。

学部等連係課程実施基本組織の位置づけ

- ✓ 大学は、**分野横断的な教育課程を実施する上で特に必要があり、教育研究に支障がないと認められる場合には、複数の既存学部等**※（以下「連係協力学部等」という。）との**緊密な連係及び協力の下、それらがある教員組織及び施設設備等の一部を用いて学部等連係課程実施基本組織を置くことができるものとする。**
- ※学部等：大学の学部及び学部以外の基本組織、大学院の研究科及び研究科以外の基本組織並びに短期大学の学科をいう。以下同じ。

制度イメージ

※学部段階(学部等連係課程実施基本組織)の例



教員組織

- ✓ 学部等連係課程実施基本組織等の**専任教員は、類似する学部等の場合と同じ数を置くものとする。ただし、教育研究に支障を生じない場合には、連係協力学部等の専任教員が兼ねることができるものとする。**（兼任（ダブルカウント））

※ 新たな学位プログラムの実施に当たっては、運営管理業務や、連係協力学部等との調整業務が必要となるため、運営管理を主に担う教員を置くようにすること、及び、当該基本組織等と連係協力学部等の双方に所属する教員の勤務状況を、エフォート管理等を通じて適切に行うべきことについて、施行通知等を通じて周知する。

専任教員数、校舎面積、附属施設

- ✓ 学部等連係課程実施基本組織の**専任教員数、校舎の面積及び附属施設の基準は、連係協力学部等の全てがそれぞれ基準を満たせば足りるものとする。**

収容定員（学生組織）

- ✓ 学部等連係課程実施基本組織の**収容定員は、連係協力学部等の収容定員の内数**とし、当該組織ごとに学則において定めるものとする。

※ 当該基本組織等に所属する学生が、当該基本組織等に対する所属意識を十分に醸成できるよう、大学としての取組を施行通知において求める予定。

設置手続

- ✓ 学部等の設置の場合と同様に、学部等連係課程実施基本組織の設置が、**大学が授与する学位の分野等の変更を伴う場合には認可、伴わない場合には届出**の対象となる。
- ✓ 当該基本組織等が学内資源を活用して設置されることに鑑み、当該基本組織等の設置を柔軟かつ機動的に行うことができるよう、届出設置の場合については**提出書類を軽減するとともに届出期間を短縮**する。

設置の種類	学部等の場合	学部等連係課程実施基本組織の場合
当該大学の授与する学位の分野等の変更を伴う設置	認可	認可
当該大学の授与する学位の分野等の変更を伴わない設置	届出	届出

- 提出書類：「校地校舎等の図面」「教員個人調書」「教員就任承諾書」を提出不要に
- 届出期間：開設前年度の12月末 → 開設2か月前

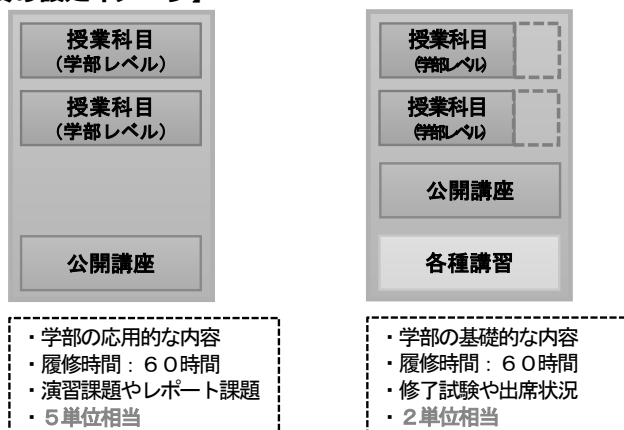
質保証、教学管理体制

- ✓ 大学は、**学部等連係課程実施基本組織を設置する際には、3つのポリシーを策定**するとともに、連係協力学部等と連携して管理運営組織（委員会等）を設け、学生への学位に関する審査、教育指導、成績評価等を実施するなど、責任ある**教学管理体制を整備**する。
(いずれも施行通知において要請。)

履修証明プログラムへの単位授与

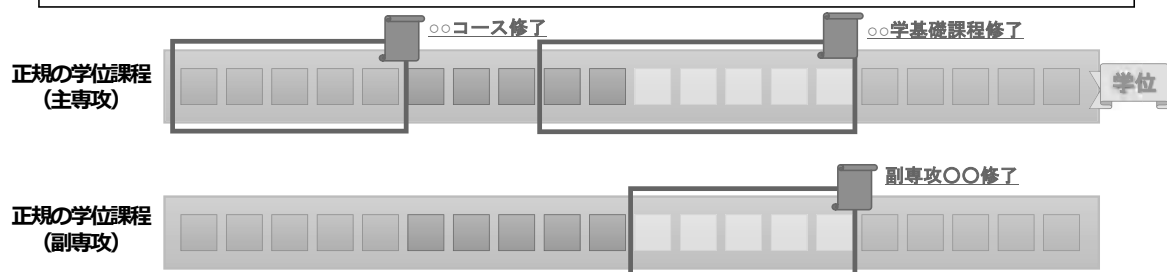
- 履修証明プログラムの実施大学において、内容・水準、学修成果の評価方法、履修時間等を勘案して**単位授与の際の目安を設定**するものとする。
- その上で、**履修証明プログラム全体に対する単位授与を可能とし、大学改革支援・学位授与機構における単位累積加算制度に活用**できるようにする。
(ただし、科目等履修生としての単位授与と重複することが無いように留意が必要。)
- 更に、**大学以外の教育施設等における学修の単位認定**（大学設置基準第29条）、**入学前の既修得単位等の認定**（大学設置基準第30条）の対象とし、**学位の取得に向けた各大学での単位の積み上げに活用**できるようにする。

【単位授与の際の目安の設定イメージ】



学修証明書の交付

- 入学後の経済状況の変化による中途退学や学部選択のミスマッチへの対応のためには、正規の学位課程の一部を修了した者の学修証明（「副専攻〇〇修了」「〇〇コース修了」等）を交付し、就職・転職活動や転部・転学の際に活用できるようにすることが有益であると考えられる。
- また、現代社会においては、生涯を通じて、最新で最高度の知識・技能等を身につけ、その能力を向上させ続けることが必要とされているが、社会人の学び直しニーズが多様化しており、正規の学位課程で学位の取得をめざすのみならず、ユニット的・モジュール的に、科目等履修生として正規の学位課程の一部を修了することも想定され、このような学びに対する学修証明の社会的意義が高まっている。
- こうした状況を踏まえ、今般、大学の正規の学位課程のうち、一定のまとまりのある一部（「体系的に開設された授業科目の単位」）を修得した学生又は科目等履修生に対し、その事実を証する学修証明書を交付することについて、法令上位置づけた。



実務家教員の登用促進について

実務家教員の現状と課題

- ✓ 大学等において、学生の社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う機会を確保するという観点や、A I・I T等の新たな社会的ニーズが生まれている分野における高度専門人材の育成の在り方を革新する観点等からも、学部段階から、企業等と有機的に連携した実践的な教育の更なる展開が期待。
- ✓ 実務の観点を踏まえた教育課程・授業の改善を促すには、これらのプロセスに、実務家などの学外の人的資源を参画させることが必要。



「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」抜粋

社会のニーズを踏まえた教育を幅広く展開させることができるよう、実務経験を有する者の大学教育への参画を促すため、専任教員として実務家教員を配置することができる旨を、大学設置基準上、確認的に規定する。

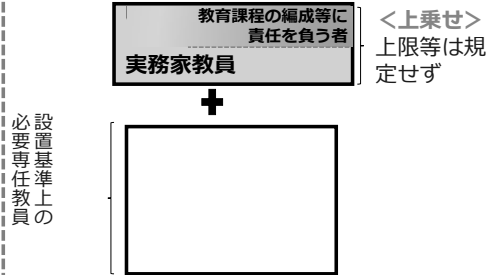
また、実務家教員が自らの実務における経験を教育課程に反映することで教育の質を向上させるために、実務家教員で6単位以上の担当授業科目を持つ場合は、教育課程の編成等に責任を負う者とするよう努めることとする。

実務家教員の配置等について大学設置基準を改正する。

実務家教員の配置

- ✓ 大学設置基準第十三条に規定する必要専任教員数に加え、大学において、**実務家教員を置くことができる旨を確認的に規定**する。
- ✓ 実務家教員の定義については、専門職大学院等と同様、「**専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者**」とする。

■今般の改正イメージ



実務家教員と教育課程の関わり

- ✓ 実務家教員が自らの実務における経験を教育課程に反映することで教育の質を向上させるために、**大学は実務家教員が一年につき、六単位以上の授業科目を担当する場合には、当該教員が教育課程の編成その他の教育研究上の組織の運営について責任を担うよう努める**こととする。
- ※ 教授会やカリキュラム委員会等への参画等、実質的な形で大学の教育課程の編成に責任負うものとし、具体的な参画の形は各大学において明確化するものとする。

実務家教員の質の確保

- ✓ 実務家教員は現場に関わる豊富な知識・技能等を有する一方で、必ずしも授業を教えることに熟練しているわけではないため、各大学において積極的に**FDに参加させるよう努めることを施行通知等で周知**。

■ 資料 8

私立学校法の改正について(概要)

令和2年4月1日
施行

改正事項

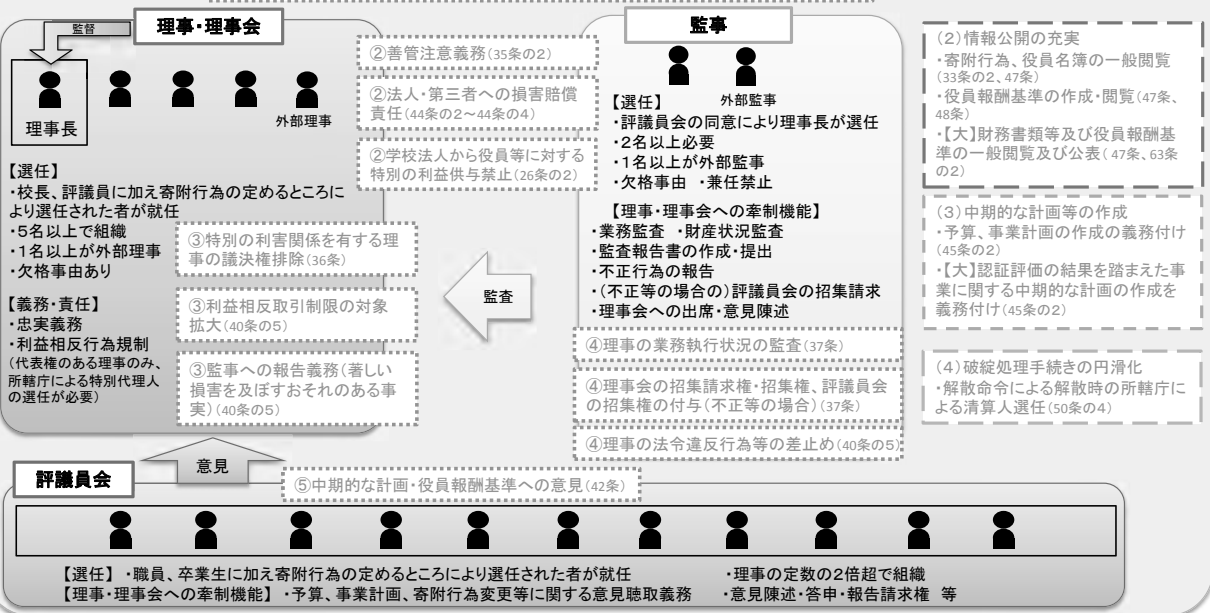
- (1) 役員の職務及び責任の明確化等に関する規定の整備 **【第24条、第35条の2、第37条、第42条、第44条の2等関係】**
① 学校法人の責務の新設 ② 役員責任の明確化 ③ 理事・理事会機能の実質化 ④ 監事の理事に対する牽制機能の強化 ⑤ 評議員会機能の実質化
- (2) 情報公開の充実 **【第33条の2、第47条、第63条の2等関係】** (3) 中期的な計画の作成 **【第45条の2関係】** 等
- (4) 破綻処理手続きの円滑化 **【第50条の4関係】**

学校法人

(1) 役員の職務及び責任の明確化等に関する規定の整備

① 学校法人の責務の新設: 運営基盤の強化、教育の質の向上、運営の透明性の確保 (24条)

【大】は大学等を設置する文部科学大臣所轄法人のみ対象



令和2年

●中央教育審議会大学分科会

「教学マネジメント指針」(令和2年1月)

- 平成30年11月の「グランドデザイン答申」で提言された、学修者本位の教育の実現を図るための大学における教育改善・改革の在り方として、「三つの方針」を通じた学修目標の具体化、学習成果・教育成果の把握・可視化等を提示。【資料9】

■資料9



短期大学の現状

1 短期大学数、学生数の推移

(1) 短期大学数の推移

年度	昭25	35	45	55	平2	8	10	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令元	2	比率(%)
国立	0	27	22	35	41	33	25	12	10	8	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
公立	17	39	43	50	54	63	60	45	42	40	34	29	26	26	24	22	19	18	18	17	17	18	17	17	5.3
私立	132	214	414	432	498	502	503	451	436	421	399	387	379	370	364	351	341	335	330	326	322	316	311	306	94.7
計	149	280	479	517	593	598	508	488	469	435	418	407	396	388	373	360	353	348	343	339	334	328	323	306	100.0
							(△80)	(△20)	(△19)	(△34)	(△17)	(△11)	(△11)	(△8)	(△15)	(△13)	(△7)	(△5)	(△5)	(△9)	(△5)	(△6)	(△5)		

- (注) 1 学校基本統計による。
 2 学生募集停止中の短期大学を含む。
 3 通信教育のみを行う短期大学を含む。(令和2年度は2校)

(参考 1) 高等教育における短期大学の規模等(18歳段階)[令和元年度]

	短期大学			大 学			高等専門学校			合 計			
	計 (割合)	国立	公立	私立	計 (割合)	国立	公立	私立	計 (割合)		国立	公立	私立
学校数	326 (28.0)	0 (0.0)	17 (1.5)	309 (26.6)	780 (67.1)	86 (7.4)	93 (8.0)	601 (51.7)	57 (4.9)	51 (4.4)	3 (0.3)	3 (0.3)	1,163 (100.0)
1年次 学生数	56,869 (8.0)	0 (0.0)	3,106 (0.4)	53,763 (7.6)	640,891 (90.5)	100,257 (14.1)	33,958 (4.8)	506,676 (71.5)	10,775 (1.5)	9,799 (1.4)	756 (0.1)	220 (0.0)	708,535 (100.0)

- (注) 1 学校数は、通信教育のみを行う学校(私立短期大学2校、私立大学6校)を除く。
 2 学生数は、令和元年度学校基本調査による。(以下学生数については通信制を除く。)
 3 割合は、合計に占める割合。(単位:%)
 4 高等専門学校は、4年次学生数。

(参考 2) 全学科学生募集を停止した短期大学数

年 度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令元	令2
4年制大学への転換を回った短期大学数	8	6	15	15	23	14	18	19	20	18	13	4	2	6	6	4	4	4	0	1	1	3	5	4	0
4年制大学への転換を伴わない短期大学数		1			1	3	3	8	6	7	5	5	4	5	8	4	4	3	3	5	4	6	1	1	6
計	8	7	15	15	24	17	21	27	26	25	18	9	6	11	14	8	8	7	3	6	5	9	6	5	6

- (注) 1 文部科学省調べ。
 2 「4年制大学への転換を回った短期大学数」は、4年制大学・学部を設置等に伴い、短期大学の全学科の学生募集を停止した学校数である。
 3 「4年制大学への転換を伴わない短期大学数」は、4年制大学・学部を設置等に関わらず、全学科の学生募集を停止した学校数である。
 4 このほか、平成8年度及び19年度に短期大学の統合に伴う募集停止が2件ある。

(2) 男女別本科学生数の推移

(単位:人)

区分	平成12年			22年度			令和2年度		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
国立	1,294	6,116	7,410	0	0	0	0	0	0
公立	1,972	19,535	21,507	956	7,783	8,739	883	4,551	5,434
私立	29,395	261,278	290,673	15,467	125,427	140,894	11,579	87,872	99,451
合計	32,661	286,929	319,590	16,423	133,210	149,633	12,462	92,423	104,885
(%)	(10.2)	(89.8)	(100.0)	(11.0)	(89.0)	(100.0)	(11.9)	(88.1)	(100.0)

(参考)

大学計	1,558,533	913,222	2,471,755	1,481,409	1,077,782	2,559,191	1,430,363	1,193,537	2,623,900
(%)	(63.1)	(36.9)	(100.0)	(57.9)	(42.1)	(100.0)	(54.5)	(45.5)	(100.0)

- (注) 1 専攻科、別科等の学生を除く。大学は、学部学生のみ。
2 学校基本調査による。

(3) 分野別学生数の推移

(単位:人)

分野	昭45	55	平2	7	12	17	22	27	28	29	30	令元
計	259,747 (100.0%)	366,248 (100.0%)	473,194 (100.0%)	489,322 (100.0%)	318,258 (100.0%)	212,200 (100.0%)	149,634 (100.0%)	127,836 (100.0%)	124,374 (100.0%)	119,728 (100.0%)	114,774 (100.0%)	109,120 (100.0%)
人文	51,475 (19.8%)	79,008 (21.6%)	122,188 (25.8%)	129,176 (26.4%)	63,394 (19.9%)	27,806 (13.1%)	16,951 (11.3%)	11,910 (9.3%)	11,677 (9.4%)	11,733 (9.8%)	11,418 (9.9%)	10,948 (10.0%)
社会	30,187 (11.6%)	33,499 (9.1%)	59,996 (12.7%)	65,363 (13.4%)	43,207 (13.6%)	26,156 (12.3%)	17,750 (11.9%)	11,130 (8.7%)	11,058 (8.9%)	10,751 (9.0%)	10,978 (9.6%)	11,222 (10.3%)
教養	4,646 (1.8%)	7,044 (1.9%)	14,065 (3.0%)	17,224 (3.5%)	8,160 (2.6%)	2,934 (1.4%)	2,161 (1.4%)	2,565 (2.0%)	2,569 (2.1%)	2,436 (2.0%)	2,357 (2.1%)	1,739 (1.6%)
工業	21,799 (8.4%)	20,093 (5.5%)	23,729 (5.0%)	22,360 (4.6%)	13,213 (4.2%)	9,790 (4.6%)	4,419 (3.0%)	3,293 (2.6%)	3,141 (2.5%)	2,832 (2.4%)	2,680 (2.3%)	2,685 (2.5%)
農業	3,503 (1.3%)	4,160 (1.1%)	3,765 (0.8%)	3,692 (0.8%)	2,951 (0.9%)	2,098 (1.0%)	1,419 (0.9%)	1,254 (1.0%)	1,117 (0.9%)	839 (0.7%)	538 (0.5%)	629 (0.6%)
保健	5,827 (2.2%)	15,829 (4.3%)	26,751 (5.7%)	30,651 (6.3%)	29,709 (9.3%)	17,687 (8.3%)	12,462 (8.3%)	12,481 (9.8%)	12,038 (9.7%)	11,206 (9.4%)	10,441 (9.1%)	9,689 (8.9%)
家政	85,017 (32.7%)	97,894 (26.7%)	116,651 (24.7%)	115,477 (23.6%)	77,218 (24.3%)	44,721 (21.1%)	30,759 (20.6%)	23,686 (18.5%)	23,037 (18.5%)	22,027 (18.4%)	20,700 (18.0%)	19,222 (17.6%)
教育	44,413 (17.1%)	89,370 (24.4%)	78,620 (16.6%)	74,381 (15.2%)	60,227 (18.9%)	62,706 (29.6%)	45,475 (30.4%)	48,267 (37.8%)	46,818 (37.6%)	44,825 (37.4%)	42,539 (37.1%)	39,914 (36.6%)
芸術	12,686 (4.9%)	19,195 (5.2%)	21,494 (4.5%)	22,759 (4.7%)	15,714 (4.9%)	8,856 (4.2%)	6,121 (4.1%)	4,319 (3.4%)	4,247 (3.4%)	4,326 (3.6%)	4,379 (3.8%)	4,352 (4.0%)
その他	194 (0.1%)	156 (0.0%)	5,935 (1.3%)	8,239 (1.7%)	4,465 (1.4%)	9,446 (4.5%)	12,117 (8.1%)	8,931 (7.0%)	8,672 (7.0%)	8,753 (7.3%)	8,744 (7.6%)	8,720 (8.0%)

- (注) 1 専攻科、別科等の学生を除く。
2 学校基本調査による。

2 入学者の状況等

(1) 短期大学・大学学部全体の入学者数、定員充足状況

年度		10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
短期大学	入学定員	184,580	176,280	152,071	140,908	126,590	116,433	105,746	99,761	95,866	92,342	87,577
	入学者数	191,430	168,973	141,491	130,246	121,441	113,029	106,204	99,431	90,740	84,596	77,339
	充足率%	(103.7)	(95.9)	(93.0)	(92.4)	(96.0)	(97.1)	(100.4)	(99.7)	(94.7)	(91.6)	(88.3)
大学学部	入学定員	515,735	524,807	535,445	539,370	543,319	543,818	545,261	551,775	561,959	567,123	570,250
	入学者数	590,743	589,559	599,655	603,953	609,337	604,785	598,331	603,760	603,054	613,613	607,159
	充足率%	(114.5)	(112.3)	(112.0)	(112.0)	(112.2)	(111.2)	(109.7)	(109.4)	(107.3)	(108.2)	(106.5)

年度		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元
短期大学	入学定員	83,052	78,751	75,819	72,209	69,719	67,589	65,399	64,036	62,101	60,481	58,197
	入学者数	73,163	72,047	68,432	64,063	64,653	61,699	60,998	58,225	56,432	53,858	51,306
	充足率%	(88.1)	(91.5)	(90.3)	(88.7)	(92.7)	(91.3)	(93.3)	(90.9)	(90.9)	(89.0)	(88.2)
大学学部	入学定員	573,223	575,325	578,427	581,428	583,518	586,024	588,962	593,347	606,835	632,524	602,874
	入学者数	608,730	619,073	612,858	605,390	614,183	608,247	617,507	618,423	629,733	628,821	631,272
	充足率%	(106.2)	(107.6)	(106.0)	(104.1)	(105.3)	(103.8)	(104.8)	(104.2)	(103.8)	(99.4)	(104.7)

(注) 1 1部、2部、3部の本科(学部)学生定員及び入学者数の合計。
2 学校基本調査、短期大学一覧、大学一覧による。

(2) 短期大学・大学の女子の進学率

(単位:%)

年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元
短期大学	24.6	23.7	22.9	21.9	20.2	17.2	15.8	14.7	13.9	13.5	13.0	12.4	11.9	11.5	11.1	10.8	10.4	9.8	9.5	9.5	9.3	8.9	8.6	12.5	11.8
大学	22.9	24.6	26.0	27.5	29.4	31.5	32.7	33.8	34.4	35.2	36.8	38.5	40.6	42.6	44.2	45.2	45.8	45.8	45.6	47	47.6	48.2	49.1	50.4	51.0

(注) 1 進学率=女子入学者数/3年前の中学校の卒業生数及び中等教育学校前期課程修了者のうち女子の数
2 学校基本調査による。

(3) 短期大学・大学の自県内入学率

(入学者のうち、当該短期大学・大学の存在する県内高等学校卒業生の割合)

(単位:%)

年度	50	60	2	7	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元
短期大学	57.5	60.1	59.2	57.8	58.0	59.3	59.5	59.9	60.4	61.1	61.9	63.1	63.3	63.7	64.0	65.1	66.1	66.6	67.8	67.7	67.8	67.8	68.1	67.2	66.2
大学	36.1	38.7	35.5	36.0	37.8	38.8	39.1	39.5	39.5	39.7	40.1	40.8	41.0	41.2	41.5	42.0	41.9	42	42.3	42.1	42.5	42.5	42.8	42.6	43

(注) 学校基本調査による。

3 卒業者の進路状況

(1) 卒業者の進路・就職状況

年	卒業者数	大学等への入学者		就職者		専修学校・短期大学等入学者	一時的な就労者	左記以外	死亡・不詳	(参考) 大学編入者数
		計	就	男	女					
50	140,938 (100.0)	5,022 (3.6)	103,314 (73.3)	11,993 (8.5)	91,321 (64.8)	—	—	25,047 (17.8)	7,555 (5.4)	—
60	174,624 (100.0)	5,085 (2.9)	140,870 (80.7)	9,122 (5.2)	131,748 (75.4)	—	—	23,184 (13.3)	5,485 (3.1)	3,344
2	208,358 (100.0)	6,900 (3.3)	181,229 (87.0)	10,923 (5.2)	170,306 (81.7)	—	2,167 (1.0)	14,543 (7.0)	3,519 (1.7)	4,528
7	246,474 (100.0)	14,213 (5.8)	161,090 (65.4)	10,164 (4.1)	150,926 (61.2)	—	10,896 (4.4)	51,351 (20.8)	8,924 (3.6)	10,297
12	177,909 (100.0)	16,795 (9.4)	99,653 (56.0)	6,503 (3.7)	93,150 (52.4)	—	16,217 (8.4)	41,704 (19.4)	3,540 (1.5)	14,388
19	92,100 (100.0)	11,026 (12.0)	64,623 (70.2)	5,832 (6.3)	58,791 (63.8)	2,120 (2.3)	4,285 (4.7)	9,452 (10.3)	594 (0.6)	8,943
20	83,900 (100.0)	9,524 (11.4)	60,412 (72.0)	5,134 (6.1)	55,278 (65.9)	1,853 (2.2)	3,215 (3.8)	8,400 (10.0)	494 (0.6)	7,701
21	78,056 (100.0)	9,003 (11.5)	54,587 (69.9)	4,263 (5.5)	50,324 (64.5)	1,553 (2.0)	3,450 (4.4)	9,037 (11.6)	426 (0.5)	7,062
22	71,394 (100.0)	8,384 (11.7)	46,723 (65.4)	3,334 (4.7)	43,389 (60.8)	1,728 (2.4)	3,880 (5.4)	9,986 (14.0)	693 (1.0)	6,714
23	66,871 (100.0)	7,444 (11.1)	45,587 (68.2)	3,066 (4.6)	42,521 (63.6)	1,488 (2.2)	3,208 (4.8)	8,642 (12.9)	502 (0.8)	5,839
24	65,682 (100.0)	6,958 (10.6)	46,509 (70.8)	3,455 (5.3)	43,054 (65.5)	1,425 (2.2)	2,673 (4.1)	7,702 (11.7)	415 (0.6)	5,610
25	62,375 (100.0)	6,538 (10.5)	45,853 (73.5)	3,426 (5.5)	42,427 (68.0)	1,280 (2.1)	2,115 (3.4)	6,215 (10.0)	374 (0.6)	5,064
26	58,797 (100.0)	6,157 (10.5)	44,237 (75.2)	3,336 (5.7)	40,901 (69.6)	1,016 (1.7)	1,778 (3.0)	5,409 (9.2)	200 (0.3)	4,773
27	59,435 (100.0)	5,675 (9.5)	46,404 (78.1)	3,675 (6.2)	42,729 (71.9)	927 (1.6)	1,414 (2.4)	4,899 (8.2)	116 (0.2)	4,435
28	57,108 (100.0)	5,439 (9.5)	45,221 (79.2)	3,539 (6.2)	41,682 (73.0)	932 (1.6)	1,360 (2.4)	4,009 (7.0)	147 (0.3)	4,339
29	56,722 (100.0)	5,080 (9.0)	45,811 (80.8)	3,598 (6.3)	42,213 (74.4)	845 (1.5)	1,173 (2.1)	3,686 (6.5)	127 (0.2)	4,094
30	54,598 (100.0)	4,937 (9.0)	44,451 (81.4)	3,392 (6.2)	41,059 (75.2)	775 (1.4)	979 (1.8)	3,354 (6.1)	102 (0.2)	3,832
元	52,664 (100.0)	4,487 (8.5)	43,098 (81.8)	3,280 (6.2)	39,818 (75.6)	701 (1.3)	950 (1.8)	3,352 (6.4)	76 (0.1)	3,519

- (注) 1 学校基本調査による。
 2 卒業者は当該年3月の卒業者数。編入者数は当該年4月の入学者数。
 3 就職者には、大学等への入学者のうち就職している者も含む。
 4 大学等への入学者とは、大学、短期大学の本科、別科、専攻科へ入学した者。
 5 ()内の数字は割合。(単位:%)

(2) 4年制大学への編入者数

区分	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元
編入学受入数	15,009	14,650	13,249	12,549	11,837	10,585	10,006	9,245	8,921	8,659	8,334	7,982	7,678	7,224
短期大学卒業 者	9,462 (9.5%)	8,943 (9.7%)	7,701 (9.2%)	7,062 (9.0%)	6,714 (9.4%)	5,839 (8.7%)	5,610 (8.5%)	5,064 (8.1%)	4,773 (8.1%)	4,435 (7.5%)	4,339 (7.6%)	4,094 (7.2%)	3,832 (7.0%)	3,519 (6.7%)
高等専門学 校卒業者	2,990	2,998	2,911	2,977	2,898	2,769	2,539	2,532	2,592	2,466	2,466	2,478	2,395	2,310
専修学校(専門 課程)卒業者	2,557	2,709	2,637	2,510	2,225	1,977	1,857	1,649	1,556	1,758	1,529	1,410	1,451	1,395
(参考)														
短期大学卒業 者数	99,611	92,100	83,900	78,056	71,394	66,871	65,682	62,375	58,797	59,435	57,108	56,722	54,598	52,664
大学入学者数 (学部)	603,054	613,613	607,159	608,730	619,119	612,858	605,390	614,183	608,247	617,507	618,423	629,733	628,821	631,273

- (注) 1 「編入学受入数」とは、当該年度に大学が受け入れた編入者数で過年度卒業者を含む。
 2 「短期大学卒業者数(参考)」とは、当該年度の前年度3月の卒業者数。
 3 「短期大学卒業者」欄の下段は、「(参考)短期大学卒業者数」に対する割合。
 4 学校基本調査による。

(3) 出身学科別・産業別就職者数（平成31年3月卒業者）

学科 区分	計	人文	社会	教養	工業	農業	保健	家政	教育	芸術	その他
農業, 林業	80 0.2%	3 0.1%	6 0.2%	2 0.2%	3 0.4%	49 34.0%	0 0.0%	6 0.1%	4 0.0%	4 0.4%	3 0.1%
漁業	2 0.0%	0 0.0%	1 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
鉱業, 採石業, 砂利採取業	3 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
建設業	557 1.3%	80 2.5%	102 2.7%	18 2.0%	19 2.3%	29 20.1%	1 0.0%	179 2.1%	30 0.2%	13 1.3%	86 2.6%
製造業	2,366 5.5%	312 9.8%	412 10.7%	130 14.6%	141 17.1%	35 24.3%	9 0.3%	796 9.2%	116 0.6%	122 12.0%	293 8.9%
電気・ガス・ 熱供給・水道業	43 0.1%	11 0.3%	15 0.4%	0 0.0%	1 0.1%	0 0.0%	0 0.0%	7 0.1%	1 0.0%	1 0.1%	7 0.2%
情報通信業	695 1.6%	146 4.6%	168 4.4%	30 3.4%	41 5.0%	0 0.0%	2 0.1%	120 1.4%	30 0.2%	61 6.0%	97 3.0%
運輸業, 郵便業	736 1.7%	258 8.1%	191 5.0%	70 7.8%	10 1.2%	0 0.0%	3 0.1%	104 1.2%	26 0.1%	4 0.4%	70 2.1%
卸売業, 小売業	4,957 11.5%	738 23.3%	617 16.1%	222 24.9%	439 53.2%	13 9.0%	17 0.6%	1,615 18.8%	303 1.7%	189 18.6%	804 24.5%
金融業, 保険業	751 1.7%	165 5.2%	185 4.8%	71 8.0%	5 0.6%	0 0.0%	0 0.0%	153 1.8%	30 0.2%	7 0.7%	135 4.1%
不動産業, 物品賃貸業	462 1.1%	87 2.7%	103 2.7%	36 4.0%	9 1.1%	0 0.0%	0 0.0%	125 1.5%	15 0.1%	4 0.4%	83 2.5%
学術研究, 専門・ 技術サービス業	490 1.1%	54 1.7%	62 1.6%	34 3.8%	24 2.9%	2 1.4%	2 0.1%	171 2.0%	35 0.2%	52 5.1%	54 1.6%
宿泊業, 飲食サービス業	2,618 6.1%	271 8.5%	132 3.4%	29 3.2%	3 0.4%	0 0.0%	48 1.6%	1,764 20.5%	86 0.5%	32 3.2%	253 7.7%
生活関連サー ビス業, 娯楽業	1,521 3.5%	219 6.9%	151 3.9%	96 10.8%	3 0.4%	2 1.4%	29 1.0%	479 5.6%	155 0.8%	185 18.2%	202 6.1%
教育, 学習支援業	7,149 16.6%	154 4.9%	110 2.9%	16 1.8%	1 0.1%	1 0.7%	62 2.1%	360 4.2%	6,214 33.9%	119 11.7%	112 3.4%
医療, 福祉	17,936 41.6%	221 7.0%	1,167 30.4%	53 5.9%	0 0.0%	3 2.1%	2,766 92.8%	1,997 23.2%	10,858 59.3%	140 13.8%	731 22.2%
複合サービス事業	406 0.9%	56 1.8%	86 2.2%	31 3.5%	6 0.7%	6 4.2%	1 0.0%	100 1.2%	32 0.2%	17 1.7%	71 2.2%
サービス業 (他に分類されないもの)	1,538 3.6%	314 9.9%	202 5.3%	41 4.6%	110 13.3%	1 0.7%	5 0.2%	507 5.9%	89 0.5%	57 5.6%	212 6.5%
公務 (他に分類されるものを除く)	652 1.5%	76 2.4%	88 2.3%	14 1.6%	4 0.5%	3 2.1%	31 1.0%	96 1.1%	273 1.5%	6 0.6%	61 1.9%
上記以外のもの	122 0.3%	8 0.3%	40 1.0%	0 0.0%	4 0.5%	0 0.0%	3 0.1%	30 0.3%	24 0.1%	1 0.1%	12 0.4%
計	43,084 100.0%	3,173 100.0%	3,838 100.0%	893 100.0%	825 100.0%	144 100.0%	2,979 100.0%	8,609 100.0%	18,323 100.0%	1,014 100.0%	3,286 100.0%

(注) 1 学校基本調査による。

2 就職進学者数を含む。

(4) 出身学科別・職業別就職者数（平成31年3月卒業者）

学科 区分	計	人文	社会	教養	工業	農業	保健	家政	教育	芸術	その他
専門的・技術的職業 従事者	25,953 60.2%	240 7.5%	682 17.8%	30 3.4%	239 29.0%	84 58.3%	2,795 93.8%	3,875 45.0%	16,966 92.6%	466 46.0%	576 17.5%
管理的職業従事者	35 0.1%	11 0.3%	9 0.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.0%	12 0.1%	1 0.0%	1 0.1%	0 0.0%
事務従事者	6,883 16.0%	1,300 40.6%	1,525 39.7%	506 56.7%	16 1.9%	6 4.2%	61 2.0%	1,838 21.3%	334 1.8%	123 12.1%	1,174 35.7%
販売従事者	4,215 9.8%	755 23.6%	590 15.4%	208 23.3%	20 2.4%	13 9.0%	11 0.4%	1,381 16.0%	306 1.7%	159 15.7%	772 23.5%
サービス職業従事者	4,533 10.5%	764 23.9%	799 20.8%	134 15.0%	127 15.4%	3 2.1%	71 2.4%	1,250 14.5%	580 3.2%	208 20.5%	597 18.2%
保安職業従事者	186 0.4%	50 1.6%	32 0.8%	6 0.7%	2 0.2%	0 0.0%	28 0.9%	25 0.3%	16 0.1%	3 0.3%	24 0.7%
農林漁業作業者	50 0.1%	1 0.0%	4 0.1%	0 0.0%	2 0.2%	36 25.0%	0 0.0%	5 0.1%	2 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
生産工程従事者	999 2.3%	47 1.5%	141 3.7%	6 0.7%	415 50.3%	1 0.7%	5 0.2%	179 2.1%	61 0.3%	35 3.5%	109 3.3%
輸送・機械運転従事者	34 0.1%	3 0.1%	16 0.4%	2 0.2%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.1%	4 0.0%	5 0.0%	0 0.0%	2 0.1%
建設・採掘従事者	19 0.0%	0 0.0%	4 0.1%	0 0.0%	2 0.2%	0 0.0%	1 0.0%	4 0.0%	5 0.0%	2 0.2%	1 0.0%
運搬・清掃等従事者	42 0.1%	5 0.2%	5 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.7%	0 0.0%	12 0.1%	10 0.1%	4 0.4%	3 0.1%
上記以外のもの	165 0.4%	27 0.8%	31 0.8%	0 0.0%	1 0.1%	0 0.0%	4 0.1%	24 0.3%	37 0.2%	13 1.3%	28 0.9%
計	43,114 100.0%	3,203 100.0%	3,838 100.0%	893 100.0%	825 100.0%	144 100.0%	2,979 100.0%	8,609 100.0%	18,323 100.0%	1,014 100.0%	3,286 100.0%

- (注) 1 学校基本調査による。
2 就職進学者数を含む。

(5) 就職内定状況

① 就職(内定)率の推移(平成24年度調査)

	10.1現在	12.1現在	2.1現在	4.1現在
大学	63.1%	75.0%	81.7%	93.9%
(うち女子)	(63.2%)	(75.6%)	(82.0%)	(94.7%)
短期大学	27.4%	59.3%	78.8%	94.7%
高等専門学校	96.2%	99.2%	99.2%	100.0%
専修学校	42.6%	63.0%	78.5%	94.1%
(うち女子)	(44.3%)	(64.8%)	(81.1%)	(96.7%)

(注)大学等卒業予定者の就職内定状況調査(文部科学省・厚生労働省調査)による。

② 就職(内定)率の推移(平成25年度調査)

	10.1現在	12.1現在	2.1現在	4.1現在
大学	64.3%	76.6%	82.9%	94.4%
(うち女子)	(64.0%)	(77.2%)	(83.7%)	(95.2%)
短期大学	23.6%	58.6%	77.6%	94.2%
高等専門学校	95.7%	98.7%	100.0%	100.0%
専修学校	43.4%	60.6%	78.4%	93.0%
(うち女子)	(48.5%)	(68.0%)	(81.6%)	(94.4%)

(注)大学等卒業予定者の就職内定状況調査(文部科学省・厚生労働省調査)による。

③ 就職(内定)率の推移(平成26年度調査)

	10.1現在	12.1現在	2.1現在	4.1現在
大学	68.4%	80.3%	86.7%	96.7%
(うち女子)	(69.4%)	(81.9%)	(88.3%)	(96.9%)
短期大学	26.7%	60.9%	78.1%	95.6%
高等専門学校	93.4%	96.9%	98.7%	100.0%
専修学校	49.0%	64.1%	77.1%	94.7%
(うち女子)	(52.4%)	(65.1%)	(77.5%)	(94.0%)

(注)大学等卒業予定者の就職内定状況調査(文部科学省・厚生労働省調査)による。

④ 就職(内定)率の推移(平成27年度調査)

	10.1現在	12.1現在	2.1現在	4.1現在
大学	66.5%	80.4%	87.8%	97.3%
(うち女子)	(67.2%)	(82.0%)	(89.3%)	(98.0%)
短期大学	33.2%	68.0%	86.0%	97.4%
高等専門学校	94.3%	96.4%	98.4%	100.0%
専修学校	48.2%	65.8%	84.5%	97.0%
(うち女子)	(54.8%)	(68.7%)	(85.5%)	(96.4%)

(注)大学等卒業予定者の就職内定状況調査(文部科学省・厚生労働省調査)による。

⑦ 就職(内定)率の経年比較

	平20.4.1	平21.4.1	平22.4.1	平23.4.1	平24.4.1	平25.4.1	平26.4.1	平27.4.1	平28.4.1	平29.4.1
大学	95.7%	91.8%	91.0%	93.6%	93.9%	94.4%	96.7%	97.3%	97.6%	98.0%
(うち女子)	(95.4%)	(91.5%)	(90.9%)	(92.6%)	(94.7%)	(95.2%)	(96.9%)	(98.0%)	(98.4%)	(98.6%)
短期大学	94.5%	88.4%	84.1%	89.5%	94.7%	94.2%	95.6%	97.4%	97.0%	99.1%
高等専門学校	100.0%	99.5%	98.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
専修学校	91.8%	87.4%	86.2%	93.2%	94.1%	93.0%	94.7%	97.0%	96.1%	94.7%
(うち女子)	(91.4%)	(87.0%)	(84.4%)	(94.8%)	(96.7%)	(94.4%)	(94.0%)	(96.4%)	(97.2%)	(95.6%)
	平30.4.1	平31.4.1								
大学	97.6%	98.0%								
(うち女子)	(97.8%)	(98.5%)								
短期大学	98.6%	97.0%								
高等専門学校	99.6%	100.0%								
専修学校	96.6%	100.0%								
(うち女子)	(97.2%)	(90.7%)								

(注)大学等卒業予定者の就職内定状況調査(文部科学省・厚生労働省調査)による。

⑤ 就職(内定)率の推移(平成28年度調査)

	10.1現在	12.1現在	2.1現在	4.1現在
大学	71.2%	85.0%	90.6%	97.6%
(うち女子)	(73.6%)	(87.2%)	(92.8%)	(98.4%)
短期大学	41.6%	72.6%	88.5%	97.0%
高等専門学校	95.7%	98.3%	99.6%	100.0%
専修学校	53.8%	70.7%	84.5%	96.1%
(うち女子)	(55.3%)	(72.9%)	(87.1%)	(97.2%)

(注)大学等卒業予定者の就職内定状況調査(文部科学省・厚生労働省調査)による。

⑥ 就職(内定)率の推移(平成29年度調査)

	10.1現在	12.1現在	2.1現在	4.1現在
大学	75.2%	86.0%	91.2%	98.0%
(うち女子)	(76.0%)	(87.0%)	(92.8%)	(98.6%)
短期大学	39.4%	75.4%	89.9%	99.1%
高等専門学校	94.4%	97.6%	99.6%	100.0%
専修学校	55.0%	68.9%	85.6%	94.7%
(うち女子)	(53.1%)	(67.2%)	(86.3%)	(95.6%)

(注)大学等卒業予定者の就職内定状況調査(文部科学省・厚生労働省調査)による。

⑦ 就職(内定)率の推移(平成30年度調査)

	10.1現在	12.1現在	2.1現在	4.1現在
大学	77.0%	87.9%	91.9%	97.6%
(うち女子)	(77.0%)	(88.5%)	(92.6%)	(97.8%)
短期大学	42.8%	75.6%	76.7%	98.6%
高等専門学校	93.7%	97.2%	99.6%	99.6%
専修学校	61.3%	76.8%	87.1%	96.6%
(うち女子)	(64.4%)	(78.0%)	(88.6%)	(97.2%)

(注)大学等卒業予定者の就職内定状況調査(文部科学省・厚生労働省調査)による。

⑧ 就職(内定)率の推移(令和元年度調査)

	10.1現在	12.1現在	2.1現在	4.1現在
大学	76.8%	87.1%	92.3%	98.0%
(うち女子)	(77.6%)	(88.6%)	(93.8%)	(98.5%)
短期大学	40.6%	72.0%	89.3%	97.0%
高等専門学校	96.2%	98.7%	100.0%	100.0%
専修学校	60.4%	76.1%	86.9%	100.0%
(うち女子)	(61.9%)	(79.4%)	(88.2%)	(90.7%)

(注)大学等卒業予定者の就職内定状況調査(文部科学省・厚生労働省調査)による。

4 教職員の状況等(令和元年度)

	計	公立短期大学	私立短期大学
教員数	7,440人	398人	7,042人
(参考)学生数	109,120人	5,577人	103,543人
(教員一人当たり学生数)	(15.1人)	(13.6人)	(15.2人)
職員数	4,131人	167人	3,964人

(注)学校基本調査による。教員数・職員数は本務者のみをカウントし、兼務者を含まない。

短期大学教育功労者 被表彰者一覧（私立短期大学）

本年は、昭和25年に短期大学教育制度が発足してから70周年にあたります。文部科学省では、短期大学教育70周年を記念して、短期大学教育に長く従事し、その功労が顕著な者及び短期大学教育に特に顕著に功績があった者を文部科学大臣が表彰し、その功に報いるとともに、短期大学教育の発展に資するものとするとして、以下の223名の方々を被表彰者として決定しました。

短期大学名	職名*	氏名	短期大学名	職名*	氏名
旭川大学短期大学部	大学・短期大学統括副学長	藤原 潤一	聖園学園短期大学	教授	内藤 裕子
帯広大谷短期大学	学長	田中 厚一	羽陽学園短期大学	教授	大木 みどり
釧路短期大学	附属図書館課長補佐	渡邊 泰代	東北文教大学短期大学部	教授	熊谷 義隆
國學院大學北海道短期大学部	学長	平野 泰樹	東北文教大学短期大学部	教授	佐藤 晃
國學院大學北海道短期大学部	教授	黒阪 陽一	郡山女子大学短期大学部	副学長	齋藤 美保子
札幌国際大学短期大学部	学長	平野 良明	郡山女子大学短期大学部	教授	會田 久仁子
北海道武蔵女子短期大学	教授	佐々木 文昭	茨城女子短期大学	学長	小野 孝尚
北海道武蔵女子短期大学	教授	尾野 治彦	宇都宮短期大学	副学長	直井 文子
東北女子短期大学	教授	北山 育子	國學院大學栃木短期大学	副学長	林田 孝和
東北女子短期大学	学長	島内 智秋	國學院大學栃木短期大学	特任教授	酒寄 雅志
八戸学院大学短期大学部	教授	田端 利則	作新学院大学女子短期大学部	教授	青木 章彦
弘前医療福祉大学短期大学部	学長	相澤 保正	埼玉女子短期大学	学長	楯沢 栄一
修紅短期大学	教授	高橋 秀子	桐生大学短期大学部	教授	橋本 まさ子
修紅短期大学	教授	青山 裕二	高崎商科短期大学部	学長	淵上 勇次郎
盛岡大学短期大学部	教授	齋藤 修	高崎商科短期大学部	理事長	森本 純生
盛岡大学短期大学部	教授	長谷川 誠	国際学院埼玉短期大学	理事長・学長	大野 博之
聖和学園短期大学	副学長	木村 昭代	埼玉医科大学短期大学	副学長	所 ミヨ子
聖和学園短期大学	教授	小野 真喜子	武蔵丘短期大学	副学長	玉木 啓一
秋田栄養短期大学	教授	廣川 忠男	武蔵丘短期大学	教授	杉山 仁志
秋田栄養短期大学	教授	佐藤 実	植草学園短期大学	教授	佐藤 慎二
聖霊女子短期大学	事務長	高橋 恵喜	昭和学院短期大学	教授	板垣 昌子
聖霊女子短期大学	副学長	三森 一司	昭和学院短期大学	教授	川田 江美
日本赤十字秋田短期大学	教授	高橋 美岐子	聖徳大学短期大学部	理事長・学園長・学長	川並 弘純
日本赤十字秋田短期大学	教授	土室 修	聖徳大学短期大学部	教授	幸田 眞希

(※職名は、令和2年3月31日現在)

短期大学名	職名 [※]	氏名	短期大学名	職名 [※]	氏名
清和大学短期大学部	教授	平田 和世	日本大学短期大学部	教授	深津 誠
千葉敬愛短期大学	副学長	吉村 真理子	目白大学短期大学部	学長	油谷 純子
千葉敬愛短期大学	特任教授	竹内 アンナ	和泉短期大学	理事長	深町 正信
千葉経済大学短期大学部	教授	大沼 徹	和泉短期大学	特任教授	武石 宣子
千葉経済大学短期大学部	教授	中村 秀一	小田原短期大学	教授	中村 弘行
大妻女子大学短期大学部	教授	熊木 哲	神奈川歯科大学短期大学部	学長	長谷 徹
大妻女子大学短期大学部	副学長	井上 美沙子	相模女子大学短期大学部	講師	関根 康子
共立女子短期大学	教授	山口 庸子	湘北短期大学	教授	小森 潔
駒沢女子短期大学	教授	木下 茂昭	湘北短期大学	事務局次長	佐藤 清彦
駒沢女子短期大学	教授	高玉 和子	鶴見大学短期大学部	教授	加藤 保男
淑徳大学短期大学部	教授	石上 善應	鶴見大学短期大学部	教授	山田 吉郎
女子栄養大学短期大学部	副学長	廣末 トシ子	東海大学医療技術短期大学	教授	山口 由子
女子栄養大学短期大学部	教授	松本 文夫	新潟中央短期大学	教授	坂内 寿子
女子美術大学短期大学部	学長	小倉 文子	新潟青陵大学短期大学部	教授	小川 秀子
女子美術大学短期大学部	副学長	山野 雅之	明倫短期大学	教授	江川 廣子
白梅学園短期大学	教授	瀧口 優	明倫短期大学	講師	平澤 明美
白梅学園短期大学	教授	花原 幹夫	富山短期大学	学長	宮田 伸朗
杉野服飾大学短期大学部	教授	吉川 玲子	富山短期大学	教授	深井 康子
杉野服飾大学短期大学部	教授	水上 雅子	金沢星稜大学女子短期大学部	事務局長	田辺 栄
創価女子短期大学	学長	水元 昇	金沢星稜大学女子短期大学部	広報課長	源大 和幸
創価女子短期大学	教授	大谷 立美	金城大学短期大学部	教授	藤元 宏一
帝京大学短期大学	教授	木村 康平	金城大学短期大学部	教授	瀬戸 就一
東京家政大学短期大学部	教授	土屋 京子	北陸学院大学短期大学部	教授	坂井 良輔
東京家政大学短期大学部	准教授	井戸 裕子	北陸学院大学短期大学部	教授	富岡 和久
東京交通短期大学	学長	松岡 弘樹	仁愛女子短期大学	教授	島田 貢明
東京成徳短期大学	教授	糸山 昌己	山梨学院短期大学	教授	伊藤 美輝
東京成徳短期大学	教授	堀内 秀雄	上田女子短期大学	教授	大橋 敦夫
東京歯科大学短期大学	教授	日下 和代	松本大学松商短期大学部	学長	住吉 廣行
新渡戸文化短期大学	理事	森本 晴生	松本大学松商短期大学部	教授	山添 昌彦
日本大学短期大学部	教授	山田 賢治	松本短期大学	理事長	銭坂 久紀

短期大学名	職名 [※]	氏名	短期大学名	職名 [※]	氏名
大垣女子短期大学	教授	矢田貝 真一	滋賀短期大学	教授	山中 博史
大垣女子短期大学	准教授	水嶋 広美	京都文教短期大学	教授	富田 英子
中京学院大学短期大学部	教授	平中 学	嵯峨美術短期大学	教授	佐野 仁志
東海学院大学短期大学部	教授	神谷 真弓子	龍谷大学短期大学部	教授	龍溪 章雄
東海学院大学短期大学部	教授	三羽 佐和子	大阪キリスト教短期大学	教授	葉山 正行
中日本自動車短期大学	教授	青木 恒夫	大阪キリスト教短期大学	教授	山岸 徹
中日本自動車短期大学	教授	横井 隆治	大阪国際大学短期大学部	芸術文化教育センター長	朝倉 洋
静岡英和学院大学短期大学部	学長	柴田 敏	大阪国際大学短期大学部	教授	前川 武
静岡英和学院大学短期大学部	教授	高橋 清隆	大阪城南女子短期大学	教授	中井 康行
東海大学短期大学部	特任教授	下村 信幸	大阪信愛学院短期大学	学長	高井 明德
常葉大学短期大学部	副学長	小田 寛人	大阪信愛学院短期大学	副学長	奥田 昌代
浜松学院大学短期大学部	教授	今井 昌彦	大阪夕陽丘学園短期大学	教授	青山 佐喜子
浜松学院大学短期大学部	教授	山本 孝一	関西外国語大学短期大学部	教授	藤林 富郎
愛知江南短期大学	教授	木内 清美	関西女子短期大学	教授	畠中 能子
愛知江南短期大学	教授	宇野 和明	近畿大学短期大学部	教授	内上 誠
愛知大学短期大学部	教授	谷 彰	近畿大学短期大学部	教授	田中 美佐
愛知文教女子短期大学	教授	早矢仕 清貴	プール学院短期大学	教授	大嶋 耕一
愛知みずほ短期大学	理事長・学長	大塚 知津子	プール学院短期大学	教授	Rebecca ARTHUR, Anne
愛知みずほ短期大学	准教授	稲垣 聡子	大手前短期大学	学長	福井 洋子
岡崎女子短期大学	理事長・学長	林 陽子	大手前短期大学	副学長	蘆田 秀昭
岡崎女子短期大学	教授	小宮 富子	神戸女子短期大学	教授	長瀬 莊一
修文大学短期大学部	事務局長	酒井 達夫	神戸女子短期大学	教授	西川 貴子
修文大学短期大学部	特任教授	三沢 建一	聖和短期大学	教授	中川 香子
豊橋創造大学短期大学部	教授	青嶋 由美子	聖和短期大学	教授	高田 正久
名古屋経営短期大学	教授	高木 清秀	園田学園女子大学短期大学部	教授	垣東 弘一
名古屋短期大学	副学長	小川 雄二	園田学園女子大学短期大学部	教授	山口 律子
名古屋短期大学	副学長	近藤 正春	豊岡短期大学	教授	岩田 健一郎
ユマニテク短期大学	教授	川勝 泰介	兵庫大学短期大学部	教授	三宅 一郎
ユマニテク短期大学	教授	安藤 和彦	武庫川女子大学短期大学部	教授	藤谷 智子
滋賀短期大学	事務局長	井上 清久	武庫川女子大学短期大学部	教授	茅野 宏明

(※職名は、令和2年3月31日現在)

短期大学名	職名 [※]	氏名	短期大学名	職名 [※]	氏名
武庫川女子大学短期大学部	教授	生地 加代	今治明德短期大学	教授	武田 秀敏
奈良芸術短期大学	教授	河野 榮一	聖カタリナ大学短期大学部	教授	藤井 澄子
奈良芸術短期大学	講師	大槻 睦子	松山東雲短期大学	特任教授	児嶋 雅典
奈良佐保短期大学	副学長	池内 ますみ	高知学園短期大学	学長	小島 一久
和歌山信愛女子短期大学	教授	小笠原 眞弓	高知学園短期大学	教授	高岡 榮二
鳥取短期大学	学長	松本 典子	高知学園短期大学	教授	大野 由香
鳥取短期大学	教授	羽根田 眞弓	香蘭女子短期大学	副学長	河野 博行
岡山短期大学	理事長・学長	原田 博史	香蘭女子短期大学	教授	藤岡 健
岡山短期大学	教授	尾崎 聡	純真短期大学	教授	下村 久美子
川崎医療短期大学	副学長	名木田 恵理子	中村学園大学短期大学部	教授	阿部 志磨子
川崎医療短期大学	教授	新見 明子	中村学園大学短期大学部	教授	梶田 鈴子
作陽短期大学	教授	矢内 直行	西日本短期大学	特任教授	大石 道義
就実短期大学	教授	澤津 まり子	福岡医療短期大学	教授	堀部 晴美
中国短期大学	教授	宇野 保子	福岡女学院大学短期大学部	教授	浅田 雅明
中国短期大学	教授	福森 護	佐賀女子短期大学	学長	田口 香津子
山陽女子短期大学	教授	丸川 浩	西九州大学短期大学部	教授	米倉 慶子
広島文化学園短期大学	理事長	森元 弘志	西九州大学短期大学部	学長	福元 裕二
広島文化学園短期大学	副学長	松元 健治	長崎女子短期大学	准教授	武藤 玲路
安田女子短期大学	教授	藤田 牧子	長崎短期大学	学長	安部 恵美子
下関短期大学	教授	堀尾 昇平	別府大学短期大学部	教授	八幡 雅彦
四国大学短期大学部	教授	松永 満佐子	別府大学短期大学部	教授	伊藤 昭博
四国大学短期大学部	教授	武田 章秀	別府溝部学園短期大学	理事長・学長	溝部 仁
徳島文理大学短期大学部	教授	児嶋 輝美	南九州短期大学	教授	土田 博
香川短期大学	理事長・副学長	大久保 直明	鹿児島純心女子短期大学	学長	平山 久美子
香川短期大学	副学長	齊藤 栄嗣	鹿児島純心女子短期大学	教授	堀江 美智代
香川短期大学	副学長	玉置 忠徳	鹿児島女子短期大学	学長	幾留 秀一
高松短期大学	教授	柴田 玲子	鹿児島女子短期大学	学園長	志賀 壽子
高松短期大学	教授	出木浦 孝			

(敬称略)

60周年以降10年の歩み

(年表 & 解説)

2009 〈平成21〉年度 (1~3月)

- 1.14 ■ 教員免許制度に関する検討特別委員会（第2回）開催
短期大学が行っている教員養成の意義・役割等について、あらためて確固たる考え方を構築し、文部科学省の検討等に提言するため特別委員会を設置。(平成21年11月13日理事会承認)
- 1.29 ○ 政府・内閣府少子化社会対策会議：「子ども・子育て新システム検討会議」設置
- 2.25 ○ 文部科学省：「大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令」公布
学生の資質能力に対する社会からの要請、学生の多様化に伴う卒業後の職業生活等への移行支援の必要性を踏まえ、大学は、生涯を通じた持続的な就業力の育成を目指し、教育課程の内外を通じて社会的・職業的自立に向けた指導等に取り組み、また、そのための体制を整えることが必要。(平成23年4月1日施行)
- 3.2 ○ 文部科学省・厚生労働省・経済産業省各政務官連名：中小企業団体に対し、「新規学校卒業者の採用に関する要請書」発出
- 3.31 ■ 文部科学省初等中等教育局教職員課宛「教員養成の在り方について（意見）」提出

後掲参照① ▶▶▶

2010 〈平成22〉年度

【会員校数 352校】

- 4.16 ■ 就職問題委員会：短期大学卒業生の就職環境改善のための提案書を会員校に発出〔HP〕
- 5.12 ○ 中央教育審議会大学分科会国際的な大学評価活動に関するワーキンググループ：「国際的な大学評価活動の展開状況や我が国の大学に関する情報の海外発信の観点から公表が望まれる項目の例」取りまとめ
- 5.14 ■ 「春季定期総会」を郡山ビューホテルアネックス（福島県）にて開催
発刊：機関誌『短期大学教育』第66号
- 5.17 ■ 第10回「入試広報担当者研修会」を大阪ガーデンパレス（大阪府）にて開催（～5.19）
内容：基調講演、講演、事例報告Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、分科会（テーマ：入試制度、高校訪問、オープンキャンパス、広報・広告）〔105短期大学・126名参加〕

- 5.21 ○ 文部科学省・厚生労働省の共同調査：「平成21年度大学等卒業者の就職状況調査（4月1日現在）の結果」公表（大学：91.8%、短期大学：88.4%）
- 6.3 ○ 文部科学省：「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」諮問
○ 中央教育審議会：「教員の資質能力向上特別部会」設置
- 6.15 ○ 文部科学省：「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令」公布
大学等が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、公表すべき情報を法令上明確にし、教育情報の一層の公表を促進。
（平成23年4月1日施行）
- 6.29 ○ 中央教育審議会大学分科会：「中長期的な大学教育の在り方に関する第四次報告」取りまとめ
- 8.9 ■ 第45回「全国私立短期大学体育大会」を東京体育館（東京都）他にて開催（～8.12）
- 9.1 ■ 「就職担当者研修会」をANAクラウンプラザホテル神戸（兵庫県）にて開催（～9.3）
内容：調査報告、基調講演、地域の取組み、地域別グループ討議、グループ討議（①企業、②幼・保・福祉等）、講演、委員会報告・講演〔148短期大学・182名参加〕
発刊：「平成21年度私立短大卒業生の卒業後の状況調査」報告書〔HP〕
- 9.14 ○ 就職問題懇談会：「平成23年度大学、短期大学および高等専門学校卒業予定者の就職・採用活動について」通知
平成23年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者の就職・採用活動については、企業側の「倫理憲章」と大学側の「申合せ」を双方が順守し、行動することを期待する旨確認。
- 9.17 ○ 高木義明文部科学大臣就任（～平成23年9月2日）
- 9.21 ■ 文部科学大臣宛「大学評価・学位授与機構における学位授与事業について（要望）」提出
後掲参照②
- 10.8 ○ 文部科学大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣連名：主要経済団体に対し、「新規学校卒業者等の採用に関する要請書」発出
- 10.12 ■ 「教務担当者研修会」をアルカディア市ヶ谷・私学会館（東京都）にて開催（～10.14）
内容：講演、行政説明、事例報告とミニパネルディスカッション、委員会報告、グループ別研修（A：教学改革の方向や教学の管理・運営上の諸問題、B：教務をめぐる諸問題、C：学校教育法・短期大学設置基準等と教務事務）〔196短期大学・270名参加〕
発刊：「私立短期大学教務関係調査」集計結果〔HP〕
『短期大学教務必携』（第15次改訂版）〔HP〕
- 10.21 ■ 「秋季定期総会」をホテルグランドパレス（東京都）にて開催
- 10.22 ■ 「日本私立短期大学協会創立60周年記念式典・祝賀会」をホテルグランドパレス（東京都）にて挙行
発刊：日本私立短期大学協会創立60周年誌、リーフレット「2010 日本の私立短期大学」
- 11.16 ■ 中央教育審議会キャリア教育・職業教育特別部会宛『「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申素案）」に関する意見』提出
後掲参照③
- 11.17 ■ 「経理事務等研修会」をホテルメトロポリタン仙台（宮城県）にて開催（～11.19）
内容：アンケート調査報告、講演Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ、分科会（A：初任者のための学校簿記、B：学校法人会計基準と計算書類の取扱い、C：経常費補助金、M：管理職のための財務の見方、D：①計算書類の注記、②特別補助、③学費未納者への対応、④会計検査院の实地検査、⑤財務分析、⑥情報公開）〔149短期大学・245名参加〕

- 12.1 ■ 私学3団体（日本私立大学連盟・日本私立大学協会・日本私立短期大学協会）・日本私立高等専門学校協会連名：私立大学振興に関する緊急大会において「明日のわが国を創造する原動力は高等教育の振興、特に私立大学等の充実発展にある。」として私学助成等の充実に向けて決議 **後掲参照④** ▶▶▶
- 「学生生活指導担当者研修会」をホテルメトロポリタンエドモント（東京都）にて開催（～12.3）
 主題：学生生活指導・支援の見直しへの提案—生活・教育問題への強い関心と危機感について—
 内容：短大見学会（4短大）、基調講演、事例発表、グループ討議（テーマ：大学主体の活動、課外活動、心身の健康、福利厚生）、講演〔95短期大学・116名参加〕
- 12.6 ■ 第8回「理事長協議会」をアルカディア市ヶ谷・私学会館（東京都）にて開催
 主テーマ：これからの私立短期大学経営—財務の改善へ向けて—
 内容：講演、分科会（短大プロパー、大学併設）〔137短期大学・155名参加〕
- 1.31 ○ 中央教育審議会：「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」答申
 ○ 中央教育審議会教員の資質能力向上特別部会：「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（審議経過報告）」取りまとめ

3.11 東北地方太平洋沖地震「東日本大震災」（マグニチュード9.0）発生

- 3.15 ○ (社)日本経済団体連合会：「採用選考に関する企業の倫理憲章」改定（付参考資料）
 2013年度入社以降の大学卒業予定者について、広報活動は卒業・修了学年前年の12月1日以降、選考活動は卒業・修了学年の4月1日以降と明記。
- 3.17 ○ 就職問題懇談会：企業等代表者及び経済・業界団体代表者に対し、「平成24年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職に関する要請」発出
- 3.22 ○ 文部科学大臣・厚生労働大臣連名：主要経済団体に対し、「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震により被害を受けた新卒者等への配慮に関する要請書」発出
 ○ 文部科学省：「東北地方太平洋沖地震に係る主要経済団体等への大臣要請を踏まえた対応について」通知

2011〈平成23〉年度

【会員校数 343校】

- 4.12 ■ 「私立大学災害対策特別委員会」設置 **後掲参照⑤** ▶▶▶
 ■ 私学3団体：東日本大震災における私立大学の復旧・復興に係る要望 **後掲参照⑥** ▶▶▶
- 4.29 ■ 日本私立大学協会及び日本私立短期大学協会事務局長による合同での、被災東北3県（岩手・宮城・福島）の私立大学・短期大学現地へのお見舞い訪問（～5.2）
- 5.16 ■ 「春季定期総会」をホテルグランドパレス（東京都）にて開催
 東日本大震災への支援を求めて決議 **後掲参照⑦** ▶▶▶
 発刊：機関誌『短期大学教育』第67号
- 5.17 ○ 日本公認会計士協会：「「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について（通知）」に関する実務指針」公表

- 5.19 ○ 就職問題懇談会：「平成24年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職活動について」発出
- 5.27 ■ 東日本大震災 災害復興対策本部（第1回）
被災会員校に対する具体的な支援の方策を協議。①第一次支援…23年度分本協会会費納入の全額免除（対象校は、岩手・宮城・福島に所在するすべての会員校<11校>）、②第二次支援…被災状況に応じた支援金および、各種研修会・体育大会参加費相当額の上乗せに分けて支援することを了承。
- 6.9 ■ 全私学連合：第7回原子力損害賠償紛争審査会における団体ヒアリングにおいて「私立学校における原子力事故による損害と賠償について」提出
私学3団体：同ヒアリングにおいて「福島県私立大学・短期大学における原発事故による損害状況について」提出 **後掲参照⑧**
- 7.1 ○ 文部科学省・厚生労働省の共同調査：「平成22年度大学等卒業者の就職状況調査（4月1日現在）の結果」公表（大学：91.0%、短期大学：84.1%）
- 7.4 ■ 第11回「入試広報担当者研修会」をオークラアクトシティホテル浜松（静岡県）にて開催（～7.6）
内容：講演Ⅰ・Ⅱ、事例報告Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、分科会（テーマ：入試制度、高校訪問、オープンキャンパス、広報・広告）、総括〔89短期大学・107名参加〕
- 7.8 ■ 私学3団体：第6回中央教育審議会教育振興基本計画部会のヒアリングにおいて「中央教育審議会教育振興基本計画部会への意見—東日本大震災復興対応—」提出 **後掲参照⑨**
- 7.29 ■ 文部科学省初等中等教育局教職員課宛「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（審議経過報告）に対する意見」提出 **後掲参照⑩**
- 8.2 ■ 私学3団体主催：「東日本大震災の被災地におけるシンポジウム2011」を東北学院大学（宮城県）にて開催
- 8.8 ■ 第46回「全国私立短期大学体育大会」を東京体育館（東京都）他にて開催（～8.11）
- 9.2 ○ 中川正春文部科学大臣就任（～平成24年1月13日）
- 9.7 ■ 「就職担当者研修会」をオークラアクトシティホテル浜松（静岡県）にて開催（～9.9）
内容：講演、調査報告、事例報告、グループ討議（①企業、②幼・保・福祉等）、講演&ミニワーク〔134短期大学・164名参加〕
発刊：「平成22年度私立短大卒業生の卒業後の状況調査」報告書 [HP]
- 9.8 ■ 「図書館情報担当者研修会」を仙台ガーデンパレス（宮城県）にて開催（～9.9）
テーマ：短期大学図書館の新たな出発
内容：記念講演、講演Ⅰ・Ⅱ、研究発表〔46短期大学・53名参加〕
- 10.4 ■ 「経理事務等研修会」をANAクラウンプラザホテル神戸（兵庫県）にて開催（～10.6）
内容：アンケート調査報告、講演Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ、分科会（A：学校簿記と会計基準、B：管理職のための財務の見方、C：私立大学等経常費補助金、D：①計算書類の注記、②第三者評価、③私学をめぐる法律上の諸問題、④会計検査院の実地検査、⑤財務分析、⑥情報公開）〔155短期大学・244名参加〕

- 10.7 ○ 就職問題懇談会：「平成24年度大学、短期大学および高等専門学校卒業予定者の就職・採用活動について」通知
平成24年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者の就職・採用活動については、企業側の「倫理憲章」と大学側の「申合せ」を双方が順守し、行動することを期待する。引き続き、正常な学校教育と学生の健全な学修環境を確保するため、大学側、企業側の双方が、就職・採用活動の改善に向けた協議を継続するものとする旨確認。
- 10.18 ■ 「秋季定期総会」をパレスホテル大宮（埼玉県）にて開催
- 10.24 ■ 「教務担当者研修会」をANAクラウンプラザホテル神戸（兵庫県）にて開催（～10.26）
内容：講演、行政説明、事例報告1・2、委員会報告、グループ別研修（A：教学改革の方向や教学の管理・運営上の諸問題、B：教務をめぐる諸問題、C：学校教育法・短期大学設置基準等と教務事務）〔199短期大学・263名参加〕
発刊：「私立短期大学教務関係調査」集計結果〔HP〕
『短期大学教務必携』（第16次改訂版）〔HP〕
- 11.30 ■ 「学生生活指導担当者研修会」をホテル日航金沢（石川県）にて開催（～12.2）
主題：危機管理と学生支援のあり方
内容：短大見学会（3短大）、講演、事例発表1・2、調査報告、グループ討議（テーマ：Ⅰ大学における危機管理、Ⅱ学生生活指導・支援に関する事例と取組み ①大学主体の活動、②課外活動、③心身の健康、④福利厚生）、講演・ワークショップ〔91短期大学・109名参加〕
発刊：「学生生活に関する報告書」vol.2〔HP〕
- 12.5 ■ 第9回「理事長協議会」をアルカディア市ヶ谷・私学会館（東京都）にて開催
主テーマ：私立短期大学の経営充実方策
内容：講演、分科会（短大プロパー、大学併設）〔135短期大学・154名参加〕
- 12.6 ■ 私学3団体・日本私立高等専門学校協会連名：私立大学振興大会2011において「東日本大震災からの速やかなる復興と安心・安全な社会の実現」や「私学助成の充実」等に向けて決議
後掲参照⑪ ▶▶▶
- 12.9 ○ 中央教育審議会教育振興基本計画部会：「第2期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方」取りまとめ
- 1.13 ○ 平野博文文部科学大臣就任（～平成24年10月1日）
- 2.24 ■ 文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室宛「学校教育法施行規則及び専修学校設置基準等の改正への意見」提出
後掲参照⑫ ▶▶▶
- 3.2 ○ 政府・内閣府少子化社会対策会議：「子ども・子育て新システムに関する基本制度取りまとめ」が公表（平成24年2月13日）されたことを受け、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」および「子ども・子育て新システム法案骨子」を定める
- 3.26 ■ 私学3団体・日本私立高等専門学校協会連名：第15回中央教育審議会教育振興基本計画部会のヒアリングにおいて「中央教育審議会教育振興基本計画部会『第2期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方』への意見具申」提出
後掲参照⑬ ▶▶▶
- 中央教育審議会大学分科会大学教育部会：「予測困難な時代において生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ」審議まとめ
- 3.29 ○ 文部科学省：「文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」制定
- 3.31 ■ 運営問題委員会「短期大学における防災・減災への備えについて」報告〔HP〕

2012〈平成24〉年度

【会員校数 337校】

- 5.14 ■「春季定期総会」をホテルグランドパレス（東京都）にて開催
発刊：機関誌『短期大学教育』第68号
- 5.15 ○中央教育審議会教員の資質能力向上特別部会：「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」審議のまとめ
- 文部科学省・厚生労働省の共同調査：「平成23年度大学等卒業者の就職状況調査（4月1日現在）の結果」公表（大学：93.6%、短期大学：89.5%）
- 6.1 ■中央教育審議会教員の資質能力向上特別部会宛「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（審議のまとめ）に対する意見」提出 **後掲参照⑭**
- 7.4 ■第12回「入試広報担当者研修会」を京都ガーデンパレス（京都府）にて開催（～7.6）
内容：ワークショップ、講演、事例報告Ⅰ・Ⅱ、分科会（テーマ：入試制度、広報・広告、広報予算、高校訪問、オープンキャンパス）〔97短期大学・115名参加〕
- 8.6 ■第47回「全国私立短期大学体育大会」を駒沢オリンピック公園総合運動場体育館（東京都）他にて開催（～8.9）
- 8.8 ■私学3団体主催：「東日本大震災の被災地におけるシンポジウム2012」を郡山女子大学・短期大学部（福島県）にて開催
- 8.10 ○厚生労働省：「労働契約法の一部を改正する法律」公布
有期労働契約の新しい3つのルールを規定。（平成25年4月1日施行）
- 8.22 ○内閣府・文部科学省・厚生労働省：子ども・子育て関連3法公布（平成27年4月1日施行）
○「子ども・子育て支援法」
○「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」
○「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」
- 8.28 ○中央教育審議会：「大学入学者選抜の改善をはじめとする高等学校教育と大学教育の円滑な接続と連携の強化のための方策について」諮問
- 中央教育審議会：「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」答申
中央教育審議会：「大学分科会高大接続特別部会」設置
- 中央教育審議会：「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」答申
- 9.5 ■「就職担当者研修会」をANAクラウンプラザホテル神戸（兵庫県）にて開催（～9.7）
内容：講演、調査報告、カテゴリー別研修（①幼・保、②企業、③基本就職指導）、グループ討議（①企業、②幼・保・福祉等）〔106短期大学・129名参加〕
発刊：「平成23年度私立短大卒業生の卒業後の状況調査」報告書〔HP〕
- 9.19 ○文部科学省：「教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議」設置（～平成26年3月1日）
- 10.1 ○田中眞紀子文部科学大臣就任（～平成24年12月26日）

- 10.10** ■ 「教務担当者研修会」をオークラアクトシティホテル浜松（静岡県）にて開催（～10.12）
 内容：講演1・2、行政説明、事例報告、委員会報告、グループ別研修（A：教学改革の方向や教学の管理・運営上の諸問題、B：教務をめぐる諸問題、C：学校教育法・短期大学設置基準等と教務事務）〔171短期大学・232名参加〕
 発刊：「私立短期大学教務関係調査」集計結果〔HP〕
 『短期大学教務必携』（第17次改訂版）〔HP〕
- 10.15** ■ 「秋季定期総会」を名古屋東急ホテル（愛知県）にて開催
 短期大学振興対策特別委員会の設置を承認
- 11.1 ○ 就職問題懇談会：「大学、短期大学および高等専門学校卒業予定者の就職・採用活動について」通知
- 11.6 ■ 私学3団体：文部科学大臣宛「大学設置認可に当たっては、大学設置・学校法人審議会の意見を尊重するよう求める」緊急声明 **後掲参照15** ▶▶▶
- 11.20** ■ 「経理事務等研修会」を大阪ガーデンパレス（大阪府）にて開催（～11.22）
 内容：アンケート調査報告、講演Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ、分科会（A：会計基準と学校簿記、B：管理職のための財務の見方、C：私立大学等経常費補助金、D：①計算書類の注記、②私学をめぐる法律上の諸問題、③会計検査院の实地検査、④財務分析、⑤情報公開）〔142短期大学・233名参加〕
- 11.28** ■ 「学生生活指導担当者研修会」をホテルオークラ新潟（新潟県）にて開催（～11.30）
 主題：多様化する学生への支援のあり方—短大生活の活性化をめざして—
 内容：短大見学会（2短大）、講演Ⅰ・Ⅱ、事例報告、グループ討議（共通テーマ：Ⅰ経済的困窮学生への支援、Ⅱ不適応学生への支援、Ⅲ休・退学者減少への取り組み、個別テーマ：①大学主体の活動、②課外活動、③心身の健康、④福利厚生）〔91短期大学・107名参加〕
 発刊：「学生生活支援ハンドブック」〔HP〕
- 12.3** ■ 第10回「理事長協議会」をアルカディア市ヶ谷・私学会館（東京都）にて開催
 主テーマ：危機を乗り越える私立短期大学
 内容：問題提起、資料説明、分科会（共通テーマ：財務改善方策・理事長の危機管理等／短大プロパー、大学併設）〔143短期大学・165名参加〕
- 私学3団体・日本私立高等専門学校協会連名：私立大学振興大会2012において「東日本大震災からの復旧・復興にかかる支援の継続・強化」や「私学助成の充実」等に向けて決議 **後掲参照16** ▶▶▶
- 12.25 ○ 文部科学省：「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」取りまとめ
- 12.26 ○ 下村博文文部科学大臣就任（～平成27年10月7日）
- 1.15 ○ 政府：「教育再生実行会議の開催について」閣議決定
- 1.31 ○ 文部科学省学校法人会計基準の在り方に関する検討会：「学校法人会計基準の在り方について」取りまとめ
- 2.26 ○ 政府・教育再生実行会議：「いじめの問題等への対応について」（第一次提言）公表
- 3.29 ○ 文部科学省：「大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令」公布
 単位修得に必要な授業時間を変更するものではなく、現行制度の考え方を原則としつつ、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合には、例えば、週複数回授業の実施や1コマあたりの授業時間の見直し、様々な授業形態の組み合わせ等のように、より多様な授業期間の設定を可能にする。（平成25年4月1日施行）

2013〈平成25〉年度

【会員校数 330校】

- 4.15 ○ 政府・教育再生実行会議：「教育委員会制度等の在り方について」（第二次提言）公表
- 4.18 ○ 文部科学省：平成25年度「地（知）の拠点整備事業」公募説明会を開催
大学等が自治体と連携し、全学的に地域を志向した教育・研究・地域貢献を進める大学等を支援することで、課題解決に資する様々な人材や情報・技術が集まる、地域コミュニティの中核的存在としての大学の機能強化を図る。
- 4.22 ○ 文部科学省：「学校法人会計基準の一部改正する省令」公布（平成27年4月1日施行）
- 5.15 ■ 「春季定期総会」をホテルグランドパレス（東京都）にて開催
発刊：機関誌『短期大学教育』第69号
- 5.17 ○ 文部科学省・厚生労働省の共同調査：「平成24年度大学等卒業者の就職状況調査（4月1日現在）の結果」公表（大学：93.9%、短期大学：94.7%）
- 5.28 ○ 政府・教育再生実行会議：「これからの大学教育等の在り方について」（第三次提言）公表
- 6.14 ○ 政府：「第二期教育振興基本計画」（平成25年度～29年度）閣議決定
- 6.21 ○ 政府：「学生の就職・採用活動時期の後ろ倒しに伴う対応について」依頼
内閣総理大臣より各経済団体に、平成27年度卒業・修了予定者の就職活動から、広報活動の開始時期を卒業・修了前年度3月に、採用選考活動の開始時期を卒業・修了年度の8月に後ろ倒しすることを要請。
- 6.26 ○ 内閣府：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」公布（平成28年4月1日施行）
- 7.3 ■ 第13回「入試広報担当者研修会」をラマダホテル大阪（大阪府）にて開催（～7.5）
内容：講演Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、事例報告Ⅰ・Ⅱ、分科会研修（目の前にある問題について考え抜くこと）〔102短期大学・117名参加〕
- 8.5 ■ 第48回「全国私立短期大学体育大会」を東京体育館（東京都）他にて開催（～8.8）
- 8.7 ■ 私学3団体主催：「東日本大震災の被災地におけるシンポジウム2013」を岩手大学（岩手県）にて開催
- 8.8 ○ 文部科学省：「教員職員免許法施行規則の一部を改正する省令」公布、同日施行
- 8.20 ○ 大学設置・学校法人審議会学校法人分科会：「解散命令等に係る課題を踏まえた今後の対応の在り方について」取りまとめ
解散命令等に係る所轄庁による一連の対応の過程を改めて検証した上で、制度上の課題及び今後の対応の在り方を整理。
- 9.4 ■ 「就職担当者研修会」を大阪ガーデンパレス（大阪府）にて開催（～9.6）
内容：講演Ⅰ・Ⅱ、事例報告、調査報告、テーマ別講演、グループ討議（①企業、②幼・保）、委員会報告・講演〔120短期大学・146名参加〕
発刊：「平成24年度私立短大卒業生の卒業後の状況調査」報告書〔HP〕
- 9.9 ■ 「図書館情報担当者研修会」をアルカディア市ヶ谷・私学会館（東京都）にて開催（～9.10）
テーマ：短期大学図書館の実態を踏まえたサービスの再構築—マネジメント・電子資料・教員との協働—
内容：講演、研究発表、パネルディスカッション、分科会、見学会（相田みつを美術館、明治大学和泉図書館、聖徳大学川並弘昭記念図書館）〔49短期大学・56名参加〕

- 9.13 ○ (社)日本経済団体連合会：「採用選考に関する指針」改定
平成27年度卒業・修了予定者から、広報活動は卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降、
選考活動は卒業・修了年度の8月1日以降に変更。
- 9.20 ○ 中央教育審議会大学分科会大学教育部会：「短期大学ワーキンググループ」設置
- 9.27 ○ 就職問題懇談会：「大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について
(申合せ)」発出
- 10.18 ■ 「秋季定期総会」をホテルオークラ神戸（兵庫県）にて開催
- 10.21 ■ 「教務担当者研修会」を大阪ガーデンパレス（大阪府）にて開催（～10.23）
内容：講演1・2、事例報告、行政説明、委員会報告、グループ別研修（A：教学改革の方向
や教学の管理・運営上の諸問題、B：教務をめぐる諸問題、C：学校教育法・短期大
学設置基準等と教務事務）〔192短期大学・261名参加〕
発刊：「私立短期大学教務関係調査」集計結果〔HP〕
『短期大学教務必携』（第18次改訂版）〔HP〕
- 10.30 ■ 「経理事務等研修会」をホテルオークラ新潟（新潟県）にて開催（～11.1）
内容：アンケート調査報告、講演Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、分科会（A：会計基準と学校簿記、B：管
理職のための財務の見方、C：私立大学等経常費補助金、D：①計算書類の注記、
②会計検査院の实地検査、③財務分析、④情報公開、⑤私学をめぐる法律上の諸問
題）〔128短期大学・199名参加〕
- 10.31 ○ 政府・教育再生実行会議：「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方につ
いて」（第四次提言）公表
- 11.27 ■ 「学生生活指導担当者研修会」を岐阜都ホテル（岐阜県）にて開催（～11.29）
主題：学生の成長を促す学生支援のあり方について—正課と課外活動で、自主性、人間力を
引き出す—
内容：短大見学会（3短大）、講演、事例報告①・②、グループ討議（テーマ：マナー、課
外活動、経済支援、学生相談）、ワークショップ〔92短期大学・116名参加〕
- 11.28 ■ 私学3団体・日本私立高等専門学校協会連名：私立大学振興大会2013において「私立大学等
の意義を再確認し、高等教育政策の大転換の実現」や「私学助成の充実」等の要望を決議
私学3団体：「平成26年度私立大学関係政府予算に関する要望」及び「私立大学等の耐震化の
支援強化について（耐震改築事業の創設）」提出 後掲参照⑰ ▶▶▶
- 12.2 ■ 第11回「理事長協議会」をホテルグランドパレス（東京都）にて開催
主テーマ：短期大学の使命と役割
内容：問題提起、パネルディスカッション〔159短期大学・181名参加〕
- 12.25 ○ 中央教育審議会大学分科会大学教育部会短期大学ワーキンググループ（第1回）開催
- 2.12 ○ 中央教育審議会大学分科会：「大学のガバナンス改革の推進について」審議まとめ公表

2014〈平成26〉年度

【会員校数 325校】

- 4.2 ○ 文部科学省：「私立学校法の一部を改正する法律」公布、同日施行
私立学校の自主性を尊重しつつ、私立学校全体に対する不信感につながるような異例な事態に所轄庁が適切に対応するため、学校法人が法令の規定に違反したとき等に、所轄庁が、当該学校法人に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる等を改正。
- 5.7 ■ 中央教育審議会高大接続特別部会審議経過報告への意見提出
■ 中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会審議まとめ（案）への意見提出
- 後掲参照** ⑱ ▶▶▶
- 5.9 ■ 短期大学振興議員連盟：再設立総会開催
- 5.15 ■ 「春季定期総会」をホテルグランドパレス（東京都）にて開催
役員改選により、関口修氏（郡山女子大学短期大学部理事長・学長）が会長に就任
発刊：機関誌『短期大学教育』第70号
- 5.16 ○ 文部科学省・厚生労働省の共同調査：「平成25年度大学等卒業者の就職状況調査（4月1日現在）の結果」公表（大学：94.4%、短期大学：94.2%）
- 6.27 ○ 文部科学省：「学校教育法の一部を改正する法律」公布
学長のリーダーシップの下で大学運営できるガバナンス体制の構築、教授会の役割等の明確化。（平成27年4月1日施行）
- 7.2 ■ 第14回「入試広報担当者研修会」をオークラアクトシティホテル浜松（静岡県）にて開催（～7.4）
テーマ：育て、育てられる募集広報
内容：ワークショップ、分科会研修Ⅰ・Ⅱ（悩みの分かち合いと面白さの共有）、事例報告と問題提起Ⅰ・Ⅱ、分科会発表〔97短期大学・108名参加〕
- 7.3 ○ 政府・教育再生実行会議：「今後の学制等の在り方について」（第五次提言）公表
- 8.6 ○ 中央教育審議会大学分科会大学教育部会短期大学ワーキンググループ：「短期大学の今後の在り方について」審議まとめ
- 8.8 ■ 私学3団体主催：「東日本大震災の被災地におけるシンポジウム2014」をアルカディア市ヶ谷・私学会館（東京都）にて開催
- 8.29 ○ 文部科学省学生への経済的支援の在り方に関する検討会：「学生への経済的支援の在り方について」取りまとめ
- 9.1 ■ 第49回「全国私立短期大学体育大会」を駒沢オリンピック公園総合運動場体育館（東京都）他にて開催（～9.4）
- 9.3 ■ 「就職担当者研修会」をホテルメトロポリタンエドモント（東京都）にて開催（～9.5）
内容：調査報告、講演Ⅰ・Ⅱ、グループ討議（①企業、②幼・保）、問題提起・講演、委員会報告・講演〔123短期大学・151名参加〕
発刊：「平成25年度私立短大卒業生の卒業後の状況調査」報告書〔HP〕
- 9.16 ○ (社)日本経済団体連合会：「採用選考に関する指針」（含手引き）改定
- 9.30 ■ 教育・保育人材養成検討特別委員会（第1回）開催
平成25年にそれまで設置されていた「教育関係学科に関する検討特別委員会」および「教員免許制度に関する検討特別委員会」を統合して設置。

- 文部科学省：「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議」設置（～平成27年3月31日）
- 10.17 ■ 「秋季定期総会」をホテルオークラ大阪（大阪府）にて開催**
- 10.27 ■ 「教務担当者研修会」をANAクラウンプラザホテル神戸（兵庫県）にて開催（～10.29）**
 内容：講演1・2、行政説明、事例報告、委員会報告、グループ別研修（A：教学改革の方向や教学の管理・運営上の諸問題、B：教務をめぐる諸問題、C：学校教育法・短期大学設置基準等と教務事務）〔188短期大学・257名参加〕
 発刊：「私立短期大学教務関係調査」集計結果〔HP〕
 『短期大学教務必携』（第19次改訂版）〔HP〕
- 11.6 ○ 中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会：「これからの学校教育を担う教員の在り方について（報告） 一 小中一貫教育制度に対応した教員免許制度改革一」取りまとめ
- 11.12 ■ 「経理事務等研修会」をANAクラウンプラザホテル神戸（兵庫県）にて開催（～11.14）**
 内容：アンケート調査報告、講演Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、分科会（A：会計基準と学校簿記、B：管理職のための財務の見方、C：私立大学等経常費補助金、D：①計算書類の注記、②会計検査院の実地検査、③財務分析、④情報公開、⑤私学をめぐる法律上の諸問題）〔135短期大学・221名参加〕
- 12.3 ■ 「学生生活指導担当者研修会」を福岡ガーデンパレス（福岡県）にて開催（～12.5）**
 主題：学生一人ひとりへのきめの細かい学生指導・支援の実施をめざして
 内容：短大見学会（3短大）、短期大学間連携の取組み／PartⅠ・Ⅱ・まとめ、グループ討議（テーマ：連携〔地域との連携、大学間連携、ボランティア活動〕、学生指導〔マナー教育、課外活動〕、学生支援〔経済支援、学生相談、障がい者支援〕）、講演〔75短期大学・100名参加〕
- 12.8 ■ 第12回「理事長協議会」をアルカディア市ヶ谷・私学会館（東京都）にて開催**
 主テーマ：短期大学の新たな展開を求めて一 専門学校との差別化
 内容：講演Ⅰ・Ⅱ、パネルディスカッション〔165短期大学・194名参加〕
- 12.22 ○ 中央教育審議会：「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について ～すべての若者が夢や目標を芽吹かせ、未来に花開かせるために～」答申
- 12.27 ○ 「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」・「まち・ひと・しごと創生総合戦略」閣議決定
- 1.16 ○ 文部科学省：「高大接続改革実行プラン」策定
- 2.24 ○ 文部科学省：「高大接続システム会議」設置（～平成28年3月31日）
- 2.25 ○ 就職問題懇談会：「大学等卒業・修了予定者の就職・採用活動時期変更に係る企業等への要請に関する申合せについて」通知
- 2.26 ■ 短期大学振興議員連盟：総会開催**
- 3.4 ○ 政府・教育再生実行会議：『「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について』（第六次提言）公表
- 3.10 ○ 国公立大学等を通じた「大学ポートレート」の運用を開始
- 3.27 ○ 文部科学省実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議：「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の在り方について」審議のまとめ

2015 〈平成27〉 年度

【会員校数 319校】

4.6 ■ 教育・保育人材養成検討特別委員会：「審議のまとめ」公表

後掲参照⑩▶▶▶

- 4.14 ○ 中央教育審議会：「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」諮問
- 中央教育審議会：「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する特別部会」設置
- 4.30 ○ ㈱日本学生支援機構：「大学等における障害のある学生への支援・配慮事例について」公表
- 5.12 ○ 文部科学省大学等における社会人の実践的・専門的な学び直しプログラムに関する検討会：「職業実践力育成プログラム」認定制度の創設について」報告
- 5.14 ■ 「春季定期総会」をホテルグランドパレス（東京都）にて開催
発刊：機関誌『短期大学教育』第71号
- 政府・教育再生実行会議：「これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について」（第七次提言）公表
- 5.19 ○ 文部科学省・厚生労働省の共同調査：「平成26年度大学等卒業者の就職状況調査（4月1日現在）の結果」公表（大学：96.7%、短期大学：95.6%）
- 7.1 ■ 第15回「入試広報担当者研修会」をANAクラウンプラザホテル神戸（兵庫県）にて開催（～7.3）
テーマ：みんなでつくる元気のもと
内容：基調講演Ⅰ・Ⅱ、運営委員によるスキット、分科会研修、事例報告Ⅰ・Ⅱ、各分科会発表〔89短期大学・103名参加〕
- 7.8 ○ 政府・教育再生実行会議：「教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について」（第八次提言）公表
- 7.10 ○ 文部科学省および日本私立学校振興・共済事業団連名：「平成28年度以降の定員管理に係る私立大学等経常費補助金の取扱について」通知
- 7.16 ○ 中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会：「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」中間まとめ
- 8.3 ■ 第50回「全国私立短期大学体育大会」を駒沢オリンピック公園総合運動場体育館（東京都）他にて開催（～8.6）
- 9.2 ■ 「就職担当者研修会」をホテルメトロポリタンエドモント（東京都）にて開催（～9.4）
内容：講演Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、調査報告、グループ討議（①企業、②幼・保）〔108短期大学・128名参加〕
発刊：「平成26年度私立短大卒業生の卒業後の状況調査」報告書〔HP〕
- 9.15 ○ 文部科学省高大接続システム改革会議：「中間まとめ」公表

- 9.18 ○ 文部科学省：「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示」公布
教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を学則等に定めた入学定員等に基づき適正にすることが求められる。都市圏の大学を中心に入学定員等を超過して学生を受け入れている状況が見られることに鑑み、入学定員等の一層適正な管理を促すため、「平均入学定員超過率」に係る要件を厳格化し、適切な教育環境を確保する。(同年10月1日施行)
- 10.7 ○ 馳浩文部科学大臣就任（～平成28年8月3日）
- 10.15 ■ 「秋季定期総会」をホテルグランヴィア岡山（岡山県）にて開催
- 10.28 ■ 「教務担当者研修会」をホテルオークラ新潟（新潟県）にて開催（～10.30）
内容：行政説明、講演1・2、事例報告、委員会報告、グループ別研修（A：教学改革の方向や教学の管理・運営上の諸問題、B：教務をめぐる諸問題、C：学校教育法・短期大学設置基準等と教務事務）〔181短期大学・237名参加〕
発行：「私立短期大学教務関係調査」集計結果〔HP〕
『短期大学教務必携』（第20次改訂版）〔HP〕
- 11.11 ■ 「経理事務等研修会」をホテルオークラ新潟（新潟県）にて開催（～11.13）
内容：講演Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、分科会（A：学校簿記入門、B：学校法人会計基準と計算書類の取扱い、C：私立大学等経常費補助金、D：管理職のための財務の見方、E：①計算書類の注記、②会計検査院の現地検査、③財務分析、④情報公開、⑤私学をめぐる法律上の諸問題）、アンケート調査報告〔127短期大学・184名参加〕
- 11.30 ■ 「学生生活指導担当者研修会」を仙台ガーデンパレス（宮城県）にて開催（～12.2）
主題：短期大学の学生生活における支援の在り方とは—学生自身の持つチカラを引き出す—
内容：短大見学会（1短大）／被災地見学会、講演Ⅰ・Ⅱ、事例報告、調査報告、グループ討議（テーマ：大学における危機管理〔防災、SNS、ハラスメント〕、学生支援〔障がい者支援、学生相談、経済支援〕、学生指導〔マナー教育、課外活動〕）〔81短期大学・93名参加〕
発行：「学生生活に関する報告書」vol.3〔HP〕
- 12.7 ○ (社)日本経済団体連合会：「採用選考に関する指針」（含手引き）改定
平成28年度卒業・修了予定者から、広報活動は卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降、選考活動は卒業・修了年度の6月1日以降に変更。
- 12.8 ○ 就職問題懇談会：「平成28年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」発出
- 12.10 ○ 内閣官房・文部科学省・厚生労働省・経済産業省：経済団体・業界団体に対し、「新規大学卒業予定者等の就職・採用活動開始時期について」要請
就職・採用活動の日程について、広報活動開始は卒業年度に入る直前の3月1日以降、採用選考活動開始は卒業年度の6月1日以降、正式な内定日は卒業年度の10月1日以降と要請。
- 12.18 ■ 第13回「理事長協議会」をホテルグランドパレス（東京都）にて開催
主テーマ：新しい高等教育機関について—短期大学と実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関—
内容：基調講演、パネルディスカッション〔135短期大学・158名参加〕
- 12.21 ○ 中央教育審議会：「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」答申
- 3.18 ○ 中央教育審議会大学分科会：「認証評価制度の充実に向けて」審議まとめ

- 3.25 ○ 文部科学省：「私立大学等の振興に関する検討会議」設置（～平成29年3月31日）
私立大学等に係る諸課題も鑑みつつ、私立大学等の振興に関する総合的な検討を行う。
- 3.31 ○ 文部科学省：「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」公布
各大学における卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の一体的策定・公表を制度化。（平成29年4月1日施行）
- 文部科学省：「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等」公布
我が国として留学生を積極的に受け入れ、国際化を推進していく観点から、外国の学校教育における12年に満たない課程を修了した者に対し、大学入学資格を付与すること等を定める。（平成28年4月1日施行）
- 文部科学省：「大学設置基準等の一部を改正する省令」公布
全ての大学等に、その職員が大学等の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるための研修、スタッフ・ディベロップメント（SD）の機会を設けることなどを求めるもの。（平成29年4月1日施行）
- 文部科学省：「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令」公布（平成30年4月1日施行）
- 文部科学省所得連動返還型奨学金制度有識者会議：「新たな所得連動返還型奨学金制度の創設について」第一次まとめ
- 文部科学省高大接続システム改革会議：「最終報告」公表

2016〈平成28〉年度

【会員校数 315校】

- 4.11 ■ 中央教育審議会実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する特別部会（14回）
本協会ヒアリング：「社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い専門職業人養成のための新たな高等教育機関の制度化について（審議経過報告）」 **後掲参照⑳**
- 4.14 ■ 熊本地震（マグニチュード6.5）発生
- 4.16 ■ 熊本地震（マグニチュード7.3）発生
- 5.19 ■ 「春季定期総会」をホテルグランドパレス（東京都）にて開催
発刊：機関誌『短期大学教育』第72号
- 5.20 ○ 政府・教育再生実行会議：「全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ」（第九次提言）公表
- 文部科学省・厚生労働省の共同調査：「平成27度大学等卒業者の就職状況調査（4月1日現在）の結果」公表（大学：97.3%、短期大学：97.4%）
- 5.30 ○ 中央教育審議会：「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」答申
- 6.7 ■ 全私学連合：「熊本地震」に係る要望 **後掲参照㉑**

- 6.29 ■ 第16回「入試広報担当者研修会」を仙台ガーデンパレス（宮城県）にて開催（～7.1）
 テーマ：連携が短大を元気にする
 内容：講演Ⅰ・Ⅱ、分科会研修、事例報告、全体会研修、分科会まとめの発表〔81短期大学・94名参加〕
- 8.3 ○ 松野博一文部科学大臣就任（～平成29年8月3日）
- 8.8 ■ 第51回「全国私立短期大学体育大会」を東京体育館（東京都）他にて開催（～8.11）
- 8.31 ■ 「就職担当者研修会」をホテル金沢（石川県）にて開催（～9.2）
 内容：講演Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、調査報告、グループ討議（①企業、②幼・保）、パネルディスカッション〔122短期大学・143名参加〕
 発刊：「平成27年度私立短大卒業生の卒業後の状況調査」報告書〔HP〕
- 9.21 ○ 文部科学省所得連動返還型奨学金制度有識者会議：「新たな所得連動返還型奨学金制度の創設について」審議まとめ
- 10.20 ■ 「秋季定期総会」を福岡市「ホテル日航福岡」（福岡県）にて開催
- 10.21 鳥取県中部地震（マグニチュード6.6）発生**
- 10.25 ■ 「教務担当者研修会」をオークラアクトシティホテル浜松（静岡県）にて開催（～10.27）
 内容：行政説明、講演1・2、事例報告、委員会報告、グループ別研修（Ⅰ：教務をめぐる諸問題、Ⅱ：学校教育法・短期大学設置基準等と教務事務）〔171短期大学・232名参加〕
 発刊：「私立短期大学教務関係調査」集計結果〔HP〕
 『短期大学教務必携』（第21次改訂版）〔HP〕
- 10.31 ■ 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会教育課程企画特別部会（23回）
 本協会意見発表：『「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」について』
後掲参照② ▶▶▶
- 11.9 ■ 「経理事務等研修会」をANAクラウンプラザホテル神戸（兵庫県）にて開催（～11.11）
 内容：講演Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、分科会（A：学校簿記入門、B：学校法人会計基準と計算書類の取扱い、C：私立大学等経常費補助金、D：管理職のための財務の見方、E：①計算書類の注記、②会計検査院の実地検査、③財務分析、④情報公開と学校法人のガバナンス、⑤私学における法律上の諸問題と対応策）、アンケート調査報告〔133短期大学・195名参加〕
- 11.11 ■ 短期大学振興議員連盟：総会開催
- 11.28 ○ 文部科学省：「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」公布
 小学校教諭の特別免許状の教科として外国語を追加する。（同日施行）また、普通免許状の授与を受けるために大学において修得することを必要とする最低単位数に係る科目の区分を統合する。（平成31年4月1日施行）
- 11.30 ■ 「学生生活指導担当者研修会」を京都ガーデンパレス（京都府）にて開催（～12.2）
 主題：安心と充実した短大生活の実現に向けて
 内容：短大見学会（3短大）、講演Ⅰ・Ⅱ、事例報告Ⅰ・Ⅱ、グループ討議（①大学における危機管理〔防災、SNS、ハラスメント〕、②学生支援〔障がい者支援、学生相談、経済支援〕、③学生指導〔マナー教育、課外活動〕）〔99短期大学・115名参加〕

- 12.5 ■ 第14回「理事長協議会」をアルカディア市ヶ谷・私学会館（東京都）にて開催**
主テーマ：今後の短期大学の役割・機能について—短期大学から見た高等教育のグランドデザインを踏まえて—
内容：講演、パネルディスカッションⅠ・Ⅱ〔113短期大学・125名参加〕
- 1.10 ■ 正副会長会にて、熊本地震において被害の大きかった熊本県および大分県別府市所在の会員校への支援策を協議。**①平成28年度会費分担の免除、②各種研修会参加費のうち飲食費を除く参加費の免除、③文部科学省による私立学校施設被災状況調査の被害額に応じたお見舞金の送金を了承。
- 1.30 ■ 正副会長会および常任理事会にて、鳥取県中部地震において被災された鳥取県所在の会員校に対し、お見舞金の送金を了承。**
- 2.6 ○ 内閣官房地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議（第1回）開催
- 2.16 ■ 地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議（第2回）**
本協会ヒアリング：「地方創生・地域活性化と私立短期大学」 **後掲参照⑳** ▶▶▶
- 3.6 ○ 文部科学省：「我が国の高等教育に関する将来構想について」諮問
- 3.10 ○ スポーツ庁：「大学スポーツの振興に関する検討会議（最終とりまとめ）～大学スポーツの価値の向上に向けて～」取りまとめ
- 3.29 ○ 文部科学省：「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」取りまとめ
- 3.31 ○ 文部科学省：「大学設置基準等の一部を改正する省令」公布
教員と事務職員等の連携及び協働。（平成29年4月1日施行）
- 文部科学省：「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン」策定

2017〈平成29〉年度

【会員校数 314校】

- 4.10 ○ (株)日本経済団体連合会：「採用選考に関する指針」（含手引き）改定
- 4.18 ○ (株)日本学生支援機構：「学校毎の貸与及び返還に関する情報」公開
- 5.11 ○ 就職問題懇談会：「平成30年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」発出
- 5.15 ○ 文部科学省私立大学等の振興に関する検討会議：「議論のまとめ」公表
- 5.19 ■ 「春季定期総会」をホテルグランドパレス（東京都）にて開催**
- 文部科学省・厚生労働省の共同調査：「平成28年度大学等卒業者の就職状況調査（4月1日現在の結果）」公表（大学：97.6%、短期大学：97.0%）
- 5.31 ○ 文部科学省：「学校教育法の一部を改正する法律」公布
専門職大学、専門職短期大学の制度化。（平成31年4月1日施行）
- 6.1 ○ 政府・教育再生実行会議：「自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上」（第十次提言）公表
- 6.15 ■ 短期大学振興議員連盟：総会開催**

- 6.27 ○ 中央教育審議会大学分科会：「専門職大学等の制度設計に関する作業チーム（第1回）」開催
- 7.7 ■ 文部科学省高等教育局長宛「専門職大学・専門職短期大学の設置基準及び短期大学の振興に関する要望」提出 後掲参照② ▶▶
- 7.13 ○ 文部科学省：「大学入学共通テスト実施方針」及び「平成33年度大学入学者選抜実施要領の見直しに係る予告」公表
「学力の3要素」について、多面的・総合的に評価する入試に転換するため、平成32年度から「大学入学共通テスト」を開始し、記述式（国語・数学）、英語4技能評価（民間の資格・検定試験）の導入について実施方針公表、個別選抜における入試区分の変更。
・「AO入試」⇒「総合型選抜」 出願時期は8月、合格発表時期は11月以降
・「推薦入試」⇒「学校推薦型選抜」 出願時期は11月以降、合格発表時期は12月以降
・「一般入試」⇒「一般選抜」 実施時期は2月1日～3月25日、合格発表時期は3月31日まで
- 7.28 ○ 中央教育審議会大学分科会将来構想部会制度・教育改革ワーキンググループ（第1回）開催
- 8.3 ○ 林芳正文部科学大臣就任（～平成30年10月2日）
- 8.7 ■ 第52回「全国私立短期大学体育大会」を駒沢オリンピック公園総合運動場体育館（東京都）にて開催（～8.10）
- 8.21 ○ 文部科学省大学設置・学校法人審議会学校法人分科会：「学校法人制度改善検討小委員会」設置
- 8.29 ■ 「就職担当者研修会」をアルカディア市ヶ谷・私学会館（東京都）にて開催（～8.31）
内容：講演Ⅰ・Ⅱ、グループ討議（①企業、②幼・保、③初任者）、調査報告、ワークショップ〔119短期大学・140名参加〕
発刊：「平成28年度私立短大卒業生の卒業後の状況調査」報告書〔HP〕
- 9.7 ■ 第17回「入試広報担当者研修会」を共立女子大学・短期大学（東京都）にて開催（～9.8）
テーマ：ワンランク上の募集戦略の構築を目指して
内容：講演Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、事例報告Ⅰ・Ⅱ、分科会研修（第1：オープンキャンパスの活性化策、第2：効果的な広報ツールの作成と活用方法、第3：効果的な高校訪問や進学ガイダンスでの対応、初任者向け：入試広報担当者が知っておくべき基礎知識）〔104短期大学・130名参加〕
- 9.8 ○ 文部科学省：「専門職大学設置基準」、「専門職短期大学設置基準」公布（平成31年4月1日施行）
- 9.21 ○ 文部科学省所得連動返還型奨学金制度有識者会議：「新たな所得連動返還型奨学金制度の創設について」審議まとめ
- 9.29 ○ 文部科学省：「平成30年度に開設しようとする大学又は短期大学の収容定員増及び平成31年度に開設しようとする大学又は短期大学の設置の認可に対する審査に関し、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準の特例を定める件」公布・同日施行
- 10.19 ■ 「秋季定期総会」を京王プラザホテル札幌（北海道）にて開催
ラグビーワールドカップ2019および東京2020大会、プレオリンピックへの学生のボランティア参加を支援するため、2019年および2020年の全国私立短期大学体育大会の休会を了承
発刊：機関誌『短期大学教育』第73号〔HP〕

- 10.25** ■「教務担当者研修会」を大阪ガーデンパレス（大阪府）にて開催（～10.27）
内容：行政説明、講演1、事例報告1・2、委員会報告、グループ別研修（Ⅰ：教務をめぐる諸問題、Ⅱ：学校教育法・短期大学設置基準等と教務事務）〔180短期大学・233名参加〕
発刊：「私立短期大学教務関係調査」集計結果〔HP〕
『短期大学教務必携』（第22次改訂版）〔HP〕
- 10.31** ■「経理事務等研修会」をオークラアクトシティホテル浜松（静岡県）にて開催（～11.2）
内容：講演Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、分科会（A：学校簿記入門、B：学校法人会計基準と計算書類の取扱い、C：私立大学等経常費補助金、D：管理職のための財務の見方、E：①計算書類の注記、②会計検査院の現地検査、③財務分析、④情報公開と学校法人のガバナンス、⑤私学における法律上の問題と対応策）、アンケート調査報告〔108短期大学・160名参加〕
- 11.17** ○ 文部科学省：「教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令」公布
学校現場で必要とされる知識や技能を養成課程で獲得できるよう、教職課程の内容を充実させ、省令上の科目区分も大括り化し、大学の判断で、教科に関する専門的な内容とその指導法等の複数の事項の内容を組み合わせた授業を行うことを可能にした。（平成31年4月1日施行）同日、教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会において、「教職課程コアカリキュラム」が取りまとめられた。
- 11.29** ■「学生生活指導担当者研修会」をラフレさいたま（埼玉県）にて開催（～12.1）
主題：充実した短大生活の実現に向けて
内容：短大見学会（2短大）、講演Ⅰ・Ⅱ、グループ討議（①大学における危機管理〔防災、SNS、ハラスメント〕、②学生支援〔障害者支援、学生相談、経済支援〕、③学生指導〔マナー教育、課外活動〕）、事例報告Ⅰ・Ⅱ〔77短期大学・88名参加〕
- 12.4** ■ 第15回「理事長協議会」をアルカディア市ヶ谷・私学会館（東京都）にて開催
主テーマ：地域社会に寄与する私立短期大学
内容：基調講演、事例発表、パネルディスカッション〔107短期大学・118名参加〕
- 厚生労働省保育士養成課程等検討会：「保育士養成課程等の見直しについて～より実践力のある保育士の養成に向けて～（検討の整理）」取りまとめ
- 12.8** ○ 内閣官房地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議：「地方における若者の修学・就業の促進に向けて―地方創生に資する大学改革―」最終報告
- 12.13** ■ 中央教育審議会教育振興基本計画部会関係団体ヒアリング（3回）
本協会ヒアリング：「中央教育審議会教育振興基本計画部会への意見」 **後掲参照⑳**
- 1.26** ○ 文部科学省：「大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令等」公布
専門職学科の制度化。（平成31年4月1日施行）
- 2.23** ○ 文部科学省：「平成31年度に開設しようとする大学の学部、短期大学の学科若しくは私立の大学の学部の学科の設置又は大学若しくは短期大学の収容定員増の認可の申請に対する審査に関し、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準の特例を定める件」公布・同日施行

- 3.1 ○ 文部科学省：教職課程を有するための課程認定（再課程認定）の申請（～30日）
教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成28年11月28日公布）および教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年11月17日公布）の施行に伴い、平成30年4月1日に免許状の所要資格を得させるための課程として認定を受けている教職課程が、平成31年4月以降も引き続き教職課程を有するための課程認定（再課程認定）を受ける場合、文部科学大臣に再課程認定を申請。
- 3.12 ○ (社)日本経済団体連合会：「採用選考に関する指針」改定
- 3.30 ○ 就職問題懇談会：「2019年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」発出

2018〈平成30〉年度

【会員校数 305校】

- 5.2 ■ 本協会WEBサイト『短大クエスチョン』公開
- 5.18 ■ 「春季定期総会」をホテルグランドパレス（東京都）にて開催
 - 文部科学省・厚生労働省の共同調査：「平成29年度大学等卒業生の就職状況調査（4月1日現在の結果）」公表（大学：98.0%、短期大学：99.1%）
- 5.31 ○ 政府・教育再生実行会議：「これまでの提言の実施状況について」報告
- 6.13 ○ 法務省：「民法の一部を改正する法律」公布（令和4年4月1日施行）
民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げる等とする。
- 6.15 ○ 政府：「第3期教育振興基本計画」（平成30年度～平成34年度）閣議決定
- 7.10 ○ 文部科学省消費者教育推進委員会：「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」改訂
- 8.6 ■ 第53回「全国私立短期大学体育大会」を駒沢オリンピック公園総合運動場体育館（東京都）にて開催（～8.9）
- 8.29 ■ 「就職担当者研修会」を文化学園大学・短期大学部（東京都）にて開催（～8.31）
内容：講演Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、調査報告、カテゴリー別研修、グループ討議（①企業、②幼・保、③初任者）、グループ討議のまとめ〔110短期大学・130名参加〕
発刊：「平成29年度私立短大卒業生の卒業後の状況調査」報告書〔HP〕
- 9.6 ■ 第18回「入試広報担当者研修会」を実践女子大学・短期大学部（東京都）にて開催（～9.7）
テーマ：変革期に求められるスキル（能力）について考える入試広報担当者SD研修
事前研修：実践女子大学・短期大学部の施設見学、事例発表Ⅰ・Ⅱ、ワールドカフェ（希望者のみ参加）
内容：基調講演、事例報告Ⅰ・Ⅱ、アイスブレイク、分科会研修（第1分科会、第2分科会、第3分科会、初任者分科会）、入試広報セミナー、分科会研修のまとめ〔99短期大学・112名参加〕
- 9.11 ○ 文部科学省および日本私立学校振興・共済事業団連名：「平成31年度以降の定員管理に係る私立大学等経常費補助金の取扱について」通知
- 10.2 ○ 柴山昌彦文部科学大臣就任（～令和元年9月11日）

- 10.9 ○ (社)日本経済団体連合会：「採用選考に関する指針」について、2021年度以降に入社する学生を対象とした就職活動から廃止することを正式決定
- 10.10 ■ 中央教育審議会大学分科会（144回）・将来構想部会（27回）合同会議
本協会ヒアリング：「要望事項 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構認定 特例適用専攻科について」 **後掲参照26** ▶▶▶
- 10.15 ○ 内閣官房：「就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議」（第1回）開催
- 10.18 ■ 「秋季定期総会」をホテル青森（青森県）にて開催
発刊：機関誌『短期大学教育』第74号 [HP]
- 10.30 ■ 「教務担当者研修会」をアルカディア市ヶ谷・私学会館（東京都）にて開催（～11.1）
内容：行政説明、講演Ⅰ・Ⅱ、事例報告、委員会報告、グループ別研修（Ⅰ：教務をめぐる諸問題、Ⅱ：学校教育法・短期大学設置基準等と教務事務）〔164短期大学・215名参加〕
発刊：「私立短期大学教務関係調査」集計結果 [HP]
『短期大学教務必携』（第23次改訂版） [HP]
- 11.7 ■ 「経理事務等研修会」をラフレさいたま（埼玉県）にて開催（～11.9）
内容：講演Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、分科会（A：学校簿記入門、B：学校法人会計基準と計算書類の取扱い、C：私立大学等経常費補助金、D：管理職のための財務の見方）、アンケート調査報告〔107短期大学・167名参加〕
- 11.20 ■ 「学生生活指導担当者研修会」を名古屋ガーデンパレス（愛知県）にて開催（～11.22）
主題：充実した短大生活の実現に向けて
内容：短大見学会（3短大）、講演Ⅰ・Ⅱ、事例報告Ⅰ・Ⅱ、グループ討議（①大学における危機管理〔防災、SNS、ハラスメント〕、②学生支援〔障害者支援、学生相談、経済支援〕、③学生指導〔マナー教育、課外活動、ボランティア活動〕）〔74短期大学・85名参加〕
- 中央教育審議会大学分科会：「教学マネジメント特別委員会」設置（～令和元年12月17日）
各大学等における教学マネジメントの確立に向けた方策（学修成果の可視化や情報公表の在り方を含む）について専門的な調査審議を実施。
- 11.26 ○ 中央教育審議会：「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」答申
- 12.3 ■ 第16回「理事長協議会」をアルカディア市ヶ谷・私学会館（東京都）にて開催
主テーマ：短期大学を設置する学校法人のガバナンス強化に向けて
内容：基調講演、パネリスト意見発表、パネルディスカッション〔109短期大学・129名参加〕
- 12.4 ○ 文部科学省大学入学者選抜方法の改善に関する協議：「大学入試英語4技能評価ワーキンググループ」設置（～平成31年3月31日）
- 1.7 ○ 大学設置・学校法人審議会学校法人分科会学校法人制度改善検討小委員会：「学校法人制度の改善方策について」取りまとめ
- 1.15 ■ 大学入学者選抜の改善に関する協議におけるワーキンググループへの意見提出
『調査書の電子化に向けた考え方（案）』 4.電子化に向けた対応案（調査書の電子化の進め方）に対する意見について **後掲参照27** ▶▶▶
- 1.18 ○ 政府・教育再生実行会議：「第十一次提言中間報告について」公表

- 1.25 ○ 文部科学省：「教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程の認定に関する審査について」報告（平成30年度課程認定大学等一覧【再課程認定】公表）
- 1.30 ○ 文部科学省：「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」公布
履習証明制度の総時間を120時間以上から60時間以上に短縮。（平成31年4月1日施行）
- 1.31 ○ 文部科学省：「外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件の一部を改正する告示」公布、同日施行
留学生や帰国子女等を積極的に受け入れ、大学の国際化を推進。
- 3.20 ○ 中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会：「教職課程の基準に関するワーキンググループ」、「教員養成のフラッグシップ大学検討ワーキンググループ」設置
- 3.25 ○ 就職問題懇談会：「2020年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」発出

2019〈平成31・令和元〉年度

【会員校数 302校】

- 4.26 ■ 「高等教育費負担軽減新制度説明会」をアルカディア市ヶ谷・私学会館（東京都）にて開催

5.1 「平成」から「令和」に改元

- 5.10 ○ 文部科学省：「大学等における修学の支援に関する法律」公布
令和2年度から、大学・短期大学・高等専門学校・専門学校を対象に、消費税を財源とする給付奨学金と授業料免除が開始。（令和2年4月1日施行）
- 5.17 ■ 「春季定期総会」をホテルグランドパレス（東京都）にて開催
 - 政府・教育再生実行会議：「技術の進展に応じた教育の革新、新時代に対応した高等学校改革について」（第十一次提言）公表
 - 文部科学省・厚生労働省の共同調査：「平成30年度大学等卒業者の就職状況調査（4月1日現在）の結果」公表（大学：97.6%、短期大学：98.6%）
- 5.24 ○ 文部科学省：「学校教育法等の一部を改正する法律」公布
ガバナンス強化を内容とする私立学校法の一部改正。（令和2年4月1日施行）
- 8.2 ■ 「私立学校法の一部改正等に係る説明会」をアルカディア市ヶ谷・私学会館（東京都）にて開催
- 8.13 ○ 文部科学省：「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等」公布、同日施行
グランドデザイン答申を踏まえ、リカレント教育の推進、実務家教員の大学教育への参画促進及び学部、研究科等の組織の枠を超えた学位プログラムの実現などに向けた整備。
- 8.28 ■ 「就職担当者研修会」を大阪ガーデンパレス（大阪府）にて開催（～8.30）
内容：調査報告、委員会報告、事例報告、グループワーク、講演・ワークショップ、グループ討議（①企業、②幼・保）、グループ討議の報告、ディスカッション〔100短期大学・118名参加〕
発刊：「平成30年度私立短大卒業生の卒業後の状況調査」報告書〔HP〕

- 9.4 ■** 第19回「入試広報担当者研修会」を華頂短期大学（京都府）にて開催（～9.6）
テーマ：ニーズを捉えた入学者増につながる入試広報を考える
オプション研修：入試広報セミナー、ワークショップ（希望者のみ参加）
内容：パネルディスカッション、事例報告、分科会研修Ⅰ・Ⅱ（第1：オープンキャンパスの充実と来場者増対策、第2：入試改革と高大接続、第3：効果的な広報ツール（WEB、SNS、パンフレット）の作成と活用方法、初任者向け分科会）、講演、分科会研修のまとめ〔84短期大学・99名参加〕
- 9.11 ○ 萩生田光一文部科学大臣就任
- 9.20 ○ 文部科学省：「高等教育の修学支援新制度の対象機関（確認大学等）」公表
「私立大学・短期大学」は、学校数888校中857校（96.5%）が要件確認され、学校名公表。
- 10.17 ■** 「秋季定期総会」を横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ（神奈川県）にて開催
令和2年に日本私立短期大学協会創立70周年を迎えるにあたり、記念式典等の開催を了承
発刊：機関誌『短期大学教育』第75号〔HP〕
- 10.30 ■** 「教務担当者研修会」を琵琶湖大津プリンスホテル（滋賀県）にて開催（～11.1）
内容：行政説明、講演、事例報告、委員会報告、グループ別研修（Ⅰ：教務をめぐる諸問題、Ⅱ：学校教育法・短期大学設置基準等と教務事務）〔153短期大学・198名参加〕
発刊：「私立短期大学教務関係調査」集計結果〔HP〕
『短期大学教務必携』（第24次改訂版）〔HP〕
- 11.1 ○ 萩生田文部科学大臣：2020年度に大学入学共通テストにおいて導入予定の英語民間試験について見送ることを発表
- 11.13 ■** 「経理事務等研修会」をラフレさいたま（埼玉県）にて開催（～11.15）
内容：講演Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、分科会（A：学校簿記入門、B：学校法人会計基準と計算書類の取扱い、C：私立大学等経常費補助金、D：管理職のための財務の見方）、アンケート調査報告〔95短期大学・142名参加〕
- 11.7 ○ 文部科学省・国立教育政策研究所の共同調査：「全国学生調査」（試行調査）
「学修者本位の教育への転換」を目指す取組の一環として、全国共通の調査項目により、学生目線から大学教育や学びの実態を把握し、大学・国の双方において様々な用途に活用するもので、全国の大学生（四年制）が対象。令和元年度は、適切な調査方法や質問項目などを整理・検証することを目的として実施。
- 11.15 ○ 文部科学省：「令和3年度大学入学者選抜に係る大学入試英語成績提供システム運営大綱の廃止について」通知
- 11.27 ■** 「学生生活指導担当者研修会」を大阪ガーデンパレス（大阪府）にて開催（～11.29）
主題：充実した短期大学生活の実現に向けて一多様化する学生への対応と実践—
内容：短大見学会（3短大）、講演Ⅰ・Ⅱ、調査報告、事例報告、グループ討議（①大学における危機管理〔防災、SNS、ハラスメント〕、②学生支援〔障害者支援、学生相談、経済支援〕、③学生指導〔マナー教育、課外活動〕）、ワークショップ〔77短期大学・81名参加〕
発刊：「学生生活に関する報告書」vol.4〔HP〕
- 12.17 ○ 萩生田文部科学大臣：2020年度に大学入学共通テストにおいて導入予定の記述式問題について見送ることを発表
- 12.27 ○ 文部科学省：「大学入試のあり方に関する検討会議」設置（～令和2年12月31日）

1.16 ■ 運営問題委員会：「私立大学・短期大学版 ガバナンス・コード」【第1版】公表

後掲参照28 ▶▶▶

- 1.22 ○ 中央教育審議会大学分科会：「教学マネジメント指針」取りまとめ
 - 1.23 ○ 中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成のフラッグシップ大学検討ワーキンググループ：「Society 5.0時代に対応した教員養成を先導する教育養成フラッグシップ大学の在り方について（最終報告）」取りまとめ
 - 1.24 ○ 文部科学省：「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」依頼を発出
 - 2.18 ○ 中央教育審議会初等中等分科会教員養成部会教職課程の基準に関するワーキンググループ：「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について（報告書）」取りまとめ
 - 文部科学省：「学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について」事務連絡を発出
 - 2.21 ○ 文部科学省：「大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議」設置（～令和2年12月31日）
 - 3.19 ■ 日本私立大学団体連合会・一般社団法人国立大学協会・一般社団法人公立大学協会・日本私立短期大学協会・全国公立短期大学協会・日本私立高等専門学校協会・全国公立高等専門学校協会・公益社団法人全国求人情報協会：共同声明「学修経験時間の尊重に向けたインターンシップの取り組みについて—学生の学修経験時間を担保し、豊かな学びを生かした社会へ—」
- 後掲参照29 ▶▶▶
- 3.27 ○ 就職問題懇談会：「2021年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」発出

文部科学省初等中等教育局教職員課 宛 提出

教員養成の在り方について（意見）

平成 22 年 3 月 31 日

日本私立短期大学協会

（はじめに）

戦後における我が国の教員養成制度は、「大学における教員養成」及び「開放制による教員養成」の原則のもとに、その時代の社会状況や教育問題等を背景に様々な改革が行われてきた。一方、教員の資質向上の面においては、「養成」、「採用」、「現職研修」の各段階における施策を総合的に講ずるとの基本的考え方に基づいて、進められてきた。

本協会においては、これまでの教員養成の在り方・教員の資質の向上等に関する審議会等の提言に対して、その都度、意見や見解を述べてきた。

これらの意見や見解の基本的な考え方は、現在においても変わることはない。まず、①基本的な考え方を示すこととし、その上で、②教員免許制度の抜本的な見直しに関する見解を述べ、さらに、③短期大学における教員養成の現状及び、特に、幼稚園教員養成の必要性についての考え方を述べる。

1 教員養成等にかかる日本私立短期大学協会の基本的考え方

（1）教員養成の開放制について

教員の養成は、多様な人材を養成するとの観点から、常に門戸が開放され、教員の供給源の層を厚くすることが必要であり、仮にも教員養成大学や大学学部のみ委ねてしまうような閉鎖的なものであってはならない。戦後我が国が堅持し続けてきた「開放制の教員養成制度」でなければならず、したがって、すべての大学・短期大学で養成することができる制度でなければならない。

一方、大学・短期大学においては、教職課程を履修する学生が多く存在するが、教職に就かない者であっても教職課程を修得することは、卒業後、家庭における教育や地域活動等に生かされるものであり、国家社会における人間教育の観点からも望ましい。特に、短期大学には女子学生が多く在籍しており、教育的・教職的な素養の涵養は、将来の教養のある母親を育成することにつながるものであり、これらは、開放制の波及効果でもある。

（2）教員の資質向上について

教員の資質向上は、養成期間の長短、履修科目の多寡によってのみ論じ

られるべきではなく、むしろ現職教員の研修制度及び免許状上進制度の充実にこそ求められるべきと考える。

教員の資質は、本来、専門性と適性の両面から議論されるべきであるが、専門性については、養成期間の長短や履修科目の多寡によって、知識の修得の度合にはある程度違いがあるが、しかしこれは、現職教員の研修制度や免許状上進制度の充実によって十分補えるものである。一方、教員としての適性は、生来、家庭や学校などの環境条件によって培われる資質であり、養成期間の長短、履修科目の多寡のみで左右されるものではない。

(3) 教員養成において短期大学が果たしてきた役割について

現在、幼稚園教員の約80%、小学校教員の約12%、中学校教員の約6%が短期大学卒業生である。特に幼稚園教育については、在籍教員・採用教員の割合（ともに約8割）からいって、短期大学卒業生によって支えられていると言っても過言ではない。

また、短期大学には、経済的及び地域的な事情により大学進学を断念し、短期大学に入学せざるを得なかった優秀な学生や、大学（四年制）を卒業して家庭に専念した者の中には、資格取得を目指して短期大学に再入学した熱意ある学生も在籍している。このように、短期大学は、高等教育の機会均等の観点や社会人の再学習の面においても大きな役割を果たしているのである。

2 教員免許制度の抜本的な見直しに関して

今般は、マニフェスト等に記載されている以下の2点に絞って意見を述べることにする。

(1) 教員免許状の授与要件を、修士の学位を有する者と義務づけ、実質6

年間の修業期間とし、かつ、教育実習期間を1年とすることについて

社会構造や経済状況の変化、家庭や地域社会の教育力の低下、学校教育における課題の複雑・多様化が進む一方で、教員の中には、いわゆる指導力不足教員が年々増加傾向にあることや、一部の教員による不祥事も後を絶たない。さらに、教員の中には、多くの業務を抱え、本来の使命を果たすことに専念できない者が少なくないと言われており、教育をめぐる問題は山積している。

このような状況に鑑みれば、教員の資質の向上を図ることは、社会全体からの求めでもあり、当然のことである。

しかしながら、教員の資質向上のために、教員免許状の授与要件として一律に修士の学位取得を義務づけ、実質6年間の修業期間とすることには、

以下の理由により反対である。

ア 教員の資質は、物理的な時間の延長や学歴（学位）の付加で養い得る次元のものでない

本協会の基本的考え方においても、教員の資質（適性）は、養成期間の長短・履修科目の多寡によってのみ論じられるべきものではないと述べたが、さらに教職に相応しい資質については、「それは生来、家庭や学校、社会や自然などの環境条件によって根底から培われた“ひとがら”とでも表現されるべき、人格全体からにじみ出る精神的な生命なのである。生来の資質と成長の過程における経験とによって彼自らのうちに芽生え、萌え上がる個性的な生命なのである。もし、このような力を修学期間の延長によって養い得るものとするれば教員養成ほど容易なものは少ないであろう。教員養成の困難さはそこにある。」（臨時教育審議会に対する「教員養成に関する本協会の見解」昭和61年2月）と述べているとおり、それは、単純に教員養成期間を延長する、又は修士課程修了を義務づけるといった、物理的な時間の延長や学歴（学位）の付加で養い得る次元のものではない。

イ 教員の資質向上は、養成・採用・研修の各段階での総合的な充実策により実現されるべきものである

教員の資質向上は、教員の養成・採用・研修の各段階における総合的見地から講じられるべきものである。とりわけ、現職教員に対する研修制度のさらなる充実こそが重要であり、教員の資質向上と称して現行「免許基準」に手を加えるだけでは、むしろ、優れた資質を持つ教員志願者を減少させ、開放制を実質的に困難とし、結果、我が国の学校教育の崩壊を招きかねない重大な問題である。

ウ 教員の資質向上のためには、教員の就業環境の改善を図ることが先決である

「今後の教員養成・免許制度の在り方について」（平成18年7月中央教育審議会）では、教員養成・免許制度の改革を進めるに当たっての留意点として、①教員に質の高い人材を迎えるためには、教職や学校が魅力ある職業・職場であることが不可欠であること。②教員の地位や処遇が引き続き安定したものであるようにすること。③教員の多忙感を軽減し、本来の職務に専念できるよう学校の事務・業務の見直しや、国や自治体が行う調査等の精選、事務処理体制の整備、教員の精神面を支えるため

の相談体制を整備するなどの環境整備に努める必要があること等を述べている。

これらの課題について、その改善が図られたとの声は残念ながら聞かれない。このような教育現場の問題の根本的な改善なくして、教員養成の修業期間を延長することなどは、昨今の経済不況下においては殊更に、優れた教員志望者の減少を招くことは容易に予測できる。

また、このたび文部科学省で調査した、平成21年度公立学校教員採用試験の競争率は、ピーク時（平成12年度：13.3倍）の半分以下の6.1倍となった。いまや、学生はじめ若者達にとっては教職や学校が魅力の乏しい存在となり、生涯における職業としては敬遠する傾向にあることを示すものである。教員の就業環境の改善策を講ずることが喫緊の課題である。

エ 教育実習の期間についても、期間の延長によって成果が上がるものではない

教員養成の修業期間を6年（修士）とすることが前提であるので、見解を述べることは適当でないが、あえて述べれば、教育実習についても単に期間を延長するだけで成果が上がるものではない。むしろ、早期に教員となり、現職を続ける中で必要な能力・適性を磨くことの方が、教員としての資質が真に備わるものである。

なお、現在の4週間程度の教育実習の場合であっても、実習生を受け入れる教育現場の負担は重い。この軽減策も見えない中での期間の延長論は成り立つものではない。

（2） 教員免許更新制の見直しについて

本年度から開始されている教員免許更新制は、「養成段階を修了した後も、教員として必要な資質能力を保証する。」ことを目的として創設されたものであり、短期大学においてもその趣旨を是として受け容れ、現在、約100の私立短期大学で更新講習を実施している。特に幼稚園教員の場合は、職場を離れて更新講習を受けることは困難な教員が多く、最も身近な短期大学（母校）で受講したいであろうとの配慮から、講習を開設している小規模の短期大学もある。

この制度は、中央教育審議会が「今後の教員養成・免許制度の在り方について」審議し、答申（平成18年7月）を経て実施されているものであるが、それから3年余りしか経っていない現在、制度の廃止を含む見直しの議論が展開されようとしている。いったいこの答申はなんだったのか。こ

のような教育をめぐる議論の頻繁な変転は、教育現場に不安感を抱かせ、混乱を招くだけである。

3 短期大学における教員養成の現状と幼稚園教員養成の必要性

(1) 私立短期大学における教員養成の現状

ア 私立短期大学での教員養成は、短期大学本科において、幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校の教諭（二種）、養護教諭・栄養教諭（二種）の養成を行っている（表1）。また、（独）大学評価・学位授与機構認定の専攻科において、幼稚園・小学校・中学校の教諭、養護教諭（いずれも一種）の養成を行っている。

イ 約7割の私立短期大学において教員養成を行っているが、なかでも、幼稚園教員養成課程を置いている短期大学は6割に近い（表1）。また、ほとんどの短期大学が、幼稚園教員養成と保育士養成課程を併設（教育系分野）しているが（表2）、この分野の入学者数は短期大学入学者総数の3割を超えており、私立短期大学教育においては最も多い分野である。

（表1）教員養成課程（二種）をおく私立短期大学 （校）

免許状の種類 区分	幼稚園	小学校	中学校	特別支援 学 校	養 護	栄 養	総 数
短期大学数	223 (58.8%)	31 (8.2%)	103 (27.1%)	1 (0.3%)	19 (5.0%)	66 (17.4%)	379
学 科 数	238 (28.6%)	31 (3.7%)	145 (17.4%)	1 (0.1%)	19 (2.3%)	67 (8.1%)	832
入 学 定 員	26,960 (32.5%)	3,380 (4.1%)	15,187 (18.2%)	100 (0.1%)	1,680 (2.0%)	5,900 (7.1%)	83,052

出典：1 文部科学省 平成21年4月1日現在の教員免許状を取得できる大学

2 平成21年度全国短期大学一覧

注：1 複数の免許を取得できる短期大学があり、総数は一致しない。

2 教員養成を行っている短期大学の実数は、**261校（68.9%）**である。

（表2）幼稚園教諭養成・保育士養成等別 私立短期大学 （校）

	幼稚園教諭養成	保育士養成	幼稚園教諭および 保育士を養成	総 数
短期大学数	223 (7)	222 (6)	216	379

出典：1 文部科学省 平成21年4月1日現在の教員免許状を取得できる大学

2 全国保育士養成協議会 会員名簿（平成21年9月9日）

3 平成21年度全国短期大学一覧

注：（ ）は、当該養成課程のみを置く短期大学数で内数

(2) 幼稚園教諭の教員構成と採用教員数

学歴別教員数・採用教員数についてみると、幼稚園教員総数106,859人のうち、短期大学（国公私）卒業生の割合は77.2%である。また、採用教員総数11,468人のうち、77.5%が短期大学卒業生である（表3）。この数値から明らかなように、幼稚園においては、教員総数、採用教員数とも短期大学を卒業した教員が約8割を占めており、我が国の幼稚園教育が、短期大学によって支えられてきたとする根拠でもある。

(表3) 幼稚園教諭の学歴区分別 教員構成及び採用教員数の割合 (%)

区分 \ 学歴	大学院	大 学	短期大学	高等学校	その他	合 計
教員構成	0.9	18.9	77.2	0.5	2.4	(総数 106,859人) 100.0
採用教員数	0.3	19.4	77.5	0.2	2.6	(総数 11,468人) 100.0

出典：文部科学省 平成19年度学校教員統計調査

注：1 教員構成の総数は、平成19年10月1日現在

2 採用教員数は、平成18年度間（平成18年4月1日～平成19年3月31日）の採用者数

(3) 短期大学における幼稚園教員養成（二種免許）の必要性

ア 二種免許によって支えられている教育現場のために

幼稚園教員の73.7%が二種免許状保有者である（表4）。これは、幼児教育者として求められる、明るく、健康で、子ども好き、という「適性」を多くの短期大学生が持っている一面を表すものと考えられる。

幼児教育、つまり「保育」は、養護と教育の一体化した営みであり、専門的知識・技術と同時に、明るさや優しさ、労を惜しまない行動力といった奉仕的人間性が求められる。知識は学習によって深めることができるが、「適性」については、ほとんど生来のものであり、履修科目を増やしたり、修業期間を長くすることだけでは求め得ないものである。

現在、小学校以上にみられる学級崩壊等の教育的な課題は、幼児教育の現場にはない。このような幼児教育の現場を支え続けてきたのは、上述の「適性」を持ち、責任も重く、厳しい肉体労働を伴った職務を引き受けてきた、短期大学を卒業した熱意ある二種免許状保有者であることを見逃してはならない。さらにこの適性こそ、経験を積み重ねることによって専門性を向上させるエネルギー源であることも重要なポイントである。

(表4) 幼稚園の免許状別 教員構成 (%)

	普通免許			臨時免許	なし	合計
	専修	1種	2種			
計	0.4	21.0	73.7	0.4	4.5	(総数 106,859人) 100.0
男	0.9	11.9	26.3	1.0	60.0	(総数 7,636人) 100.0
女	0.4	21.6	76.8	0.3	0.9	(総数 99,223人) 100.0

出典：文部科学省 平成19年度学校教員統計調査

注：教員構成の総数は、平成19年10月1日現在

イ 教育現場に、向上心と多様な視野をもたらすために

短期大学卒業を基礎として中学校の教員となり、努力の末、中学校の教頭に就任した教員の述懐には、地域を越えて共通のものがあった。それは、「ほとんどが四年制卒（一種免許状保有者）の教員の中であって、短大卒の自分が今日あるのは、他の教員が積極的でなかった事柄、特に労力的なことを、徹底的に見つけて担当してきたためである。これが生徒や同僚の信頼を得ることになったものだと思う。」という言葉であった。当然、現職を続ける傍らで一種免許状を取得したのではあるが、教員の役割、教育活動の広がりに着目し、教員集団の中で補い合う部分を発見できたのは、二種免許状保有者あったればこそ持ち得た向上心であると考えられる。このことは、教員免許取得の基礎的段階として短期大学が存在することの意味を示唆している。

ウ 経済的理由により、やむを得ず短期大学に進学した学生のために

大学・短期大学への進学率が50%を超したとはいえ、経済的な理由で四年制大学への進学をあきらめ、短期大学に入学した学生の数は決して少なくない。

特に、今日における経済不況下において、子どもの保護者が、離退職を余儀なくされ、また経営する会社の倒産等により、経済的に困難な生徒が急増していることは想像するに難くない。

このような事情にあっても、進学を希望する学生にとっては、その地域にある短期大学において、しかも2年という短期間で教員の二種免許状を取得できることは、かけがえのない将来への“夢の架け橋”である。

(以上)

短大協発第22156号

平成22年9月21日

文部科学大臣

高木 義明 殿

日本私立短期大学協会

会長 佐藤 弘毅

大学評価・学位授与機構における学位授与事業について（要望）

内閣府行政刷新会議の事業仕分けにおいて、大学評価・学位授与機構（以下、「機構」という。）の学位授与事業については、「事業規模は縮減」、「国費は投入しない」との結果が下されましたが、下記に述べますように、学位授与事業は短期大学生にとって意義のある制度でありますので、今後とも同事業の充実が図られるよう要望いたします。

記

- 1 機構が行う学位授与事業においては、短期大学を卒業後、機構が認定する短期大学専攻科を修了した者等に対して、学士の学位を授与する制度が実施されており、短期大学生にとって卒業後の進路選択の幅が広がる等極めて意義のある制度であります。
- 2 また、短期大学には、経済的な事情により四年制大学進学を断念して入学する学生が多く、その中には、この「学士への途」を励みとして入学する学生もおり、その点で本制度は、高等教育への進学機会均等の役割をも果たしていると言えます。
本制度によって、これまで約14,500人の短期大学卒業生が学士の学位を授与され、社会の第一線で活躍しているところです。
- 3 短期大学生にとって、将来の進むべき道を柔軟かつ幅広く選択できる本制度は、今後さらに充実されるべきものであり、些かでも後退するようなことがあってはなりません。

また、昨今の経済不況下においては、経済的に恵まれない家庭の学生が増えることが予想されることから、学士の学位取得のために必要な「審査手数料」については、少なくとも据え置くべきであります。

（以上）

中央教育審議会キャリア教育・職業教育特別部会 「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申素案）」に関する意見

平成 22 年 11 月 16 日
日本私立短期大学協会

中央教育審議会キャリア教育・職業教育特別部会におかれましては、平成20年12月より多大な時間を傾注し、学校教育におけるキャリア教育、職業教育の組織化について審議を重ね、この度その答申素案をご提出になりました。その並々ならぬ御努力に深甚なる敬意を表します。

この答申素案ではこれまで十分に捉え返しが行われていなかったキャリア教育および職業教育について、組織的な視点に基づいた考察による論旨の展開と提言がなされており、その主旨に基本的に賛意を表すると共に、以下の諸点についてさらにご検討いただき、より精緻で実質的な改革案が提示されることを期待いたします。

1. 「キャリア教育・職業教育をめぐる経緯と現状」の論旨について

本答申素案においては、その冒頭で「学校から社会・職業への移行」をめぐる経緯と現状について言及がなされている。「学校から社会・職業への円滑な移行」の達成を目標とする本答申素案の狙いからして、その移行と強く関連する要因である社会的経緯と現状について、基本的な分析がなされていることは重要である。

特に、非正規雇用率が15歳から24歳までの若年層において35%に達し、「新規学卒者は正規の従業員として採用される機会が厳しさを増している」という状況について、「若年者への影響が強いことが伺われる」との指摘が行われていることは注目に値する。この事柄は、キャリア教育・職業教育を捉え返すにあたっての基底的な問題であると言って差し支えない。

労働市場の構造をめぐる規制緩和によって、「就業」が、企業の中心的な取組に対応する就業と、周辺的な就業に分極化していく現状においては、「働くということ」に対する社会的意味が捉え難く、生きる意味と働く意味との予定調和が若年者の間で崩れつつあるわけで、本答申素案で繰り返し強調されている「自分の人生の将来への意識化」とか「社会を形成する活動を主体的に担うために必要な能力・態度の育成」というキャリア形成の必要性と表裏一体を成している。

「キャリア教育・職業教育の在り方」を検討するにあたって、この基底的な問題への取組を外しては、その一切が空文化する恐れがあり、人材養成の視点のみではなく、人格形成の視点との双方からの省察を更に進めることが必要である。特に、後段の「高等教育におけるキャリア教育・職業教育の課題」についての論旨の中で、非正規雇用の増加に伴い、企業内人材養成の変化と若年無業者や早期離職者の存在について言及し、「高等教育機関が社会・職業との関連を重視した実践的な職業教育の充実を図ることが課題となっている。」点については、緻密な検討が望まれる。

2. 「キャリア教育・職業教育をめぐる基本的方向性」の論旨について

従来からも、学校教育の本質と職業教育の関係について議論がなされ、教育上での先進的な試みも一定展開されてきた。しかしその多くの考察において、職業「教育」と「職業」教育とが混在し、特に高等教育においては職業資格教育に関する取組が先行してきた。

本答申素案においては、曖昧であったこれまでの考察を分明して「キャリア教育」と「職業教育」というそれぞれの体系を想定し、その内容と課題についての明確化とその双方の関係の把握に努めていて、その意義は大きい。

答申素案が提示する「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることをとおして、キャリア発達を促す教育」と「一定または特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育」とについて、それぞれ内容と課題を意識化して学校教育を捉え返す視点は極めて重要である。

その内容と課題の設定について、発達段階に応じた体系性の必要を提示し、幼児教育から高等教育に至るまでその検討が進められていて、具体的な詳述も一定なされているところであるが、特に以下の諸点についての検討が更に加えられることが望ましい。

- (1) 後期中等教育および高等教育段階に散見される就職・採用を中心とする狭い枠組みでのキャリア開発支援から、社会参加への主体性の形成とそのための必要な知識や経験の獲得を中心とする教育の具体的デザイン。
- (2) 職種選択を前提とした狭い意味での「自己理解」を促すことから、就業への主体的自己形成に向けた「自己理解」に進むための具体的支援方法への転換。
- (3) 「社会的・職業的自立、社会・職業への円滑な移行に必要な力の要素」として、「基礎的・汎用的能力」をはじめ五つの要素が掲げられ、また特に「基礎的・汎用的能力」については、その具体的内容として「人間関係

形成・社会形成能力」を含む四つの能力が整理されており極めて示唆的であるが、これらの要素および能力が、これまでの狭い視野での「素質主義」と異なって、本質的なキャリア形成に資する教育の体系性を構成すること。

(4) 「将来の仕事に役立つ専門的知識・技術を習得したい」という高校生の進学志向に大学・短期大学が充分応えていないという答申素案の指摘について、大学・短期大学教育と職業能力との関連性の明確化をはかるとともに、例えば、学校5日制および「総合的学習の時間」が所期の目的を充分果たし得ない状況の下での「生き方」「職業」について語る時間の減少、競争原理の導入下での進学指導へのシフト等に悩む高等学校教育との接続関係の具体化。

(5) 学校教育の諸段階と企業との協同プロジェクトの充実・検討

3. 「高等教育におけるキャリア教育・職業教育の充実方策」の論旨について

本答申素案は高等教育段階におけるキャリア教育・職業教育が実質的には、若者を社会に送り出す直前の教育である現実を踏まえて、激変する社会、価値観の多様化の中での自立に資する教育の必要から、キャリア教育・職業教育双方について、その課題、教育の在り方およびその充実の方策の必要を提言していることは重要である。

特に、後期中等教育との接続関係や学ぶ意欲への教育上の配慮として、「入学から卒業までを見通したキャリア教育」等6項目を掲げていることは適切である。

また、本答申素案において、(特に短期大学について)との項を立てて短期大学におけるキャリア教育および職業教育に言及しているが、「短期大学士」の学位授与機関としての短期大学教育の本質的な構造である教養教育と職業教育の関係について、あえて言及しておく、教養の対概念は専門ではなく職業であり、短期大学はこの対極にある教養と職業を結び付けてキャリア教育あるいは職業教育を実施し、学位を授与している機関である。

そうした意において、本答申素案が「当該分野における学問の社会的意義の理解や課題対応型学習」を通じて、自立に繋がる基盤的な能力を育成することが重要であるとしつつ、職業横断的実務能力の形成や、これに資するインターンシップ・演習の実質化を示唆し、さらには生涯を通じた「職業能力の継続的な習得」という生涯学習や「社会人の継続教育・再教育」のニーズに応えることへの期待が示されていることは意義が深い。

さらに、機能別分化の視点から短期大学の人材養成を、研究者養成、業務独占資格等を有する専門職養成、特定の職業を念頭に置かない横断的準備教育に重点を置きつつ整理していることも真に示唆的である。

4. 「職業実践的な教育に特化した枠組みの必要性」の論旨について

本答申素案は、「高等教育における職業教育を充実させるための方策の一つとして、(中略)具体的には、卓越したまたは熟達した実務経験を主な基盤として実践的な知識・技能を教授するための(中略)新たな枠組みを制度化し、その振興を図ること」の必要性に言及し、その構想を提言している。

この新たな枠組みの制度化を必要とする発想の起点の一は、「大学・短期大学で行われる教育活動は学術研究の成果を基盤とすることが本来的な目的とされ」ていることから、職業教育の位置付けの曖昧さと職業実践的な教育の展開に問題が発生しているという認識にあり、またその二として、既存の専門学校制度の特徴である柔軟性は、その教育の質の保証において課題が発生しているという認識にある。

こうした認識に立って、素案は、「特化した枠組み」が制度上整備されることが、高等教育機関全体としての職業教育に関する充実を更に期する契機となるとしている。

しかし、平成22年2月の大学設置基準及び短期大学設置基準の改正により、大学・短期大学は、平成23年4月1日から教育課程の内外を通じて社会的・職業的自立に関する指導等に取り組むことが義務付けられ、大学等においてそれぞれに真剣な取り組みがさらに進められようとしているにもかかわらず、なお、この時点において新たに「特化した枠組み」の設定を本答申素案において延々と提言していることの意義が全く疑われるところである。

また、この論旨は、本答申素案全体を通して繰り返し提言されている「キャリア教育・職業教育の在り方」についての文脈からすると、いかにも唐突の感を免れず、以下の諸点においてその必要性を認めることはできない。

- (1) 大学・短期大学で行われている職業実践的な教育において、いかなる問題が実際に発生しているのか、その具体的事実関係が全く不明確である。
- (2) 専門学校制度の柔軟性こそが職業教育を展開する上で重要な要因であるにもかかわらず、単に質の保証の在り方の問題ゆえに、なお同様の新しい枠組みを制度化する必要性を認めることはできない。
- (3) 本枠組みを必要とする人材育成のニーズが実際にどのような内容および課題において、経済・産業界の動向および人材需要に現れているのかが説明不足で、全く不明確である。
- (4) 本枠組みの構想に謳われている「実践的・創造的な職業人」あるいは「いわば匠の人材」養成をもって、高等教育機関とすることは不適切である。
- (5) 制度上に、この「枠組み」を学校種として位置付けるのか、または職業

教育プログラムとして策定するのが曖昧である。特にこの「枠組み」を学校種として位置付けるとすれば、既存の学校種の教育体系との整合性、また編入学等の接続において極めて重要な問題が発生する。

- (6) 修業年限について、2～4年の柔軟性や修業年限の弾力化が謳われる傍らで、他方、基本課程と上級課程を合わせて3～4年とするなど、教育課程編成と修業年限が全く整合性を欠いている。
- (7) 本答申素案において新しい学校種としてこの「枠組み」を設定するとすれば、財政上困難を極めている現下の状況において、既存の学校種を含め厳しい財政的制約がさらに強まることになる。

なお、日本私立短期大学協会においては、平成21年1月に『短期大学教育の再構築を目指して ―新時代の短期大学の役割と機能―』を公表し、キャリア教育及び職業教育について積極的な展開を進めているところである。

平成22年12月1日開催 私立大学振興に関する緊急大会において

決 議

平成 22 年 12 月 1 日
日本私立大学団体連合会
日本私立短期大学協会
日本私立高等専門学校協会

明日のわが国を創造する原動力は、高等教育の振興、
特に私立大学等の充実発展にある。

その礎を確固たるものとするため、構成団体に加盟する
私立大学等の総意として、特に以下の4点を強く訴える。

1. 私立大学等の永続性と健全性を担保するための基盤的経費である「私立大学等経常費補助金の一般補助（要求額：2,816億3,200万円）」の満額実現
2. 文部科学省の「元気な日本復活特別枠」を活用した平成23年度私立大学関係政府予算要望項目「私立大学等経常費補助金の特別補助（要望額：513億円）」の満額実現
3. 事業仕分け（第3弾）結果を見直し、国公私立大学を通じた大学教育改革支援事業の継続実施、特に同事業における平成23年度私立大学関係政府予算額の確保
4. 平成23年度文部科学省税制改正要望事項（私立学校関係）の実現
 - 個人からの寄附の税額控除の導入（学校法人等）〔所得税〕
 - 寄附金控除の年末調整の対象化〔所得税〕
 - 個人住民税における寄附金控除の適用下限額の引き下げ〔住民税〕

「私立大学災害対策特別委員会（仮称）」の設置について

平成23年4月12日

【趣旨】

このたびの東北地方太平洋沖地震等により被災した私立大学等の復興に向けた支援・対策活動を行うため、日本私立大学団体連合会並びに日本私立短期大学協会との合同による「私立大学災害対策特別委員会」を設置する。

【委員構成】

- 日本私立大学団体連合会：7人
- ・ 社団法人日本私立大学連盟（3人）
 - ・ 日本私立大学協会（3人）
 - ・ 日本私立大学振興協会（1人）
- 日本私立短期大学協会：2人

【検討課題（活動内容）】

1. 東日本大震災等により被災した私立大学等の復興に向けた支援・対策活動について
 - 1) 基本的考え方
 - 2) 具体的支援・対策の内容
 - 3) 支援・対策活動の進め方
 - 4) その他

【各団体からの派遣委員候補者】

日本私立大学団体連合会

- | | |
|--------------|----------------|
| 会長 白井克彦 | 早稲田大学 学事顧問 |
| (日本私立大学連盟) | |
| 清家 篤 | 慶應義塾 塾長 |
| 八田 英二 | 同志社 大学長 |
| 納谷 廣美 | 明治大学 大学長 |
| (日本私立大学協会) | |
| 大沼 淳 | 文化学園大学 理事長・学長 |
| 福井 直敬 | 武蔵野音楽大学 理事長・学長 |
| 香川 達雄 | 女子栄養大学 理事長 |
| (日本私立大学振興協会) | |
| 北元 喜朗 | 北陸大学 理事長 |

日本私立短期大学協会

- | | |
|-------|------------------|
| 佐藤 弘毅 | 目白大学短期大学部 理事長・学長 |
| 森脇 道子 | 自由が丘産能短期大学 学長 |

平成23年4月12日

東日本大震災における私立大学の復旧・復興に係る要望

日本私立大学団体連合会

日本私立短期大学協会

このたびの大震災では、私立大学を含む多くの私立学校とそこに在学する園児・児童・生徒・学生も多数被災しています。私立大学では、復旧・復興のための自主努力や相互協力を積極的に推進していますが、早期の復旧・復興のためには、激甚災害法改正などの立法措置を講ずるとともに、補正予算編成において、阪神淡路大震災時の支援内容・規模を大幅に超える私立大学・私立学校に対する最大限の予算措置を講ずることが不可欠であります。

被災地域の復興と日本再生の原動力は、地域に根ざす多様な私立大学・私立学校の教育活動（地域人材の育成）と学術研究活動にあると考えますので、特段のご配慮をお願いします。

記

1. 被災の私立大学・私立学校施設の災害復旧事業

私立大学・私立学校施設の災害復旧事業は、激甚災害法において国庫補助率は2分の1と定められています。このたびの震災対策においては、これを改め「国公立学校の復興・支援と遜色のない国の施策」として、私立学校の災害復旧に係る経費は、その全額を国費により支援していただきたい。

- ①補助率の引き上げ（現行：2分の1→ 全額を支援）
- ②補助対象範囲の拡大（ビルの借用・仮設校舎建設補助等）
- ③複数年次にわたる予算措置並びに補助の実現
- ④日本私立学校振興・共済事業団の貸付事業の貸付財源の確保と貸付条件の緩和（詳細後掲）

なお、激甚災害法は、いわゆる「本激」「局激」とに区分されています。いわゆる「局激」については、私立学校が対象とされていない現状にあります。激甚災害法改正の際には「局激」にありましても私立学校を対象に加えていただくよう抜本的な検討をお願いします。

2. 被災学生の修学支援

このたびの大震災に係わり、私立大学の被災学生に対する修学支援については、被災学生の修学する大学は全国にまたがることから、被災大学であると否とに係わらず、例えば、学納金の減額・免除に係る支援、無利子奨学金の拡充、給費奨学金制度の創設など特段の配慮が必要です。被災による保護者の死亡、失職等の理由により修学の継続が困難になっており、経済的に困窮する被災学生の教育は、教育機会の保障の観点からも必要不可欠であります。被災学生に学校の設置形態による差別があってはなりません。（別添資料を参照。要望試算額提出。）

3. 私立大学における教育研究活動の復旧等のための支援

私立大学における教育研究用設備・備品及び教育研究活動の復旧等のための私立大学等経常費補助金を通じた支援措置をも講じていただきたい。

4. 被災留学生への対応

留学生は、国と国を繋ぐ懸け橋的存在であります。多年に亘る留学生交流の成果をこのたびの大震災により灰燼とすることは断固回避しなければなりません。被災した留学生が再び日本留学を実現するための速やかな環境整備が必要です。例えば、学習奨励費による新たな措置や帰国旅費等の支給など特別な措置を講じていただきたい。

5. 被災学生・被災大学救済のための「規制緩和」の推進

- (1) 被災学生や被災大学がこのたびの救済策を受けるに当たり、所轄庁等への申請に当たっては、負担軽減の観点から緩和措置を講じていただきたい。
- (2) 被災学生救済のための特別入試の結果、定員超過の発生や被災私立大学が定員未充足の事態が生じた場合においても、補助金行政上不利益とならないよう特別な措置を講じていただきたい。
- (3) 日本私立学校振興・共済事業団による被災地の私立学校に対する以下の措置を講じていただきたい。
 - ①施設の復旧及び経営の継続に向けた運営資金に係る緊急融資については、無利子融資等を実現するための政府出資金を含めた十分な貸付財源の確保や思い切った利子補給制度並びに貸付条件の緩和措置を講じていただきたい。
 - ②被災の私立学校の既往債務の償還について、市中銀行からの借入れを含め緩和措置を講ずるなど、特に配慮いただきたい。

6. 消費税への減免措置（税制上の優遇措置）の実現

被災した大学の教育研究用の施設の建設費、設備、備品等の購入費に係る消費税の減免措置を講じられたい。

7. その他

- (1) 早期の授業開始を安全なる大学施設で可能とするため、被災施設の危険箇所あるいは安全性の確認をするための専門技術者の派遣についての支援を願いたい。
- (2) 専門家による学校経営についての相談体制を強化・整備していただきたい。

結びに

東日本大震災の特質は、広域大規模地震と巨大津波、加えて終息の懸念すら見えない原子力発電所事故の三重苦にあります。未曾有の国難の時に当たり、教育と学術研究の推進を通して、東北地区の将来像を日本の再生の理想像として描き、これを着実に実現していくことが重要であると考えています。私立大学は協力してこれに努める覚悟です。

政府、与党民主党の機敏なる政治決断と力強いリーダーシップを切に願います。

修学支援に係る要望（参考データ）

(23.4.12)

日本私立大学団体連合会

日本私立短期大学協会

要求総額 120 億円(概算)**I. 岩手県、宮城県、福島県に所在する私立大学及び私立短期大学（33校）の被災学生数とその教育費負担軽減に係る試算**

注1 在籍学生数の約10%が被災世帯の学生と想定

注2 被災世帯学生の学納金を全額免除と仮定

注3 学生数等は平成22年5月1日現在

1. 私立大学（21校）	51,179名	
うち10%	5,118名（被災世帯の学生数）	……㉑
学納金平均額（学部）	約131万円	……………㉒
学納金減免総額（㉑×㉒）	約67億円	
2. 私立短期大学（12校）	4,160名	
うち10%	416名（被災世帯の学生数）	……㉑
学納金平均額（学科）	約127万円	……………㉒
学納金減免総額（㉑×㉒）	約5億円	
1、2の合計の学納金減免総額		約72億円

II. 被災地3県以外の私立大学等に在籍する被災学生数とその教育費負担軽減に係る試算

注1 在籍学生数の約10%が被災世帯の学生と想定

注2 被災世帯学生の学納金を全額免除と仮定

注3 学生数等は平成22年5月1日現在

1. 私立大学	約34,000名	
うち10%	約3,400名（被災世帯の学生数）	……㉑
学納金平均額（学部）	約131万円	……………㉒
学納金減免総額（㉑×㉒）	約45億円	
2. 私立短期大学	約1,500名	
うち10%	約150名（被災世帯の学生数）	……㉑
学納金平均額（学科）	約127万円	……………㉒
学納金減免総額（㉑×㉒）	約2億円	
1、2の合計の学納金減免総額		約47億円

I、IIの合計	約119億円
----------------	---------------

決 議

平成23年5月16日
日本私立短期大学協会
春季定期総会

去る3月11日の東日本大震災により、東北地方を中心とする会員短期大学において、施設に甚大な被害を受け、そして学生の尊い命が奪われた。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響と、その風評被害とあいまって、地域社会が衰退し、教育環境が大きく阻害されている。

私立短期大学は、今日まで、地域社会の発展と教育の機会均等の確保の面で、大きく貢献してきたところであり、今後ともこの役割を果たす責務がある。

よって、本協会は、被災された会員短期大学の一刻も早い復興の実現のため、下記について決議する。

記

1. 本協会は、国に対し、私立学校施設の災害復旧事業に係る経費及び被災学生の修学支援について、全私学連合、私立大学団体連合会との連携のもとに、国費による全額の財政支援を強く求める。
1. 本協会は、被災された会員短期大学の一刻も早い復興の実現のため、最大限の支援策を講ずる。

第7回原子力損害賠償紛争審査会における団体ヒアリングにおいて

私立学校における原子力事故による損害と賠償について

平成23年6月9日
全私学連合

【私立学校の教育機関としての基本的性格と損害賠償】

教育は、社会の基本的な機能である。

地震や津波の被害からの復興に向けて動き出している地域では、将来への希望・復興の象徴として学校機能の復旧が進められている。

しかし、原発を中心とした地域では、その社会の存立基盤が大きく揺らいでおり、地域社会のつながりが失われたり、人口が流出したりする事態となっている。そのため、教育機関への影響は大きく、また長期的なものとなるものと予想されている。

特に私立学校は、公教育機関である一方、学校法人が設立した教育施設であることから、その経営は、教育の質や学校の安全性等についての在學生・保護者との信頼関係の上に成り立っており、原発事故により良好な教育環境への信頼感が揺らぐことは経営上大きな問題となる。

損害賠償に当たっては、地域の人々とともにあり、入学から卒業までの長い時間を要するという教育機関の基本的性格を踏まえた十全のものとなるよう願いたい。

【私立学校の特性】

- 私立学校は、国立・公立学校とともに我が国の公教育を担う教育機関である。しかも大学生の約4分の3が私立大学に在籍するとともに、幼稚園では約8割、高等学校では約3割が私立学校であり、北海道から沖縄に至る全国各地において「建学の精神」に掲げる特色ある教育活動・研究活動を展開している。
- 我が国の公教育を担う私立学校は、私人の財産により設立された学校法人を設置母体とする経営組織体である。
- 財政面から見れば、国や都道府県からの私学助成はあるものの限定的であり、収入の大半は学生・生徒からの授業料等であり、入学する者がいて初めて経営が成り立つ。
- 入学者が減少した影響は、修業年限の間、解消されない。また、学校や地

域の環境の安全安心が保証されない限り、次年度以降も入学者の減少が継続することも危惧される。

- 今回の原発事故に起因する授業料等の収入減や、避難・除染のコストなどにより私立学校の経営が困難になれば、地域における子どもたちの教育機会が確保できなくなるとともに、教職員の解雇など、地域の雇用の機会が失われることが懸念される。

以上のように、私立学校に対する原子力損害を早期に救済することは、地域において公教育を維持する観点からも必要不可欠。

原子力損害の範囲の判定等に関する指針をとりまとめるにあたっては、私立学校にかかる損害額について賠償の対象とされるように位置づけるべき。

【参考 私立学校における損害の例】

1. 原子力発電所事故による影響①：警戒区域等における損害

(1) 営業損害等

- 通学・通園者の避難、学校の休校による学納金収入の減少、私学助成など補助金が得られなくなることによる収入減
- 代替施設の確保やスクールバス等の手配費用
- 警戒区域等解除になった後の、学校再開に要する費用（校舎・校庭の修理・整備、移転費用等）
- 警戒区域等解除になった後の、風評による在学生の転学、新入生の入学辞退等による学納金収入の減少（見込み）
- 幼児・児童生徒・学生や保護者に対し学校がカウンセリングを行う経費

(2) 就労不能等に伴う損害

- 避難指示や在学生の減少に伴う経営悪化等により勤務する学校が閉校等となり解雇・雇止め等がなされた教職員に対する補償

(3) 財物価値の喪失・減少、検査費用等

- 校舎・校庭の放射線量の検査のためのモニタリングポスト（線量計）の設置経費、学校活動に制約がある場合には校舎・備品の除染や校庭の土の入れ替え費用

2. 原子力発電所事故による影響②：警戒区域等外における損害

(1) 営業損害（風評被害）等

- 原子力発電所事故への懸念や、母国政府の指示等を理由とした留学生の帰国、入学辞退等による学納金収入の減少
- 原子力発電所事故への懸念等を理由とした、日本人学生・生徒の転学、入学辞退等による学納金収入の減少
- 留学生や日本人学生の転学・入学辞退を防止するための取り組みに係る費用
- 原子力発電所事故への懸念や、母国政府の指示等を理由とした私立大学の研究者・外国人研究者の他の大学・海外への流出、これによる大学の研究活動への影響
- 警戒区域等から避難してきた児童生徒等のための仮設校舎の建設等に要する費用
- 幼児・児童生徒・学生や保護者に対し学校がカウンセリングを行う経費

(2) 就労不能等に伴う損害

- 在学生の減少に伴う経営悪化等により勤務する学校が閉校等となり解雇・雇止め等がなされた教職員に対する補償

(3) 財物価値の喪失・減少、検査費用等

- 警戒区域等外でも高い放射線量数値が出ている学校に対する、校舎・校庭の放射線量の検査のためのモニタリングポスト（線量計）の設置経費、学校活動に制約がある場合には校地・校舎・学校備品の除染や交換のための費用

福島県私立大学・短期大学における 原発事故による損害状況について

平成 23 年 6 月 9 日
日本私立大学団体連合会
日本私立短期大学協会

記載の損害状況は、福島県の私立大学・短期大学にアンケート調査を行った
6月6日現在のものである。

損害額は、今後、増大する傾向にある。

今後の状況については、文部科学省と連携しつつその都度お伝えしたい。

1. 学校法人の損害額（概算）

福島県の大学法人・短期大学法人（7学校法人）の損害額（概算）は、約7億円（うち学納金収入の減収が約6億円）。損害額はこれからさらに増大すると予測されている。

2. 平成23年度の在学生の動向

福島県の私立大学（6校）・短期大学（4校）の在学生は約1万1千人。
原発事故以降の退学者81人、休学者34人の計115人。

3. 平成23年度の留学生の動向

福島県内の私立大学の外国人留学生は約220人。

原発事故後、大半の留学生が母国に帰国し、その後徐々に日本に戻って大学に復学しているものの、現在でも約40人（約16%）が大学に戻っていない。

しかし、このことは福島県に限らず、東北地方・関東地方など広範囲の地域で同様の悪影響を被っている。

4. 平成23年度入学者の状況

平成23年度の福島県内私立大学・短期大学の入学者は約3,000人。

およそ100人（3.4%）が原発事故後に入学を辞退した。

5. 原発事故による避難地域に居住の在学生

避難地域に実家があり実家から通学する学生は約50人。避難地域に実家を持つ下宿生は約170人。つまり、在学生の2%が原発事故による疎開者と言える。彼らに対して長期的な生活支援等を行わないと、中途退学予備軍になる可能性がある。

6. オープンキャンパス（学内説明会）の実施

福島県内の全私立大学・短期大学が風評被害にもかかわらず、オープンキャンパスを実施して、来年度の学生募集に対応している。

しかしながら、次頁の「声」にあるように、来年度の学生募集はきわめて困難なものと予想されている。

【現場（私立大学・短期大学）からの声】

<平成24年度入学者・学生募集の見込み>

- 風評被害が著しく、他県の進学担当者は当地を放射線の脅威と不安があると判断しているようである。原発近隣地区の高校生は、県内各地に疎開中のため、進学をあきらめてしまう生徒が増加。

今年の秋入学の中国人留学生に関しては、「日本への留学を希望する学生がいない」とはっきり言われている。震災前から在学している多くの留学生は本学の対応を信頼して戻ってきたが、本学とまったく無縁の留学生は、原発に近い本学を留学先として選択することはない。現在、留学生の秋入学についての問合せ、資料請求はまったくない状況。

現状を考えると、来年度の学生募集は大幅に減ることが予想される。

- 県外からの学生募集はかなり困難な状況である。県内においても可能であれば、県外への進学を考えている受験生と保護者が多く、地元志向に陰りが見える。
- 今回の震災で最も被害の大きかった福島県浜通り地区を中心に、各高校の地元経済が復興できるか（大学進学等に対応できるまで復興できるか）不安かつ不確定な要素が多い。また、震災後の東北全体の経済状況、原発事故による風評被害などを踏まえると、県外からの進学者増に期待できず、例年以上に厳しい状況が予想される。
- 原発事故により県外からの入学者減が予想される。また県内の受験生が県外に流出することも予想される。大幅な学生数（入学者数）の減少が見込まれるため、国または東京電力の支援・補償が望まれる。
- 風評被害による本学志願者の大幅減は必至。県外（西日本）からの受験が見込まれない。

<その他要望事項等>

- 現時点の損害額と、今後発生する損害の全額を東京電力と国に請求したい。
- 平成24年度以降も風評被害による入学者の減少についても損害として考慮してほしい。

以上

第6回中央教育審議会教育振興基本計画部会におけるヒアリングにおいて

中央教育審議会教育振興基本計画部会への意見

— 東日本大震災復興対応 —

平成 23 年 7 月 8 日
日本私立大学団体連合会
日本私立短期大学協会

日本私立大学団体連合会及び日本私立短期大学協会では、東日本大震災の復旧・復興対応の緊要性・重要性に鑑み、「私立大学災害対策特別委員会（委員長：清家 篤 慶應義塾長）」と「私立大学災害対策本部」とを設置し、現地情報の収集をはじめ要望事項の取りまとめ等を行い、鋭意精力的に対処して参りました。このため、貴部会のヒアリングにつきましては、この間の経緯を踏まえ、私学高等教育機関の立場から統一して意見を申し述べます。

〔意見要旨〕

1. 東日本大震災後の石巻専修大学の対応

地域復旧・復興センターとしての経験を踏まえて、石巻専修大学の取組み事例を坂田 隆同大学長より発表します。

2. 全国の私立大学の東日本大震災復旧・復興支援の取組み

このたびの大震災では、多くの私立大学及びその学生も多数被災しております。全国の私立大学は被災地の復興のため、その公共的性格に鑑み、地域再生等の社会貢献活動を、添付の通り、活発に行っています。（別添資料「私立大学の震災支援取組マップ」参照）

3. 東京電力福島第一原子力発電所事故をめぐる問題への特別配慮の必要

本会をはじめとする全私学連合では、去る6月9日、政府の原子力損害賠償紛争審査会ヒアリングにおいて、私立学校の立場から、種々、意見を申し述べたところであります。大震災の復旧・復興に係わり、原発事故の問題は異質・深刻なる性質を有しています。特段の配慮と検討が必要であると考えます。

4. 第2期教育振興基本計画の本格審議に当たりめざすべき基本的方向について

○教育の復興なくして地域の復興と国の再生なし

- ・東日本大震災による被災地の復旧・復興は、長期的に日本が目指すべき社会

構造を先取りした日本の再生モデルとなることが期待されています。

- 今回の東日本大震災を乗り越え、その復興と再生を遂げるためには、連帯や支え合いを基盤とする新しいコンセプトに基づく21世紀社会の再構築が必要であると考えます。その根幹は、世界の諸国民の信頼を得る、誇り高い国民精神の醸成を基本とした「人材力」の育成にあると考えます。その人材力育成のためには、教育の復興は最優先課題であり、そのことによって、被災地域の復興とわが国の再生とが可能となります。

○教育振興のための国の財政計画明示の必要性

第1期教育振興基本計画の策定時の経験を参考とされ、第2期計画の実現を担保する財政計画を明示すべきと考えます。その際、高等教育への公財政支出の比率を、OECD諸国並みの水準（GDP比約1%程度）へと高めることはもとより、高等教育政策のパラダイムシフトをめざした抜本的なファンディングの改革にご配慮をお願いします。

以 上

文部科学省初等中等教育局教職員課 宛 平成23年7月29日提出

教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な 向上方策について（審議経過報告）に対する意見

日本私立短期大学協会

1. 教員養成の在り方

(1) 教員養成の改革の方向性について

・修士レベル化について

○教員の資質・能力は実際に学ぶ者と出会い、これを教育する活動を通して開発・形成されていくものであり、全教員に修士レベルの教育を課す等高等学歴化することによってのみ、優れた教員が養成されるものではない。

○修士レベル化は、意欲と能力をもちながら教育投資に余裕のない子弟に教職の門戸を閉ざし、養成側と採用側の需給バランスを著しく崩すことになる。

○幼稚園教諭の80%が短期大学卒、小・中学校教員の80～90%が大学卒という現状、長引く経済不況等を考慮すれば、修士レベル化は学校現場での必要教員の確保が極めて困難となり、特に幼稚園教員が枯渇する虞がある。

○なお、「改革の方向性」のひとつに「社会人等の多様な人材の登用」とあるが、これと「教員養成の修士レベル」への一元化は整合性がとれない。

・教職大学院や既存の修士課程等の在り方について

○教職大学院等では、子ども達が求める「高度の教育実践的指導力」をもった、教育者としてのリーダーの養成に努めるべきである。

○教職大学院や修士課程で専修の教員免許状が取得できる課程についても、教育の質の向上を図るため、履修すべき教職科目及び授業内容について検討を加え見直しを行うべきである。

○大学院改革は、就職の展望、給与の向上、地位の処遇といった大学院進学の意味と実益を保障する所謂インフラを整備しなければ、名ばかりのものに終わる。「大学院重点化」が数年にして博士課程の入学人員減少化に転じた理由もこのインフラ未整備に起因する。

・教員養成のカリキュラムについて

○実際の教職在任期間中に計画的・継続的な職能開発を行うことが望ましく、

大学においては教員として最低限必要な資質能力（平成18年中教審答申）の形成並びに所謂学士力の涵養を確実にするために必要とされる教科目の設定と充実に主眼をおくべきである。単位の実質化を強調し、大学及び短期大学の修学期間に自ずと限度がある以上、全ての教員養成の役割を養成機関にのみ負わせるには無理がある。

○「教職実践演習」が導入されるなどの改革がなされたところであり、それが各大学でどのように実施され、どのような効果が表れるかを点検することが当面の課題である。

○科目数や単位数を多くすれば教員の資質能力が向上するものではない。同じカリキュラムに基づく授業であっても、養成される力量は担当者である大学教員の資質、能力、問題意識によって落差が生じていることを銘記したい。

・教育実習の在り方について

○教職に就く可能性の少ない実習生を長期間指導することは、教育現場の負担が大きくなり、教育現場が疲労する。養成段階で行う実習の意義と採用後に行う研修の意義を違えることなく、現行の実習期間の中で充実させる工夫が必要である。

○一律の教育実習期間の延長は、教員養成カリキュラムの過密化を招き開放制の原則を脅かす可能性があり、受け入れる学校現場の負担を考えると適切でない。

○教育実習は養成校と実習校の協力体制が重要であることから、実習校の開拓・実習の時期及び期間について、各都道府県単位の調整の仕組みを作り、ガイドラインを定める必要がある。

・その他

(2) 教育課程の質の保証について

○各養成校におけるFD活動の徹底により、授業内容・方法の改善を推進し、学習成果の向上を図り、さらには教職就業に相応しい履修履歴の形成に向けての指導が必要である。

○人間としての教養教育が、結果的には質の高い教員養成につながる。

○質の保証は、知識・技術の教育のみでは達成されない。人間観、子ども観、社会観、教育観などの哲学や理念を培う人間教育が必要である。

2. 教員免許制度の在り方

(1) 教員免許制度の改革の方向性について

○開放制に基づく現行の教員養成は社会的・制度的に認知されているだけで

なく、現実に教員の学問レベルを支えており、すでに定着しているので、現行制度で特に問題はない。

- 学部卒の教員に授与される免許状を「基礎」として上級の免許状を与える制度を否定するものでないが、熱情があってその将来性を期待できる短期大学卒業者にも与えられる現行の養成制度を堅持されたい。

(2) 教員免許状の種類について

- 幼稚園教諭については、短期大学での養成を中核に置かないと教員が枯渇することは免れない。相応の免許状が必要である。
- 基礎免許状・一般免許状・専門免許状という積み上げ方式は一定程度理解できるが、専門免許状を取得しなければ、教員資格の最終形には達しないという印象を与えるものであってはならない。基礎免許状のみをもつ教員が教育活動に当たっていることへの不安定感と自信喪失を招く方向に左右される可能性がある。
- 短期大学卒業者に与えられる「2種免許状」の扱いに言及されていないのは、養成校に不安を抱かせている。

(3) 教員免許更新制について

- 知識基盤社会に耐えうる教員を恒常的に確保するためにも、定期的に最新の知見や技能を身につけることは極めて重要であり、継続して実施すべきである。
- この制度は実際に運用されてからまだ3年足らずであり、その成果についても検証するまでに至っていないので、拙速な制度改正は避けなければならない。なお、教育委員会が実施している各種研修制度との区別や連携については十分ではないので、検討すべき課題である。

(4) 教員免許状の区分について

- 生涯学習の過程において人間の成長を捉えることはすでに国民共通の認識となっている。その方途として、学校教育においては、学校間の接続に対応できる隣接学校種免許状の併有を推進する必要がある。単に小学校及び中学校免許状を「義務教育免許状」として括るような安易な「組み合わせ」であってはならない。この考えは、「学校教育の始まりとして生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割」と位置づけられている幼稚園教育と小学校教育との接続性を損ない、幼稚園教育における5歳児の教育の重視、小学校教育における小1プロブレムに対応できない教員を生む可能性がある。
- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校各学校種に必要な専門性は明らかに異

なるので、その内容を特化して吟味すべきである。学校をまたいで「免許状」のこの区分は、当を得ているように見えるが、安直な発想の感がある。

3. 採用と学校現場への多様な人材の登用の在り方

- 特に小学校においては、①専門性を高度に備えた修士レベルの教員、②大学で教育とは別の専門領域を学んだ学識ある教員、③社会人となってから教職を志望する教員、④将来性のある短期大学卒の若い教員等様々な教員により、多彩な教育力を駆使して教育に当たることが必要である。学校はある意味で社会の縮図でありたい。
- 社会人の教育現場への登用の方向は進められたい。とりわけ優れたマネジメント能力を有する者を教育行政の中で積極的に活用する方策の検討が必要である。

4. 現場研修の在り方

(1) 初任者研修について

- 大学及び短期大学と都道府県の教育センターと連携した研修事業は広く試みられているところであり、大きな成果をあげている。今後とも初任者研修の充実を図るべきである。

(2) 国や任命権者が行う様々な研修の在り方について

- 充実の方向で検討されたい。

(3) 校内研修や自主研修の活性化について

- 校長が中心となって、互いに学びあい、教えあい、考えあう研修を学校が計画的に行うことが基本である。この現職研修をおろそかにして、教員の資質能力の向上はあり得ない。

5. 教育委員会・大学等の関係機関の連携・協働について

- 教育実習を実効ならしめるため、教育委員会主催の実習校と養成校の情報交換連絡協議会等、積極的に開催されるべきである。

6. 当面取り組むべき課題について

(1) 管理職の資質能力の向上について

- 行政手腕のみでなく、教育者として力量ある管理職が養成されるべきである。
- 従前に比較し、管理職が魅力のないポジションと言われ、優秀な教員が選

考試験にトライしない現状の丁寧な分析が必要である。

- 学校・教師が組織的に一定の方向で教育が行われるよう、ガバナンスの強化を念頭においた管理職の資質能力の向上を図る必要がある。

(2) 幼稚園教諭の取扱いについて

- 幼保一体化が別途検討されていること故に、幼稚園教員の免許状の在り方に全く触れていないとの印象を受ける。教員免許状の在り方を審議する中教審特別部会としていかなるものか。現実に学校教育法に基づく幼稚園教育が行われているのであり、幼稚園及び就業している教員に不安感を与えないためにも、特別部会として幼稚園教諭の取扱いについて、その現状等を十分踏まえて検討すべきである。幼保一体化の議論において、幼稚園、保育所、こども園の併存を認める方向であり、なおさらである。
- その際、幼稚園教諭の80%が短期大学卒業生であることから、需給バランスの確保の観点からも、今後とも社会からの短期大学における教員養成へ寄せる期待は変わるものではないことを考慮しなければならない。

(3) 特別支援教育の取扱いについて

- 特別支援教育の意義や重要性に鑑み、①全ての小・中学校へ特別支援教諭免許状を有する教員の配置、②特別支援学校における特別支援教諭免許状を有する教員の配置割合を高める必要がある。
- 障害の種類に応じた専門力の確保、インクルーシブ教育の課題等、今日的な検討課題を考慮しつつ養成課程を構築する必要がある。

7. その他

- 「審議経過報告」のおわりに、「教員の資質能力向上の取組は、時間を要する息の長い取組であり、今後の審議にあたっては、先を見据えつつ、一つ一つの課題について丁寧に検証を行い、議論を進めていくことが必要である。」と、まとめられている。まったくもって貴見のとおりであるので、教員の資質能力向上の検討にあたっては、拙速を避け今後とも丁寧な審議をお願いしたい。

平成23年12月6日開催 私立大学振興大会2011において

決 議

平成 23 年 12 月 6 日
日本私立大学団体連合会
日本私立短期大学協会
日本私立高等専門学校協会

明日のわが国を創造する原動力は、教育にある。このためには、高等教育の振興、特にわが国高等教育の約8割を担当する私立大学等の充実発展こそが今日の喫緊の課題である。

本日ここに結集した各構成団体に加盟する学校法人と設置大学は、その連携・協力により、東日本大震災被災地域への支援を含む「日本復興」を目指すとともに、私立大学共通の課題解決に一層の努力を傾注することを決意し、次のとおり決議する。

一、東日本大震災からの速やかなる復興と安心・安全な社会の実現

— 被災地の復興なくして国の再生なし —

一、新時代を拓く私立大学の質的充実の推進とそれを強力に支援する高等教育政策の実現

— わが国の再生と持続的発展は、全国各地に展開する多彩・多層の私立大学等の教育研究活動に大きく依存 —

一、平成24年度私立大学関係政府予算概算要求額の満額実現

一、学校法人関係税制の改正要望の実現

1. 私立大学等経常費補助金（要求額:3,374億4,200万円）
2. 私立大学等教育研究装置・施設整備費補助（要求額：124億6,400万円）
3. 私立大学等研究設備等整備費補助（要求額:40億1,200万円）
4. 国公立大学共通予算の実現
①新たな奨学金制度の創設 ②世界に雄飛する人材の育成
5. 平成24年度文部科学省税制改正要望事項（私立大学関係）の実現

以 上

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室 宛 平成24年2月24日提出

学校教育法施行規則及び専修学校設置基準等の改正への意見

日本私立短期大学協会

本来、専門学校と大学・短期大学とは異なる教育目的をもつ、それぞれ完結した教育機関であり、基本的に大学への接続や大学・短期大学と相互の単位認定を予定されたものではない。

この考え方を基本としつつも、学習者の向学心、多様な学習機会の求めに応えるため、今日まで、専門学校生の大学編入学や、大学・短期大学と専門学校における学修単位の相互認定等の制度改正が行われてきた。

これらの制度改正にあたっては、専門学校が大学・短期大学における教育的と比して、教員組織、教育課程などその他設置基準に大きな違いがある等の理由により、本協会として反対の立場をとってきた。

しかし、国における生涯学習体系への移行が教育改革の理念であること等を踏まえ、今回の単位制・通信制を制度化する場合に認められる専門学校の教育内容については、大学・短期大学教育と同等（同質）であるべきとの条件のもとに本制度を受容することとするが、下記の点について、十分留意されることをお願いしたい。

(1) 教育の質保証について（大学・短期大学教育との関連において）

専門学校（専修学校専門課程）の卒業者には大学への編入学が認められ、また、大学・短期大学での学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができるとされている。

「単位制」・「通信制」においても、既設の課程と同様に、上記「大学編入学」・「単位の相互認定」が可能となるよう規定するとされているので、両課程における高等教育としての質保証に特に傾注することが必要である。

(2) 第三者評価による教育の質保証

教育の質保証に関して、大学・短期大学においては、設置認可における文部科学大臣による厳正な審査をはじめ、認証評価機関における認証評価等、学校教育法により義務付けられた審査・評価等を通じてその質の保証がなされているところである。

しかし、専門学校においては、第三者による評価は義務付けられていないな

ど、必ずしも高等教育に匹敵する質保証の仕組みが整備されていないことから、大学・短期大学との接続・単位互換等が認められる専門学校においては、実質的な質保証のための取り組みが特に望まれる。

(3) 教育情報・財務情報の公表による教育の質の向上

教育の質向上方策の一環として、大学・短期大学には、公的な教育機関としての社会的説明責任を果たすため、当該大学の財務状況や教育情報を公表することが法令により義務付けられており、各大学・短期大学においては、積極的な情報の公表に取り組んでいる。

この点においても、大学・短期大学との接続等の対象となる専門学校には、高等教育機関に相当するものとして評価されるよう、情報の公表にも積極的に取り組むべきである。

(4) 通信制学科について

「通信制」学科の創設に関して、特に、広域通信制については、現在高等学校で行われている広域通信制における問題点（県域を越えるため指導監督が不十分である等）が指摘されているところであり、極めて慎重な検討が必要である。

－以上－

第15回中央教育審議会教育振興基本計画部会におけるヒアリングにおいて

中央教育審議会教育振興基本計画部会
「第2期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方」
への意見具申

日本私立大学団体連合会
日本私立短期大学協会
日本私立高等専門学校協会
平成24年3月26日

地域社会、国家、世界を形成するのは人であり、国家を支えるのは人材である。東日本大震災という未曾有の大災害やそれに伴い発生した原子力発電所事故という人類が迫られたことのない未知への対応に直面してなお、「第2期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方」（以下『基本的な考え方』という。）にもある「世界から評価される『人の絆』【1頁】は、永く日本で築かれてきた風土・文化・伝統に基づくものである。凶らずも東日本大震災を契機として、人々が想起することとなった自然への畏敬の念、共同体への帰属意識、他者への礼節、個人の修養を重んじる“実直で勤勉な”国民性の形成とそうした素養を有する人材の育成は、家庭、学校、地域社会等を通じて連綿と受け継がれてきた“教育”の賜物である。

教育振興基本計画は、わが国における教育の目指すべき姿の国民への提示と、その実現に向けた教育振興の具体的な道筋を明らかにするための教育の振興に関する施策の総合的、かつ、計画的な推進を図る政府の基本的な計画であり、前段で述べた教育の果たす役割、重要性に鑑み、社会環境の変化にたやすく影響を受けることのない国家としての哲学、ビジョンや戦略に基づいた揺るぎない計画でなければならない。

本意見書では、第2期教育振興基本計画（以下『第2期計画』という。）の策定に当たって前提とすべき「I. 第2期教育振興基本計画の策定に当たって」と、「II. 『基本的な考え方』に対する具体的意见」とに分けて申し述べたい。

I. 第2期教育振興基本計画の策定に当たって

1. 高等教育への進学率のさらなる上昇を国家戦略の一環として位置づけ、国家戦略に基づいた高等教育政策の策定、それに基づいた公財政支出のあり方を決すべきである。

OECD等がとりまとめた報告書では、1) 高等教育への投資は、社会に2倍の経済的リターンをもたらす、2) 高等教育を卒業することにより、“政治的関心度”“人的信頼度”“人生への満足感”や“社会への参画意識”が大きく高まる、3) 教育は、景気変動が労働市場に与える影響を緩和（失業率の低下、常勤雇用率の上昇）する役割を果たす、4) 公的資金を教育に振り向けることには、税金の増加など多くの利点がある、ことを示し、「国が長期的な成長ポテンシャルを高めるとともに、労働市場のあり方を変えている技術や人口構成の変化に対応しようとするなら、教育への投資は必要不可欠である」「教育に対する公財政支出が今後どのように変遷するかは、『教育が経済危機からの復興及び経済・社会の発展においてどの程度貢献できるのか』に対する政府の認識によるものと考えられる」と指摘している¹。

高等教育機関における教育面への公財政政策は、将来にわたってわが国を支える若い世代を中心とした人材育成という社会保障的側面を有するとともに、研究者養成と新たな産業の振興に資するイノベーションの創出を目指した研究面の科学技術政策は、わが国の国力の維持・発展という安全保障的側面を有する、国家にとってのインフラである。とりわけ小資源国家のわが国にあって、国力の源泉は“人材力”である。他国に類のない少子高齢社会の急速な進展に対処するには、一人ひとりの人材力に負うところが大きい。国力や全国民の人材力の源である教育の最終段階を担う高等教育機関の量と質の充実は不可欠であり、大学等が現在の水準とシステムにとどまっていたら、わが国の未来はない。しかし、現在の高等教育政策の現状に鑑みるに、国家としての教育に対する哲学がないのではないかと、政府には高等教育政策にかかるビジョンがないのではないかと、との危惧の念を抱かざるを得ない。

第2期計画の策定に当たっては、18歳人口の減少面からみた大学数の過剰論だけではなく、高等教育への進学率の国際比較、今後の産業構造や就業構造の展望や“分厚い中間層”の形成といった観点、さらには「世代が若くなるにつれ、OECD全体（データの存在しない国を除く）の高等教育修了者に占める日本の割合が低下している」² といった現状も踏まえ、高等教育への進学率が50%を超えた“ユニバーサル化”をより積極的、かつ、肯定的にまずは総括し、その進学率のさらなる上昇を国家戦略として位置づけ、国家戦略に基づいた高等教育政策の策定、それに基づいた公財政支出のあり方を決すべきである。

2. わが国の高等教育は、広範な学問分野で教育の大半を担い、活力溢れた

1 『図表でみる教育2009 日本に関するサマリー』『図表でみる教育2010 日本に関するサマリー』『図表でみる教育2011 カントリー・ノート：日本』

2 『図表でみる教育2011 カントリー・ノート：日本』

多様な人材を輩出し続けてきた私立大学なくしては成り立たない。都市圏以外の地方の振興という観点からも、地域に密着した大学等、とりわけ小規模校の振興に特段の努力を傾けるべきである。

私立大学等は、それぞれの建学の理念に基づき、人文・社会科学分野はもちろん、理工学、医学、歯学、薬学及び芸術、福祉、スポーツなど広範な学問分野で教育の大半を担い、活力溢れた多様な人材を輩出し続けてきた。また、環境科学、生命科学、社会福祉、防災をはじめ、人類が抱えるさまざまな課題に先見性と先進性をもって立ち向かっていくための学問体系の確立を試み、教育研究組織を構築してきた。このような先見性と先進性を可能にしてきた柔軟性と多様性は、私立大学等の最大の特長である。自立過程にある若者をはじめ、地域社会に貢献する幅広い世代からの高等教育ニーズに基づき、広く全国の国民に高等教育を受ける機会を提供し、約8割の学部学生等の教育を担っている私立大学等なくしてわが国の高等教育は成り立ち得ない。

私立大学等は高等教育の普及・拡大に貢献するとともに、「日本社会の知的基盤向上」「高齢社会への対応と大震災からの復興」「グローバル化への対応」「地域社会と中小企業を支える人材の供給」「日本文化の発展」「スポーツ振興」といった社会変革の核として、以下の機能をこれまで果たしてきた（具体的内容は後掲資料を参照）。今後も以下の機能のより一層の強化に努めていくこととしている³。

- 1) 高度な知識基盤社会を支えるための多様性を持った高等教育の場
- 2) 自立過程にある若者に対する社会人としての素養の涵養と個人の人生の満足度を高めるための出発点
- 3) グローバリゼーションに対応する国力向上のための多様で活力ある原動力の源泉
- 4) 地域社会に貢献する人材養成と学生を原動力とした地域社会の発展の核
- 5) 地域社会における生涯学習の場と知的コミュニティの創造
- 6) 男女共同参画社会の実現を目指す人材の養成
- 7) 日本の文化・芸術の発展とスポーツの振興の中核

とりわけ上記「4)」及び「5)」に関連して、都市圏以外の地域社会に私立大学等が果たしてきた社会的役割に鑑みるに、当該地域における大学・短期大学・高等専門学校という高等教育拠点の灯が仮に消えるようなことがあれば、近年の地域社会の疲弊がより一層深刻なものになることは想像に難くない。地

3 『21世紀社会の持続的発展を支える私立大学－「教育立国」日本の再構築のために－（平成23年6月）日本私立大学団体連合会』

域社会に大学等が地域に立地することにより、1) 大学による教育研究への資金投下、2) 教職員の家族や学生による消費活動、3) 大学への来訪者、受験生、附属病院外来患者等の施設や催しへの来訪者による消費活動、4) 施設の新築や修繕のための資金投下等々、様々な効果をもたらされる。東日本大震災からの復興も、大学等が地域の復興を担う中心的存在となり、地域の魅力の再生に直結した専門性を提供することにより、その実現が図られる。国は、都市圏以外の地方の振興という観点からも、地域に密着した大学等、とりわけ小規模校の振興に特段の努力を傾けるべきである。

価値観の多様化、産業構造の変化、グローバル化やボーダレス化、少子高齢化が進む現代の日本社会にあって、“失われた30年”へと続くことが懸念される停滞の要因の一つは、高等教育政策の主眼が国立大学を中心とするいわば“エリート・支配階層の精神や能力の形成”への偏りすぎにあると考えなければならない。わが国が世界の尊敬を集め、輝きを再び取り戻すためには、私立大学等がこれまで担い続けてきた“活力溢れた多様な人材の育成”を通じて、“日本にしかできない何か”を創造・革新し、豊かな日本社会を実現していく必要がある。そのためには“高度産業社会に適応し得る人材の育成”を目指して多様な教育研究を展開する私立大学等を中心とした、多様な価値観に基づいた発想が必要不可欠である。

3. これからの高等教育政策は、多様性と重層性を担保したうえで、教育の質向上のための大学間の切磋琢磨を促すことを政策目標とし、従来の国立大学重点主義から脱却し、私立大学を中心に据えた高等教育政策を策定（高等教育政策のパラダイムシフトの実現）すべきである。

わが国の教育は、義務教育と義務教育後の教育のいずれにおいても、国立、公立、私立が存在し、相互の役割分担や意義が明確になっていないため、混乱と格差が生じている。国公立大学がこれまで果たしてきたとされる知識・技術の創造拠点、中核人材の養成拠点及び高等教育の機会均等の保障といった三つの役割は、私立大学という“民間の力”の活用と、国私間格差を是正した公平・公正な国費負担の実現によってこそ可能である。U S R (University Social Responsibility) の発揮・充実が求められる今、国立大学は、社会・国家に対してどのような責任（どのような人材育成の分野を分担するか等）を果たすかをより明確にするとともに、政府は、直接実施する必要のないもの、民間で十分に実施できるもの、独占的に行う必要がないものは実施しないという独立行政法人通則法の趣旨に照らし、多額の国費を投下している国立大学の現状を精査し、説明責任を果たすことが求められる。その一環において多くの学問分野における学部教育並びに専門職大学院の一部については、国立大学はその事業から撤退を促すことも考えられよう。

わが国の私立大学等は、厳しい財政的制約の中での創意工夫による多様な教育の機会を提供してきた。大学の機能別分化やそれに伴う教育の質向上は、“これからの産業と地域社会に適応し得る全国民の育成”を目的とする教育の“多様性”と“重層性”を前提とした制度設計がなされなければならない。その上で、大学等への扉は、一部のエリートのためのものではなく、一定の学力と志を有すれば、だれもが年齢にかかわることなく、いつでもアクセスすることのできる環境整備が必要である。しかし、現行の補助金等による政策誘導や、認証評価機関による評価システムによって多様な大学を画一的に評価するような仕組みは、大学改革や大学間の切磋琢磨を促す方向へではなく、多様性を阻害する方向に作用することが懸念されている。

これからの高等教育政策は、多様性と重層性を担保したうえで、教育の質向上のための大学間の切磋琢磨を促すことを政策目標に据え、従来の国立大学重点主義から脱却し、私立大学を中心に据えた高等教育政策を策定する必要がある。その意味では、文部科学省の内局である高等教育局が高等教育政策を取り扱う以上、高等教育政策が国立大学中心になることが避けられないのであれば、文部科学省とは別に、国公私¹の大学への予算を総合的に配分するイギリスの大学補助金委員会（UGC：The Foundation of the University Grants Committee in the UK University）のような高等教育庁を創設し、わが国の総合的な高等教育政策の策定と推進に当たるなどのシステムづくりも一考に値しよう。

4. 東日本大震災からの復興に関連して、地域社会復興の努力を継続している私立大学等に対する手厚い支援、被災した学生が被災地において学業を続けることができるようにする経済支援が不可欠である。また、私立大学等の特色をもって地域社会復興の道筋を指向すべく、大学設置基準等の弾力的な運用等の諸方策を地域の大学等とともに早急に立てる必要がある。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、わが国に破壊的な危機をもたらした。このような未曾有の状況下において、私立大学等は地域の防災拠点や復旧への足掛かりとして機能したばかりでなく、その在学生や教職員による各種ボランティア活動や寄付活動等を通じて、被災地住民との間に揺るぎのない“絆”を結び、いまなお復旧・復興活動が続けられている。

政府においては、平成23年度の累次の補正予算及び平成24年度政府予算案において、施設・設備の復旧、耐震補強、授業料減免、奨学金の充実等の復旧・復興支援が行われたが、地域の復興と国の再生を果たすためには、こうした地域社会復興の努力を継続している私立大学等に対する手厚い支援を長期にわたり継続することを第2期計画に盛り込む必要がある。

大災害被災地域の教育機関は、施設・設備などに対する直接的な被害だけではなく、被災した学生に対する多額の奨学金支出や授業料の減免及び学生数の減少による学納金の大幅減少という存立を左右する被害が表面化している。被災した学生が被災地において学業を続けることができるようにする経済支援は必要不可欠であり、災害地域の将来を背負っていくことに強い情熱を持つ若者に対して、社会が高等教育を受ける機会をあきらめざるを得ない状況を作り出してしまえば、この国の将来は危うい。こうした学生が被災地で学業を続けることができなければ、被災地の学齢人口は減少の一途をたどる傾向にあり、手厚い支援をすることで活力ある地域形成に寄与することが不可欠である。“単なる復旧ではなく、未来に向けた創造的復興を目指す”という東日本大震災復興会議の主旨からも、教育の充実なくして多様な地域特性を基盤とした地域の復興はあり得ず、復興庁の中に教育振興を図る特別部門を設置することを提案する。

さらには、東京電力福島第一原子力発電所爆発事故に起因する様々な放射線災害、風評被害などはいまだ終息しておらず、現在も拡大をしている。原子力発電事業は国策としての責任と東京電力の管理責任による補償とは別に、国は被害大学を直接に支援し、私立大学の特色をもって地域社会復興の道筋を指向すべく、大学設置基準等の弾力的な運用等の諸方策を地域の大学とともに早急に立てる必要がある。

以上を踏まえ、第2期教育振興基本計画の策定に当たっては、以下の視点に立った具体的な運用方策の策定が急務である。

< 1. 高等教育に対する公財政支出の拡大 >

わが国における教育への財政支出の現状が先進国で最低水準にとどまるとともに、「授業料が高く、学生支援体制が整備されていない国々」のグループに位置づけられている現状に鑑み、公財政教育支出の対GDP比をOECD諸国並み（約1%程度）の水準へと高める⁴。

< 2. 公財政支出にかかる国私間格差是正のための諸方策 >

戦前から続いている、国立大学を主とし、私立大学を従とするかのような現行の高等教育システムを見直し、国立大学に対する国費投入のあり方の再検討を行い、高等教育における国私間の公財政支出の格差是正を計画

4 高等教育段階への公財政教育支出の対GDP比：0.5%（OECD平均1.0%、OECD加盟国中最下位）
一般政府総支出に占める公財政教育支出割合：1.8%（OECD平均3.0%）
高等教育経費に占める私費負担：66.7%（OECD平均の約2倍。私費負担の約75%を家計負担が占める）
出典は後掲資料を参照

へ明記するとともに以下の諸方策を実現する⁵。

- ① 「経常的経費の2分の1以内を補助することができる（私立学校振興助成法）」「できるだけ速やかに50%とするよう努める（参議院文教委員会附帯決議）」を踏まえ、私立大学等経常費補助金補助率2分の1の年次計画（5年）による速やかな完全実現
- ② 上記①の完全実現へ向けた第一歩として、私立大学等の教育にかかる学生一人当たり費用の公財政支出を国立大学等と同額程度、現行の公財政支出分を除いた約6,000億円の私立大学等経常費補助金の増額を早急な実現
- ③ 従来 of 機関補助とともに、学生一人ひとりを対象とした個人補助との組み合わせに基づいた公財政支出のあり方の検討
- ④ 私立大学に対する基盤的経費にかかる公財政支出の充実を図る私立大学等経常費補助金の“交付金化”
- ⑤ 社会人学生の教育費にかかる税制上の優遇措置の実現

Ⅱ. 『基本的考え方』に対する具体の意見

「Ⅰ. 我が国の教育をめぐる現状と課題」に関連して

1. 「(5)今後の教育の在り方」【6頁】

高等教育を取り巻く諸環境の一つであるユニバーサル化とグローバル化は、これまでの画一的・平準的な教育モデル（教育課程システム）や人材育成の仕組みからの脱却を迫っている。

「Ⅱ. 今後目指すべき教育の姿 (1)現在の教育の評価 (2)現在の教育の状況」【7頁】の「学習意欲の低下など学力をめぐる状況」を踏まえ、「能動的に学び続ける」【1頁】、「自ら考え行動する」【4頁】、「自立、協働、創造する」【5頁】及び「生涯を通じて能力を向上する」【5頁】ためには、学生（生徒）に対する「学びへの動機づけ」と「なぜ？がわかる喜びや感動」を与えることができるよう、主体的な学びを促す教育が重要である旨の記述が必要である。また、これまでの教育において重要視されてきた知識量や理解度とともに、“思考し、判断し、表現する力”を鍛える教育上の仕掛けが必要である。学習意欲の低下について憂慮すべき事態が存在することの指摘があるにもかかわらず

5 高等教育に対する学生一人当たりの公財政支出教育費：OECD平均以下（国立大学のみではOECD平均の約2.3倍）
学生一人当たりの公財政支出教育費にかかる国私間格差：1大学当たり42.9倍。学生一人当たり14.1倍
出典は後掲資料を参照

ず、その原因の分析、それに対処するための施策、提言が見受けられないのは問題である。

さらに、「Ⅱ. 今後目指すべき教育の姿 (2)今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点 ①教育における多様性の尊重」【10頁】にある「教育の在り方自体が画一でなく多様であること」、「関連する制度が柔軟であり、かつ全体が調和していること」とかかわって、これまでの学校教育における“年齢主義・履修主義”だけでなく“課程主義・修得主義”の視点も加味した制度設計が望まれる。

「Ⅱ. 今後目指すべき教育の姿」に関連して

1. 「(1)現在の教育の評価 教育のグローバル化等」【8頁】

「海外に留学する学生が減少するなど、若者の内向き志向が指摘されている」とあるが、留学生数全体の推移をみると、2004（平成16）年には約83,000人と1983（昭和58）年の4倍以上に達した後は微減が続いている⁶ものの、わが国の大学等と諸外国の大学等との学生交流に関する協定等に基づいた日本人留学生数は、2004（平成16）年から2008（平成20）年にかけて約3割増加している⁷。日本の18歳～29歳人口は2004（平成16）年から2008（平成20）年で約1割減少している⁸。2002（平成14）年から2008（平成20）年にかけてアメリカの大学への日本人留学生数が減少しているデータを示すことだけで留学生の減少を結論づけるのは妥当ではない。なぜ今若者は内向き志向なのか、その打開策は何か、といったことに触れるべきであり、このことは「Ⅲ. 今後5年間に実施すべき教育上の方策」にも明記すべきである。

2. 「(2)今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき点」

(1) 「②教育に対する社会全体の「横」の連携・協働」【10頁】

- ① 「(2)我が国の教育を取り巻く諸情勢の変化 ③課題解決への糸口」【3頁】にある「高齢者、女性等の社会参画」にも関連して、単に数値としての女性教員・女性研究者の比率だけでなく、男女共同参画や育児・介護両立支援や若手研究者支援等への総合的な取り組みが必要である。国立大学、自然科学系や理工系の研究者だけでなく、私立大学等の文系を含めた支援体制の整備充実への配慮が不可欠であり、長いスパンでの評価と私立大学の特性に応じたユニークな取り組みをさらに促進する施策

6 ユネスコ文化統計年鑑、OECD『Education at a Glance』、IIE『Open Doors』、中国教育部、台湾教育部

7 日本学生支援機構『協定等に基づく日本人学生留学状況調査結果（平成16年度～平成20年度）』

8 総務省統計局『人口推計』

の展開が求められる。

- ② 「国においても関係府省が一体となって展開していくことが重要である」として挙げられている関連政策のほかに、今後のわが国を形づくる留学生政策や、大学間・大学病院間の円滑な連携に基づく大地震等による大規模災害後の医療支援体制の構築に向けた政策等の策定などについても、府省を横断した政府全体での検討が必須である。

(2) 「③生涯学習社会の実現に向けた「縦」の接続」【11頁】

「ライフステージに応じた学習システムの体系的な整備」、あるいは【3頁】にある「高齢者、女性等の社会参画」促進のためには、私立大学等を中心とした“多様かつ重層的で安心・安全な学習環境の整備”が不可欠である。そうした環境整備の一環として、私立大学等が取り組む諸施策には、政府によるより積極的な財政支援や税制上の措置が求められる。

3. 「(3)今後の教育行政の方向性」

(1) 「イ 社会を生き抜く力の養成」【12頁】

「多様な職業生活に応じた柔軟な学習環境の整備」に関連して、「個人が、自らの希望する多様な職業生活に必要な知識・技能を生涯のどの時点においても身に付け、能力の向上や職業の選択・変更が可能となるような柔軟な学習環境の整備が必要である」とされているのは極めて重要な指摘である。

経済環境やテクノロジーの急変による離職、非正規雇用といった問題が大学等の卒業者にまで及んでおり、大きな社会問題ともなっている。すでに大学進学率が50%を超えたわが国の高等教育の現状にあっては、すでに相当数に上っている大学卒等の離職者や非正規被雇用者が、今後さらに増加することが予想され、わが国の教育行政は、これらの人々のキャリアパスの向上、キャリア変更のための再教育の需要、必要性に対してより一層目を向けるべきである。北欧諸国では、高等教育のかなりの部分が再教育に向けられており、それによって知識基盤社会の創出、国民の知識レベルの向上に成功し、経済面で大きな競争力を発揮している。離職者や非正規被雇用者を対象にした再教育は、従来型の厚生労働省の雇用促進事業、職業訓練、教育訓練では対応できないことは明らかであり、私立大学等を中心とする知識基盤社会の創出、教育水準の向上、高等教育と社会との接続の強化を目指すべきである。しかるに【11頁】、【21頁】における生涯教育は高齢者を対象とした教育の観点が強調されすぎている感が否めない。

(2) 「ロ 未来への飛躍を実現する人材の養成」【15頁】

「Ⅱ. 今後目指すべき教育の姿 (1)現在の教育の評価 (2)現在の教育の状況」【7頁】にある「教育のグローバル化等」とも関連するが、“グロー

バル人材”の養成には、個々の大学における日本人学生と外国人留学生による教育活動を通じた切磋琢磨のための環境づくり、集団内はもとより個人レベルでのより密な交流促進のための取り組みや外国人留学生を特別視しない環境整備を目指した継続的かつ組織的な取り組みが必要であり、そうしたグローバル・キャンパスの実現に向けた組織的・継続的な取り組みを支援する“一過性ではない継続的な”公財政支出が不可欠である。このようなグローバルな視点をもった人材育成がより一層幅広く実践されてこそ、「国際交渉など国際舞台で先導的に活躍できる人材の養成」【15頁】が図られるものと考えられる。

「Ⅲ．今後5年間に実施すべき教育上の方策」に関連して

1. 「(1)社会を生き抜く力の養成」【21頁】

(1) 「①生涯の各段階を通じて推進する取組」【21頁】

- ① 「ライフステージ等に応じた学習環境の整備」の一例としての「個人の状況等に応じた優れたプログラムの充実」の例示は、高齢者の学習環境整備等のみを第一に強調しているかのような感があるが、学びと就業の往還が可能な循環型生涯学習社会の実現を期して、国民の人生の諸段階に応じ、学習環境を体系的に整備することこそが必要である旨をまず掲げなければならない。このような循環型生涯学習社会の実現には、現行の社会保障制度や雇用政策の転換が求められ、先に述べた国家戦略に基づいた政府や社会、各学校段階関係者総がかりのオールジャパン体制による人材育成戦略に基づいてこそ、実現され得る。
- ② 「各学校段階を通じた総合的な取組の推進」としての「各学校段階間の円滑な連携・接続のための取組の更なる推進」の前提として、「I. 我が国の教育をめぐる現状と課題」で提示されている「(1)教育の使命」にかかる各学校段階関係者による認識の共有が不可欠である。“初等中等教育段階修了までに身につける力”と“高等教育段階修了までに身につける力”を中央教育審議会答申や学習指導要領等における記述の例示にとどめることなく、わが国の未来志向の国家戦略を実現するための人材育成戦略に基づいた記述が必要である。
- ③ 「各学校段階を通じた総合的な取組の推進」としての「私立学校の振興」は、私立大学が果たしてきた質・量両面にわたる役割の大きさに鑑み、第1期計画と同様に「私立学校の振興」を独立した取組項目として掲げるべきである。また、「Ⅲ」にある四つの教育行政の基本的方向性に基づいた各種取り組みにおいても、私立大学を含む私立学校が関連する方策が少なくなく、各取組においても第1期計画と同様に関連する私立大学を含む私立学校の振興方策を逐一盛り込む必要がある。

④ 上記「③」に関連して、本来、政策あつての施策、施策あつての事務・事業であるはずであるにもかかわらず、政策の事業仕分けや高等教育政策論議の動向は、事務・事業の見直しに専心するのみで、国家戦略の一環としての高等教育政策の目指すべき道（ビジョン）が不明確なまま放置されているのではないかと危惧される。先に述べた国私間格差の放置をはじめとする現行のビジョンなき高等教育政策の実行により、私立大学等におけるヒト、モノの両面での継続的な教育研究環境整備計画の実行がままならず、甚大な悪影響を及ぼしている。現場で教育を実践している教職員を鼓舞する政策を実現できなければ、現実は変わらない。公財政支出の是非をめぐっての“エビデンス”にかかる議論は、本来、国家戦略に基づいた計画や政策が機能しているか否かを検証するためのものであるはずである。ビジョンや戦略がないままに、政策が現状肯定や経済効率性優先の観点のみで策定されてばかりいては、現状の改善にとどまり、革新（イノベーション）が生じる余地などない。この点に関しても、未来志向の国家戦略の構築と、それを実現するための人材育成戦略に基づいた高等教育政策の策定が望まれるところであり、第2期教育振興基本計画と平成23年12月24日に閣議決定された『日本再生の基本戦略～危機の克服とフロンティアへの挑戦～』にある内容との関係性を明確にしておく必要がある。

(2) 「③主として高等教育段階の学生を対象とした取組」【23頁】

「各大学の個性・特色に応じた教育研究活動を支える施設の整備」において、「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画に基づく教育研究環境の整備」とあるように、あたかも国立大学法人のみを対象としているかのような記述しかなされていない現状は看過できず、私立大学が果たしてきた役割の正当な評価に基づき、私立大学についても明確に記述すべきである。これは「(2)未来への飛躍を実現する人材の養成」にかかる「高度化・多様化する教育研究活動に対応した施設・設備の整備」【24頁】や「(3)学びのセーフティネットの構築」【24頁】にかかる「安全・安心で質の高い教育環境の整備」においても同様である。

具体的方策としては、私立大学等経常費補助金や私立大学戦略的研究基盤形成支援事業をはじめとする私学助成の一層の充実や授業料減免事業に対する支援、経営の健全性の向上や自主的な経営改善努力を促す経営相談や経営分析を通じた指導・助言などの支援、分厚い中間層を全国的に形成するために地域社会の人材需要に応じた教育を行う私立大学等に対する支援のほか、国公私立の設置形態を問わない優れた大学教育等の支援経費の一層の拡充、世界最高水準の卓越した教育研究拠点の形成支援、共同利用・共同研究拠点の整備に対するハード・ソフト両面からの支援、学士課程教

育の実質化に向けて努力する大学への支援等について、特段の配慮が求められる。

2. 「(3)学びのセーフティネットの構築」【24頁】

「教育の機会均等の確保に向けた方策の推進」については、意欲と能力のある学生等が家庭の経済状況によって、“人生前半の社会保障”である大学教育の修学機会が奪われることがあってはならない。しかし、学生の修学上の経済的負担の現状は極めて重大なレベルに達しつつある。

生涯を通じての大学の“知”に対するアクセスを保証するためには、“教育無格差立国”の実現を図るべく、1) 私立大学等経常費補助金(特別補助)における“授業料減免事業等支援経費”を一層拡充し、生活保護の受給対象世帯及びそれに準ずる世帯の学生をはじめ、経済的に修学困難な学生に対し、授業料等学生納付金の減免等の措置を実施する学校法人に対する支援の抜本的拡充を図る、2) 学内の教育研究支援業務として、例えばSA(スチューデント・アシスタント)、TA(ティーチング・アシスタント)、RA(リサーチ・アシスタント)等を通じた学生に対する給付型の経済的支援にかかる学校法人援助の充実を図る、といった取り組みが必要である。

3. 「(4)絆づくりと活力あるコミュニティの形成」【24頁】

- ① 大学教育には、これまでのキャンパス内においてのみ帰結していた知識伝授型教育の偏重からの脱却、より主体的・能動的な問題発見・課題設定探求心の涵養のためのキャンパス外における“学びの場”の提供が不可欠となっている。こうした“学びの場”の提供は、キャンパス外におけるフィールドワーク型授業、ボランティアやクラブ・サークル活動や社会体験・就労体験を得る機会としてのインターンシップなど、これまでも大学教育の一環として組み込まれてきた。また、私立大学は他大学との単位互換制度の推進、科目の共同開講やキャンパスの拠点施設の共有化など、様々な取り組みを進めており、学生の学びの形態は、既にこれまでとは異なった、大きな変容を見せている。

学生が学生生活を通じて自らの視野を広げ、未来への可能性を信じていることができるよう、政府及び企業関係者をはじめ、社会をあげて、キャンパス外を含めた多様な“学びの場”の提供のための支援の仕組みづくりが求められる。

- ② 大学教育を取り巻く諸環境のうち、現行の就職・採用活動の早期化・長期化は「教育を受ける機会の確保」の大きな妨げとなっている。

「Ⅲ. 今後5年間に実施すべき教育上の方策 (2)未来への飛躍を実現する人材の養成」【23頁】にある「産業界との協働による人材育成の推進」

とともに、学生が落ち着いて学問を追究することのできる正常な学校教育と学生の健全な学修環境の確保に向け、産官学の関係者が共通認識を深め、就職活動の早期化・長期化の改善に向けた協議が不可欠である旨を記述すべきである。

全体を通じて

OECD等では「教育投資の経済的・社会的効果をよく認識し、政策に反映している諸国では、教育を、最低限維持すべき社会インフラとしてのみならず、国家の経済・社会的発展に有効な手段としてとらえ、積極的に取り組んでいる」⁹と指摘する。

私立大学は、社会とのつながりをより堅固なものとするべく、教育の質向上、教育情報の公表等を通じた社会とのコミュニケーションの強化、組織・経営基盤の強化に努めている。その一方で、社会の変化に伴い、“教育”が本来その目的とする「人格の形成」や「心身ともに健康な国民の育成」に向けた諸課題への現代に即した対応が求められている今、とりわけ高等教育政策については、上記の指摘を踏まえつつ、より広い社会とのつながり（連携・協働）を構築することが喫緊の課題となっている。その成果をより大きなものとするためには、「横の連携・協働」【10頁】、「縦の接続」【11頁】及び「国・地方の連携・協働」【11頁】が不可欠である。

第2期計画の枠組みは、“教育”の本来的目的の達成のために、わが国及び世界の変化の動向を踏まえたときに、“わが国にはどのような人材が求められているのか”“今後、どのような視点で人材育成をしていく必要があるのか”を整理したうえで、“その実現のために必要な教育政策とは何か”といった視点でとりまとめられることで、より広く社会の理解を得ることが可能になると思われる。

以上

9 『図表でみる教育2009 日本に関するサマリー』

中央教育審議会 教員の資質能力向上特別部会 教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な 向上方策について（審議のまとめ）に対する意見

平成24年6月1日
日本私立短期大学協会

本協会では、これまでも数次にわたり、教員養成のあり方・教員の資質の向上等に関する中央教育審議会等の提言に対して意見を述べてきたが、このたび貴特別部会がまとめられた「審議のまとめ」に対しては、次のとおり意見を申し上げます。

1. 教員養成の方向性について

「審議のまとめ」の述べる『教職全体を通じて、実践的指導力等を高めるとともに、社会の急速な進展の中で、知識・技能の絶えざる刷新が必要であることから、教員が探究力を持ち、学び続ける存在であることが不可欠である（「学び続ける教員像」の確立）。』『「大学における教員養成」及び「開放制の教員養成」の原則については、今回の改革でも基本的に尊重するものとし、国公私の設置形態を問わず、幅広い大学が参画することを前提とすることに留意する必要がある。』という指摘については、全面的に賛意を表す。

しかし、『教員養成を修士レベル化し、教員を高度専門職業人として明確に位置づける。』として、学士課程修了レベルの『基礎免許状（仮称）』に加えて、1年から2年程度の修士レベルの課程での学修を標準とする『一般免許状（仮称）』、さらには、特定分野において高い専門性を身に付けたことを証明する『専門免許状（仮称）』を創設するという免許制度の改革では、高等教育機関の一翼を担う短期大学で現在取得が認められている「二種免許状」について全くふれていない。このことについては、きわめて遺憾である。

教員の専門性については、その知識・技能と資質能力の両面から養成の在り方が論じられるべきであって、養成期間の長短や履修科目の多寡によって免許を区分することは、現場で求められている教員像と乖離しているのではないだろうか。「学び続ける教員像」というのは、養成段階に的を絞るよりも、教員として採用された後の研修の在り方に力点をおいて検討されるべきことである。

現職の教員が「学び続ける」研修制度をいかに構築して充実するかに精力を注いだ検討を望みたい。

なお、質の高い教員を養成するためには、大学や大学院の教員にそれ相応の指導力が備わっていることが前提となるが、十分な態勢が整っているのであろうか。

2. 短期大学における教員養成について

幼稚園教諭は、現在、全国の私立短期大学364校のうち223校238学科において養成されていて、その入学定員は26,960名に達している。

「審議のまとめ」でも、『幼稚園教諭については、現職教員の二種免許状保有者の割合が7割を超える現状、今後の幼保一体化に関する制度設計等の状況を踏まえ、新しい時代における質の担保・向上という観点から適切な制度設計を検討することが必要である。』と記述されている。

短期大学卒業の幼稚園教諭は、採用側の幼稚園から高い評価を得てきているが、もし幼稚園教諭も修士レベルの教育を修めなければならないとするならば、子どもが好きで明るい健康的な教員志願者はその道を諦めることになり、幼稚園教諭は枯渇していくであろう。また、短期大学教育の存立の基盤を崩壊させかねない重大な問題に発展することは想像に難くない。

昨今の経済状況の低迷のなかで、教員になろうと志しても四年制大学に進学するには経済的に困難な者が少なからずいる。全国の短期大学は設置する都道府県からの入学者が66%を超えており、幼稚園教諭を養成する短期大学は大都市に偏ることなく、中小都市を含め全国各地に広く設置され、地域社会の子育てニーズに応えている。

幼稚園教諭に限ることではないが、小学校教諭等においても短期大学の2年間で基本的な力量を養って教員に採用されること、卒業後に四年制大学に編入して「基礎免許状（仮称）」を取得してから教員に採用されること、またさらに修士レベルの教育を受けてから採用されること、そして教員となった後も学び続ける研修が整えられていること、つまり、短期大学で学んだ者にも開かれた教員養成制度であり続けるべきである。

「審議のまとめ」では、個性豊かで多様な人材を確保することの必要性が指摘されている。ここでの「多様な人材」とは大学を卒業して他の職種に就職した者が教職を志す場合のみでなく、教職を志して短期大学に入学して学んでいる熱意ある者をも視野に入れなければならない。

幼稚園においても小中学校においても、学校社会には修士レベルの教員が在職していてよいし、教育学部以外の学部で専門性を身に付けて教員となった者、いったん社会に出てから教育の重要性を認識して教員となった者、そして情熱

では負けない将来性のある短期大学卒業の者もいてよい。校長はリーダーシップを発揮してそれぞれの教員の強みを活かし、子どもたちと日々向き合いながら教育力を重層的に高める学校経営に努める。それが「学び続ける」学校というものである。

なお、「審議のまとめ」は、『複数の先輩教員が複数の初任者や経験の浅い教員と継続的、定期的交流し、信頼関係をつくりながら、日常の活動を支援し、精神的、人間的な成長を支援することにより相互の人材育成を図る、「メンターチーム」と呼ばれる校内新人育成システム』を紹介している。このような研修制度の構築に精力的に取り組んで、教員の質の向上に努めるべきである。

3. 今後について

中央教育審議会においては、今回の「審議のまとめ」が打ち出した方向性を踏まえて慎重に審議を重ねて質の高い教員を養成する総合的な方策について検討していただきたい。

例えば、「総合こども園」はどのように位置づけられるのか、そこでの「保育教諭」はどのように養成されるのか等々、まだ検討の俎上にある事項が少なくない。

また、「審議のまとめ」ではふれていないが、短期大学で取得できる栄養教諭・養護教諭等についても、どのように養成していくことになるのか定かでない。幼保一体化の動向を視野に入れながら、短期大学がこれまで果たしてきた教員養成、これから期待される短期大学での教員養成について、慎重に検討していただきたい。

－以上－

文部科学大臣宛

平成24年11月6日

緊急声明

日本私立大学団体連合会
日本私立短期大学協会

このたび、平成25年度大学設置認可に当たり、認可権者である文部科学大臣から3大学の開設が不認可とされました。大学設置の認可に係る答申は、大学設置・学校法人審議会において法省令に基づく十分な審査を重ねた上で適切に行われたものと認識しており、遺憾の念を禁じ得ません。

日本私立大学団体連合会と日本私立短期大学協会は、以下の基本認識を添えて、文部科学大臣におかれましては、大学設置・学校法人審議会の意見を尊重されるよう求めます。

また、今後、大学設置認可のあり方の見直しを検討されるに当たっては、それぞれの建学の精神に基づく多様な教育研究を展開している私学の自主性の尊重、並びにわが国の人材育成に日々努力を重ねている大学関係者の意見に十分配慮されるよう求めます。

- 大学設置・学校法人審議会は、大学の質保証の根幹を担う極めて重大な責務を有する審議会であるとともに、学校教育法及び私立学校法に基づき、文部科学大臣が大学の設置の認可を行うに当たっての必要的諮問機関であります。同審議会がとりまとめた答申の内容は、大学関係者の叡智を結集させた結果であり、文部科学大臣は尊重することが期待されています。
- 大学が行う教育研究活動は、極めて専門的、かつ、高度であることから、同審議会の委員等は、同審議会令第2条の定めにより、大学等の職員、学校法人の理事及び学識経験者のうちから、文部科学大臣が任命することとされており、同審議会では多数の専門家が審査に携わっています。
- 同審議会では、文部科学大臣の諮問を受け、設置認可を求める申請書類に基づき、設置構想の審査、教育課程や教員の専門的審査、学校法人としての適格性や財務計画及び設置計画の審査等を経て、それらが大学設置基準等の要件を充たし、申請大学が掲げる教育や研究の目的を実現する仕組みが整っていると判断した場合にのみ、当該大学の設置を認可することが適当である旨の答申を行うなど、その過程において極めて慎重かつ公正な審査が行われています。
- しかるに、今般、文部科学大臣が審議会の判断と異なる決定を行い、かつ、その判断が予め示された認可基準にないことがらを理由とするのであれば、今般の決定は法制上許容されるのか否か甚だ疑問であります。

平成24年12月3日開催 私立大学振興大会2012において

決 議

わが国の再生及び持続的発展の原動力は、教育にある。特に、高等教育の振興は、その約八割を担う私立大学等にかかっており、その充実・発展に向けて我々は一層努力するとともに、国は、その支援策を最優先の課題に位置付けて推進せねばならない。

ここに、構成団体に加盟する私立大学、短期大学および高等専門学校の総意として、次のとおり決議をする。

一、東日本大震災からの復旧・復興にかかる支援の継続・強化を期す

教育の復興なくして地域と国の再生なし。この基本的な考えのもとに、被災地域における教育研究環境の速やかなる復旧・復興に一層の努力を払うとともに、被災学生に対する計画的・継続的な支援の拡充・強化を期す。

一、私立大学は、不断の教育改革を推進し、質的向上を期す

私立大学は、独自の建学の精神に基づき特色ある教育と研究を行っており、高等教育の普及拡大と社会の進歩・発展とに貢献している。特に地方の私立大学は、地域社会の人材育成や文化基盤としても極めて重要な役割を果たしている。私立大学は、この重要な役割と社会的使命について強い自覚と責任を持って、一層の質的向上を期す。

一、高等教育政策のパラダイムシフト（大転換）の実現を期す

わが国の将来にわたる発展の原動力は、高等教育の約八割を担い全国各地に展開する多様・重層な私立大学の教育研究活動にある。このことに深く思いを致し、国は、公平・公正なる高等教育政策へ大転換することを期す。

一、平成二十五年度私立大学関係政府予算概算要求の満額実現、学校法人関係税制の一層の改善を期す

私立大学関係文部科学省概算要求額と税制改正要望は、私立大学生の教育費負担の軽減を図り、教育研究の充実と経営の安定化に資する必要不可欠なものであるから、その満額実現と一層の改善とを期す。

平成24年12月3日

日本私立大学団体連合会
日本私立短期大学協会
日本私立高等専門学校協会

私立大学振興大会 2013

決 議

わが国が再生し、知識基盤社会として持続的発展を遂げるための原動力は「教育」にある。特に、高等教育の振興は、その約8割を担う私立大学等にかかっており、その充実・発展に向けて我々は一層努力するとともに、国は、その支援策を最優先の課題に位置付けて推進しなければならない。

ここに、構成団体に加盟する私立の大学、短期大学及び高等専門学校の総意として、次のとおり決議する。

1. 私立の各大学、短期大学及び高等専門学校は、わが国の知識基盤社会を先導する重大な責務を自覚し、次の取組みを推進する。

- (1) 学生の主体的な学びの確立に向けた教育の質的転換を図り、不断の教育改革を推進する。
- (2) 世界で活躍し、地域社会に貢献するグローバル人材の育成を目指すとともに、社会のイノベーションに貢献する。
- (3) 地域社会の振興と活性化を図るため、地域の地（知）の拠点形成を推進する。

2. 日本私立大学団体連合会、日本私立短期大学協会及び日本私立高等専門学校協会は、私立大学等が担う多様かつ重層的な教育研究活動の発展に向け、次の要望を国等へ強く求める。

- (1) わが国を形成し支えるのは人材である。私立大学等の意義を再確認し、知識基盤社会を実現するための高等教育政策の大転換の実現を要望する。
- (2) 平成26年度私立大学関係文部科学省概算要求額の満額実現と、特に消費税率の引上げに伴う学校法人の負担軽減のための支援、耐震改築補助制度の創設を要望する。
- (3) 平成26年度学校法人関係税制については、個人寄附に係る税制措置の改善等、私立大学の教育研究基盤の更なる強化に向けた改善を要望する。
- (4) 東日本大震災からの復旧・復興に向け、被災地域における教育研究環境の整備と一層の支援、被災学生に対する継続的な支援を要望する。

平成25年11月28日

日本私立大学団体連合会
日本私立短期大学協会
日本私立高等専門学校協会

平成25年11月

平成26年度私立大学関係政府予算に関する要望

日本私立大学団体連合会
日本私立短期大学協会
日本私立高等専門学校協会

私立大学等の充実発展による高等教育の振興こそ、 わが国の再生と次代を拓く原動力である

- 高等教育への公財政支出の大幅拡充（教育の質的転換・基盤整備等）
- 私立大学等の健全な発達と経営基盤強化のための基盤助成の拡充
- 消費税率の引き上げに伴う学校法人の負担軽減にかかる支援の充実
- 学生の生命を守り、地域防災にも貢献する耐震改築補助制度の創設
- 大学教育にかかる教育費の経済的負担軽減のための措置の拡充

〔重点要望事項（私学助成関係）〕

私立大学等に対する基盤的経費等の拡充

私立大学等経常費補助金をはじめとする基盤的経費は、私立大学等の教育研究基盤の充実のみならず、国の成長・発展を確固たるものとするための経費です。知識基盤社会における幅広い国民の高等教育へのニーズに応えるため、私立大学の永続性と健全性を担保するための基盤的経費等に対する支援の拡充は不可欠であり、その実現は国民の願いです。

加えて、現状のまま消費税の税率が上がると、消費税負担の増額により大学等の経営及び教育研究の質に大きな影響が生じるおそれがあるため、別途、特別な措置を図る必要があります。今こそ、私学助成の飛躍的な拡充が不可欠です。

また、私立学校施設については、学生の生命を守るとともに地域の防災拠点等の役割を果たすものであることから、耐震化の一層の加速及び早期完了が必要であり、このためには、耐震改築事業への補助制度の創設が不可欠です。

1. 私立大学等経常費補助（平成25年度予算額 3,175億1,500万円）

平成26年度概算要求額 3,329億8,400万円

【うち、「優先課題推進枠」188億円】 復興特別会計 46億円

（内訳） 一般補助 2,804億5,300万円（平成25年度予算額 2,782億5,300万円）

特別補助 525億3,100万円（平成25年度予算額 392億6,200万円）

2. 私立大学等教育研究装置・施設整備費補助（耐震改築補助を含む）

（平成25年度予算額 30億5,700万円）

平成26年度概算要求額 113億6,200万円

【うち、「優先課題推進枠」92億円】 復興特別会計 41億円

3. 私立大学等研究設備等整備費補助（平成25年度予算額 20億3,200万円）

平成26年度概算要求額 20億3,200万円

※以上のほか、私立大学関係予算の実現を要望する。

私立大学等の耐震化の支援強化について (耐震改築事業の創設)

私立大学等施設は、学生等の教育研究の場であるとともに、東日本大震災の被災地でも取り組んできたように、非常災害時には避難住民の受入れや地域の復旧・復興を支えるなど、地域の防災拠点として重要な役割を果たしてきている。

そして、近い将来に発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害に備え、私立大学等施設の耐震化を加速し、防災拠点機能の強化を図ることが極めて重要な課題となっている。

平成26年度文部科学省概算要求額 150億円
(小・中・高校等～大学等)

(1) 耐震化促進に対する支援の拡充

- 私立大学等の耐震化率は約82%であるが、国立大学は平成27年度にも耐震化を完了する予定であり、さらに耐震化率の格差が拡大する見込み（別紙参照）。
- 国立と私立との間で、学生の生命に差はない。私立大学等の耐震化を加速し、安全・安心な教育研究環境を早期に確保するためには、耐震改築事業（建替工事）に対する財政支援制度の創設が不可欠（下表参照）。

(2) 地域の防災拠点としての機能強化に対する支援の拡充

- 私立大学等は、地域コミュニティの拠点として、災害発生時には避難住民や帰宅困難者等の受入れを行うなど、地域の防災拠点として重要な役割を果たしている。
- このため、天井材などの非構造部材を含む耐震化対策、教育研究施設以外の大学施設の耐震化、備蓄倉庫や自家発電設備等の防災施設等の整備とともに、防災拠点機能の強化に対する支援の拡充が不可欠。

私立大学施設の耐震化事業に対する補助制度

区 分	国立大学	私立大学等
	補助	補助
耐震改修事業 (補強工事)	100%	50%
耐震改築事業 (建替工事)	100%	—

中央教育審議会高大接続特別部会審議経過報告への意見提出

団体名称	日本私立短期大学協会
意見提出日	平成26年 5月7日
○高大接続・大学入学者の改善についての基本的な考え	
<p>「学ぶ＝知識を覚える」ではない。「あらかじめ決まった正解のない問題」に真摯に向きあって解を求めていく。そういう学びを高校教育においても大学教育においても志向する必要がある。大学入試が知識量を問うことに力点を置き過ぎると、高校は「知識の記憶」を重視する教育を展開することになる。本報告が指摘するように、「幅広い学力」や「主体的な活動の状況、成果等を多面的・総合的に評価する大学入試者選抜」への転換を図らなければならない。高校は大学教育の準備段階としてのみ存在しているのではなく、多感な10代後半を過ごす生徒に寄り添い、将来、社会で活躍する自立した人材の育成をめざす必要がある。大学に入学前の生徒に対しては、受験勉強のみならず、部活動や課外活動にも打ち込める環境を高校が整え、大学はそれをサポートする姿勢が必要である。</p>	
○高等学校教育の質の確保・向上 ※高等学校教育部会の意見提出様式に記入する場合、記載は不要です。	
<p>知識基盤社会においては、汎用的能力の涵養が欠かせない。本報告が指摘するように、「学力にとどまらない幅広い資質・能力を多面的に評価」し、10代後半を送る高校生の多様な可能性を限りなく開く教育に努めなければならない。</p>	
○大学の人材育成機能の強化	
<p>短期大学は今日まで、「深く専門の学芸を教授研究する」とともに、「職業又は实际生活に必要な能力を育成すること」を目的にして、地域社会のニーズに応える教育に努めてきている。教育の質保証については、短期大学基準協会を始めとする認証評価機関による評価を7年に1回受けることになっており、認証評価基準の1つに「学業成績の厳格な評価」が含まれている。短期大学は入学した学生に対し、社会人基礎力を着実に身に付けさせ、ひろく教養を培いながらキャリア教育を推進し、密度の濃い教育に努めている。</p>	
○大学入学者選抜の改善	
<p>「単一の評価基準」によって選りすぐる入学者選抜の時代は終焉した。本報告が指摘するように、高校生活でのさまざまな活動（生徒会活動・部活動・インターンシップ・ボランティア等など）を適切に評価し、また、大学で学びたいこと・社会に出て果たしたいことなどを確認して入学を許可し、学生個々の期待に応える高等教育に努めなければならない。「未来から訪れた留学生」と認識して学生を迎えることが肝要である。</p>	
○達成度テスト（発展レベル）（仮称）の在り方	
<p>受験生の能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価するテストを構想されたい。</p>	
○高等学校教育と大学教育の連携強化	
<p>高校教育の質の確保・向上と大学教育の質的転換は相互に連携して行い、大学は入学前教育や初年次教育の充実に努めることが肝要である。</p>	
○その他のご意見	
<p></p>	

中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会審議まとめ（案）への意見提出

団体名称	日本私立短期大学協会
意見提出日	平成26年5月7日
○高校教育をめぐる現状とこれまでの取組	
<p>中学卒業後ほぼ全員が高校に進学している今日、高校生は基礎学力のある生徒から、かなり不足する生徒まで、また学習意欲の旺盛な生徒から低い生徒まで千差万別である。家庭での学習時間が少ないといった事実については謙虚に受け止めなければならないが、そのことは中学・高校教育の質の問題と切り離して論じることはできない。知識の注入を基幹において暗記が強いられる授業を受けていると、学ぶことから逃避を試みる生徒が出てくる。学び深めたくなるような授業が展開されるならば、生徒はおのずと学ぶことにエネルギーを注いでいく。</p> <p>ところで、最近の高校生は携帯電話等などから必要な情報を得ることには長じており、またスポーツや文化面で目覚ましい活躍をする生徒も少なくない。学業成績に関わることのみで高校生の持つ豊かな能力を否定的に評価するのは一方的である。10代後半を過ごす生徒の頼もしい力に多方面から磨きをかける教育態勢の構築が何よりも求められる。</p> <p>短期大学としては様々な入学試験を通じてこのような多彩な学生を受け入れており、学生の入学時の学力を確認し、それを踏まえての初年次教育を実施するなどの対応を行っている。</p>	
○高校教育の質の確保・向上に関する課題・基本的考え方	
<p>高校教育は、学業面で力を発揮したい生徒にはその期待に応える教育を行い、大学進学後の高度な教育の基盤をつくる必要がある。しかし、一方、学業のみならず、スポーツに打ち込んだり、得意な分野を広げようとしたり、職業を意識して資格取得に励んだりする生徒もいる。個々の生徒の多様な思いを受け止めて、細やかな対応ができる高校教育を望む。また、キャリア教育・職業教育の推進は普通科においても極めて重要と考える。</p>	
○高校教育の質の確保・向上に向けた具体的施策	
<p>高校は学業のみに目を向けるのではなくて、指摘されている「幅広い資質・能力の多面的な評価」を行って教育の質の確保・向上を図らねばならない。一つの物差しで測る高校を脱して、花が多彩に咲き誇る高校にする必要がある。短期大学の入試においても、スポーツ・文化・ボランティアその他の面で活躍も評価の対象にしている。</p>	
○達成度テスト（基礎レベル）（仮称）の在り方	
<p>年2回実施するというこのテストは、たとえ希望参加であっても多大な影響を高校側に及ぼすことになる。小中学校の全国テストの場合と似て、直前に模擬試験を実施したりして、平素の授業がおろそかにされる懸念もある。</p> <p>そもそもテストの導入で教育の質の向上を図ろうとするのは本末転倒であって、質確保を実現したいならば授業の質や方法の改善、教師の研修の充実を、まず図る必要がある。</p> <p>なお、実施する場合には希望参加という条件は欠かせず、このテストを受けていないと大学進学に不利となるようなことになってはならない。達成度テストの実施で、本来の高校教育が歪められることは絶対に避けなければならない。</p>	
○その他のご意見	
<p></p>	

教育・保育人材養成検討特別委員会
審議のまとめ

平成 27 年 4 月 6 日
日本私立短期大学協会
教育・保育人材養成検討特別委員会
委員長 福井 一 光

Ⅰ 短期大学及び短期大学教育の必要性と重要性

短期大学は、その制度の発足以来、生活世界に身近な大学として国民に高等教育の機会均等を保証し、短期大学固有の職業又は教養教育を提供し、多様な人材を養成することをもって、それぞれの地域をはじめ広く社会の発展に貢献してきた。

現在、短期大学は、中小都市を含め全国に分布しており、学生の6割強が地元の高等学校から入学し、また卒業生の7割以上が地元就職しており、地域に密着した高等教育機関として短期大学が地域の学習拠点、更には経済拠点として果たしてきた、また現に果たしている意義は、まことに大きいものがある。

殊に厳しい経済事情等により、四年制大学への進学が困難な学生にとって、短期大学の2年間又は3年間で小学校教諭及び幼稚園教諭免許状や保育士資格、あるいは国家資格他を取得することのできる短期高等教育機関としての機能と役割は、国民生活にとって必要不可欠であり、短期大学が総体として厳しい状況にあるとはいわれながら、短期大学への基本的期待は、今後も変わるものではない。

Ⅱ 初等教育段階に対する短期大学教育の意義と役割

文部科学省の調べ(平成25年度)によれば、短期大学卒の幼稚園教諭の割合は70.7%、また厚生労働省の調べ(平成24年度)では、短期大学卒の保育士の割合は63.3%であり、採用者側が短期大学を卒業した幼稚園教諭や保育士を求めていることは、この事実からしても明らかである。

したがって、こうしたデマンドに応えるため、日本私立短期大学協会の平成26年度加盟校324短期大学中、実に210短期大学が幼稚園教諭・保育士養成学科を開設している。これは、本協会加盟校の64.8%にのぼる。

その理由は、何といたっても教育・保育の分野に就業する職員の確かな職能が、最終的には、実際の就業経験を通じて形成されるという養成論の本質に起因するところが極めて大きい。と同時に、一方、幼稚園や保育所の経営の観点から、四年制大学卒業生より短期大学卒業生を採用する方が経済面においてメリットがあるとする意見も見られ、離職率が高

いということは、経営者側にとっては、あまり深刻な問題として捉えられていない状況にある。他方、養成側にとっても、それが一因ともなり、高い就職率が保たれているという現実には、決して軽く見ることはできない、雇用側・養成側双方にとって無視できない極めて重要な事実である。

むしろ、小学校教諭、また特に幼稚園教諭の場合、短期大学において取得した二種免許状により就職し、その後、現場での経験や実績を積み重ねながら知見や技能を培い、これを背景にしながら更に上位免許状を取得する卒業生も大変多い。事実、短期大学卒であっても、幼稚園や保育所の園長や責任者として活躍している卒業生は大勢おり、学歴の高度化を図ることが、必ずしも幼稚園及び保育所全体の教育力を高める大きな要因にはならないものとする。

Ⅲ 専修、一種、二種免許状取得者による複合的な経営と運営

幼稚園や保育所の採用者側にとって、必ずしも四年制大学卒業生を優先して採用しているとは限らない事実がある。確かに、一種免許状取得者の方が学問的知識は豊富であろうが、だからといって二種免許状取得者が幼稚園教諭として劣っているということではなく、むしろ幼児教育者に望まれる資質として歓迎される固有の職能をもつ。それゆえ、即戦力を求める採用者側にとっては、短期大学卒業生を中堅実務者として積極的に採用しているところが多い。このことは、前「Ⅱ項」で指摘した数値に明快に表れている。

むしろ、教育現場の質を高めるためには、修士課程、学士課程、短期大学士課程で学んだ多様な人たちが複合的に配置されることによって、教育施設総体としての教育力が有機的に高められるのであって、幼稚園教諭の総体を上位資格化（例えば修士レベル化）することが有効な方策になるとは考えにくい。したがって、むしろ現行の専修、一種、二種免許状の種別を維持することが重要である。

Ⅳ 保育教諭の可能性

新たな幼保連携型認定こども園の制度設計に示された保育教諭については、「幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有することを原則とする」とし、更に「幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一本化を含め、そのあり方について検討する」と記されていることから、今後、その最終形がどのようなようになっていくかが注目されている。

現在、平成27年4月から施行される幼保連携型認定こども園制度の実施にむけては、短期大学等において両方の免許・資格を取得しているか、あるいは施行の日から起算してむこう5年の間、経過的に特例講習を受講することによって幼稚園教諭免許状と保育士資

格を併有していくかの何れかの方法をもって、認定こども園において保育教諭として就業できることが認められている。

なお、特例講座受講者のうち、四年制大学卒には一種免許状と同等のグレードが、短期大学卒には二種免許状と同等のグレードが附与されることになる。

今後、補助金との関係もあり幼保連携型認定こども園がどの程度増えていくのか、また保育教諭も課程認定に基づく独立免許状になるのか、認定こども園で働く職員を保育教諭と見做すといった任用資格にとどまることになるのか、推移を注視する必要があるが、現状において、幼稚園教諭免許状・保育士資格双方の免許・資格を取得するためのカリキュラムだけでも、既に極めて過密であり、一年間の授業を行う期間が設置基準で定められているところから、学外実習を長期休暇中に実施せざるを得ない状況や、15週にわたる授業期間の確保のため土曜日・祝日にも授業を行わなければならない現状からすると、幼稚園免許状と保育士資格の上に新たに保育教諭としての課程認定を加える幼稚園教諭・保育士・保育教諭の3並列養成は、實際上不可能と言わざるを得ない。

こうした事情は、中央教育審議会の議論にも「総単位数の増加は困難であるという前提に」とあるように、求められている「単位履修の実質化」からして、四年制大学にあっても同様と想像できる。

ただ、将来、社会の変化に伴う社会的ニーズの多様な広がりから、新たな科目の設定の必要性が生ずるような状況になれば、新しい科目の設定等を考えざるを得なくなり、その場合は双方の免許・資格の一本化を図らざるを得なくなるであろう。したがって、幼保一体化した独立課程認定に基づく保育教諭を構想する必要が生ずるわけであり、もしそうなれば、幼稚園教諭・保育士・保育教諭全てにわたって抜本的に再検討しなくてはならない大きな課題となることは必定である。

その場合、①統合カリキュラムをどのように編成するのか、②保育士資格に学校教育への対応能力をどのように付与するのか、③現在、幼稚園教諭には専修、一種、二種の種別があるわけだが、仮に保育教諭の独立課程認定を創設する場合、これまでの種別の設定の意義に準じて、それぞれ種別の異なる免許状が維持されなければならない理由について、それぞれ慎重且つ十分に検討されなければならない。

① 統合カリキュラムをどのように編成するのかについて

現在の幼稚園教諭と保育士養成のカリキュラムをオーバーラップさせることが望ましく、現在行われている特例講習は、こうした事実を鑑み、実際上既にその先鞭をつけているといえる。これらを参考にしつつ、更に一本化への精度を高める必要がある。

保育教諭を独立の課程認定に基づく免許状にする場合は、単純な積み上げ方式では履修

項目及び時間数が多くなるばかりで、カリキュラムを構成するのが難しく、また履修する側にとっても混乱が生じる可能性が十分に見込まれる。また、實際上、既存の幼稚園教諭免許状と保育士資格を取得しようとする履修者はなくなっていくことが想像される。他方、カリキュラムの統合化と集中化を進めることによって、現在四年制大学も含め、短期大学2年又は3年の間において遣り繰りが極めて難しくなっている実習期間に時間的余地を開くことにもなる。

② 保育士資格に学校教育への対応能力をどのように付与するのかについて

教育再生実行会議がまとめた「今後の学制等の在り方について」（第五次提言）において、「子供の発達に応じた教育の充実、様々な挑戦を可能にする制度の柔軟化など、新しい時代にふさわしい学制を構築する。」として、幼児教育の無償化を段階的に進めるとともに、将来的な義務教育化も視野に入れ、質の高い幼児教育を保証するとして、幼稚園、保育所及び認定こども園における5歳児の就学前教育について、より柔軟な新たな枠組みによる義務教育化を検討すると提言されている。

しかし、学校教育である幼稚園教育の義務教育化を考えた時、一方、幼稚園教育に求められるもの、あるいは幼稚園教諭に求められるもの、そして養成校に求められるものと、他方、いわゆる子育て支援に重点をおいて、保育士の養成の意義を拡張した、幼保一体型の保育教諭に求められる資質との整合性をどのように図ることができるのか、慎重且つ十分に検討されなければならない。

この提言内容を踏まえて、仮に義務教育化が推進された場合、現在取得している幼稚園教諭二種免許状で5歳児の義務教育化に対応することのできる短期大学の教育内容について、再度検討されなければならないであろう。

短期大学は、それに対応できる教育内容を充実させる義務を負っているのであり、短期大学がその義務を怠れば、わが国のこの分野における人材の供給量は著しく妨げられ、その結果社会問題を惹き起こすことになる。その意味において、二種免許状の意義は十分尊重且つ強調されなければならない。

③ 仮に保育教諭の独立課程認定を創設する場合、それぞれ種別の異なる免許状が維持されなければならない理由について

就職後にその地位にとどまらず、自己研鑽を積んで上位免許状を目指せる環境があるということは、その人の生きがい、人生設計に深くつながり、それが初等教育段階に携わる職員全体の処遇の改善にもつながっていく。保育士においても、数年前より高度化を見据えて、幼稚園教諭のように専修、一種、二種に対応するような階層的モデルを作ろうという議論もあるところから、保育教諭についても、当然専修、一種、二種のそれぞれ種別を

設けることの検討が必要となろう。

したがって、この階層モデルの問題は、保育教諭のみならず、小学校教諭、幼稚園教諭、保育士の全てに妥当することであり、免許・資格によって保証される職能が養成校での学修をもって完成されるわけではなく、これらは、中央教育審議会の「教職課程の見直しの方向性について」として取り出されているように、生涯学習過程を通じてのよりよい職員養成の視点に立って検討されなければならない。

なお、国が推進しようとしている幼保連携型認定こども園が5年後に質量共にどのようになっているのか現時点では不明な点が多く、文部科学省においても保育教諭の内容について具体的な言及はなく、議論する場が設定される予定は目下のところはないということである。

しかし、日本私立短期大学協会としては、情報を収集し、その方向性について見定めながら、さらには中央教育審議会等に提案できる一定の意見具申案を整えておく必要がある。

V 幼稚園教諭免許状・保育士資格の併有化の促進

国の子ども子育て支援政策にはおいては、幼保連携型認定こども園への移行を強く促したいとの意向が示されているが、特に幼稚園を設置している学校法人においては、建学の精神に基づく、学校教育法に定められた幼稚園としての存在にとどまることを望む園も多い。新制度に移行しないとすする私立幼稚園の割合は、77.8%（平成26年9月）にのぼる。一度認定こども園に移行すれば、再び幼稚園に戻ることは容易でないことを危惧する声も聞かれ、この増加はそう簡単ではないことが見込まれる。

しかしながら、現行の制度にあっても、幼稚園教諭免許状・保育士資格双方の免許・資格の併有を条件として採用する雇用者が増えている事実があり、したがってそれに対応した養成課程の在り方が求められている。

そのため、独立の課程認定に基づく保育教諭が制度化されない限り、養成校としては、所定の単位を修得していない者や片方の免許・資格しか取得していない者のための併有化の取得指導体制を持続的に整えておく必要がある。

VI 小学校教諭二種免許状の意義

短期大学で小学校教諭二種免許状を取得し、卒業後、ただちに教職に就くか、学部編入によって一種免許状を取得する学生は、常に一定程度存在している。また、後年、校長職等の職責を果たすことになる優れた人材も養成してきた。

したがって、短期大学における小学校教員の養成は、これに応える生涯にわたる教員の

資質及びスキルの形成の端緒を開くキャリアパスの視点から見ても有意義であり、短期大学における小学校教諭二種免許状取得の意義は、短期大学が抱えもつ教育力の一つとしてよい。

また、中央教育審議会「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について（答申）」において、「いわゆる『小1プロブレム』の解消や発達障害のある幼児児童の早期発見・早期支援の取組みを強化すること」が指摘され、「幼小連携の強化」が謳われていることからしても、小学校教育を見通した教育・保育の分野の専門家を養成することが短期大学教育に期待されている。

VII 専修免許状の意義

幼稚園教諭、保育士、また今後完成すれば、保育教諭の地位の向上、社会的認知の推進、あるいは制度論等に精通したマネジメント力の形成等を目途として、修士課程で養成される専修免許状の必要性が検討されることはしかるべきである。

短期大学及び四年制大学を卒業した後、それまでの体験（就業体験を含む場合もある）を対象化しつつ、修士課程において理論的裏づけを得て専修免許状を取得する道は、短期大学で学修する者にとっても、将来にわたる望ましい動機づけになるものと見込まれる。

VIII 実習の意義

身体活動及び言語活動を具体的に促す機会である実習は、実習者が教育・保育職へのモチベーションを高め、適性を見極め、また実習者のみならず指導者双方が相互に教職の資質と技能を培う重要な機会となっている。

したがって、実習を経験しないまま保育士試験（筆記と実技）に合格して就業する保育士に対して、理論を学修し実習を経験している短期大学卒の保育士は、質保証の観点からして、採用者側から篤い信頼と高い評価を受けている。

「採用前又は後に学校現場で行なう実習・研修を通じて適性を厳格に評価する仕組み『教師インターン制度（仮称）』の導入を検討する」という目下の「教育再生実行会議」の方針を注視しているところであるが、しかしこの提案は、以下の複雑な問題を抱えもっていることを指摘しておかなければならない。

即ち、一方において、本格的な実習は卒業後に行なうことにして、就学期間中の実習については、学修のモチベーションを高めることや授業で得た知見や技術を対象化することに資する範囲にとどめることにした場合、現在過密になっている四年制大学・短期大学の就学期間全体に時間的余裕を与える可能性が見込まれる。また、本格的なインターン制度

に基づく採用後の実習期間（例えば半年乃至1年）を設けることにした場合、例えば「健康・人間関係・環境・言葉・表現」の5領域にわたる保育内容等、座学と実習とを組み合わせた新しいカリキュラム等を構築する道が開け、より実践力と技術力のある教育・保育人材の養成に寄与することが見込まれる。

しかしながら、他方において、実習が人材養成の重要な機会であるからといって、これ以上の実習期間を四年制大学・短期大学に課すことは、限られた時間の中で単位の実質化を図りながら多くの修学課題を履修させなければならない四年制大学・短期大学の現状からすると、高等教育の内実には深刻なダメージをもたらすことが見込まれる。また、実習期間を卒業後に設定し、採用者側が引き受けた場合、実習の指導者養成の問題、指導力の訓練の問題、指導経費の予算獲得の問題、指導行為の業務上の位置づけの問題等、解決しなければならない多くの課題が発生することが見込まれる。

したがって、現状でできることとして、実習の充実のため、受け入れ側、養成校、学生が終始連携を密にし、実習についての情報交換、指導内容についての相談・検討・反省等、これまで以上に三者の有機的な連携を図る努力を重ねていく必要がある。何れにしても、短期大学のみならず四年制大学も含め、限られた時間数の中でよりよい教育・保育人材を養成するためには、卒業後の生涯学習過程も視野におさめながら、学習期間と実習期間の適度なバランスに基づく有機的な関連について抜本的に検討しなければならない。

IX 地域に根差す短期大学

短期大学が有する学術知見や技術を広く地域に提供し、マンパワーを活用することは、短期大学に期待されている大きな社会的役割の一つといわなければならない。

本「教育・保育人材養成検討特別委員会」が主題とする関連項目に限っただけでも、卒業後の人材育成や子育て支援等、地域の教育・保育の質の向上のための貢献や、就職後の早期離職の防止に向けた市町村等における研修・指導・助言等のサポート体制の整備他が想定できる。

また、これまでも指摘した通り、教育・保育の分野に就業する人材の確かな職能が最終的にはさまざまな生涯学習過程を通じて形成されるということに鑑みるに、教育・保育の質の向上と各種研修の推進はセットになっているのであって、その期待は、短期大学の教育研究力に寄せられている。具体的には、法定研修としての初任者研修や現任研修及び教員免許状更新講習等への貢献、都道府県や市町村の教育委員会が実施する研修や教育・保育関連事業団体や業者が実施する研修とは異なる講習等があるが、その形式と内容については、各短期大学内においてそれぞれ検討・構想されてしかるべきであろう。

中央教育審議会実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の
制度化に関する特別部会（14回）におけるヒアリングにおいて

平成28年4月11日

「社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い専門職業人養成のための
新たな高等教育機関の制度化について（審議経過報告）」

日本私立短期大学協会

1. 高等教育における職業教育について

2. 「学士課程相当の課程」の区分制（前期・後期）教育について
質の担保
国際的通用性
他の高等教育機関の制度との整合性

3. 「実践的な職業教育を行う実務家教員」の質の担保について
設置認可時の教員資格審査

4. 施設・設備の基準について
「図書館」等、高等教育機関に相応しい教育条件の整備

5. 財政措置について
私学助成と別建ての助成制度の創設

「熊本地震」に係る要望

全私学連合
平成28年6月7日

1. 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の私立学校施設災害復旧事業に対する補助の運用に当たっての特別措置

- (1) 現行の補助率2分の1を3分の2に引き上げて適用していただきたい。
- (2) 復旧が数年に亘ることが予想されるため、それに対応する予算措置を講じていただきたい。
- (3) 災害復旧事業の実施に当たって、申請手続きの簡素化を図っていただきたい。

2. 私立学校施設の耐震化の加速化、防災機能の強化に必要な財政支援の十分な予算確保

私立学校施設の耐震化の一層の加速化、防災機能の強化を図るための財政支援の十分な予算確保をしていただきたい。

3. 受験料、授業料等学納金の減免措置に対する特別補助

被災学生に対する受験料、授業料等学納金の減免措置を実施した大学等に対しては、全額補填の予算措置を講じていただきたい。

4. 被災学生の奨学生採用のための予算措置

被災学生に対する奨学生採用に当たっては、被災学生は全員無条件採用のための予算措置をしていただきたい。

5. 税制上の優遇措置

災害復旧に係る建設費、整地費、教育研究用設備及び備品の支払い、または、購入費に係る消費税の免除措置を講じていただきたい。



平成28年5月

各 位

全 私 学 連 合

代 表 清 家 篤

(公 印 省 略)

要 望

この度の平成28年熊本地震に関しましては、私立学校の多く及びその園児・児童・生徒・学生も多数が被災致しております。私立学校として復興のための努力を積極的に行う所存ではありますが、地域の振興拠点、文化や歴史の継承拠点としての私立学校の復興について、国公立学校の復興・支援と遜色のない国の施策を特にお願い申し上げます。

私立学校の安全対策に関する要望

－激甚災害法における局地激甚災害指定の改善等－

平成28年5月
全私学連合

私立学校は、日本の教育において重要な役割を果たしてきていることはご高尚のとおりであり、多くの学生及び児童・生徒等の教育を担当しています。その公共性においては、国公立学校と同様に、量と質ともに重要な役割を果たしているところであります。

さて、激甚な災害が発生した場合においては、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害復旧支援制度があります。

学校施設の災害復旧事業については、激甚災害が発生し、政府のとるべき措置として激甚災害法第17条の適用が政令で指定された場合（いわゆる「本激」の指定を受けた場合）は、災害復旧事業を行う学校設置者に対し、復旧費の一部を国庫補助することができることとなっています。

公立学校施設については復旧費の3分の2の国庫補助がある一方で、私立学校施設については2分の1の国庫補助に留まっています。また、局地激甚災害指定された場合（いわゆる「局激」の指定を受けた場合）は、私立学校施設は適用措置の対象となっていないため、その場合は多額の災害復旧費を学校設置者自らが負担することとなります。

過去の激甚災害の指定状況を見ると、学校施設は公私立の区別なく被災するにもかかわらず、公立学校では幾度も局激の指定を受け国庫補助の嵩上げ措置を受けており、復旧のための国庫補助には国公立と私立の間に大きな格差が生じています。

つきましては、私立学校においても、被害にあった地域における早急な教育機会の確保はもちろん、学生及び児童・生徒等の安全の確保という責務を負っていますので、激甚災害指定時の取り扱いについて国公立学校の措置と遜色のない取り扱いとなるよう、次の事項について特段のご配慮をお願い申し上げます。

<要望事項>

1. 激甚災害法第17条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）について、補助率を2分の1から3分の2に改正を行うこと。
2. 局地激甚災害指定について、激甚災害法第17条の措置が適用されるよう改正を行うこと。

「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」について

日本私立短期大学協会
副会長 八 耳 俊 文
(青山学院女子短期大学学長)

短期大学をはじめとする高等教育機関では、改訂された学習指導要領および幼稚園教育要領に基づき、各段階での学校教育を経て、将来の予測が難しい社会の中でも、子供たち一人一人が、多様性を尊重し、広い視野を持ち、志高く未来を創り出していくために必要な資質・能力を確実に身に付け、高等教育の学びへとその成果がつけられることを強く期待するものである。そのために下記の点について、更なる配慮を求めたい。

○学校段階間の接続・連続の重要性について

幼児教育をはじめとして、小学校、中学校、高等学校へと引き継がれていく発達段階に応じた学習成果により、興味や関心に応じた学びを深め広げ、自らのキャリア形成の方向性を見だし、その実現のための高等教育機関への接続が円滑に進められることが重要である。高等学校卒業までに自身が描いた将来設計図を実現させるため、その後の進路選択が適切に高等教育機関へと引き継がれるよう、各学校段階での確実な学びとその接続・連続が確保されなければならない。

その一方、不登校児童生徒数が依然として高水準で推移しており、また登校児童生徒でも学習内容の定着は一律ではないため、接続・連続性を重視する一方に、学び直しの機会や視点も常に忘れないでいただきたい（例、「学び直しの充実」、『審議のまとめ』96頁）。

○小学校中学年から外国語教育導入について

外国語教育については、外国語で多様な人々とのコミュニケーションを図ることができる基礎的な力を育成することが重要であり、小・中・高等学校を通じて一貫して育む指標形式の目標を設定し、初等中等教育全体を見通して確実に育成するとされている。当然のことながら、初等中等教育において身に付けられた外国語、特に英語力が高等教育機関に受け継がれることとなるが、よほど慎重に指導方法等を考えたうえで実施しなければ、小学校中学年段階から英語嫌いに陥ることになり、その後の中学校、高等学校における英語アレルギーを払しょくすることは非常に難しい状況になる恐れがある。教員の資質に負うところも大きく、アクティブ・ラーニングなどの手法を最大限に生かした、興味ある授業運営が不可欠であり、高等教育機関への接続に際しても、障害となることがないように願うものである。『審議のまとめ』259頁にある外国語教育に関わる教員の人材の養成・整備では足りるか不安である。

言うまでも無いが、小学校中学年から外国語教育の導入は、母国語である日本語教育と表裏一体のものでなければならない。そのことに十分配慮した改革であるべきと考える。

○アクティブ・ラーニングの重要性について

子供たちが「どのように学ぶか」に着目して、学びの質を高めていくため「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した「アクティブ・ラーニング」の視点から、授業改善の取り組みを活性化していくことの必要性は十分に理解できるが、これまでこのような視点が定着していないこともあり、すべての教職員が校内研修や多様な研修の場を通じて理解を深めるこ

とができるよう配慮しなければならない。幼稚園、小学校、中学校、高等学校のそれぞれにおいてアクティブ・ラーニングを用いた授業が効果的に行われ、その成果が高等教育機関への引き継がれていくのであるから、正しい理解の上に実施されたい。この「どのように学ぶか」との視点は、高等教育においても共通の課題であると認識している。

今回の改訂では学習内容の削減は行わないとされており、アクティブ・ラーニングの視点を生かしていくためには、事前学習や学習を可能とする条件整備は欠かすことができない。またアクティブ・ラーニングの視点を生かして授業改善をしていくにはさまざまなやりかたがあるとはいえ、地域により学校により条件が未整備なため、学びに浅深の違いが出ないか、十分な配慮が必要である。全国の公立小中学校ではクラス内にさまざまな学力の児童生徒がいる。この現実にあってアクティブ・ラーニングを可能とするには教員にファシリテーターをはじめとする指導力が求められる。この能力は高等教育ではじめて意識されるのではなく、初等中等教育の中でも順次育成されることを期待したい。

○高大接続の視点から

次期学習指導要領の高等学校教育の内容とこれまで行われてきた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の在り方を一体的に改革する高大接続改革との整合性は十分に考慮されたい。

大学入学者選抜は、高等学校における学びの成果を大学教育において更に伸ばしていくためのものであり、そのためにも大学教育においては、3つのポリシーの策定が義務付けられた。生徒が将来を見据えて、大学においてどのような力を身に付けたいのかを考え、その実現に踏み出せる教育課程の編成、実施・改善、指導や評価の充実が必要であると考えている。

最後に、私立短期大学においては、分野別として幼稚園教諭、保育士の養成を行っている教育関係の学科が最も多く設置されていることから、幼稚園教諭養成側からみた改訂幼稚園教育要領について触れておきたい。

○幼稚園教諭に係わる研修体制の充実・促進について

幼稚園に入園する子供にとって、幼稚園は親元から離れて、初めて経験する社会となる。したがって、その担い手である幼稚園教諭が子供に与える影響は非常に大きく、責任も重い。短期大学を卒業後、幼稚園教諭として働き始めても、3年以内での離職率の高さが問題になるなど、その労働状況は極めて厳しいものがある。経験の浅い幼稚園教諭が孤立して悩むことのないよう、更なる研修体制の充実を図ることが課題であると考えている。地域における幼稚園教諭の教育課程を有する短期大学、大学との交流、連携を図り、さまざまな状況に応じた指導方法や最新の知見に基づいた教育、研究の提供が求められる。

さらに平成24年に改正認定こども園法が成立し、平成27年度から、子ども・子育て支援新制度が実施されたことにより、短期大学では、幼稚園教諭、保育士の両方の免許、資格を有する保育教諭として働く卒業生が多くなっている。幼稚園教育要領の改訂内容と保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂内容との整合性をはかり、幼児教育全体としての質を確保・向上させることは、養成を行う短期大学にとっても重要な関心事であり、十分なる検討を行っていただきたい。

地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議(第2回)

地方創生・地域活性化と私立短期大学

平成29年2月16日

学校法人 第二麻生学園
山口短期大学 理事長・学長
(日本私立短期大学協会 副会長)
麻生隆史

地方大学の振興及び若者雇用等に関する私立短期大学の意見

- ◎短期大学は私立が多く、全国に幅広く分布する二年制・三年制の大学であり、特に女性の社会進出に貢献している。
 - 短期大学の95.0%が私立短期大学である
 - 全国に点在する地域密着型の短期の高等教育機関である
 - 人口30万人未満の都市での立地が多い
 - 第三者評価機関(認証評価)により教育の質保証がなされている
 - 89.2%が女子学生である
 - 四年制大学への編入ができる
- ◎短期大学は地域に根ざす身近な大学であり、多様な人材養成を行い卒業生が幅広い分野で活躍している。
 - 67.8%の自県内入学率であり特に地方においては自県内入学率が高い傾向である
 - 72.2%の自県内就職率である
 - 62.3%の専攻分野を活かした専門・技術的職業従事者の就職率である
(幼稚園教諭・小学校教諭・司書・保育士・栄養士・調理師・看護師・美容師・介護福祉士・歯科衛生士・臨床検査技師・自動車整備士等)
 - 社会人学生が多い(生涯学習)
- ◎短期大学は地域コミュニティとしての役割を果たしている。
 - 私立短期大学は建学の精神や教育目標に基づき地域の住民や自治体・企業等との交流が活発である
 - 地方公共団体等と協力し地方創生や地域の活性化に取り組んでいる(共同イベント等)
 - 高い自県内入学率と就職率で地域貢献の役割を果たし地域コミュニティとしての基盤的存在である
 - 地域貢献のために地域の学習ニーズへ対応している
 - 地域貢献に適した規模の大学である
 - 地域貢献に積極的な学生や教職員がおり校地・校舎・図書館等の教育資源も十分に整備されている
 - 高大連携・接続により地方創生・地域の活性化を推進しており地域に愛される高等教育機関である



短期大学の振興が地方創生・地域活性化に繋がる
若者の雇用・地域定着には短期大学を活用することが重要
少子化により私立短期大学の財政基盤が悪化傾向→公的支援が必要
地方創生に貢献する短期大学に対して、まち・ひと・しごと創生からの支援を強化する方策等の検討をお願いしたい

平成29年7月7日

文部科学省高等教育局
局長 常 盤 豊 殿

日本私立短期大学協会
会長 関 口 修

専門職大学・専門職短期大学の設置基準及び短期大学の振興に関する要望

短期大学は、その制度発足以来一貫して、教養教育と専門教育を体系的に編成した教育課程により汎用的職業能力を備えた人材を養成し、また、教育・研究の成果を地域社会に還元することにより、地方創生に貢献し、併せて女子の高等教育機関としての役割も担って、女性の社会進出に多大な寄与をしてきた。

一方、今般、学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）が成立し、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関として、平成31年度より専門職大学・専門職短期大学の制度が創設されることとなった。

専門職大学・専門職短期大学については、社会経済の変化に対応した人材養成を行い、高等教育の新たな選択肢を提供する機関となることが期待されるが、その設置基準等の制度設計の如何によっては、学位を授与する「大学教育」機関としての質保証に疑義が及び、我が国の大学制度全体への信頼低下を招く結果ともなりかねない。

我が国の高等教育の発展のためには、各高等教育機関が、それぞれの役割の下に特色を活かしつつ、更なる機能強化を図っていくことが必要であると考えます。

以上を踏まえ、文部科学省におかれては、専門職大学・専門職短期大学の設置基準の制定にあたり、下記1の点に特に留意するとともに、短期大学の振興に向け下記2の措置を速やかに講じられるよう要望する。

記

（要望事項）

1 専門職短期大学等の設置基準について

（1）学位を授与する「大学」としての国際通用性の担保

専門職大学・専門職短期大学については、実践的な職業教育に重点を置きつつも、学位を授与する「大学」制度の中に位置付けられるものである以上、設置基準においては、「大学」としての国際通用性を担保する質の高い水準を確保すること。

図書館をはじめとした施設設備面の条件整備についても、十分留意すること。

(2) 人格形成の場として相応しい学修環境の整備

専門職大学・専門職短期大学については、社会人の受入れが主要な機能の一つに位置付けられるとしても、その学生の多くは、高等学校卒業後の若者となると考えられる。このことを踏まえ、専門職大学・専門職短期大学のキャンパスについては、人格形成の途上にある若者に多様な活動を可能とする環境を提供するよう、相応しい水準が確保されるようにすること

(3) 教育・研究の質の担保

アクティブラーニング等を活用するなど、質の向上を図ること。

(4) 認証評価制度について

認証評価制度によるステークホルダーに対する質保証を確立すること。

(5) 校地・校舎等に関する基準

校地面積・校舎面積を「やむを得ない事由」等で減する場合は教育に支障をきたさないことを前提に、細則等で明確に規定すること。

2 短期大学の振興について

18歳人口の減少等、高等教育を取り巻く環境が厳しさを増す中であって、短期大学が、地域の高等教育資源としてその機能を維持し、教育活動の一層の充実を図れるよう、次の措置を講じること。

(1) 小規模学科を想定した規定の整備等

(2) 社会人が学び直せる環境の整備等（リカレント教育等の振興）

(3) 私学助成等の充実

① 短期大学の教育研究を支える基盤的経費の確実な措置・充実

② 地域の振興・活性化の促進、地方の知の拠点形成のための支援

平成 29 年 12 月 13 日

中央教育審議会教育振興基本計画部会への意見

日本私立短期大学協会
副会長 滝川 嘉彦

- 一 日本の「高等教育機関」とは、どのような条件を備える学校のことであるかを整理していただきたい。具体的には、国際通用性に鑑み、①研究、②学位、③認証評価、④教育・財務情報の公表、⑤教養教育、⑥専門教育の有無を明らかにしていただきたい。
- 二 今後の在り方として、日本の高等教育に「国際通用性」を持たせることを標榜していただきたい。
- 三 高等教育のグローバル化、外国人学生の増加、さらに日本人学生や卒業生の海外での活躍を推進するために、学校名や学位など、高等教育に関する英語表記と意味を整理し監督していただきたい。
- 四 「学位」の意味、機能、役割を明らかにしていただきたい。具体的には、国際通用性に鑑み、上位の高等教育に進学する場合の学位の有無を明らかにしていただきたい。
- 五 中等教育を阻害し、優れた高等教育機関への進学を阻害する可能性のある早期の学生募集を全学校種に対して禁止していただきたい。
- 六 監督の場所が異なる学校間の懸案は文部科学省が解決していただきたい。

(資料)

ISCED 2011 版 (UNESCO)

レベル	説明	特徴、およびサブカテゴリ
5	Short-cycle tertiary education (短期高等教育)	労働市場に直接結びつく技術的・職業的スキルを学ぶ最初の短期の第3期の教育。上位の第3期の教育へ進む道もある。※1
4	Post-secondary non-tertiary education (中等以降高等以前教育)	中等教育を基にし、第3期の教育や雇用の準備、もしくは両方の準備をするプログラム。教育内容は広く高等教育ほど複雑ではない。※2

学校教育法

学校種	条文
短期大学	第一百八条 深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成する。
専修学校 専門課程	第二百二十四条 職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る。

学位と称号 (英語表記)

学校種	学位
大学	学士 (Bachelor)
短期大学 (2-3 年制)	短期大学士 (Associate degree)
学校種	称号
専修学校専門課程 (4 年制)	高度専門士 (Advanced diploma)
専修学校専門課程 (2-3 年制)	専門士 (Diploma)

※1 207. Programmes at ISCED level 5, or short-cycle tertiary education, are often designed to provide participants with professional knowledge, skills and competencies. Typically, they are practically-based, occupationally-specific and prepare students to enter the labour market. However, these programmes may also provide a pathway to other tertiary education programmes. Academic tertiary education programmes below the level of a Bachelor's programme or equivalent are also classified as ISCED level 5.

※2 187. Usually, programmes at this level are designed for direct labour market entry. In some education systems, there are general programmes at this level. Such programmes typically target students who have completed ISCED level 3 but who want to increase their opportunities to enter tertiary education.

(出展 : International Standard Classification of Education ISCED 2011)

大学への編入学と大学院への接続について

	大学への編入学	大学院への接続
短期大学	<p>編入学可能</p> <p>【参考】短期大学を卒業した者は、編入学しようとする大学(短期大学を除く。)の定めるところにより、当該大学の修業年限から、卒業した短期大学における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。(学校教育法施行規則第161条第1項)</p>	<p>短期大学又は高等専門学校に置かれる専攻科における一定の学修を行い大学評価・学位授与機構の認定を受ける、または大学に編入学する等により学士を取得すれば、入学資格が認められる。</p> <p>【参考】独立行政法人大学評価・学位授与機構は、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者で、短期大学又は高等専門学校に置かれる専攻科における一定の学修を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者に対し、学士の学位を授与するものとする。(学校教育法第104条第4項)</p>
高等専門学校	<p>編入学可能</p> <p>【参考】高等専門学校を卒業した者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、二年以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。(学校教育法施行規則第178条)</p>	
専修学校 (専門課程)	<p>一定の要件を満たす専門学校を修了すれば編入学可能</p> <p>【参考】専修学校の専門課程(修業年限が2年以上で、全課程の修了に必要な総授業時数が1700単位時間以上又は総単位数が62単位以上)を修了した者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、修了した専修学校の専門課程における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。(学校教育法施行規則第186条第2項)</p>	<p>一定の要件を満たす専門学校を修了する、または大学に編入学し卒業すれば、大学院入学資格が認められる。</p> <p>【参考】専修学校の専門課程(修業年限が4年以上で、全課程の修了に必要な総授業時数が3400単位時間以上又は総単位数が124単位以上)を修了した者は、大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる。(学校教育法施行規則第155条第1項第5号)</p>

中央教育審議会大学分科会（144回）・将来構想部会（27回）
合同会議におけるヒアリングにおいて

平成30年10月10日

日本私立短期大学協会 要望事項

独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構認定 特例適用専攻科について

日本私立短期大学協会の会員校は広く地域社会に設置されており、地域の知的水準の向上に寄与しているところであります。

地域社会の現状は極端に若年人口が減少し、高齢者が中心となって諸活動を支えている状況にあります。

一方、高等学校卒業後の若年人口は、概ね大都会志向が強く人口バランスの維持に苦慮しているところであり、若者の地域定着は必須の課題であります。

短期大学修了者の向学心は極めて旺盛であり、短期大学卒業者の進学者数に見られる通りであります。 ※ 短期大学卒業者の進学者数（添付）

短期大学修了者の多くは2年間の修学期間中に向学意欲が生まれ、継続した学修を希望しております。然しながら、現実には家庭の財政事情が許さず、働きながら学修を継続するには適当な労働環境が欠如しております。

そこで、特例適用専攻科の現況を調査してみたところ、設置されている認定専攻科数69専攻のうち19専攻が特例適用専攻科であり、2年または1年間の課程による学修期間での学びに着目したところであります。

○ 現在、短期大学に関する認証評価は短期大学の大多数が 一般財団法人 短期大学基準協会（以下、「短期大学基準協会」という。）に於いての評価を受けております。

○ 短期大学基準協会の認証評価の特色は、短期大学教育の特色は基より、海外留学希望者が増加傾向にあることに鑑みWASC・ACCJCと姉妹関係を締結し、国際通用性のある評価基準に配慮した評価を実施しているところであります。

○ 財政的にも弱小な短期大学が4年制大学を設置することは至難な事柄ではありますが、短期大学基準協会が特例適用専攻科をも認定評価を行うことが認められれば、短期大学それぞれの質的向上充実に意義があるものと考えます。

○ 因みに、短期大学の評価は7年間に一度であり、その間に当該短期大学の適切な評価も可能となり、地域社会の振興に寄与するものと考えます。

短期大学卒業者の進学者数

年度		短期大学 卒業生総数 (人)	進学者数 (人)	短期大学 卒業生の 進学率	進学者の内 4年制大学への 編入学者数 (人)
平成10年	1998	207,528	16,680	8.0%	13,437
11	1999	193,190	17,087	8.8%	14,382
12	2000	177,909	16,807	9.4%	14,388
13	2001	156,837	15,999	10.2%	13,611
14	2002	130,597	13,335	10.2%	10,850
15	2003	119,151	13,238	11.1%	10,255
16	2004	112,006	12,502	11.2%	10,073
17	2005	104,621	12,043	11.5%	9,873
18	2006	99,611	11,678	11.7%	9,462
19	2007	92,100	11,026	12.0%	8,943
20	2008	83,653	9,434	11.3%	7,701
21	2009	78,056	9,005	11.5%	7,062
22	2010	71,394	8,385	11.7%	6,714
23	2011	66,871	7,451	11.1%	5,839
24	2012	65,682	6,996	10.7%	5,610
25	2013	62,375	6,541	10.5%	5,066
26	2014	58,797	6,158	10.5%	4,773
27	2015	59,435	5,675	9.5%	4,435
28	2016	57,108	5,439	9.5%	4,223
29	2017	56,722	5,080	9.0%	4,094
30	2018	54,598	4,937	9.0%	3,925

(注)1 「学校基本調査」による。平成30年度は速報値である。

2 「進学者」とは、大学学部、短期大学本科、大学・短期大学の専攻科、別科へ入学した者である。

大学入学者選抜の改善に関する協議におけるワーキンググループにおいて

『調査書の電子化に向けた考え方（案）』

4. 電子化に向けた対応案（調査書の電子化の進め方）」に対する意見について

平成31年1月15日

日本私立短期大学協会

貴「大学入学者選抜の改善に関する協議」におけるワーキンググループより照会のありました件につきまして、下記のとおり意見を申し述べます。

1 調査書の電子化に向けた考え方について

- (1) 学力の3要素を的確に判断し、それを入試に反映していくためには調査書の積極的な活用は必須である。従って今後の入試業務の効率化を考える時、調査書の電子化に向けた流れについては理解できる。

しかしながら、システム構築にあっては入試という特殊性に鑑み、いかなるミスも許されない。高校生にとっては一生を左右するものであり、電子化に移行するには解決しなければならぬ課題が多く、軽々に進めるべきではないと考える。

- (2) 調査書の電子化にあたって、文部科学省において調査書をデータとして送付する際の共通フォーマットや、「特別活動の記録」や「指導上参考となる諸事項」等において記載される内容のコード表を作成して示すとしているが、利用する側としては、効率化を求めるあまり、画一的な様式で統一された調査書が、どこまで個人の実態を反映しているのかを見極めることが難しくなるのではないかという危惧がある。

- (3) 電子化により校長印を省略した場合、入力ミスや偽造をどのように防ぐのか。高校側のチェック体制の厳格化及び受ける側の大学教職員の資質向上が必須と考える。高校側と大学側の両者が合意したものとしても、願書や調査書を正本として判定することは、極めて困難である。例えば入試処理センター（仮称）などの専門機関を創設し、一か所から暗号化など最新の手立てを講じ、大学側が受験しようとする生徒のデータ開示を可能とするような方式にしなければ、全国的な大混乱を招きかねない状況が危惧される。

2 調査書の電子化に向けた設備投資について

国公立はじめ大規模校にとっては、今回のシステムに対し初期投資も可能であると考えられるが、全国300以上ある短期大学において、入学定員300人未満の割合が84%を占めており、さらにこの調査書の電子化のために初期投資を行えるかは大きな疑問である。特に教育環境を維持するため、コンピュータシステムにはOS等の変更や電子機器の更新のための経費が毎年数千万円かかるなど、経営上大きな負担を強いられている。加えて、今回の措置によりWEB出願、eポートフォリオ受信のためのシステムの追加、改良のための投資が求められることになる。小規模短期大学においては、多額の投資を行って電子化しても、現場で想定外のトラブルが起きる可能性は否定できず、それに見合う効果が得られるのだろうかという疑念を抱く短期大学もある。

今回の電子化に要するコストの問題は未だ明確に示されていないが、2021年度までの短期間に自助努力で財源を確保し、運用できるよう準備することはあまりにも困難であると言わざるを得ない。国の主導により指針を作成し、全国統一のシステムとして運用されるよう、システム開発、機器の配布、助成の在り方等、特段の措置を講じられたい。

3 調査書の電子化に向けた安全性の確保とシステム構築について

(1) 調査書を電子化するにあたって、何よりセキュリティの問題が一番大きい。基本データの機密保持にかかるサイバーテロやこのところ頻繁におきている自然災害時のシステムダウンについて、起り得るリスクを十分に克服できる見通しのないままに、一律に電子化が進められることには不安を覚えざるを得ない。

(2) USBメモリ等の電磁的記録子媒体の活用を検討するとの話もあるが、USBメモリを使つてのシステムダウンは数知れず、かなりの危険を伴う。論外の議論ではないだろうか。

さらに、一般回線を使うことの危険性もある。短期大学においても学生が使う一般回線と事務、教務、人事、更に入試システムについては分別して専用回線を使い分けしている。大学入試センター試験のように巨大なシステムをもって運営されている事業でも、人為的なエラーも含めてミスが発生している。まして個々の大学が設置している小規模なシステムの下では、システム障害が起こりうる。

これらのシステムをこの2年程度で安全なものに構築することは極めて困難であり、当分の間、電子データと紙媒体による併用方式を取らざるを得ないと考える。

(3) また、最近の事例にあるような大規模な通信障害が発生した時などを想定し、あらゆる障害に対するシミュレーションを何通りか講じておく必要がある。その時、一体誰が、どのように対応するのか、BCP（事業継続計画）を常に考えておかなければならない。やはりこれまで利用してきたように大学入試センターが一括して取り扱っていくといった組織体制の構築が必要ではないか。

(4) 高校側の現行の受験・入試システムでは、政令市であれば政令市の教育委員会が、県であれば県の教育委員会が最終的にデータをまとめていると思われるが、都道府県によって、総合型公務支援システムの導入状況及びセキュリティに関する考え方や条例等も異なると指摘されている。

比較的小規模校が多く、自県内入学率が高いという短期大学にあつても、受験生は複数県に跨つて受験してきており、統一システムの下で実施されないのであれば、他県とのシステムの違いにより活用できない場合も想定され、高校側からは忌避される恐れがある。

最後に、今後、これまで以上に電子化、ペーパーレスの動きが進むものとは考えるが、電子化になじまない領域もあり、それを見極めた適正な対応が望まれる。課題を抱えたまま、ことを性急に進めれば、全国の足並みが揃わず、かえって混乱を招きかねない。重ねてこの仕組みを円滑に進めるためにも、共通理解をしっかりと得ながら、慎重に進められたい。

以上

日本私立短期大学協会
私立大学・短期大学版 ガバナンス・コード
【第1版】

私立大学・短期大学版 ガバナンス・コードの制定について……	1 頁
第1章 経営の安定性・継続性の確保 ……………	1 頁
第2章 自律的なガバナンス体制の確立 ……………	3 頁
第3章 教学ガバナンスの充実 ……………	6 頁
第4章 情報の公開と公表 ……………	8 頁

令和2年1月16日

私立大学・短期大学版 ガバナンス・コードの制定について

令和元年5月に学校教育法及び私立学校法が改正されたことに併せて、今後は学校法人が私立学校法等の法令を遵守するだけにとどまらず、経営方針や運営姿勢を自主的に点検し、経営の強化と、ステークホルダーに対して説明責任を果たすことが求められています。また、認証評価や私学助成取得の要件等においても、さまざまな留意事項が求められています。日本私立短期大学協会では、会員校を設置する学校法人が、これら留意事項を把握、点検し、健全な発展に資することを促す一環として、規範となるガバナンス・コードを示すことにいたしました。

本協会の会員校は短期大学であります。会員校の中には大学、大学院を併設する学校も多数あることから、本コードは、それら設置校を併設する学校法人にも対応できるように考えられています。このガバナンス・コードを活用することによって、円滑な法人運営の一助としていただければ幸いです。

第1章 経営の安定性・継続性の確保

私立大学・短期大学は、これまでそれぞれの建学の精神を堅持し、独自の特色ある教育を展開し、地域はもとより広く社会に貢献してきた。この多様化する時代において、今後も安定して存続し、健全に発展していくためには、経営と教学の連携・協力体制の確立、中期的な計画の策定、危機管理を含めたコンプライアンスの徹底を組織的に行い、ガバナンス強化を図っていくことが必要である。

第1章においては、上記目的の実現のため、今後の経営の安定性・継続性の確保のために必要な事項について示す。

1. 経営と教学の連携・協力

- (1) 学校法人は、独自の建学の精神に基づく個性豊かな教育研究を行う機関として、設置する私立大学・短期大学の教育目的を明示する。

<確認項目>

- 1) 建学の精神を明示し、内外に周知している。
- 2) 建学の精神に基づいた教育目的を明示し、内外に周知している。

- (2) 学校法人は、経営と教学の円滑な連携を図り、教学の意見を経営に反映させる。そのため、学長又は教学を代表する者（以下、「学長等」という。）が法人及び理事と密接に関わっている。

<確認項目>

- 1) 学長等を理事として選任している。

- 2) 学校法人は、学長が学校教育法に定める職務を確実に実行できるよう、組織・規則等を整備するよう努めている。

2. 中期的な計画の策定と盛り込むべき内容

- (1) 学校法人は、安定した経営が求められることから、中長期的視点に立った計画的な経営を行うよう努める。このため、法令に基づき、原則として5年以上の中期的な計画を策定し、その実施にあたりチェック体制を整備する。

<確認項目>

- 1) 原則として5年以上の中期的な計画を策定している。
- 2) 中期的な計画の策定及び進捗状況をチェックする組織が確立している。
- 3) 中期的な計画の策定及び進捗状況を確認する際には、役員等から教職員まで幅広く意見を集約できる体制を整えている。
- 4) 中期的な計画には、教学、人事、施設、財務等に関する事項などの中から中期的に取り組むべき内容を盛り込んでいる。
- 5) 中期的な計画には、毎年策定する事業報告書をふまえ、主な事業の目的・計画及びその進捗状況を記載するとともに、認証評価機関の評価結果をふまえた内容を記載している。

3. 危機管理を含めたコンプライアンスの在り方

- (1) 学校法人は、法令遵守のための体制を整える。

<確認項目>

- 1) すべての教育活動、また業務に関し、法令、寄附行為、学則等が遵守される組織体制を整備している。
- 2) 教職員等が法令、寄附行為、学則等に触れ、理解する機会を設けている。
- 3) 違反する行為又はそのおそれがある行為に対する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図るための体制を整備している。
- 4) 健全な私立大学・短期大学の運営を阻害するハラスメント等の要因に対しては、それらの防止に努めるとともに、厳正に対処するための諸規程及び体制を整備している。

4. 地域貢献

- (1) 私立大学・短期大学は、社会的責任を果たすために、その使命に鑑み、内外のステークホルダーとの関係を密にし、地域貢献に努める。

<確認項目>

- 1) 地域・社会の地方公共団体、企業、他の教育機関、文化団体、その他の関係団体並びに在学生、保護者、同窓会等、内外のステークホルダーと

- 連携できる体制を整えている。
- 2) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
 - 3) 教職員及び学生が地域・社会に貢献できる体制を整えている。

第2章 自律的なガバナンス体制の確立

理事・監事・評議員は、常に学校の歴史に培われた建学の精神を尊重するとともに、それぞれの役割を理解し、それに照らした学校経営及び運営判断に努める必要がある。

第2章においては、理事・監事・評議員の三者がその役割を連携することによって実現される自律的なガバナンス体制の確立の在り方について示す。

1. 理事会機能の充実

- (1) 理事会は、学校法人の最高意思決定機関である。学校法人全体の運営に、すべての理事が責任をもって参画し、各理事が職務を遂行するために、適切な運営を行う。

<確認項目>

- 1) 理事会は、学校法人の業務を決定し、理事の職務執行を監督している。
- 2) 理事会は理事長が招集する。なお、やむを得ず欠席となる理事に対しては、事前に議題の説明^(注)を行い、議題ごとに書面による賛否表明や委任状を得るなど、適切に理事会を運営している。
(注)「事前に議題の説明」とは、文書・電話による説明を含め、対面による説明に限定するものではない。
- 3) 理事会へ業務執行者からの適切な報告がなされるようにするため、業務執行者を理事に任ずるか、又は業務執行者を理事会に出席させるなどの配慮をしている。
- 4) 理事会及び理事長が適切な決定を行うために、各理事は役割を理解し、それぞれの専門分野においてその役割を果たしている。
- 5) 外部理事の意見を取り入れる機会を設け、多面的な経営判断ができる体制を整えている。
- 6) 理事に対し、研修や情報提供の機会を設けている。

- (2) 理事長は、学校法人を代表し、学校法人の業務を総理する。理事（理事長を除く）は、寄附行為で定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の職務を掌理する。

<確認項目>

- 1) 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
- 2) 理事長の代理権限順位を明確に定めている。
- 3) 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行っている。
- 4) 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解している。
- 5) 理事は、学校法人と理事の利益が相反する取引を行う場合には、事前に理事会の承認を得なければならないことなどを理解し、法令に基づき適切な理事会運営を行っている。

(3) 理事の選任は、私立学校法及び各学校法人の寄附行為の定めるところによる。

<確認項目>

- 1) 寄附行為に定める人数の理事を置いている。また欠員が出た場合は速やかに補充している。
- 2) 理事となる者は、次に掲げる者とし、適切に選任されている。
 - ①当該学校法人の設置する私立学校の校長
 - ②当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
 - ③前各号の規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 3) 理事長は、他の学校法人の理事長を2以上兼務していない。
- 4) 理事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼務していない。
- 5) 理事は、理事及び監事の内にその配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれていない。
- 6) 理事長及び理事の解任について、寄附行為に定めている。
- 7) 外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を2人以上選任するよう努めている。

2. 監事機能の充実

(1) 監事は、学校法人の管理運営を適正に行うために重要な役割を果たすものであり、その機能の実質化を図るために、監事の職務の周知を徹底するとともに、学校法人としても適切な監査体制を整える。

<確認項目>

- 1) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況を監査するとともに、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出し

ている。

- 2) 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解している。
- 3) 監事は、理事の違法行為等差止請求権、理事会招集請求権等の権限があることを理解している。
- 4) 監事は、その責務を果たすため、理事会その他の重要会議に出席し、意見を述べている。
- 5) 監事に対し、研修や情報提供の機会を設けている。

(2) 監事の選任は、私立学校法及び各学校法人の寄附行為の定めるところによる。

<確認項目>

- 1) 監事の選任については、理事長のみの判断で決定するのではなく、評議員会の同意に基づいている。
- 2) 監事を2人以上置いている。
- 3) 監事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼務していない。
- 4) 監事は、理事及び監事の内にその配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれていない。
- 5) 監事は、当該学校法人の理事、評議員又は職員を兼務していない。

3. 評議員会機能の充実

(1) 評議員会は、理事会の意思決定に関してチェックを行う役割とともに、多様な観点から理事会の運営に対して提言を行う諮問機関として重要な役割を担っている。この機能が十分に果たされるよう、評議員会の適切な運営を行う。

<確認項目>

- 1) 次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。
 - ① 予算及び事業計画
 - ② 事業に関する中期的な計画
 - ③ 借入金及び重要な資産の処分に関する事項
 - ④ 役員に対する報酬等の支給基準
 - ⑤ 寄附行為の変更
 - ⑥ 合併
 - ⑦ 解散
 - ⑧ 収益を目的とする事業に関する重要事項
 - ⑨ その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定める

もの

(2) 諮問機関としての評議員会は、学校経営の充実発展のため、その責務を果たすものである。

<確認項目>

- 1) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができることが寄附行為に明記され、周知されている。
- 2) 評議員に対し、研修や情報提供の機会を設けている。

(3) 評議員の選任は、私立学校法及び各学校法人の寄附行為の定めるところによる。

<確認項目>

- 1) 評議員となる者は、次に掲げる者とし、適切に選任されている。
 - ① 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
 - ② 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢25年以上のものうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
 - ③ 前各号の規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 2) 学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に応えるため、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出するよう努めている。
- 3) 評議員は、寄附行為に基づき、理事の定数の2倍を超える数を選任している。また、欠員が出た場合は、速やかに補充している。

第3章 教学ガバナンスの充実

大学は「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」、短期大学は「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成すること」を目的とすることが、学校教育法に定められており、地域社会の発展に寄与する存在である。

学長は、当該学校法人の理念を理解し、また学校教育法、私立学校法をはじめとする関係法令を遵守し、教育の質を保証するとともに、私立大学・短期大学の

適切な管理運営に資するよう体制整備に努めるものとする。

第3章では、学校法人の設置する私立大学・短期大学の役割と、それを果たすためのガバナンスの在り方について示す。

1. 私立大学・短期大学の役割の明確化と自己点検・評価の充実

(1) 私立大学・短期大学は、学校法人の掲げる建学の精神に基づき独自の教育目的を掲げている。各校においては、ステークホルダーに対し育成する具体的な人材像を明確にするためにも、それぞれの教育分野に基づき、学習成果、3つのポリシー（アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー）を定め、周知する。

<確認項目>

- 1) 学習成果を明示し、内外に周知している。
- 2) 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明示し、内外に周知している。

(2) 私立大学・短期大学は、安定した学校運営を行うため、自己点検・評価を充実させることが求められる。また、法令に基づき認証評価を受け、その評価結果をふまえた中期的な計画を策定する。

<確認項目>

- 1) 7年以内に1回認証評価を受け、適格の評価を受けている。
- 2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- 3) 学校法人の中期的な計画のうち、私立大学・短期大学に係る項目は、認証評価機関の評価結果をふまえた内容を記載している。

2. 学長のリーダーシップと教員組織の充実

(1) 学長は、法令に基づき校務をつかさどり、所属職員を統督することを役割としている。特に私立大学・短期大学においては、教学運営の最高責任者として権限と責任をもっており、建学の精神に基づき、教育目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、もって私立大学・短期大学の向上・充実に寄与するものである。

<確認項目>

- 1) 学長は、学校法人が定める規則等に基づき、的確な人材が選任されている。
- 2) 学長は、建学の精神及び私立大学・短期大学の教育目的を理解し、それに照らした大学運営に努めている。

(2) 学長が的確な判断をするためには、教授会をはじめとした運営組織の確立が必要不可欠である。私立大学・短期大学の向上・充実のために、各校の状況に応じた学長の補佐体制と、教授会をはじめとする教員組織を整える。

<確認項目>

- 1) 私立大学・短期大学には学長のほか、教授、准教授、助教、助手及び事務職員等を法令に基づき、適切な運営体制のもとに置いている。
- 2) 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べている。
 - ①学生の入学、卒業及び課程の修了
 - ②学位の授与
 - ③そのほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3. 教職員の資質向上

(1) 私立大学・短期大学が活性化するためには、教職員においても使命感を持って職務を全うすることが必要不可欠であり、優秀な教職員を確保し、人材育成を図りながら、安定的に運営することが重要である。そのため、私立大学・短期大学は、教職員の資質向上に努める。

<確認項目>

- 1) 教員に対するFD（ファカルティ・ディベロップメント）活動に関する規程を整備し、適切に実行している。
- 2) 事務職員のほか、教授等の教員や学長等の大学執行部、技術職員等に対するSD（スタッフ・ディベロップメント）活動に関する規程を整備し、適切に実行している。
- 3) 組織の活性化を図るため、教職協働による運営体制が整備されている。

第4章 情報の公開と公表

学校法人は、法人運営が適切かつ適法に行われていることの証しとして、情報公開及び情報公表を推進し、ステークホルダーからの信頼を得るよう努める。

第4章においては、公開及び公表すべき情報とその運用について示す。

1. 情報公開と発信

(1) 学校法人は、私立学校法に基づき、毎年会計年度終了後2か月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員名簿を作成する。また、寄附行為と併せて、当該年度終了後3か月以内にそれらを閲覧できるよう

にする。

<確認項目>

1) 学校法人は、法令に基づき、下記の情報を公開している。

- ①財産目録
- ②貸借対照表
- ③収支計算書
- ④事業報告書（法人の概要・事業の概要・財務の概要を含むもの）
- ⑤監事による監査報告書
- ⑥役員等名簿
- ⑦寄附行為
- ⑧役員報酬の基準

2) 1) の情報について、⑦については最新のものを、その他は作成の日から5年間、各事務所に備えて置き、請求があった場合には閲覧できるようにしている。

3) 学校法人は、法令に基づき、1) の内容を公表している。

4) 学校法人は、法令に基づき、設立時の財産目録を備えて置いている。

5) 学校法人が相当割合を出資する会社がある場合、法令に基づき情報公開を行っている。

(2) 私立大学・短期大学は、公的な教育機関として、社会に対する責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、法令に基づき教育情報を公表する。

<確認項目>

1) 私立大学・短期大学は、下記の情報を公表している。

- ①私立大学・短期大学の教育研究上の目的及び i) 卒業認定・学位授与の方針、ii) 教育課程編成・実施の方針、iii) 入学者受入れの方針
- ②教育研究上の基本組織
- ③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
- ④入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業・修了者数並びに進学者数及び就職者数等
- ⑤授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画
- ⑥学習の成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準
- ⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
- ⑧授業料、入学料その他私立大学・短期大学が徴収する費用
- ⑨私立大学・短期大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係わる支援

共同声明

学修経験時間の尊重に向けたインターンシップの取り組みについて

－学生の学修経験を担保し、豊かな学びを生かした社会へ－

2020年3月

公益社団法人全国求人情報協会
日本私立大学団体連合会
一般社団法人国立大学協会
一般社団法人公立大学協会
日本私立短期大学協会
全国公立短期大学協会
日本私立高等専門学校協会
全国公立高等専門学校協会

わが国を取り巻く状況は、テクノロジー等の進展とともに第四次産業革命が起こり、かつてない速度でグローバル化が進んでいる。これからのわが国を支える原動力は「人」であり、大学をはじめとする高等教育機関は、学生に未知の課題に取り組む時に必要な力を身につけさせ社会に送り出す責務がある。そのためには、学生が学業に専念して自らの能力や専門性を高める機会を十分確保するとともに、学びを生かした社会を実現していかななくてはならない。

学生の就職活動においても、その活動が学修経験時間^{※1}を妨げるものであってはならない。しかし、学生が就業体験によって働くことへの気付きを得る機会である「インターンシップ」は、採用選考活動解禁前の実質的な採用選考プロセスであると受け止められるなど、大学の教育現場に不要な混乱を招いている。とりわけ、「学事日程に影響する平日開催のインターンシップ」や「十分な就業体験が確保されない『ワンデーインターンシップ』の存在」は、学生が学業・課外活動等に集中しがたい状況を生み出す要因となっており、看過することはできない。

このような状況を踏まえ、就職採用に関する情報会社で組織する全国求人情報協会及び大学・短期大学・高等専門学校が加盟する各団体は、わが国の経済産業に貢献し国際社会を牽引する人材育成に向けて、学生の学修経験を尊重するための環境整備を行うことが急務であるとの認識に立ち、ここに決意を表明し、下記の通り、全国求人情報協会の会員企業と大学等が協力して活動することを宣言する。

1. 学生の学修経験を担保するため、インターンシップは学事日程に影響を与えないよう原則、「長期休暇」「土日祝」を中心に開催することを推進する。^{※2}
2. 単なる企業説明会や会社見学会が大半を占めると指摘される「ワンデーインターンシップ」という表記を使用しない。

※1 「学修経験時間」とは、授業等の学修時間をはじめ留学や課外活動など、学生が多様な経験を積む時間

※2 ただし、正課の教育活動として実施しているインターンシップは除く

地域貢献と教育の機会均等の実現

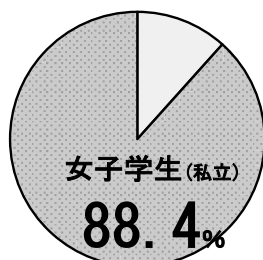
～ 私立短期大学 ～

令和2年8月版

☆教育による地方貢献を通して「地方創生」に寄与する
 ☆すべての国民に高等教育を受ける場を提供する

◇ 短期大学の約95%は私立短期大学であり、全国に幅広く分布

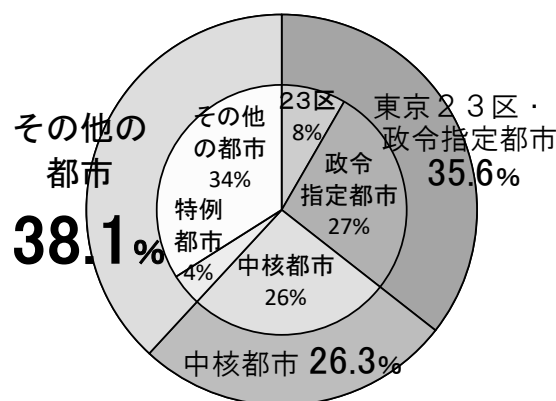
■女子の短期高等教育機関として貢献している



	公立	私立	
学校数	17校	306校	女子学生数(内数)
学生数(本科)	5,434人	99,451人	87,872人

出典：令和2年度学校基本調査(速報)

【私立短期大学所在都市規模別分布】

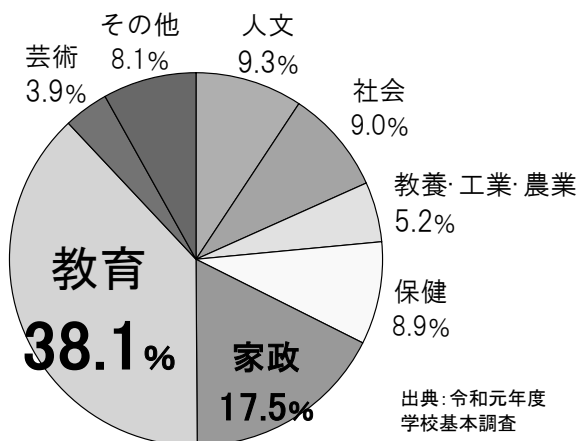


出典：令和2年度日本私立短期大学協会会員校調べ

- 大都市以外の地方中小都市にも多く設置されている
- 短期大学卒業生には、短期大学士の学位が授与される
- 第三者評価機関により、教育の質が保証されている

◇ 多様な人材を養成

【私立短期大学の分野別学生数の割合】



出典：令和元年度学校基本調査

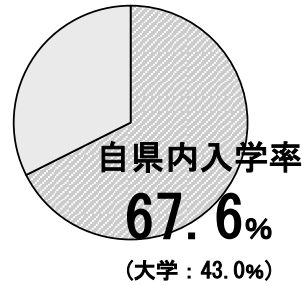
- 教養教育と専門教育の適度なバランスのとれた教育課程
- 少人数教育・担任制度などのきめ細かい学生支援
- 幼稚園教諭・保育士等を養成する教育分野で学ぶ学生が約4割を占める

◇ 地域に根ざした高等教育機関

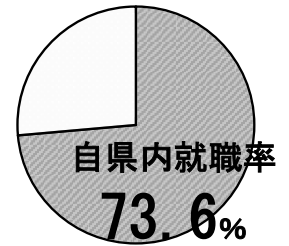
■自県内の入学率および就職率が高く、地元志向が強い



- 自宅通学が可能
- 修業期間が短いため学費の負担が低廉
- 地元企業等への就職を意識したキャリア教育や進路指導



出典：令和元年度学校基本調査



出典：令和2年度
日本私立短期大学協会会員校調べ

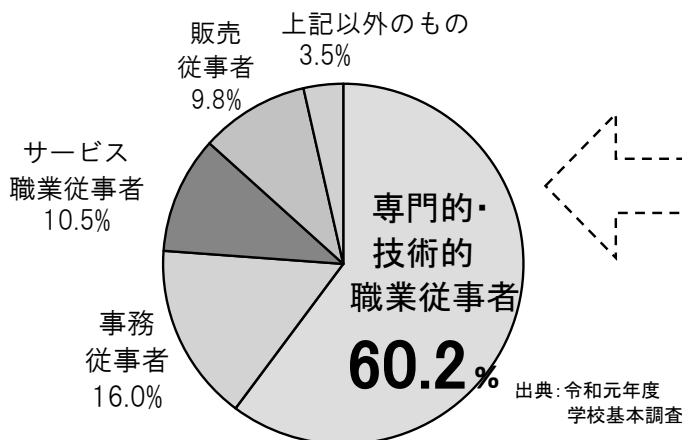
■地域コミュニティとしての役割

- 地域のニーズに対応した生涯学習プログラムの実施
- 資格取得やキャリアアップを目指す社会人の学び直しプログラムを提供

◇ 高い就職率と多彩な進路先

- 卒業生の約85%が就職を希望し、そのうち約98%が就職を決定している
- 6割以上の学生が国家資格・免許を有する専門職者として、幅広い分野で活躍
- 一般企業への就職も多く、事務職や営業職等、多彩な職種に就いている

【 職業別就職者の割合 】



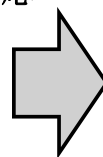
《 専門的・技術的職業従事者 》

幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、
司書、保育士、栄養士、調理師、
製菓衛生士、看護師、美容師、
介護福祉士、歯科衛生士、歯科技工士、
臨床検査技師、理学療法士、
診療放射線技師、自動車整備士 等

■専攻科進学や四年制大学編入、海外への留学で上位資格取得や学びの発展へ

◇ 公的支援の必要性

- 広く高等教育の機会を提供し、地域社会に貢献
- 生涯学習やリカレント教育の高まりへの対応
- 地域における人材育成
- 女性の活躍推進
- 特色を活かした教育の維持向上
- 小規模校が多く、財政的に厳しい環境



私学助成等の
公的支援の充実が
不可欠

日本私立短期大学協会

[令和2年4月1日現在]

● 会員短期大学数 297校

○ 支部別短期大学数

日本私立短期大学協会北海道支部	15校
日本私立短期大学協会東北支部	22校
関東私立短期大学協会(関東支部)	56校
東京都私立短期大学協会(東京支部)	34校
中部地区私立短期大学協会(中部支部)	51校
近畿私立短期大学連合会(近畿支部)	31校
大阪私立短期大学協会(大阪支部)	24校
中国・四国地区私立短期大学協会(中国・四国支部)	28校
九州地区私立短期大学協会(九州支部)	36校

<創立 昭和25年4月10日>

当初私立短期大学数	132校
学生数	13,076名
男	8,282名 (63%)
女	4,794名 (37%)

<令和2年5月1日>

私立短期大学数	306校
学生数	102,086【99,451】名
男	12,059【11,579】名 (11.8%【11.6%】)
女	90,027【87,872】名 (88.2%【88.4%】)

・当初私立短期大学数、学生数は、「日本の教育統計—新教育の歩み—」文部省(当時)
・令和2年5月1日現在の私立短期大学数、学生数は、文部科学省の「学校基本調査(速報値)」。
【 】は、本科学学生数。

北海道支部 15校

旭川大学短期大学部
帯広大谷短期大学
釧路短期大学
光塩学園女子短期大学
國學院大學北海道短期大学部
札幌大谷大学短期大学部
札幌国際大学短期大学部
札幌大学女子短期大学部
拓殖大学北海道短期大学
函館大谷短期大学
函館短期大学
北翔大学短期大学部
北星学園大学短期大学部
北海道科学大学短期大学部
北海道武蔵女子短期大学



東北支部 22校

■青森 (5校)

青森明の星短期大学
青森中央短期大学
東北女子短期大学
八戸学院大学短期大学部
弘前医療福祉大学短期大学部

■岩手 (2校)

修紅短期大学
盛岡大学短期大学部

■秋田 (4校)

秋田栄養短期大学
聖霊女子短期大学
日本赤十字秋田短期大学
聖園学園短期大学

■宮城 (5校)

聖和学園短期大学
仙台赤門短期大学
仙台青葉学院短期大学
東北生活文化大学短期大学部
宮城誠真短期大学

■山形 (2校)

羽陽学園短期大学
東北文教大学短期大学部

■福島 (4校)

いわき短期大学
郡山女子大学短期大学部
桜の聖母短期大学
福島学院大学短期大学部



関東支部 56校

■千葉 (8校)

植草学園短期大学
昭和学院短期大学
聖徳大学短期大学部
清和大学短期大学部
千葉敬愛短期大学
千葉経済大学短期大学部
千葉明德短期大学
東京経営短期大学

■埼玉 (12校)

秋草学園短期大学
浦和大学短期大学部
川口短期大学
国際学院埼玉短期大学
埼玉医科大学短期大学
埼玉純真短期大学
埼玉女子短期大学
埼玉東萌短期大学
城西短期大学
武蔵丘短期大学
武蔵野短期大学
山村学園短期大学

■新潟 (5校)

新潟工業短期大学
新潟青陵大学短期大学部
新潟中央短期大学
日本歯科大学新潟短期大学
明倫短期大学

■神奈川 (13校)

和泉短期大学
小田原短期大学
神奈川歯科大学短期大学部
鎌倉女子大学短期大学部
相模女子大学短期大学部
上智大学短期大学部
湘北短期大学
昭和音楽大学短期大学部
聖セシリア女子短期大学
洗足こども短期大学
鶴見大学短期大学部
東海大学医療技術短期大学
横浜女子短期大学

■山梨 (2校)

帝京学園短期大学
山梨学院短期大学

■茨城 (3校)

茨城女子短期大学
つくば国際短期大学
常磐短期大学



■栃木 (6校)

足利短期大学
宇都宮短期大学
宇都宮文星短期大学
國學院大學栃木短期大学
作新学院大学女子短期大学部
佐野日本大学短期大学

■群馬 (7校)

育英短期大学
桐生大学短期大学部
群馬医療福祉大学短期大学部
高崎商科大学短期大学部
東京福祉大学短期大学部
新島学園短期大学
明和学園短期大学

東京支部 34校

愛国学園短期大学
 有明教育芸術短期大学
 上野学園大学短期大学部
 大妻女子大学短期大学部
 共立女子短期大学
 国際短期大学
 駒沢女子短期大学
 実践女子大学短期大学部
 淑徳大学短期大学部
 女子栄養大学短期大学部
 女子美術大学短期大学部
 白梅学園短期大学
 杉野服飾大学短期大学部
 星美学園短期大学
 創価女子短期大学
 帝京大学短期大学
 帝京短期大学
 貞静学園短期大学
 戸板女子短期大学
 東京家政大学短期大学部
 東京交通短期大学
 東京歯科大学短期大学

東京女子体育短期大学
 東京成徳短期大学
 東京立正短期大学
 東邦音楽短期大学
 桐朋学園芸術短期大学
 新渡戸文化短期大学
 日本歯科大学東京短期大学
 日本大学短期大学部
 フェリシアこども短期大学
 文化学園大学短期大学部
 目白大学短期大学部
 山野美容芸術短期大学



中部支部 51校

■愛知 (19校)

愛知医療学院短期大学
 愛知学院大学短期大学部
 愛知学泉短期大学
 愛知工科大学自動車短期大学
 愛知江南短期大学
 愛知産業大学短期大学
 愛知大学短期大学部
 愛知文教女子短期大学
 愛知みずほ短期大学
 岡崎女子短期大学
 至学館大学短期大学部
 修文大学短期大学部
 豊橋創造大学短期大学部
 名古屋経営短期大学
 名古屋女子大学短期大学部
 名古屋短期大学
 名古屋文化短期大学
 名古屋文理大学短期大学部
 名古屋柳城短期大学

■静岡 (4校)

静岡英和学院大学短期大学部
 東海大学短期大学部
 常葉大学短期大学部
 浜松学院大学短期大学部

■長野 (8校)

飯田女子短期大学
 上田女子短期大学
 佐久大学信州短期大学部
 信州豊南短期大学
 清泉女学院短期大学
 長野女子短期大学
 松本大学松商短期大学部
 松本短期大学

■岐阜 (10校)

大垣女子短期大学
 岐阜聖徳学園大学短期大学部
 岐阜保健大学短期大学部
 正眼短期大学
 高山自動車短期大学
 中京学院大学短期大学部
 中部学院大学短期大学部
 東海学院大学短期大学部
 中日本自動車短期大学
 平成医療短期大学



■三重 (3校)

鈴鹿大学短期大学部
 高田短期大学
 ユマニテク短期大学

■福井 (1校)

仁愛女子短期大学

■富山 (2校)

富山短期大学
 富山福祉短期大学

■石川 (4校)

金沢学院短期大学
 金沢星稜大学女子短期大学部
 金城大学短期大学部
 北陸学院大学短期大学部

近畿支部 31校

■兵庫 (15校)

大手前短期大学
甲子園短期大学
神戸教育短期大学
神戸女子短期大学
神戸常盤大学短期大学部
産業技術短期大学
頌栄短期大学
聖和短期大学
園田学園女子大学短期大学部
東洋食品工業短期大学
豊岡短期大学
姫路日ノ本短期大学
兵庫大学短期大学部
湊川短期大学
武庫川女子大学短期大学部

■京都 (9校)

池坊短期大学
華頂短期大学
京都外国語短期大学
京都経済短期大学
京都光華女子大学短期大学部
京都西山短期大学
京都文教短期大学
嵯峨美術短期大学
龍谷大学短期大学部



■奈良 (3校)

奈良芸術短期大学
奈良佐保短期大学
白鳳短期大学

■滋賀 (3校)

滋賀短期大学
滋賀文教短期大学
びわこ学院大学短期大学部

■和歌山 (1校)

和歌山信愛女子短期大学

大阪支部 24校

藍野大学短期大学部
 大阪青山大学短期大学部
 大阪音楽大学短期大学部
 大阪学院大学短期大学部
 大阪キリスト教短期大学
 大阪芸術大学短期大学部
 大阪健康福祉短期大学
 大阪国際大学短期大学部
 大阪城南女子短期大学
 大阪女学院短期大学
 大阪信愛学院短期大学
 大阪成蹊短期大学
 大阪千代田短期大学
 大阪夕陽丘学園短期大学
 関西外国語大学短期大学部
 関西女子短期大学
 近畿大学短期大学部

堺女子短期大学
 四條畷学園短期大学
 四天王寺大学短期大学部
 常磐会短期大学
 東大阪大学短期大学部
 プール学院短期大学
 平安女学院大学短期大学部



中国・四国支部 28校

■鳥取 (1校)

鳥取短期大学

■岡山 (7校)

岡山短期大学
川崎医療短期大学
作陽短期大学
山陽学園短期大学
就実短期大学
中国短期大学
美作大学短期大学部

■広島 (5校)

山陽女子短期大学
比治山大学短期大学部
広島国際学院大学自動車短期大学部
広島文化学園短期大学
安田女子短期大学

■山口 (5校)

岩国短期大学
宇部フロンティア大学短期大学部
下関短期大学
山口芸術短期大学
山口短期大学

■徳島 (3校)

四国大学短期大学部
徳島工業短期大学
徳島文理大学短期大学部

■香川 (2校)

香川短期大学
高松短期大学

■愛媛 (4校)

今治明德短期大学
聖カトリック大学短期大学部
松山東雲短期大学
松山短期大学

■高知 (1校)

高知学園短期大学



九州支部 36校

■福岡 (18校)

折尾愛真短期大学
九州大谷短期大学
九州産業大学造形短期大学部
九州女子短期大学
近畿大学九州短期大学
久留米信愛短期大学
香蘭女子短期大学
純真短期大学
精華女子短期大学
西南女学院大学短期大学部
中村学園大学短期大学部
西日本短期大学
東筑紫短期大学
福岡医療短期大学
福岡工業大学短期大学部
福岡こども短期大学
福岡女学院大学短期大学部
福岡女子短期大学

■佐賀 (3校)

九州龍谷短期大学
佐賀女子短期大学
西九州大学短期大学部

■長崎 (2校)

長崎女子短期大学
長崎短期大学

■熊本 (2校)

尚綱大学短期大学部
中九州短期大学

■大分 (4校)

大分短期大学
東九州短期大学
別府大学短期大学部
別府溝部学園短期大学



■鹿児島 (3校)

鹿児島純心女子短期大学
鹿児島女子短期大学
第一幼児教育短期大学

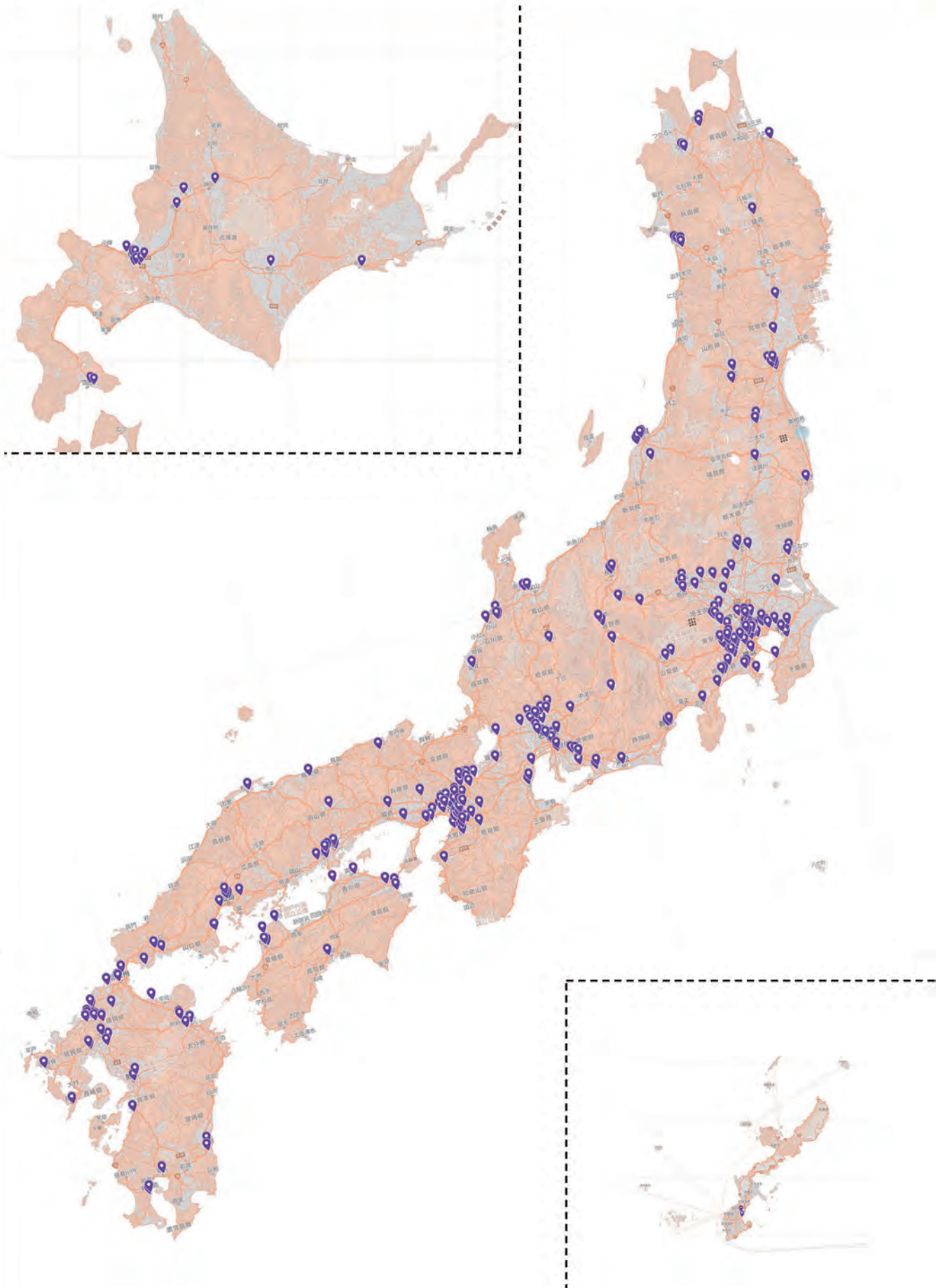
■宮崎 (2校)

南九州短期大学
宮崎学園短期大学

■沖縄 (2校)

沖縄キリスト教短期大学
沖縄女子短期大学

◇ 日本私立短期大学協会会員校 キャンパス所在地分布図



編集後記

本年の機関誌「短期大学教育」第76号は、『日本私立短期大学創立70周年記念号』として発刊いたしました。

本号では、短期大学の現状を把握しつつ、本協会の60周年以降10年間の歩みや活動記録などを掲載するとともに、短期大学に対する応援メッセージや短期大学の強みであります地域で活躍している卒業生たちの活躍を紹介しています。

これまでも中央教育審議会の答申として出された2040年を見据えた高等教育のグランドデザインをもとに、短期大学としての将来の役割や高等教育の目指すべき姿、必要とされる人材像などを『短期大学教育』でも紹介してまいりました。

今年には新型コロナウイルス感染拡大に伴い、平常時には考えられなかった学生の通学がかなわないという状況の中で、授業運営や生活指導の速やかな対応が求められました。

新型コロナ禍にあっても大学教育の質向上に取り組みつつ、オンラインでの授業や対面授業を模索しながら教育を行ってまいりました。

短期大学は、このような社会的状況のなかでもその特性であります地域社会とともに生きる高等教育機関として、地域の発展に寄与できる人材を輩出すべく努力を続けております。

「短期大学教育」は、その一端を支える短期大学協会の広報誌としての役割を続けてまいりたく存じますので、今後とも全国の短期大学教育に携わる皆様方のご指導ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

本誌は、本年6月まで任に当たられました前広報委員会委員長の鳴海渉先生（聖和学園短期大学学長）を始めとして広報委員、広報作業部会の先生方、事務局の皆様のお陰で刊行できる運びとなりました。この場をお借りして御礼申し上げます。

日本私立短期大学協会
広報委員会

委員長 福井洋子
(大手前短期大学 学長)

短期大学教育 第76号 日本私立短期大学協会創立70周年記念号

印刷年月日 / 令和2年11月16日

発行年月日 / 令和2年11月25日

発行人 / 日本私立短期大学協会 会長 関口 修

広報委員会 / 委員長 福井 洋子

発行所 / **日本私立短期大学協会**

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-25 私学会館別館内

電話 03 (3261) 9921 (代表)

03 (3261) 9055 (直通)

FAX 03 (3263) 6950

協会URL <https://tandai.or.jp>

短大クエスチョンURL <https://tandai.jp>

印刷所 / 株式会社カワマタ印刷工芸社

東京都江東区門前仲町1-11-2

電話 03 (3643) 1192 FAX 03 (3643) 1194

(非売品)